

平成21年度広域ブロック自立施策等推進調査

エコミュージアムを活用した持続可能な地域創出のための調査
報告書

平成22年3月

環境省中部地方環境事務所

平成 21 年度 エコミュージアムを活用した持続可能な地域創出のための調査報告書

目 次

【要約編】

序 調査の背景と目的	1
第 1 章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 （エコミュージアム構想）の意義の検討	3
第 2 章 地域の自然環境及び社会環境の特性と課題	4
第 3 章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 （エコミュージアム構想）の検討	6
3 - 1 . 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を実現するための人材育成・活動プログラム等の検討及び 実証実験	6
3 - 2 . 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 （エコミュージアム構想）の検討	9
第 4 章 多様な主体が参画する場の結成及び C O P 1 0 への情報発信	16

【本 編】

序 調査の背景と目的	1
1 . 調査の背景	1
2 . 調査の目的	1
3 . 検討の体制	2
4 . 検討の対象地域と人口	3
第 1 章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想） の意義の検討	5
1 . 本流域の特性	5
2 . 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の意義等 の検討	5
第 2 章 地域の自然環境及び社会環境の特性と課題	7
1 . 自然環境の特性	7
2 . 社会環境の特性	21
3 . 自然環境保全に係る法制度等の概況	26
4 . 多様な主体による環境保全への取組状況	31
5 . エコミュージアム構想・計画の事例	40
6 . 現地調査による特性と課題の把握	62
7 . ヒアリングによる特性と課題の把握	69

第3章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想	
(エコミュージアム構想)の検討	105
3-1 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を実現するための人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験	105
1 海エリアにおける人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験に向けた検討	105
2 森・里エリアにおける人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験に向けた検討	108
3-2 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)の検討	113
1 構想の目的	113
2 構想の対象地域と人口	113
3 伊勢・三河湾流域における土地の履歴	114
4 伊勢・三河湾及びその流域の現状と課題	116
5 伊勢・三河湾流域におけるエコミュージアム構築のポテンシャル	124
6 持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)の概念と目標	133
7 構想の実現に向けた戦略	139
第4章 多様な主体が参画する場の結成及びC O P 1 0への情報発信	141
1 中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会)のための事前の検討	141
2 中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会)及び普及啓発シンポジウムの開催	142

序 調査の背景と目的

1. 調査の背景

平成 22 年（2010 年）10 月に開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催を契機として、特に生物多様性の分野において多様な主体の参画による持続可能な地域創出のモデルを構築し、その取組を発展させるとともに、こうした取組を COP10 の場で世界に発信する必要ことが求められている。

地域の発意により原案が策定され、平成 21 年（2009 年）8 月に国土交通大臣により決定された中部圏広域地方計画のリーディングプロジェクトとして、「いきもの共生プロジェクト」が掲げられている。当該プロジェクトでは「中部圏の誇る豊かな自然を維持・保全し、持続可能な利用を図るため、豊かな自然環境の保全対策、身近に共生する環境の整備、多様な主体の参画を促進することにより、「人」と「いきもの」が共生する先進的な圏域を形成する。」とされており、当該プロジェクトに基づく具体的な取組を推進することが喫緊の課題となっている。

2. 調査の目的

本業務では、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策等の総合的かつ円滑な推進を図ることが目的としており、また、中部地方のうち、主に伊勢湾並びに三河湾流域¹（以下、伊勢・三河湾流域と記す）を対象に、広域的な広がりで一体的な持続可能な地域づくりを効率的・効果的に実現するために、自然環境及び社会環境を展示物に見立てて、その保全と持続可能な利用を行う取組を進めるというエコミュージアムの視点にたった持続可能な地域づくり構想を策定し、その成果を持続可能な地域創出のモデルとして発信することを目的としている。

本構想は「いきもの共生プロジェクト」の具体的な取組の 1 つとして、「多様な主体の参画による地域環境や生物多様性の保全を推進」し、広域ブロックの自立的な発展に資するものである。

3. 検討の体制

本構想の検討にあたっては、山本委員を座長として下記に示す有識者等で構成される意見交換会における議論をもとにとりまとめた。

片田 知行	中日新聞 岐阜支社長
蔵治 光一郎	東京大学愛知演習林 講師 矢作川森の研究者グループ
清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 准教授
関口 秀夫	三重大学生物資源学部 招へい教授
辻 淳夫	伊勢・三河湾流域ネットワーク 代表世話人（代理 亀井 浩次）
丹羽 健司	矢作川水系森林ボランティア協議会 代表
長谷川 修平	南知多ビーチランド 所長
山本 進一	名古屋大学総長顧問 生命農学研究科 教授

は座長を示す

¹ 伊勢湾並びに三河湾に流入する 1 級河川 10 水系の流域を構成する愛知県、岐阜県、三重県ならびに長野県の一部を伊勢・三河湾流域と定義する。

4. 検討の対象地域と人口

本検討では、岐阜県・愛知県・三重県ならびに木曾川及び矢作川流域に含まれる長野県の一部の3町5村²を含む、伊勢湾・三河湾流域(海域を含む。以下「本地域」という。)を対象とする。

本地域の陸域の面積合計は、23,277 km²であり、全国面積の約 6.2%にあたる。人口は合計 11,357,764 人でありわが国の総人口の 8.9%を占める。人口密度をみると岐阜県で 198.1 人/km²、愛知県で 1,425.1 人/km² (全国で 5 位)、三重県で 324.7 人/km²となっている。政令市である名古屋市は、愛知県人口の 30.1%を占めており、人口密度は 6,785.7 人/km² である。

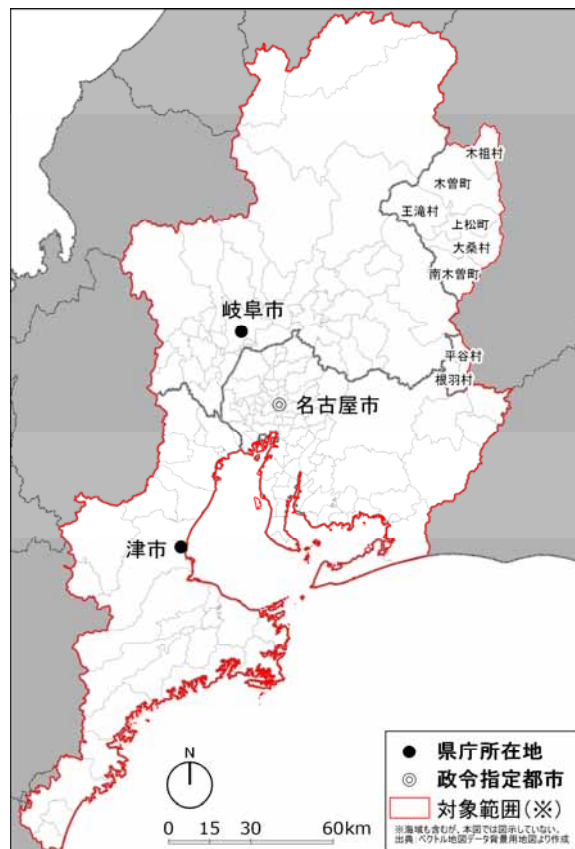


図 - 1 : 本検討の対象地域

表 - 1 : 本地域の人口・面積と市町村数

	人口	面積(k m ²)	総面積 1 k m ² 当 たり人口密度	備考	
岐阜県	2,104,000	10,621.17	198.1	市町村数 42 県庁所在地：岐阜市	
D I D	821,851	178.9	4,593.9		
愛知県	7,360,000	5,164.57	1,425.1	市町村数 60 県庁所在地：名古屋市	
D I D	5,480,045	897.3	6,107.3		
名古屋市	2,215,062	326.43	6,785.7		
三重県	1,876,000	5,777.35	324.7	市町村数 29 県庁所在地：津市	
D I D	761,637	180.0	4,231.3		
長野県	平谷村	688.0	77.4	8.9	市町村数 2 (矢作川流域)
	根羽村	1,253.0	90.0	13.9	
	上松町	5,770.0	168.5	34.2	市町村数 6 (木曾川流域)
	南木曾町	5,238.0	216.0	24.3	
	木祖村	3,361.0	140.5	23.9	
	王滝村	1,097.0	310.9	3.5	
	大桑村	4,457.0	234.5	19.0	
	木曾町	13,900.0	476.1	29.2	
計	11,357,764	23,277	488.7	3県と長野県3町5村の合計	

注) 人口は平成 17 年 10 月 1 日現在、面積は平成 19 年 10 月 1 日現在、市町村数は平成 21 年 9 月 1 日現在
出典：「社会生活統計指標 都道府県の指標 2009」総務省統計局より作成

² 矢作川流域に含まれる 2 村(平谷村、根羽村)、木曾川流域に含まれる 3 町 3 村(上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町)の合計 3 町 5 村

第1章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の意義の検討

1. 持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の重要性・必要性

伊勢・三河湾流域は、主な河川流域で森・里・川・海のつながりがみられ、保全のための法的な担保がなされている。

しかし、保護区域などの指定状況の再点検と併せて、森・里・海に係る流域単位の多様な諸活動ならびに、流域間をつなぐ伊勢湾・三河湾の海の活動を広域的に連携させることが重要である。

このため、海の再生と流域連携ならびに流域間連携をキーワードとして、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想を検討することは、生物多様性を保全しながら、適正な資源利用を進めるエンジンとなるといえる。

2. 伊勢・三河湾流域住民にとっての持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）策定によるメリット

伊勢・三河湾流域は森・里の恵み、川・海の恵みを享受することによって経済活動や都市活動を発展させてきた。このため、伊勢・三河湾流域に関わる多様な主体の参画による活動の連携の推進を図り、構想の理念の共有化を進めることを通じて、伊勢・三河湾流域の住民が安全・安心で、豊かな資源や自然とのふれあう機会を享受することが可能となり、このことが構想策定のメリットとして考えられる。

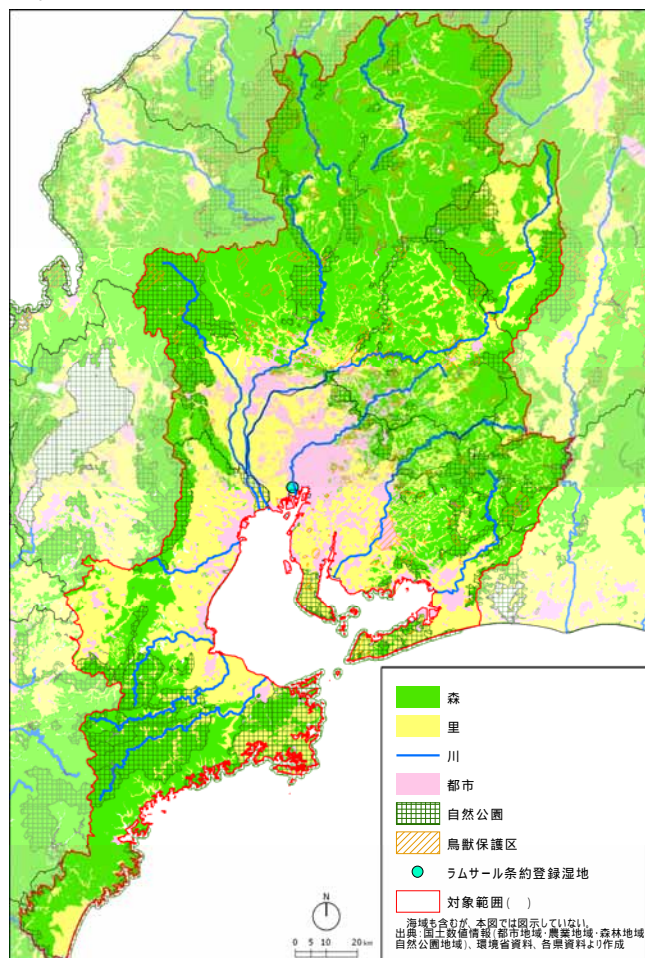


図 - 2 : 伊勢・三河湾流域の森・里の現状

第2章 地域の自然環境及び社会環境の特性と課題

1. 伊勢・三河湾及びその流域の現状

本地域は大きく10の水系に分けることができる。最も流域面積が広く、流域人口の多い水系は木曾川水系(9,100 km²)で、木曾川、長良川、揖斐川三川の流域人口は336万人を擁する。

伊勢・三河湾は、日光が届く浅海域が広く、砂浜、干潟、岩場、藻場および栄養塩類を含む陸域からの淡水と海水が混ざり合う汽水域などによって、多種多様な生物が生息、生育している。

本地域の自然環境を自然林、二次林、植林地、自然草原、二次草原、農耕地、市街地等に区分すると、植林地が最も多く約32.3%を占めており、次いで二次林が約23.3%、農耕地が約19.6%で、市街地は約12.3%である。

また、本地域の自然環境を広域的に保護するため、国立公園4箇所、国定公園6箇所、県指定自然公園27箇所の総計37箇所、面積にして約51.9万haが自然公園に指定されている。

愛知県の藤前干潟は、平成14年(2002年)11月に日本有数の渡り鳥の渡来地としてラムサール条約に登録されている。さらに、平成13年(2001年)12月に公表された重要湿地500のうち、岐阜県、愛知県、三重県においては、19箇所が選定されている。

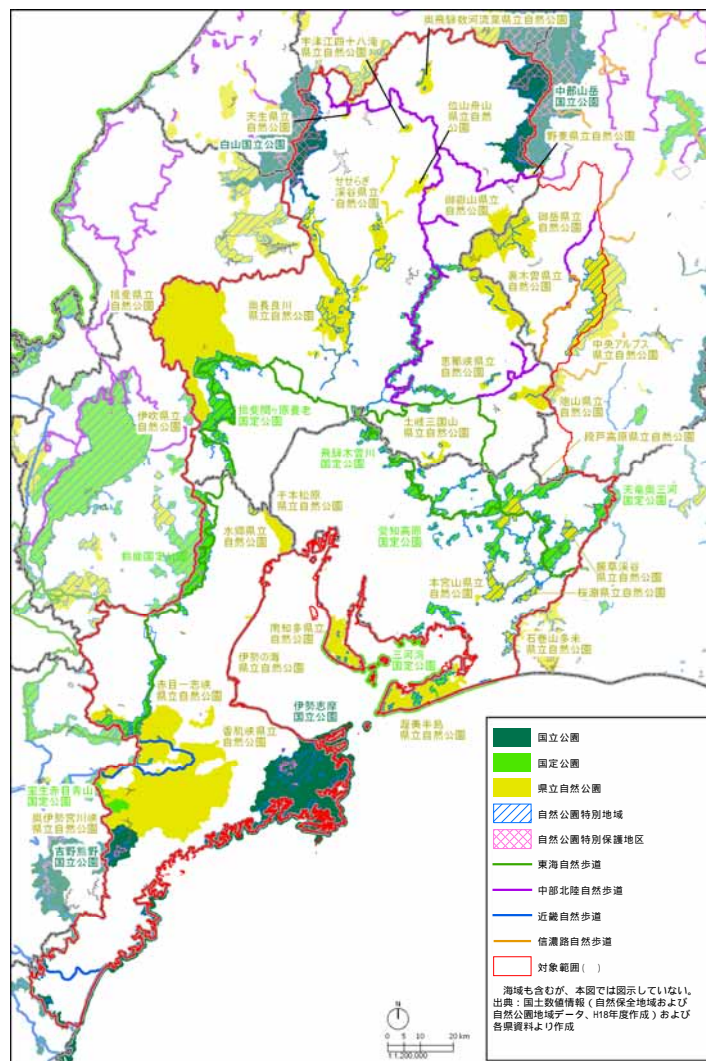


図 - 3 : 自然公園及び自然歩道の分布

2. 伊勢・三河湾の生物多様性の観点からみた課題

(1) 高度経済成長期に進められてきた各種事業・都市化の進展等と環境負荷の増大

伊勢・三河湾は、外海との水交換が悪く、汚濁の原因となる物質が停滞しやすい閉鎖性水域では、赤潮や貧酸素水塊、苦潮の発生を慢性化させている。

さらに、干潟面積の推移をみると、近年の干潟面積は昭和 20 年（1945 年）頃と比べると半分程度の面積になっている。また、木曽川・庄内川河口部をみると、藤前干潟を除いて多くの干潟が消滅している。

また、近年、伊勢・三河湾では漁獲量は減少傾向にあり、平成 16 年（2004 年）の漁獲量は、約 8.5 万トンとなっている。

(2) 高齢化・少子化等による産業・社会構造の変容

2000 年農林業センサスにおける民有林人工林の年齢構成をみると、伊勢・三河湾流域の人工林は、全国と比較して 9 年齢以上（41 年生以上）の割合が高くなっており、強度の要間伐林が多くなっている。

2005 年農林業センサスによる、岐阜、愛知、三重の 3 県での耕作放棄地³は平成 2 年（1990 年）以降増加傾向にあり、昭和 50 年（1975 年）～平成 17 年（2005 年）の 30 年間で 5,633ha の耕作放棄地が出現している。

(3) 森里川海のネットワークの状況と生物の生息環境

環境省自然環境保全基礎調査第 2 回（1978 年）、第 6 回（2003 年）を比較すると、ツキノワグマ、サルともに、奥山地域から都市に近い里山地域へと生息分布が移動していることが推測される。

また、主要な干潟のシギ・チドリ類出現数の変化をみると減少傾向を示す種が少なくない。

さらに、東海地方の丘陵地には、シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴなどの固有種が急速に生息地を減らしており、絶滅危惧 類に指定されている。

各県で策定しているレッドデータブックに掲載されている種数をみると、絶滅・消滅（野生絶滅を含む）した種数は 145 種、絶滅危惧種等（準絶滅危惧種を含む）は 2,988 種で、合計すると 3,133 種が絶滅もしくは絶滅が危惧されている。

岐阜、愛知、三重の 3 県における野生鳥獣による農作物被害面積の推移をみると平成 11 年（1999 年）をピークに減少しているが、被害量は近年増加しており平成 20 年度の被害量は 6,597 トンと横ばいである。

今後は、野生鳥獣資源を活用していくことが必要とされるが、狩猟体制の確保、行政内における野生鳥獣活用の体制づくり、と殺・加工・商品化の展開などを含めた総合的な野生鳥獣による被害対策が必要とされている。

³ 農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なおこれに対して、調査日以前 1 年以上作付けしなかったが今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。（出典：農林水産省資料）

第3章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 (エコミュージアム構想)の検討

地域の自然環境及び社会環境の特性と課題をふまえ、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を具体的なものとするため、海エリア、里・海エリアのそれぞれにおける人材育成・活動プログラムの実証実験の検討等を行った。また、上記の結果をふまえ、エコミュージアム構想策定検討委員会において、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を検討した。

3-1. 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を実現するための人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験

1. 海エリアにおける人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験に向けた検討

(1) 人材育成・活動プログラム等の検討

海エリアにおける実証実験として、平成22年(2010年)に伊勢・三河湾流域における干潟一斉調査(各干潟で同時期に「海の健康診断」を実施し、その結果を比較すること)を実施することを想定し、その準備段階として、一斉調査の意義、課題などの検証、取組の骨子と目的の明確化を図るため、汐川、一色、六条潟、藤前、高松、松名瀬等の各干潟に関わる市民団体、漁業関係者等の意向を把握した。

(2) 実証実験に向けた課題の整理

1) 目的の整理

実証実験の目的を、データの収集・活用とするのか、干潟の重要性を楽しみながら伝える普及啓発とするのかについて整理する必要がある。

データの収集・活用を主目的とする場合、専門家によるデータの分析・解析が不可欠であり、専門性の高い調査体制を検討する必要がある。

普及啓発を主目的とする場合、調査そのものに分かりやすく、楽しい、人を惹きつける仕掛けが求められる。

2) 実証実験の手法の検討

干潟の保全活動に関わる市民団体からは、海のつながりを意識した干潟の一斉調査よりも、森、里、海のつながりや、上流と下流のつながりを意識できる実証実験手法が望ましいとの意見が具体的例示も含めて出された。

このため、実証実験の目的を整理すると共に、実証実験の手法についても、「海の健康診断」以外の取組を検討していくことが必要とされる。

特に、干潟で実証実験を行う場合には、活動可能な曜日、時間帯に干潟が出現する日はそれほど多くなく、日程の調整も含めて、早期に検討を進めていくことが求められる。

3) 実施体制の検討

「海の健康診断」一斉調査を実施するためには、干潟の保全活動に取り組んでいる市民団体、科学的知見に基づいた指導・助言を行う専門家、活動を推進し支援する行政等、多様な主体の協働・連携が不可欠であり、各主体が主体的に関われるよう事前に役割分担について十分に検討しておく必要がある。

また各干潟では、地域住民による干潟の魅力の発見や認識の拡大が求められており、地域住民が主体的に関われる仕組みを検討することが望ましい。

4) 情報発信手法の検討

各干潟で行われている観察会やイベント等では、参加者の確保が課題となっている。一斉調査では、催事的に行うことにより、干潟の保全活動に取り組んでいる市民団体のヨコのつながりの強化を図るとともに、干潟や自然、環境にあまり関心を持っていない市民が参加し、市民による干潟の保全活動の裾野を広げること重要である。干潟にあまり関心を持っていない市民にも事前周知できるよう、効率的で効果的な情報発信手法を検討する必要がある。

2. 森・里エリアにおける人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験に向けた検討

(1) 人材育成・活動プログラム等の検討

伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を実現するためのモデルとなる活動として「森の健康診断」や「流域再生調査」等に着目した。「森の健康診断」は人工林の実態調査を行うものであるが、こうした活動を拡大し、地域に定着させるためには自然環境保全活動を行う団体の実態把握を行った上で当該団体と連携できる研究者等とのコーディネートが必要であるが、矢作川流域以外ではそのような体制を早急に構築することは困難と判断した。一方、「流域再生調査」は民間団体同士の対面による民間団体実態調査を行うことであり、流域の現状を明らかにするとともに、コーディネーターやインタープリターのネットワークを構築することができ、「森の健康診断」をはじめとする諸活動の実施やその拡大の基礎となるものである。そこで、多様な主体の協働・連携のもと活動を推進するため、森・里エリアワーキンググループの活動として、伊勢・三河湾流域の再生に向けたネットワークの構築を目指す「流域再生調査」に着目し、コーディネーターやインタープリターなどを育成した。

1) 伊勢・三河湾流域再生調査の概要

- ・ 伊勢・三河湾流域ネットワークでは「かつての豊かな伊勢・三河湾を取り戻すために機能するネットワークをつくる」ことを目的に「伊勢・三河湾流域再生交流会議」を立ち上げ、様々な現場に出かけ言葉を交わし、喜びや苦悩など生の姿に直接ふれ、活動の「自慢(光)」と「課題(影)」を明らかにする流域再生調査を展開している。
- ・ 流域再生調査は、基礎データを集積することが目的ではなく、調査の過程でネットワークが形成されていくことを重視しており、最大の成果は、伊勢・三河湾流域で活動する代表的な環境保全団体が「伊勢・三河湾流域再生交流会議」に結集し、他地域の異業種団体への現地に赴きヒアリング調査を実施する、つまり「対面調査」を行うことにより、強固なネットワークが形成されていくことにある。
- ・ 第1期調査では、平成20年度環境省中部地方環境事務所が実施した調査の一環として、主に環境保全団体を対象にヒアリング調査を実施した。第1期調査の反省として、漁業協同組合や林業従事者など、暮らしや生業に関わる活動について把握していく必要があるという意見があり、本調査ではより、森・里の営みに関わる活動を対象に対面調査を実施した。
- ・ 調査については、テーマ別にグループ(組)を組織し、グループごとに独自の視点を持って進めた。なお、調査方法についてはマニュアルを策定し、同一のまとめかたが可能となるよう実施した。

2) ワーキンググループの開催

森・里エリアワーキンググループ(伊勢・三河湾流域再生調査に関するワーキンググループ)を開催し、山川里海の交流の重要性や交流のあり方や伊勢・三河湾流域再生調査の手法などについて議論した。

(2) 実証実験の実施

1) 調査概要

伊勢・三河湾流域の再生に向けたネットワークの構築のあり方を検討するため、木曾川上流域で暮らしや農林漁業の営みと関連した取組を展開している 13 団体の活動団体を対象に「伊勢・三河湾流域再生調査」を実施した。

2) 実証実験のまとめ

ア) 実証実験による成果

自然環境保全活動の実状の把握

高齢化により構成人数が減少している団体がある一方で、構成人数が増加することにより事務的な負担が多くなり、活動に時間が割けなくなっている団体があるなど、地域の「生の声」を通じて、データベース等では把握できない、個々の市民団体等の実情について把握することができた。また、キーパーソンによる前向きで積極的な取組が活動の推進力に結びついている市民団体も多く、伊勢・三河湾流域の再生に向けて「機能するネットワーク」を構築するためには、コーディネーターやインタープリターとなるキーパーソンの発掘が重要であることが明らかとなった。

調査を通じた交流の促進

自然環境保全活動を実施している主体が調査を行うことにより、流域再生調査そのものが調査者と被調査者が交流し学びあう場となり、自然環境保全活動の担い手の「顔と顔をつなぐ」役割を果たすことが明らかとなった。多様な主体が協働・連携する基盤となるネットワークを形成するためには、流域再生調査を継続的に実施することが望まれる。

イ) 実証実験の課題

情報の発信手法の検討

実証実験では、市民活動団体や NPO、地域に密着した活動を展開する企業など、地域に密着した「生の声」が収集された。今後これらの収集した「生の声」や山や里、海の暮らしの実態などの情報を、ありのままに正確にかつ分かりやすく伝える発信方法を検討する必要がある。

これらの情報は地域に密着した日々変化する情報であるため、常に更新し最新の情報を発信することが重要であるとともに、地域の実態を伝えることを通じて市民に何ができるかについて分かりやすく発信することが重要である。

また、情報の発信とともに、情報を活用して都市と農村漁村をつなぐためには、都市と農山漁村の仲介機能を果たす仕組みづくりを検討する必要がある。

キーパーソンの発掘とキーパーソンをつなぐ仕組みづくりの検討

実証実験では、地域に対する愛着や思いを持ったコーディネーターやインタープリターとなるキーパーソンの重要性が明らかとなった。連携・協働の基盤となるネットワークを構築するためには、キーパーソンの発掘を継続的に進め、キーパーソン相互をつなぐ仕組みを検討する必要がある。

継続的に調査を実施する仕組みづくりの検討

流域再生調査は、個々のフィールドに出かけ、調査を行い、調査結果をまとめ、情報を発信するという多くの手間と費用がかかる取組である。継続的に調査を実施するためには、市民団体、行政、企業、専門機関等の協働・連携や人材育成を視野に入れた調査体制の確立や、助成金等を活用した財政基盤の確立が望まれる。

3 - 2 . 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 (エコミュージアム構想)の検討

伊勢・三河湾流域における生物多様性保全と持続可能な利用に向け、例えば「水質(COD値が依然として高い)赤潮・苦潮の発生」という課題に対し「伊勢・三河湾の環境モニタリング・情報公開の実施、矢作川のアユの生態調査、『伊勢湾再生行動計画』及び『三河湾流域圏再生行動計画』の計画策定とその実施」などの取組が既に行われている。また、「干潟・藻場・自然海岸の減少」という課題に対し「伊勢・三河湾流域ネットワークをはじめとする多様な主体による『海の健康診断』の実施、沿岸部における干潟・藻場の再生」などの取組が既に行われている。

このように、伊勢・三河湾における生物多様性の保全と持続可能な利用に係る課題を解決するための取組が既に始まっており、より効果的な取組を行うためには、多様な主体が参加することがキーワードとなる。

1 . 持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)の概念と目標

(1) 生物多様性保全の考え方と目標

伊勢・三河湾流域では、かつては自然から豊かな恵みを得ていた地域であったが、高度経済成長期以降の産業の発達によって経済の基盤や都市の発達が進められ暮らしが豊かになってきた反面、森・里・川・海では多くの課題を抱えてきた。

経済学の視点から、宇沢弘文は人類の貴重な遺産を確実に次世代に手渡すために、「社会的共通資本」の考え方を提唱している。

伊勢・三河湾流域の森、里、川、海そしてまちのそれぞれの地域や場所で、市民や地域が生物多様性を支え、生物多様性と生態系がもたらす恵みをより豊かにするために、持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)では、地域の現状と課題や、再生に向けた流域圏のポテンシャル、さらに「生物多様性保全と持続可能な利用」、「社会的共通資本」などの考え方を踏まえ、下図に示すように、3つの目標を設定する。

- 「知識」・「文化」：伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる
- 「行動」：伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する
- 「制度」：伊勢・三河湾流域の生物多様性保全・再生のための仕組みをつくる

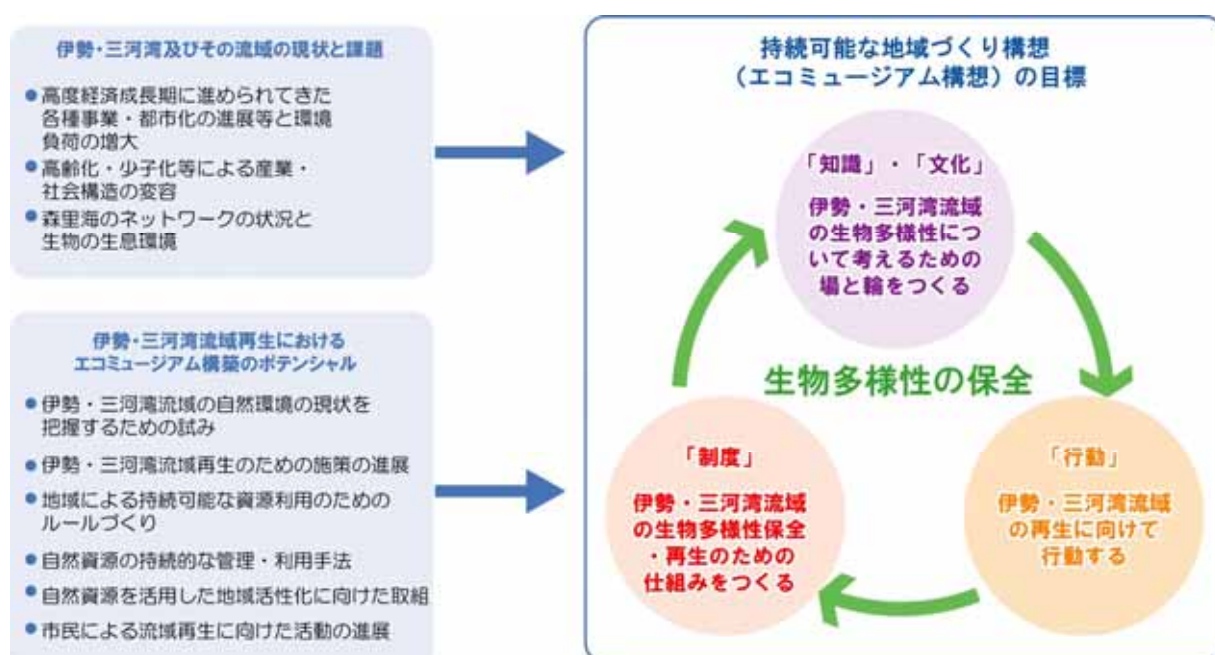


図 - 4 : 現状・課題・ポテンシャルと持続可能な地域づくり構想
(エコミュージアム構想)の3つの目標

伊勢・三河湾流域は、河川源流域の奥山地域から、人と自然が関わりを持ってきた河川上中流部のヒノキ・スギなどの林業地域、都市を取り巻く身近な生物を育む里山地域、平坦地に広がる水田や畑地地域および多くの人々の生活や産業が展開する都市地域を 10 の大河川が流下して、伊勢湾、三河湾に流入している。

また、森、里、川、まちが海を取り巻く本流域では、すでに、生物多様性を支える地域や市民の活動が各地で展開している。

そのなかで、伊勢・三河湾流域における生物多様性のコアとなるエリアが次図に示すように展開しており、これらのコアエリアの保全・再生およびコアエリアをつなぐ軸を、流域に関わるそれぞれの主体が認識しながら、上記の 3 つの目標実現に向けて、考え、行動し、仕組みづくりを進めていくことが求められている。

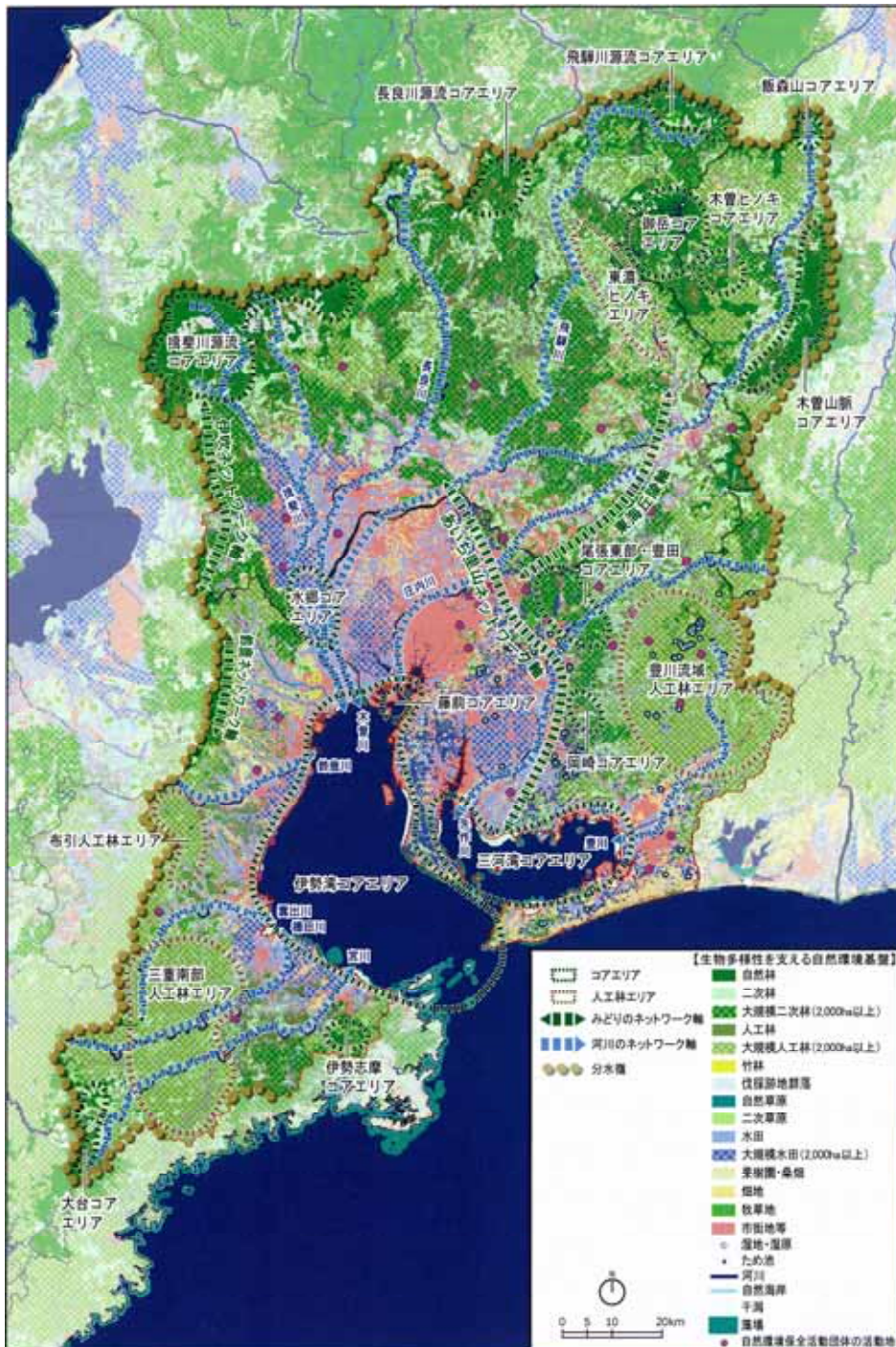


図 - 5 : 伊勢・三河湾流域の生物多様性を支える自然環境と市民等の活動

(2) 「ポスト2010年目標日本提案」と伊勢・三河湾流域における目標

日本政府が生物多様性条約事務局に提出(平成22年1月6日)した「生物多様性条約ポスト2010年目標日本提案」では中期、短期の目標を以下のように掲げている。

1. 中長期の目標(2050年)

人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。

2. 短期の目標(2020年)

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。

生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。生物多様性の主流化、多様な主体の参画を図り、各主体により新たな活動が実践される。

このうち短期目標についてみると、伊勢三河湾流域において、以下のように、既に2020年目標に向けて取組が始まっている。

生物多様性の状態に対して、多様な機関・団体による継続的な調査・分析とともに、市民による調査の広がり、知見の共有化が図られつつある。また、流域の土地利用の大半を占める人工林についても研究者と市民の協働により、全国で最も詳細な現況把握が行われている。

一方、海域や沿岸域の生態系サービスの恩恵は、アサリに象徴される<食>の恵みとして広く地域で共有され、さらに森林生態系のサービスを基盤として成立してきた上流域、中山間地帯の存続が地域の多様性維持のために重要な要件であることが多くの市民に共有され、全国的に見ても森林ボランティア活動が活発な地帯であると考えられる。

生物多様性の保全に向けた活動に対して、多様な主体による調査活動等を通じ、生物多様性保全や生物多様性を回復するため、干潟や藻場を守り再生する取組や、人工林の多様性の低下が山地災害を引き起こすことを明確に認識し林相改良に向けて行政、市民協働の取組として進められている。また、学校教育レベルでも干潟や里山、人工林の保全・再生に向けたプログラムが実施され、次世代を担う子ども達がこれらの取組に参加している。

生物多様性の主流化に対して、生態系サービスは、都市における市民生活においては意識されない場合が多いが、本圏域では市民がシンポジウムや勉強会に参加し知識として理解したり、現地調査やボランティア活動を通じ生態系サービスを体感する仕組みが形成されつつある。

伊勢・三河湾流域において、生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させることとする「2010年までの目標」の達成は困難であるが、ポスト2010年目標をより確実なものとするため、今後さらに積極的な取組を進めることが求められている。

(3) 構想の3つの目標とすでにはじまっている取組

本構想では3つの目標を掲げているが、伊勢・三河湾流域では目標実現のためにすでに多くの取組がはじまっており、これらを広く情報発信するとともに、一層の取組の拡充を図るものとする。

目標1：伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための
場と輪をつくる

食べ物の現状について考える場の例

- ・ 当たり前前に食べてきたもの、普通に獲れていたものが危機的な状況にあることを考える

水質の課題について考える輪の例

- ・ 伊勢・三河湾の水質を知り、考える

海を感じるができる場の例

- ・ 身近な海の環境を子どもたちが学ぶ場をつくる

海の生物の現状について考える輪の例

- ・ 砂浜が痩せ細りアカウミガメの産卵場所が減少していることを考える

海の漂着ゴミについて考える輪の例

- ・ 海面浮遊及び海岸漂着ゴミの量が依然として多いことを知る

河川の汚濁について考える場の例

- ・ ヘドロの流下による河川の汚濁などの課題があることを知る

外来生物について知り、考える場の例

- ・ アライグマ、オオクチバス等、外来生物が増えていることを知る

人と野生動物の共生について考える場の例

- ・ 人と野生動物との軋轢を解消するための方法について考える

森の現状について知り、考える場の例

- ・ 近世には乱伐などによりはげ山が広がっていたことを知る

森の現状について知り、考える場の例

- ・ 平成2年(1990年)から10年間に森林の転用が約11,000haに及ぶことを知る
- ・ 人工林の間伐が遅れると流域に影響があることを知る

目標 2 : 伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する

生物多様性と地域再生に向けた行動の例

- ・生物多様性保全と持続的な資源の配分について、中部地方における地域・住民が受け継いできた様々な知恵・技術を借りながら解決する

生物多様性と地域づくりについて行動する例

- ・中部地方共通の課題を個性化、深化していくことによって生物多様性保全に向けた力とする

海の再生に向けた行動の例

- ・かつての豊かな伊勢・三河湾の環境を取り戻すために行動する

海の再生に向けた行動の例

- ・伊勢・三河湾の水質を体験する

干潟の再生に向けた行動の例

- ・干潟などの機能を学び、行動する

里の再生に向けた行動の例

- ・持続可能で循環型の里や集落の営みを持続する

里の再生に向けた行動の例

- ・多くの生き物を育む水田などの農地と農村自然環境を地域ぐるみで保全する

森の再生に向けた行動の例

- ・森の健康度について楽しみながら体感する機会を設ける

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・伊勢・三河湾流域における生物の生息環境の推移や生息数の変化を調査する

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・森里海の分断要素による負荷を軽減する

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・森・里・川・海の生きものを観察する機会を設ける

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・伊勢・三河湾の再生のため、海から森を考え、森から海を考えて行動する

目標 3 : 伊勢・三河湾流域の再生のための仕組みをつくる

情報の共有化を図る仕組み例

- ・生物多様性には私たちの生活環境と全て関連しているという情報を発信する

地域の現状の調査を進める仕組み例

- ・生物の生息状況、水質、赤潮・苦潮の発生、ヘドロの流下、漁獲量、など自然環境に関わるデータを収集するため、国・県・市町村・研究者が協働して調査を進めると共に、その結果を市民が把握できるように公開する仕組みを考える

地域の自律に向けた仕組み例

- ・地域の自律に向けてそれぞれの場所で工夫する

持続可能な資源利用に向けた仕組み例

- ・地域に応じた持続可能な資源利用のためのルールづくりを進める

伊勢・三河湾流域の再生に向けた抜本的な改革を提言する例

- ・新たな第三機関の設置など、抜本的な改革を提言する

2 . 構想の実現に向けた戦略

伊勢・三河湾流域の地域・市民が、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための構想の実現に向け、以下の2つの戦略的取組を進める。

戦略 1 : 生物多様性保全と持続可能な利用に向けた枠組の強化

保護地域化の例

- ・海域を含め流域全体の必要箇所における生物多様性の保全と持続可能な利用のための自然公園法等による保護地域化と自然再生（干潟造成も含む）

流域再生に向けた取組例

- ・生態系の保全再生を図りながら持続可能な利用を進めるための取組

市民活動支援策の充実例

- ・持続可能な資源利用展開に向けた市民活動支援策の充実

戦略 2 : 人 (組織) や情報のネットワークの構築に係る取組の展開

多様な主体の組織化の例

- ・ 国・県・市町村・市民・企業・マスコミ・専門家による流域圏円卓会議 (エコミュージアム協議会) 等の組織化

多様な主体が交流できる場の例

- ・ 中部環境パートナーシップオフィスのような多様な主体が交流に参画できる場の確保
- ・ 各種講座の開催など人材育成と人材交流を進める仕組みづくり

多様な主体が持続的に活動できる仕組み構築の例

- ・ 生物多様性保全事業に関わる N G O 等の持続的な活動を進めることができる仕組みづくり

多様な主体が交流できる仕組み構築の例

- ・ ホームページなどによる伊勢・三河湾流域における生物多様性情報の共有化

第4章 多様な主体が参画する場の結成及びC O P 1 0 への情報発信

1. 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）のための事前の検討

(1) 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）開催に向けた検討

第3章で示した伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を圏域全体の取組として拡大するため、中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会)の開催について事前に検討した。

具体的には、中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会)開催の試金石となる国の地方支分局による円卓会議を、中部地方環境事務所が事務局となり、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局の参画を得て平成21年(2009年)10月に開催した。

国の地方支分局による円卓会議に着目したのは、平成22年(2010年)10月に生物多様性条約第10回締約国会議(C O P 1 0)が愛知県名古屋市において開催されるが、同条約では多様な主体の参画が条約の目的達成のために不可欠であるという認識が広まっていること、また、条約の目的を達成するためには、まず、中部地方に所在する国の地方支分局がC O P 1 0に向けて情報共有・対話を行い、さらに、関係する民間部門、地方自治体などへの普及啓発、取組の促進に範囲を広げることが効率的・効果的なためである。

円卓会議の結果、国の機関が横の繋がり情報共有することの重要性が共有され、円卓会議の必要性が示唆された。さらに、可能な範囲で中部地方における民間部門、地方自治体などのセクターとの合同の円卓会議を開催し、条約の目的達成の取組の環を広げることが期待され、中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会)の有効性が示された。

(2) 宣言文案の検討

伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)の圏域全体での取組に拡大していくことを目指した宣言文案を意見交換会委員の意見を踏まえて検討し、以下のとおりにとりまとめ、中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会)において提示することとした。

宣言(案)

伊勢・三河湾流域において、私たちは多様な生物とその生息環境から多くの恵みを受受して、暮らし、働き、学んでいることから、この流域を「生命流域」と呼ぶことができます。生命流域の生物多様性と生息環境は、わたしたちの命と次世代を育む社会的共通資本の重要な構成要素の一つです。

過去50年間の私たちの急激で行き過ぎた経済社会活動により、快適で便利な生活が出来るようになった反面、森、里、川、海への人為的負荷が増加し、生物多様性と生息環境に危機が迫っています。

この現状を真摯に反省し、生命流域において、クジラが伊勢・三河湾に回遊し、里海ではアサリがわき、アユが川をのぼり、トンボやチョウが里山を舞い、森には様々な鳥がさえずり、そして、将来世代が真に豊かな生活を営めるように、永年の蓄積と経験に支えられた「地域の知恵」も活かしつつ、私たちが生物多様性と生息環境を保全・再生し、賢明な利用を実現していくことが必要です。

生物多様性条約第10回締約国会議(C O P 1 0)の開催を契機に、伊勢・三河湾流域の生物多様性及び生息環境の保全・再生と賢明な利用をめざし、森の人、里の人、川の人、海の人がそれぞれの立場を超えて、つながり、協働し、活動を広げていくため、以下の宣言を行います。

- 1 伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための「場」に参加し、大きな「輪」をつくっていきます
- 2 伊勢・三河湾流域の再生に向けて、それぞれの場で行動します
- 3 伊勢・三河湾流域の生物多様性保全と再生のために、よりよい仕組みをつくります

2. 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの開催

2-1. 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの概要

（1）開催概要

名 称：「伊勢湾 森と海の未来」

日 時：平成 22 年 3 月 6 日（土） 13：00～16：15

開催場所：愛知県産業労働センター ウィンクあいち 大ホール

主 催：環境省中部地方環境事務所

共 催：中日新聞社

協 賛：カゴメ株式会社、NEXCO 中日本、ユニー株式会社

参 加 者：中部地方の生物多様性保全に関わる市民、民間団体、企業、自治体など約 400 名

（2）中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの目的

平成 22 年（2010 年）10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市内において開催されることを契機として、主に伊勢・三河湾流域の多様な生き物を社会共通の財産と捉え、それらと共存しながら豊かな営みを続けてきた地域づくりの知恵を見直し、生物多様性保全に向けた新たな取組のきっかけを提案することを目的とした。

（3）中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの概要

開会挨拶（13：00～13：10）

環境省中部地方環境事務所長 市原信男

「平成 21 年度エコミュージアムを活用した持続可能な地域創出のための調査」の調査の経緯及び内容を説明するとともに、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を紹介した。

基調講演「社会的共通資本と生物多様性」（13：10～14：10）

東京大学名誉教授 日本学士院会員 宇沢弘文

宇沢東京大学名誉教授には、エコミュージアム構想策定委員会（意見交換会）の検討過程を伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）案とともに送付しており、これを踏まえ当該構想策定の取組が社会的共通資本の重要な構成要素である生物多様性の保全を推進していく上で重要である旨発信していただき、本調査の成果を広報・普及した。

パネルディスカッション「流域の人と自然がつながるために」（14：25～16：00）

・コーディネーター：片田 知行（中日新聞 岐阜支社長）

・パネラー：清野 聡子（九州大学大学院）

亀井 浩次（NPO 法人 藤前干潟を守る会）

丹羽 健司（矢作川水系森林ボランティア協議会）

海の人（元漁師 犬飼 一夫）

山の人（林業 鈴木 章）

上記の開会挨拶で紹介した伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を圏域全体の取組として拡大するため、民・産・学・官が一同に会する中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）として、パネルディスカッション「流域の人と自然がつながるために」を開催した。海エリアの代表者として亀井浩次氏（NPO 法人 藤前干潟を守る会）が、森・里エリアの代表として丹羽健司氏（矢作川水系森林ボランティア協議会）が、各エリアの現状及び取組を報告した。学識経験者として、清野聡子氏（九州大学大学院）が中部圏における自然資源利用の歴史を踏まえて地域性を明らかにし、生物多様性の保全と持続可能な利用を可能にしてきた地域の知恵の重要性を指摘した。また、漁業・林業といった生業に地域で長年携わってきた海の人、山の人も議論に加わった。

シンポジウム宣言（15：50～16：00）

上記の議論をふまえて、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）として、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）をさらに進めていくための宣言文（案）がコーディネーターの片田知行氏から示され、満場一致で採択された。

2 - 2 . 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの成果

中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムは、「主に伊勢・三河湾流域の多様な生き物を社会共通の財産と捉え、それらと共存しながら豊かな営みを続けてきた地域づくりの知恵を見直し、生物多様性保全に向けた新たな取組のきっかけを提案すること」を目的に実施された。この目的に対してどのような成果が得られたかについて以下に整理した。

（1）自然環境を社会共通の財産として捉えることの重要性の発信

シンポジウムでは、社会的共通資本の考え方の重要性、生物多様性との関係、社会的共通資本の構成要素である自然環境の重要性について講演いただき、すべての人々が経済的にも文化的にも人間的に魅力ある社会を持続的に維持するためには、自然環境を社会共通の財産と捉え、自然の摂理に従って生きることが重要であることについて発信することができた。

また「自然と調和して生きる」という考え方が、政策的、制度的に重要であり、地球温暖化や生物多様性の喪失などの世界的な問題について、多くの国から支持される政策を打ち出す必要性があることを示した。

（2）生物多様性保全に向けた取組や地域づくりの知恵の発信

パネルディスカッションでは、藤前干潟を守る会亀井氏から藤前干潟での取組を中心に海の現状と課題について、矢作川水系森林ボランティア協議会丹羽氏より矢作川上流域での取組を中心に森の現状と課題についての話題提供がされた。そして、九州大学大学院清野准教授が「地域知」の概念について説明し、海や森などの多様な自然とともに暮らしてきた知恵を発掘し伝えることの重要性を示した。

また、実際に農山漁村で生業を営む「海の人」「山の人」の「生の声」によって、農山漁村を取り巻く実状が語られた。

このようにパネルディスカッションでは、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）として、市民活動団体、有識者、漁業者、林業者などが一同に会して意見交換を行うと共に、その内容を広く市民に発信する機会となった。

(3) 多様な主体による交流の促進

会場ホワイエで行われたパネル展示では、生物多様性保全に向けた NGO、企業、行政等による取組について発信した。開演の前後と休憩時にはパネル展示を熱心に見る参加者の姿もみられ、ホワイエは多くの人で賑わった。また、展示について NGO が積極的に内容の説明を行い、「シンポジウムをはじめ多くの団体が集まり、情報交換する機会をこれからも設けて欲しい」、「生物多様性保全に取り組む団体にとって C O P 1 0 の意義を考えてみたい」等の声が聞かれ、本シンポジウム終了後に参加者同士で自主的な交流の場が設けられる等の展開がみられた。

(4) 成果を活かした今後の展開

本調査で作成した持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)、中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会) 及び普及啓発シンポジウムの成果を活用して、次に示す取組みを今後展開していくものとする。

まず、広域連携事業の構築手法について、他地域でも応用できるように、構想を検討過程や宣言文も含めて、中部圏で平成 22 年度を中心に開催される全国規模・世界規模の行事(C O P 1 0 プレコンファレンス、全国豊かな海づくり大会、生物多様性条約第 10 回締約国会議併催屋外展示会等) で発信する。

また、「海の健康診断」、「森の健康診断」、「流域再生調査」活動等、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想) を実践するための活動に積極的に協力し、支援する。さらに、各主体が連携・協働するプラットフォームの重要性を考えるシンポジウム(仮称：生物多様性流域対話) の開催等を通じて、中部環境円卓会議(エコミュージアム協議会) が C O P 1 0 後の展開を含めて中部圏における広域地方計画を実現するための多様な主体の参画による地域環境や生物多様性の保全活動を推進する。

伊勢・三河湾流域における保護地域等の設定は、持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想) を推進していくさらなる原動力となるため、それぞれの保護地域制度を所管している機関との連携や働きかけを行っていくことを検討する。

序 調査の背景と目的

1. 調査の背景

平成 22 年（2010 年）10 月に開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催を契機として、特に生物多様性の分野において多様な主体の参画による持続可能な地域創出のモデルを構築し、その取組を発展させるとともに、こうした取組を COP10 の場で世界に発信する必要がある。中部地方では、森や里では急激な都市圏の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、自然環境の連続性の分断などによる生態系の健全性の喪失が進み、海では閉鎖性水域における水質の悪化が進み、赤潮や青潮が発生しており、これらの地域で行われている植林、里山管理、干潟保全といった生物多様性の保全と持続可能な管理のための活動についても、森、里、海（干潟）等の地域区分ごとに個別に展開されがちで、活動の広域的な連携と交流が課題となっている。地域の発意により原案が策定され、平成 21 年（2009 年）8 月に国土交通大臣により決定された中部圏広域地方計画のリーディングプロジェクトとして、「いきもの共生プロジェクト」が掲げられている。当該プロジェクトでは「中部圏の誇る豊かな自然を維持・保全し、持続可能な利用を図るため、豊かな自然環境の保全対策、身近に共生する環境の整備、多様な主体の参画を促進することにより、「人」と「いきもの」が共生する先進的な圏域を形成する。」とされており、当該プロジェクトに基づく具体的な取組を推進することが喫緊の課題となっている。

2. 調査の目的

本業務では、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策等の総合的かつ円滑な推進を図ることが目的としており、また、中部地方のうち、主に伊勢湾並びに三河湾流域¹（以下、伊勢・三河湾流域と記す）を対象に、広域的な広がりでの一体的な持続可能な地域づくりを効率的・効果的に実現するために、自然環境及び社会環境を展示物に見立てて、その保全と持続可能な利用を行う取組を進めるというエコミュージアムの視点にたった持続可能な地域づくり構想を策定し、その成果を持続可能な地域創出のモデルとして発信することを目的としている。

そのため、広域的、分野横断的に各組織が連携するプラットフォームとしてのエコミュージアム協議会（仮称）や専門の検討委員会を設置運営して、持続可能な地域づくり構想を検討するとともに、森、里、海（干潟）地域の自然環境や活動の実体を踏まえ、活動を推進するための人材育成・活動プログラム等の検討・実証を行うものとする。

また、自然環境を大きく 2 つの類型（森・里、海）に分け、森・里、海を対象フィールドとして、エコミュージアム構想の策定を通じ、多様な主体のネットワークを構築するための仕組みなどについて検討するものとする。なお、調査は、現状把握、課題抽出、持続可能な地域創出のための活動プログラムの実証実験に向けた検討、エコミュージアム構想の策定、これらの調査成果について、シンポジウムを開催することによって、広く、調査対象区域の市民等への普及啓発を図るものとする。

本構想は「いきもの共生プロジェクト」の具体的な取組の 1 つとして、「多様な主体の参画による地域環境や生物多様性の保全を推進」し、広域ブロックの自立的な発展に資するものである。

¹ 伊勢湾並びに三河湾に流入する 1 級河川 10 水系の流域を構成する愛知県、岐阜県、三重県ならびに長野県の一部を伊勢・三河湾流域と定義する。

3. 検討の体制

本構想の検討にあたっては、山本委員を座長として下記の有識者、ゲストスピーカー、関係行政機関等で構成される意見交換会における議論をもとにとりまとめた。

< 委員 >

片田 知行	中日新聞 岐阜支社長
蔵治 光一郎	東京大学愛知演習林 講師 矢作川森の研究者グループ
清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 准教授
関口 秀夫	三重大学生物資源学部 招へい教授
辻 淳夫	伊勢・三河湾流域ネットワーク 代表世話人(代理 亀井 浩次)
丹羽 健司	矢作川水系森林ボランティア協議会 代表
長谷川 修平	南知多ビーチランド 所長
山本 進一	名古屋大学総長顧問 生命農学研究科 教授

は座長を示す

< ゲストスピーカー >

高橋 啓	奥三河ビジョンフォーラム事務局
新見 幾男	矢作川漁業協同組合 組合長
山下 博美	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授

< 関係行政機関等 >

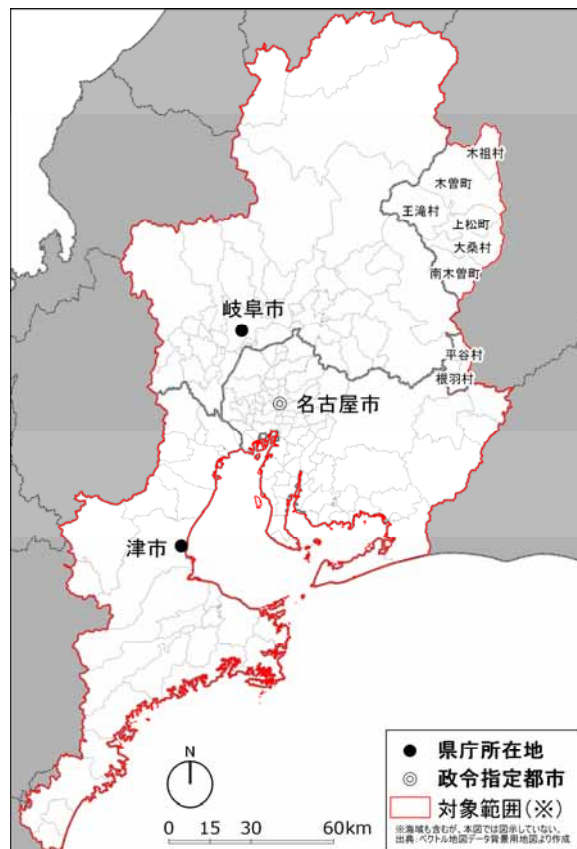
農林水産省東海農政局整備部農地整備課
農林水産省東海農政局整備部設計課
林野庁中部森林管理局名古屋事務所
国土交通省国土計画局広域地方整備政策課大都市圏制度企画室
国土交通省中部地方整備局企画部
長野県環境部自然保護課
岐阜県生活環境部地球環境課
愛知県環境部自然環境課
三重県環境森林部自然環境室
名古屋市環境局環境都市推進部生物多様性企画室
蒲都市企画部企画広報課
一色町健康福祉部環境推進室
吉良町健康福祉部住民課
幡豆町教育委員会生涯教育課
COP10支援実行委員会

4. 検討の対象地域と人口

本検討では、岐阜県・愛知県・三重県ならびに木曾川及び矢作川流域に含まれる長野県の一部の3町5村²を含む、伊勢湾・三河湾流域(海域を含む。以下「本地域」という。)を対象とする。

本地域の陸域の面積合計は、23,277 km²であり、全国面積の約 6.2%にあたる。人口は合計11,357,764人であり、わが国の総人口の8.9%を占める。

人口密度をみると、岐阜県で198.1人/km²、愛知県で1,425.1人/km²(全国で5位)、三重県で324.7人/km²となっている。政令市である名古屋市は、愛知県人口の30.1%を占めており、人口密度は6,785.7人/km²である。



図序 1：本検討の対象地域

表序 1：本地域の人口・面積と市町村数

	人口	面積(k m ²)	総面積1k m ² 当たり人口密度	備考
岐阜県	2,104,000	10,621.17	198.1	市町村数 42 県庁所在地：岐阜市
D I D	821,851	178.9	4,593.9	
愛知県	7,360,000	5,164.57	1,425.1	市町村数 60 県庁所在地：名古屋市
D I D	5,480,045	897.3	6,107.3	
名古屋市	2,215,062	326.43	6,785.7	
三重県	1,876,000	5,777.35	324.7	市町村数 29 県庁所在地：津市
D I D	761,637	180.0	4,231.3	
長野県	平谷村	688.0	77.4	市町村数 2 (矢作川流域)
	根羽村	1,253.0	90.0	
	上松町	5,770.0	168.5	市町村数 6 (木曾川流域)
	南木曽町	5,238.0	216.0	
	木祖村	3,361.0	140.5	
	王滝村	1,097.0	310.9	
	大桑村	4,457.0	234.5	
	木曽町	13,900.0	476.1	
計	11,357,764	23,277	488.7	3県と長野県3町5村の合計

注) 人口は平成 17 年 10 月 1 日現在、面積は平成 19 年 10 月 1 日現在、市町村数は平成 21 年 9 月 1 日現在
出典：「社会生活統計指標 都道府県の指標 2009」総務省統計局より作成

² 矢作川流域に含まれる2村(平谷村、根羽村)、木曾川流域に含まれる3町3村(上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町)の合計3町5村

第1章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 (エコミュージアム構想)の意義の検討

1. 本流域の特性

伊勢・三河湾流域は、伊勢湾および三河湾を取り囲み、木曾三川、矢作川、宮川などの河川流域に森ゾーン、里ゾーン、都市ゾーンが広がっており、河川河口部には藤前干潟をはじめとした干潟が立地しているなど、森・里・川・海のつながりを確保しながら持続可能な地域づくりを進めていくための環境条件が整っているといえる。

しかし、急激な都市圏の拡大による森や里の変容、社会経済構造の変化による里山や農地の荒廃・遊休化、さらには閉鎖系水域における水質の悪化による赤潮などの発生など、生物多様性保全上の課題もみられる。一方、すでに伊勢・三河湾流域の森、里、川、海では多様な主体の参画によって、自然環境の保全・維持・再生のための広域的な活動の萌芽が見られ、これらの活動の連携が求められている。

このため、伊勢・三河湾流域の環境条件を活用し、広域的な視点から諸活動を連携・推進することが持続可能な地域づくりを進めていくために不可欠であると考えられる。

こうした持続可能な地域づくりを進めていくためのひとつの手法として、森、里、川、海を代表する自然環境ならびに人と自然の共生を目指した活動拠点を展示物に見立てて、本来あるべき場所で守り、次の世代に伝えていく「エコミュージアム」の視点を活用した地域づくりが考えられる。

伊勢・三河湾流域では、すでに宮川上流域で「宮川流域エコミュージアム」として、地域の自然・文化・歴史を守り育むとともに流域内外の交流や学びの場を提供して、地域の活性化を図るための取組が進められており、中部地方全域で展開する可能性を有している。

こうした背景のもと、生物多様性保全とその恵沢の適正な利用を通じた環境共生社会の実現に向けた検討を通じて、その成果を、COP10における我が国の生物多様性保全を通じた持続可能な地域創出のモデルとして世界に発信することは、大きな意義を有するものと考えられる。

2. 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)の意義等の検討

(1) 持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)の重要性・必要性

伊勢・三河湾流域は、前述したように、主な河川流域で森・里・川・海のつながりがみられ、次図に示すように、森、里、海は、自然公園、鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地など保全のための法的な担保がなされている。

しかし、保護区域などの指定状況はいずれも森・里・海の自然環境毎に区分されており、生物多様性保全とその持続的な利用を図りつつ地域の活性化を図るためには、保護区域などの指定状況の再点検と併せて、森・里・海に係る流域単位の多様な諸活動ならびに、流域間をつなぐ伊勢湾・三河湾の海の活動を、広域的に連携させることが重要である。

このため、海の再生と流域連携ならびに流域間連携をキーワードとして、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想を検討することは、生物多様性を保全しながら、適正な資源利用を進めるエンジンとなるといえる。つまり、持続可能な地域づくり構想を市民団体、学識者等の専門家、国の機関や県、市などの自治体が同じテーブルについて検討することは、結果として、多様な主体の連携による持続可能な地域づくりの実現に向けた契機となり、このことが構想検討の重要性、必要性であると考えられる。

(2) 伊勢・三河湾流域の住民にとっての持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）
策定によるメリット

伊勢・三河湾流域は森・里の恵み、川・海の恵みを楽しむことによって経済活動や都市活動を発展させてきた。本構想では、その持続可能な利用を広域的な視点で考えること、環境共生社会を実現すること、多様な主体の参画によって構想を検討することとしている。

このため、伊勢・三河湾流域の住民にとって、本構想策定のメリットを検討する際には、災害からの安心安全の暮らしの確保、豊かな食材や木材などの資源の提供、自然とのふれあいの機会の増大、という視点が重要である。

以上の点から、伊勢・三河湾流域に関わる多様な主体の参画による活動の連携の推進を図り、構想の理念の共有化を進めることを通じて、伊勢・三河湾流域の住民が安全・安心で、豊かな資源や自然とのふれあう機会を享受することが可能となり、このことが構想策定のメリットとして考えられる。

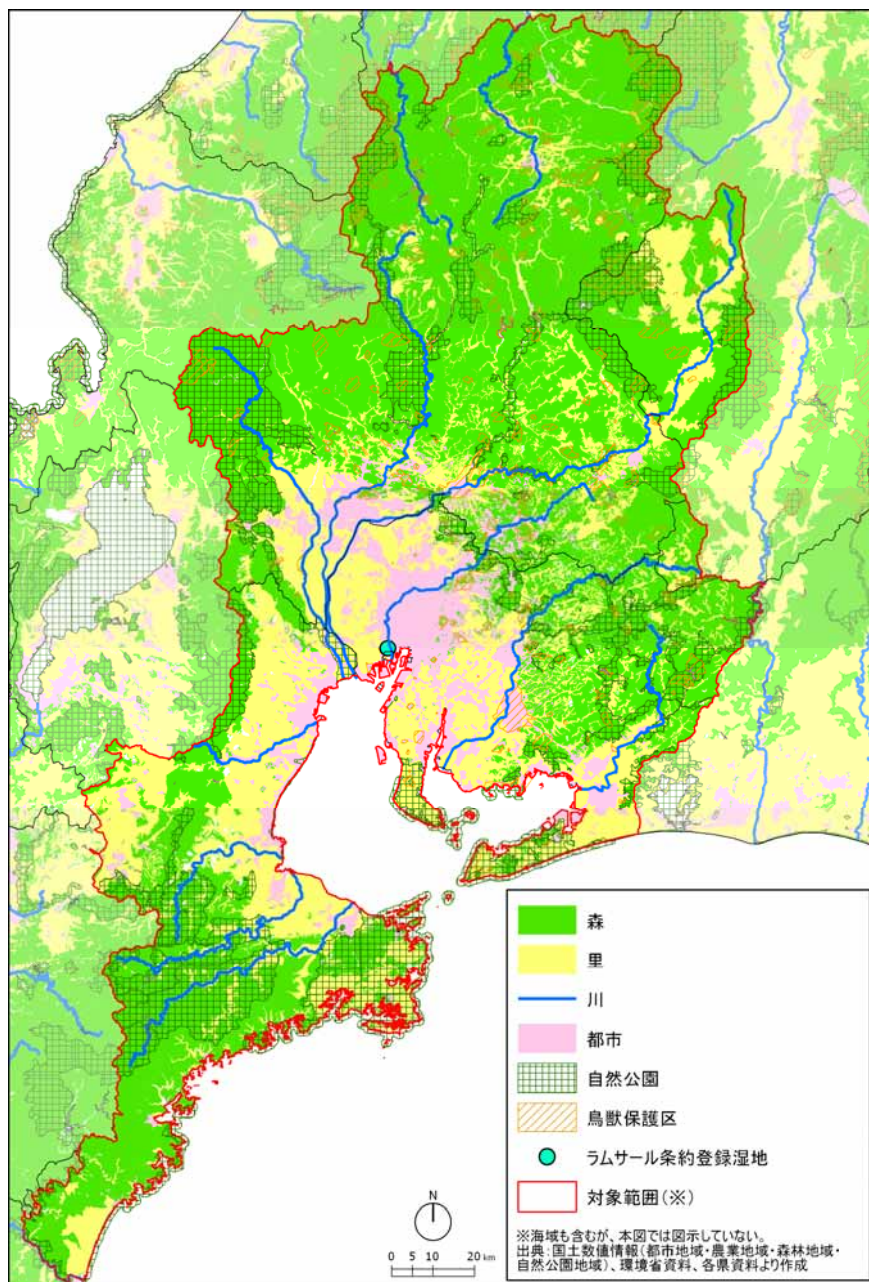


図1 1 伊勢・三河湾流域の森・里の現状

第2章 地域の自然環境及び社会環境の特性と課題

1. 自然環境の特性

1-1. 気候

本地域の気候は、太平洋沿岸平野部の比較的温暖な気候（東海気候）から、内陸部に向かうにつれて、次第に冷涼となり、高度を増すにしたがって、山地性あるいは山岳性の気候へと推移する。また日本海に近い地域では、北陸型の多雪気候がみられる。本地域の複雑な地形や海拔高度の地域差等が、こうした多様な気候の要因となっている。

1-2. 地形・地質

(1) 地形・地質の概況

本地域は、本州弧のほぼ中央に位置しており、地帯構造的には東北弧と西南弧の接合部に当たっている。本地域には、標高3,000m内外の高峰が連なる飛騨・木曾・赤石の大山脈が南北に雁行状の配列をなし、日本アルプスとよばれる。これらの山脈の東側は、大断層壁によって高度が急変するが、西方に向かっては高度を漸減し、標高1,000~1,500mのなだらかな飛騨高原、三河高原が広がる。さらに西方には両白山地や伊吹山地があり、それらにつづく養老山地は断層壁をもって濃尾平野に望んでいる。養老山地とさらに西に続く鈴鹿山脈、布引山地は、いずれも上述の山脈、山地と同様に、南北またはそれに近い方向性を示して配列している。

地質区分の分布状況をみると、濃尾平野や岡崎平野、伊勢平野等の主だった平野は、第四期堆積岩類に区分される。また岐阜県北部の山地部は古生代堆積岩類に、美濃三河高原や鈴鹿山脈、布引山地等は深成岩類に区分されている。また岐阜県北部に火山岩類が分布していることが特徴的である。地すべり地形の分布をみると、岐阜県内では、地すべり防止区域ならびに危険箇所のはほとんどは東濃地域に分布し、一部飛騨地域にも分布している。愛知県では、県東部の山地部に、三重県では県北部から南部にまで散在している。

(2) 自然景観資源の分布

自然景観資源調査（平成元年度、第3回自然環境保全基礎調査、環境庁自然保護局）は、自然環境保全上重要な要素である自然景観について、視対象である自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象に着目して、それらの位置及び特性等を調査する目的で実施されている。

本地域において抽出された自然景観資源は1,011件あり、最も多いのは、河川景観（420件）、ついで山地景観（242件）となっている。県別に見ると、三重県で海岸景観（96件）が多いのが特徴的である。長野県（3町5村）では、御嶽山や灰沢鉱泉などの火山景観、木曾川上流部の河岸段丘やうつぼの大滝などの河川景観が抽出されている。岐阜県では、乗鞍岳や白山の火山景観、阿寺山地西斜面や養老山地東斜面等の山地景観、堀越安久田カルスト台地や飛騨大鍾乳洞等の石灰岩景観、深洞湿原や飛水峡風穴群等の河川・湖沼景観が抽出されている。愛知県では、作手高原や茶臼山高原等の山地景観、葦毛湿原や阿寺の七滝等の河川・湖沼景観、三河湾湾口島嶼や伊良湖岬等の海岸景観が抽出されている。三重県では、青山高原や布引高原の山地景観、水沢扇状地や宮川の河成段丘等の河川・湖沼景観、鳥羽海域や先志摩段丘、鳥羽海域等の海岸景観が抽出されている。

表 2 - 1 - 1 : 県別自然景観資源数

		岐阜県	愛知県	三重県	長野県 3町5村	計
陸景	火山景観	64	0	0	14	78
	山地景観	72	78	62	30	242
	石灰岩景観	13	4	11	0	28
	特殊地学景観	17	16	1	0	34
	その他	9	9	0	1	19
水景	河川景観	134	93	163	30	420
	湖沼景観	26	5	22	3	56
	海岸景観	0	34	96	0	130
	特殊地学景観	0	0	0	0	0
	その他	0	4	0	0	4
計	335	243	355	78	1,011	

出典：自然景観資源調査報告書（全国版）、平成元年、環境庁自然保護局

1 - 3 . 河川

(1) 一級水系の概況

本地域の河川をみると、大きく 10 の水系に分けることができる。

幹川流路延長が最も長い水系は、木曽川、長良川、揖斐川の順となっている。木曽川は全国の一級河川の中でも第 8 位の流路延長となっている。

最も流域面積が広い水系は木曽川水系（9,100 km²）であり、全国でも利根川（16,840 km²）、石狩川（14,330 km²）、信濃川（11,900 km²）、北上川（10,150km²）に次ぐ 5 位となっている。

また流域内人口の多い水系は、いずれも木曽川水系の 3 河川（木曽川、長良川、揖斐川）であり、これについて庄内川水系となっている。

(2) 主な水系の環境特性

1) 豊川水系

豊川上流域は、スギやヒノキ等の人工林を主体とする常緑針葉樹林が大部分を占めているが、高位標高部には、シイ・カシ・ブナなどの落葉広葉樹林も一部残されているとともに、鳳来寺山のホソバシャクナゲや、黄柳野地区のツゲの自生地为代表されるように各所で優れた自然植生がみられる。またニホンザル・イノシシ・キツネ・タヌキ・アナグマ等の哺乳類、ブッポウソウ・ヤマセミ・シジュウカラや R D B 記載種のクマタカ等の鳥類、魚類ではアマゴ、イワナやアユが多く生息しているほか、国指定の天然記念物であるネコギギが生息し、ハコネサンショウウオ、モリアオガエル等の両生類や国蝶のオオムラサキをはじめギフチョウ、ムカシトンボなど学術上重要な種が生息している。

三河山間地を出て豊橋平野を流下する中流域の山間部には、アカマツ、クロマツと常緑広葉樹が分布している。特に本宮山はシダ類をはじめとする植物の宝庫とされる。また県の自然環境保全地域に指定されている吉祥山には、直径 1 m を越えるシイの巨木林が、小規模ではあるが形成されている。下流域は、吉田大橋周辺の市街化が進んだ都市地域で、その上流と河口付近は農業地帯となっている。支川神田川の上流部の石巻山には、石灰岩地帯植物群落など貴重な自然植生がみられる。

2) 矢作川水系

源流から矢作ダム付近までの上流域は、ブナの自然林やスギやヒノキの人工林が見られ、カモシカ等の大型哺乳類やクマタカ等の猛禽類が生息する豊かな自然環境であり、源流にはムカシトンボが生息し、溪流にはハコネサンショウウオ等が森林と溪流を移動しながら生息している。清澄な溪流にはアマゴ等が生息しており、カワガラス等が採餌場として利用している。

矢作ダム付近から明治用水頭首工付近までの中流域は、クロマツやアカマツの人工林が大部分を占め、連続する瀬・淵とダムの湛水域が交互に形成されており、ヤナギ類やムクノキ、エノキ等が見られ、水際にはツルヨシが生育している。また、マダケ等の竹林が河畔林を形成する区間も見られる。連続する瀬や淵には、アユ、カワヨシノボリ等が生息し、礫河床にはウルマーシマトビケラ等が生息している。

明治用水頭首工付近から河口までの下流域は、白い砂礫河原が広がり、カワラナデシコ等の植物や、砂礫地で繁殖するコアジサシやコチドリ等の鳥類、オサムシモドキ等の昆虫類が生息している。また、高水敷にはヤナギ類をはじめ、エノキ、マダケ等の樹林地が見られる。水域には、マシジミ、シマドジョウ、カマツカをはじめとする砂礫底を好む生物が多く生息している。干潮区間の水際にはヨシ群落形成され、オオヨシキリなどの繁殖地、オオジュリン等の越冬地となっている。また、浅場はカモ類・カモメ類の集団越冬地になっている。

3) 庄内川水系

庄内川は、山間地の盆地や溪谷を流下する上流域、段丘部を流下する中流域、平野部を流下する下流域、さらに干拓地を流下する河口域から構成される。

上流域の盆地部は、市街地の中心を流下し、アカザ、カワヨシノボリ等の魚類が生息し、ツバメ、スズメ、カワウ等の都市化に適応した鳥類が多く見られる。また溪谷部にはカワラハンノキ等の河畔林や山地斜面のコナラ群落が見られ、岩盤の露出と相まって美しい溪谷を形成しており、玉野溪谷等は景勝地として親しまれている。中流域では、広い河川敷が発達し、瀬淵、砂礫地、湿性草地、河畔林が分布している。河原にはオギ群落、ヤナギ群落等の植生が広く見られ、オイカワ、カワムツが生息し、コチドリ、イカルチドリ、ケリ等のシギ・チドリ類が見られる。下流域では、水際にヨシ群落等の湿性草地が分布し、回遊性魚類のアユ、ウナギや汽水域の魚類であるボラ、スズキ等が見られる。河口域は、一帯の干潟がシギ・チドリ類の飛来地として国内最大規模を誇り、ラムサール条約湿地に登録されている。広大なヨシ原は塩性湿地を形成し、シバナ等の植物が成育し、ヨシ原にはチュウヒやカヤネズミ等も生息している。

4) 木曾川水系

木曾三川に生息する魚類の種類数はわが国最大であり、淡水魚の天然記念物であるイタセンパラ、ネコギギ、希少種のハリヨが生息している。また、下流部から河口域にかけては、ほぼ全域が感潮区間であり、汽水域を好むヤマトシジミの我が国有数の生息地となっている。

木曾川の上流域では、岩肌が連なる寝覚の床、恵那峡、蘇水峡に代表される風光明媚な景観を呈し、御岳山や中央アルプス等の標高3,000m級の高山にはミズナラなどの落葉広葉樹林が、木曾地方等ではヒノキなどの人工林が広がる。中流域では、犬山城を背景に伝統漁法の鵜飼が営まれる等、風情ある河川景観が広がる。溪谷の岩肌には、ナメラダイモンジソウ等の岩上植物が生育し、溪流にはアカザ等の溪流魚が生息する。下流域のワンドには天然記念物イタセンパラ等の魚類が生息し、明治時代に設置されたケレップ水制群には、ワンド等からなる多様な水際湿地が形成され、クロベンケイガニ等の水生生物や湿性植物等の多様な動植物が生息・生

育している。また、干潟には、ヤマトシジミ等が生息しており、シギ・チドリ類の渡りの中継地となっている。

長良川の上流域は美しい溪流景観を呈し、周辺はミズナラ等の落葉広葉樹林が広がる。長良川上流の支川には天然記念物のオオサンショウウオやモリアオガエルが生息し、郡上市のひるがの高原の高層湿地にはホロムイソウ等の湿性植物が生育する。中流域では、長良川に隣接する金華山には照葉樹林の自然植生が残存し、その麓の河川水面では、1,300年の歴史を持つ伝統漁法の鵜飼が営まれている。下流域は緩やかな流れとなり、水際にヤナギが繁茂し、その中にワンド等の湿地が点在し、メダカ等の魚類やタコノアシ等の湿生植物が生息・生育している。長良川河口堰付近の川岸に広がるヨシ原には、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息する。

揖斐川の上流域は、渓谷が連続し、揖斐峡に代表される風光明媚な溪流景観を呈し、周辺にはブナ等の落葉広葉樹林が広がる。根尾川の上流部には、コタニワタリ等の好石灰岩植物が生育する。中流域には扇状地が広がり、瀬が連続し、河川敷には砂礫河原が広がる。砂礫河床の瀬はアユの産卵床となっているとともに、砂礫河原はコチドリ等が繁殖地として利用している。大垣市周辺は湧水地帯であり、牧田川では湧水地に生息するハリヨが確認されている。下流域は感潮・汽水域であり、ヨシ原や干潟が点在し、ヨシ原はオオヨシキリ等が、干潟はヤマトシジミ等が生息している。水面はカモ類等の越冬地になっている。多度川、肱江川は、川幅が狭く、水際にはヨシが生育する。

5) 鈴鹿川水系

上流域では、急峻な鈴鹿山脈に渓谷を刻みながら流下し、石水溪などの豊かな渓谷美や、鈴鹿山の鏡岩、筆捨山などの山岳景観に代表される特徴的な景観を形成している。植生はスギ・ヒノキの人工林が大半を占めているが、標高の高い山岳部の一部にはブナの天然林が広がり、野登山のブナ林は三重県の天然記念物に指定されている。また山岳地帯には、国指定特別天然記念物のニホンカモシカや県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ、モリアオガエルも生息している。

中流域では、鈴鹿山麓から発する扇状の台地が広がっており、砂礫河原、瀬や淵などを形成しながら流れ、水際にはツルヨシが生育するなど、自然豊かな水際環境が残されている。礫河床にはアカザ、オイカワ、ヨシノボリ類などが生息・繁殖し、砂礫河原にはイカルチドリ、イソシギなど砂礫河原を好む鳥類などが生息・繁殖する。また、高水敷にはところどころ河畔林が見られ、竹林が繁茂している。ヒヨドリなど、河畔林を利用する鳥類が生息・繁殖している。

下流域では、ところどころ砂州が発達し、高水敷には竹林が、水際にはツルヨシが繁茂している。このような環境を反映し、コアジサシやシロチドリなど、砂地に依存する鳥類が生息・繁殖しているほか、ツルヨシ等の草地にはカヤネズミやオオヨシキリが生息・繁殖している。また、高水敷にはサギ類の休息場やムクドリのねぐらとなる河畔林が点在している。

6) 雲出川水系

上流域では、ブナの自然林やスギ、ヒノキ等の人工林による山林地が大半を占めて、オオムラサキ、ギフチョウ等の貴重な昆虫類やクマタカ等の鳥類が生息する豊かな自然環境である。また、清澄な溪流には、ムカシトンボ、オオダイガハラサンショウウオ、アマゴ等が生息している。

中流域では、アカマツ林、コナラ、クリ、スギ、ヒノキ等の人工林やシイ、カシの萌芽林等

が存在し、その間を流れる雲出川は大きく蛇行し、瀬、淵が連続して川面と溪谷が鮮やかな溪谷美を織りなす景勝地を創りだしている。また、森林にはオオタカ等の鳥類、水辺には国の天然記念物であるネコギギやアユ等の魚類をはじめ、ヤマセミ等の鳥類が生息している。

下流域は、伊勢平野の広大な田園地帯が広がり、本川の河岸には広い高水敷にオギ群落、セイタカアワダチソウ群落等の高茎草本群落、ムクノキ・エノキ群落等の樹林が分布し、エナガ、コゲラ、ヒヨドリ等が生息しているほか、サギ類の集団繁殖地にもなっている。

河口部の干潟では、アイアシやハマボウ、シオクグ、ハマツナ等の塩沼植物が生息している。また、水域では、チチブ、マハゼ等の汽水魚、海水魚が生息しているとともに、カモ類の集団越冬地となっているほか、シギ・チドリ類の渡りの中継地となっている。

7) 櫛田川水系

上流域では、1,000m級の山々が連なり、スギ、ヒノキの人工林の間にブナの原生林やモミ、シデなどの樹林が残存するほか、トガサワラの本州の北限分布地となっており、樹林地帯には、樹林の環境に依存するモリアオガエル、ホンドザル、ニホンカモシカなどの動物が生息している。

中流域は大小の屈曲を繰り返して河岸段丘の谷間を流れ、至る所で岩盤が露出するとともに砂州や瀬、淵が連続し、九十九曲の流れ、恵比寿河原や大石といった景勝地を構成しており、これらは香肌峡とよばれている。沿川にはスギ、ヒノキの人工林やシイ、カシ萌芽林などの樹林が連続し、林内にはハコネサンショウウオ、ギフチョウなどが生息している。水辺には清流、田川を代表するアユや国指定の天然記念物であるネコギギなどの魚類をはじめヤマセミ、エナガなどの鳥類が生息する。なお、国指定の特別天然記念物であるオオサンショウウオが確認されている。

下流域では、河岸には竹類、エノキ、ジャヤナギ、カワラハンノキなどの河畔林が分布し、チュウサギやカワウなどが集団営巣地として利用している。両郡橋付近ではアユの産卵場が見られ、その上流では瀬、淵が発達している。東黒部頭首工より下流は感潮区間であり、チチブ、ボラなどの汽水魚、海水魚が生息している。

河口に広がる干潟は、アイアシ、フクド、ハマボウなどの海浜性植物やゴカイなど汽水性の底生動物が多く生育・生息するほか、シギ、チドリ類などの集団分布地となっているほか、コアジサシの繁殖地もみられる。

8) 宮川水系

上流域では、源流部は、多量の雨による侵食で深いV字谷が形成され、大小 100 もの滝を有し、美しい溪谷美をつくりだしている。「大杉谷」は、上流はブナを主とする落葉広葉樹林、下流は常緑広葉樹林が広がり、本州南部における代表的原生林として極めて貴重であることから、国指定の天然記念物に指定されている。また、国指定の特別天然記念物であるニホンカモシカや県指定の天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオ等が生息している。

中流域では、発達した河岸段丘に自然河岸が多く残り、清流を好むアカザやスナヤツメ等が生息する。

下流域では、徐々に川幅が広がり、瀬や淵が連続し、アユの産卵床が形成され、平瀬や早瀬にはオイカワや底生魚のゴクラクハゼ等が生息し、ワンドにはヤリタナゴ等の緩やかな流れを好む魚類が生息している。また、高水敷や河岸にはムクノキやエノキ等の河畔林、水際にはツルヨシ群落やヤナギ林がみられ、水域から河畔林まで多様な水辺環境を利用するゲンジボタル

が生息している。

河口部は、水際の塩沼地にヨシ群落が広く分布し、オオヨシキリ等の繁殖地となっている。河口付近の干潟には、ヤマトオサガニ、ゴカイ類等の干潟特有の生物が生息しているとともに、シギ・チドリ類やカモ類等の渡りの中継地となっている。

1 - 4 . 伊勢湾・三河湾の現況

(1) 概況

伊勢湾は、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ北側の海域である。ここでは、伊勢湾のうち三河湾を含まない範囲を「伊勢湾（狭義）」と定義する¹。

伊勢湾の水域面積は約 2,300km²、平均水深は約 17m である。中央部が盆状で、約 20km の狭い湾口部に島嶼が存在することから、外海との海水交換が少なく、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖系海域となっている。伊勢湾の海水流動は、伊勢湾（狭義）では南部に反時計回りの環流、北部で時計回りの環流が卓越し、三河湾においても反時計回りの環流が形成されるなど、海水が滞留しやすい流況が形成されている。

伊勢湾は、東京湾、大阪湾と比べ、流域面積およびゼロメートル地帯の面積が広く、一級河川の年間流入量が多いことが特徴的である。



図 2 - 1 - 1 : 伊勢湾流域圏

出典：伊勢湾行動計画、平成 19 年 3 月

(2) 沿岸生態系

1) 干潟・浅場・藻場

伊勢湾は、日光が届く浅海域が広く、砂浜、干潟、岩場や栄養塩類を含む陸域からの淡水と海水が混ざり合う汽水域など、多様な自然環境が形成され、そこに多種多様な生物が生息、生育している。

伊勢湾では、かつて名古屋港周辺に多くの干潟が存在していたが、港湾施設の建設等のための埋立てや干拓により消滅し、いまでは庄内川、新川、日光川河口付近に藤前干潟が残存するのみである。知多半島の西海岸には、まとまった小鈴谷干潟が分布し、三河湾では、田原湾奥の汐川干潟や、豊川河口周辺の六条潟、矢作古川河口周辺等を中心に発達している。また、伊勢湾西岸に位置する松阪港周辺の五主前干潟や三渡川河口干潟および伊勢・二見地区の宮川河口干潟などの干潟は、干潟域の発達・拡大が盛んであり、現在もその地形等を変化させている。

伊勢湾・三河湾の干潟は、ノリ、アサリ等の水産増養殖の場としての利用、潮干狩、海水浴場等のレクリエーション利用、日本でも有数の野鳥の飛来地としての特徴を有している。

ノリ、アサリ等の養殖の場としての利用は、六条潟等三河湾一帯の干潟や三渡川河口干潟等

¹ 伊勢湾再生行動計画（平成 19 年 3 月、伊勢湾再生推進会議）における定義に準じる。

で行われており、潮干狩、海水浴場等のレクリエーション利用は、知多半島や西三河地方等で多く見られ、特に知多半島西海岸は夏季、海水浴場として賑わっている。野鳥の観察の場としては、田原湾奥の汐川干潟や名古屋港の藤前干潟等があり、共に全国的にも有名である。

表 2 - 1 - 2 : 現存する主な干潟一覧

名称	県	市町村	概要
藤前干潟	愛知県	名古屋市 飛島村	庄内川等の河口に広がり、多様な底生生物、野鳥が生息・飛来し、大都会からほど近い干潟として貴重である。
小鈴谷干潟	愛知県	常滑市	知多半島西海岸に位置し、潮干狩りや海水浴場などのレクリエーション利用で賑わう。
矢作川河口干潟	愛知県	西尾市	矢作川河口部の両岸に沿って細長く続く干潟。ヨシ原には、ヨシ、シオクグ、ウラギクが生息する。
一色干潟	愛知県	一色町	矢作古川によって形成された広大な前浜干潟。アサリの宝庫として知られる。
矢作古川河口干潟	愛知県	吉良町 一色町	矢作川のかつての本流、矢作古川の河口に広がる干潟。多様な渡り鳥が飛来する。
六条潟	愛知県	豊橋市	豊川河口に位置する干潟。古くよりノリ養殖やアサリの宝庫として知られる。
汐川干潟	愛知県	豊橋市 田原市	田原湾に位置する総面積 280ha の広大な干潟で、藤前干潟と並び国内有数の渡り鳥飛来地として有名である。
伊川津干潟	愛知県	田原市	三河湾有数の良質のアサリ漁場で、立ち入りは漁協により非常に厳しく規制されている。
揖斐・長良川河口干潟	三重県	長島町 桑名市	総面積 8ha の小規模な干潟で、ヤマトシジミの生息地として有名である。近年、埋め立て等により面積が減少している。
鈴鹿川河口干潟	三重県	四日市市	鈴鹿川河口の磯津漁港北側に分布する干潟で、シギ・チドリ等の野鳥も多く飛来する。
五主前干潟	三重県	三雲町	総面積 92ha の広大な干潟で、二枚貝類やヤドカリ等の多様な底生生物が生息する。
三渡川河口干潟	三重県	三雲町 松坂市	総面積 96ha の広大な干潟で、冬期には青のりの養殖場として利用されている。
宮川河口干潟	三重県	伊勢市	総面積 110ha の広大な干潟で、コアジサシの繁殖地にもなっている。

第 7 回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査（干潟調査）報告書（平成 19）
三重県津農林水産商工環境事務所資料より作成

しかし近年、沿岸の開発等により、干潟、浅場、藻場等の良好な生物の生息・生育空間は年々減少している。伊勢湾での干潟の分布面積の推移をみると、昭和 20 年（1945 年）頃には約 5,600ha 存在していたが、昭和 45 年（1970 年）頃までの約 25 年間で急速に減少しており、近年では昭和 20 年（1945 年）頃と比べると半分程度の面積になっている。

また海草藻場（アマモ）の分布の推移をみると、昭和 30 年（1955 年）頃には、伊勢湾全体で約 18,200ha 分布していたが、昭和 45 年（1970 年）頃には、約 670ha となっており、15 年間でおよそ 27 分の 1 にまで減少した。

なお三河湾では、平成 11 年から 16 年度（1999 年から 2004 年度）にかけて、国と愛知県が連携して、中山水道航路から発生する良質な浚渫土砂を用いて、約 620ha（39 箇所）の干潟・藻場の造成及び覆砂を実施して環境改善を図っている。

2) 海岸の改変状況

海辺調査（平成 10 年度、第 5 回自然環境保全基礎調査、環境庁自然保護局）は、浅海域の抽出とその概要把握、全国の海辺の利用・法指定等状況及び海岸線の改変状況を調査し、併せて海岸域における生物の生息状況及び生息環境を把握することを目的として実施されている。

伊勢湾・三河湾の自然海岸延長は 111km におよび、これは海岸総延長の 13.5%にあたる。

また昭和 53 年（1978 年）から平成 8 年（1996 年）の自然海岸の経年変化率をみると、伊勢湾で-10.9%、三河湾で-17.8%となっている。なお東京湾では-22.8%、大阪湾²では+7.1%となっている。

3) 漁業資源

< 漁港の分布 >

伊勢湾には大小 67 の漁港があり、共同漁業権区域は、四日市港、名古屋港、衣浦港、三河港、及び渥美半島の南側を除くほとんどの海域で設定されている。区画漁業権区域は、鈴鹿市から鳥羽市にかけての海域や知多半島南部の海域で設定されている。

< 漁獲量の推移 >

伊勢湾は三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）の中で最も高い漁業生産力を有しており、アサリ類、エビ・カニ類等を対象とした沿岸漁業、ノリ・ワカメの養殖等の海面養殖業が盛んに行われている。小型底びき網や船びき網など特色ある漁業が営まれるとともに、愛知県のアサリ漁獲量が国内の総漁獲量の約 38%を占めるなど、全国でも有数のアサリやエビカニ類等の産地となっている。

近年、伊勢湾では漁獲量は減少傾向にあり、愛知県では昭和 55 年（1980 年）頃をピークに減少し、平成 16 年（2004 年）の漁獲量は約 5.9 万トンで昭和 55 年（1980 年）の半数以下となっている。三重県（伊勢湾海域）では昭和 60 年（1985 年）頃をピークに減少し、平成 16 年（2004 年）の漁獲量は、約 8.5 万トンとなっている。

< 養殖業の現況 >

伊勢・三河湾では、区画漁業権漁場において、ノリ、ワカメなどの養殖業が盛んに行われ、愛知県のノリ類養殖の経営体数は 481 で養殖面積は約 3.6km²、三重県のノリ類養殖の経営体数は 781 で養殖面積は約 5.7km²となっている。愛知県では平成 19 年度の総漁業生産量のうち 18.6%を海面養殖業が占めている。

ノリ養殖のうち、黒ノリ養殖は知多湾や矢作古川河口域、松名瀬干潟、宮川流域等で行われ、青ノリ養殖は三渡川河口域等を中心に営まれている。近年、ノリ養殖では、栄養不足による色落ちや生産量の減少が課題となっており、水質環境の悪化による影響が懸念されている。

(3) 水・物質循環

< 汚濁負荷量の状況 >

伊勢湾には、10 水系もの流入河川が存在し、これを通じて有機物や窒素・リン等の栄養塩類が流入している。伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、伊勢湾流域の人口推移とともに、昭和 35 年（1960 年）以降、緩やかな増加傾向にあると考えられる。しかし、算定データが得られている昭和 55 年（1980 年）頃より、汚濁負荷量は化学的酸素要求量（COD）・全窒素（T-N）、全リン（T-P）ともに継続的に減少しており、総量規制等の汚濁負荷削減対策が効果を発揮していると評価され

² 大阪湾については 1996 年調査で兵庫県域を対象外としているため、1978 年から 1993 年までの変化率で算出。

ている³。

<水質・底質の状況>

伊勢湾の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成状況は、約50%で横ばいである。また底質のCODは、伊勢湾（狭義）の湾中央部が高く、三河湾では、湾中央部および湾奥部が高い。

また伊勢湾では、赤潮⁴や貧酸素水塊、苦潮⁵の発生が慢性化しており漁業被害が発生している。

赤潮については、愛知県水産試験場の調査によると、渥美湾、知多湾ともに昭和45年（1970年）から昭和55年（1980年）にかけて急激に増加し、昭和55～平成2年（1980～1990年）に最も発生が多い。愛知県水産試験場では平成5年（1993年）にモニタリング実施要領の見直しをしているため比較はできないものの、現在に至るまでは横ばい傾向にあると報告されている。苦潮についても、長期的には赤潮の推移とよく似ており、平成2年（1990年）以降の発生件数は横ばいと見られている。

<浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の現況>

伊勢湾では、海面や沿岸部にゴミが浮遊・漂着し、海域環境を悪化させている。また台風等による出水後には流木が海面や沿岸部に多く浮遊・漂着しており、小型船舶の航行や漁業等に問題を引き起こしている。

1 - 5 . 植生及び動物分布

(1) 植生区分

本地域における植生の垂直分布をみると、下方から丘陵帯（暖帯常緑広葉樹林、0～500m）、山地帯（温帯落葉広葉樹林、500～1,500m）、亜高山帯（亜寒帯常緑針葉樹林、1,500～2,500m）、高山帯（常緑針葉低木林、2,500m以上）に分けられる。

丘陵帯の下部は、上木にタブ、シイが優占し、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、モチノキ、シロダモ、ネズミモチ、トベラ、ツルグミからなる暖帯林の領域であり、やや標高をのぼるとウラジロガシ、アカガシ、ツクバネガシ等山地のカシ類の優占する森林となる。しかし今日では、丘陵帯の自然林は、居住・耕地・植林地化等によってほとんど失われ、わずかに山麓の社寺林等にその跡をみるだけである。

山地帯は、本来はブナ林を主体とする落葉広葉樹林であるが、伐採による二次林も多く、ミズナラ、コナラ、クヌギ林となっている。ブナ林の発達は、太平洋側では悪く、それに代わってモミ、ツガ、ウラジロモミ等の針葉樹林が発達する。亜高山帯は、下部でシラベ、上部でコメツガ等が優占する。高山帯はハイマツに代表される。

出典：日本地誌第9巻中部地方総論（1988）より引用

³ 伊勢湾再生行動計画（平成19年3月、伊勢湾再生推進会議）8頁

⁴ プランクトンの異常増殖により海水が変色する現象。原因は、主として富栄養化による植物プランクトンのウログレナ（黄色鞭毛藻類）やペリディニウム（渦鞭毛藻類）等の大量発生にある。有害プランクトンが増殖したり、大量発生したプランクトンの死骸の分解過程で酸素消費量が増大し溶存酸素が欠乏するため、しばしば魚介類の大量死をもたらすなど、水産業に多くの被害を与える。（EICネット環境用語集）

⁵ 富栄養化の結果として海水が青色ないし白濁色を呈する現象。海水が富栄養化するとプランクトンが大量発生することがある。この大量のプランクトンが死滅すると下層へ沈殿し、底層で生分解される過程で酸素が消費され、貧酸素水塊ができる。青潮は、この貧酸素水塊が強風の際などにおこる湧昇現象によって、岸近くの水の表層に上昇したもの。しばしば低層の嫌気分解で生じた硫化水素等を含むため、大気中の酸素と反応して青色ないし白濁色を呈する。主として東京湾で発生することが知られる。赤潮同様に魚介類の大量死を招き、アサリが死滅する等の被害が出たことがある。（EICネット環境用語集）

(2) 自然環境特性区分

自然環境保全基礎調査(環境庁自然保護局)による植生自然度や集約群落に着目し、自然草原、自然林、二次林等の自然環境特性に区分した。全体に占める割合をみると、植林地が約 33.9%を占めており、次いで二次林が約 21.3%、農耕地が約 17.2%となっている。主な植林地としては、「東濃ヒノキ」で有名な東濃地域の国・公有林、三河の民有林が挙げられる。また農耕地は濃尾平野、岡崎平野、伊勢平野等に分布する。

またそれぞれの自然環境特性区分に代表される草本種、樹種は下表の通りである。

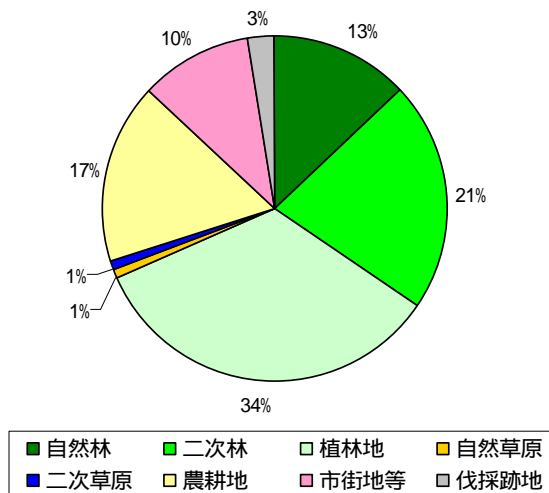


図 2 - 1 - 2 : 自然環境特性区分の割合
出典：第 2-5 回自然環境保全基礎調査[植生調査]より GIS 上で面積算出

表 2 - 1 - 3 : 自然環境特性区分別の
主な草本種・樹種

区分	主な草本種・樹種
自然草原	ササ自然草原、高山ハイデ及び風衝草原、ヨシクラス、ツルヨシ群集等
自然林	ブナ-ミズナラ群落、チシマザサ-ブナ群団、ヒメアオキーブナ群集、シラビソトウヒ群団、ヒノキ群落等
二次林	モチツツジ-アカマツ群集、コナラ群落、シイ・カシ萌芽林、クレーミズナラ群落、コナラークリ群落
植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、クロマツ植林、落葉針葉樹植林等
二次草原	伐跡群落、ススキ群団、ササ草原、休耕田雑草群落

第2-5回自然環境保全基礎調査[植生調査]より作成

自然林の分布をみると、岐阜県では笠ヶ岳周辺ではシラビソトウヒ群団やダケカンバ群落、飛騨山脈、両白山地、伊吹山地にブナ-ミズナラ群落、チシマザサ-ブナ群団、ヒメアオキーブナ群集がみられる。愛知県内に自然林の分布は少ないが、段戸裏谷にブナ-ミズナラ群落が分布する。また志摩半島にはサカキーコジイ群集が分布している。また岐阜県、愛知県、三重県における自然林で、最も分布面積が大きいものはブナ-ミズナラ群落である。

二次林の植生をみると、美濃三河高原ではコナラやミズナラが、志摩半島等三重県の南部では、シイ・カシの萌芽林が分布しているのが特徴的である。また岐阜県、愛知県、三重県における二次林で、最も分布面積が大きいものは、モチツツジ-アカマツ群集である。

植林地の植生をみると、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布している。中でも南飛騨から東濃にかけては、「東濃ヒノキ」等優良な針葉樹林で有名である。また飛騨の東部では、カラマツ等の落葉針葉樹植林が見られる。美濃三河高原にクロマツ植林、上野盆地や伊勢平野の一部にアカマツ植林が見られるのが特徴的である。また岐阜県、愛知県、三重県における植林地で、最も分布面積が大きいものは、スギ・ヒノキ・サワラ植林である。

自然草原は、飛騨山脈や両白山地の一部に分布している。

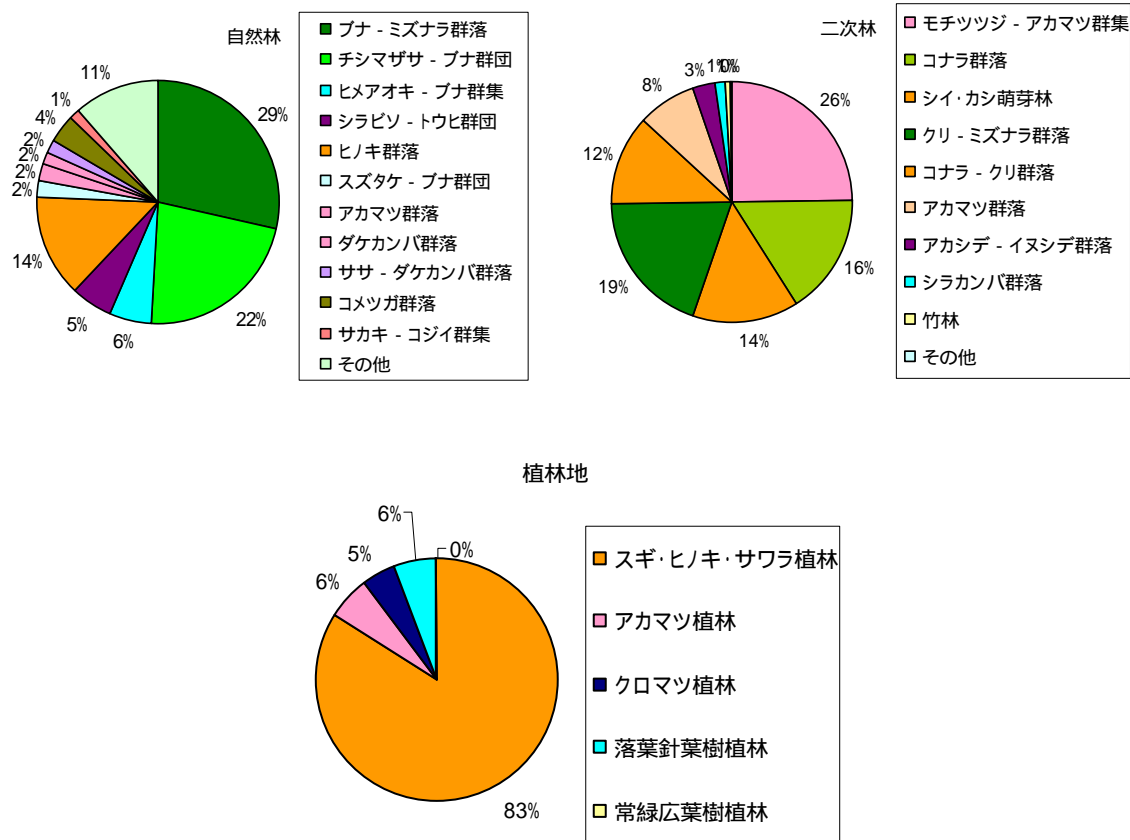


図 2 - 1 - 3 : 集約群落別の面積割合

出典：第 2-5 回自然環境保全基礎調査[植生調査]より GIS 上で面積算出。
分母は本地域における自然林、二次林、植林地のそれぞれの合計面積とした。

本地域において貴重な植生として選定されている特定植物群落は、332 件、約 12,913ha である。選定理由別にみると、地域全体では選定基準 E（郷土景観を代表する植物群落で、時にその群落の特徴が典型的なもの）の面積割合が 64.2%と最も多く、次いで、選定基準 H（その他、学術上重要な植物群落または個体群）45.5%となっている。

県別にみると、岐阜県では選定基準 G（乱獲その他の人為の影響によって、当該県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群）、愛知県では選定基準 A（原生林もしくはそれに近い自然林）の面積割合が最も高くなっていることが特徴的である。

表 2 - 1 - 4 : 特定植物群落の県別件数及び面積

県	件数	面積 (ha)
岐阜県	119	3,441
愛知県	95	725
三重県	115	8,746
長野県 (3 町 5 村)	3	1
計	332	12,913

出典：第 5 回自然環境保全基礎調査[特定植物群落調査],平成 12 年,環境庁自然保護局より作成

巨樹・巨木調査（昭和 63 年（1988 年）：第 4 回自然環境保全基礎調査：環境庁自然保護局、平成 16 年（2004 年）：第 6 回自然環境保全基礎調査：環境省自然環境局）は、原則として、地上から 1.3m の高さでの幹周りが 3 m 以上の木を調査対象として実施されている。

本地域における巨樹・巨木林は 4,166 本であり、県別では岐阜県が 1,729 本と最も多く、次いで三重県（1,252 本）、愛知県（1,185 本）となっている。

また樹種別の本数をみると、岐阜県ではスギ、イチヨウ、ケヤキ等が多く見られる。愛知県では、クスノキ、スギが上位となっている。三重県ではスギ、クスノキ、ケヤキが 100 本を越えている。

（3）野生動物の分布

1）大型哺乳類

環境省の自然環境保全基礎調査のうち、動物分布調査として、第 2 回（1978 年）、第 6 回（2003 年）の 2 回にわたり、大型哺乳類の生息分布に関する調査が実施されている。

本地域における大型哺乳類の生息分布を見ると、ツキノワグマは岐阜県北部の山地帯や三重県南部での生息が確認されている。ニホンジカは木曾山脈や布引山地で、カモシカは伊那山地、伊吹山地等で確認されている。

2）猛禽類

本地域における猛禽類の生息分布をみると、イヌワシは両白山地、伊吹山地付近で、クマタカは、岐阜県北部や愛知県東部、高見山地等で、それぞれ生息が確認されている。

3）シギ・チドリ類

愛知県、三重県では、コアサイト 5 箇所、一般サイト 5 箇所の計 10 箇所の干潟がシギ・チドリ類調査サイトに選定されている。

また、主要な干潟のシギ・チドリ類出現数の変化をみると減少傾向を示す種が少なくない。庄内川河口では特にハマシギの減少傾向が顕著であり、平成 12 年（2000 年）には約 6 万羽の出現が確認されていたが、平成 19 年（2007 年）には 1 万羽以下となっている。愛知県レッドデータブックには、沿岸域に生息する絶滅危惧種（準絶滅危惧種、地域個体群含む）として 27 種のシギ・チドリ類が掲載されている。

4）カモ類

平成 18 年度ガンカモ調査では、矢作川河口、宮川河口等において 4,000 羽以上のカモ類の生息・飛来が確認されており、三渡川河口および田原湾では 10 種以上のカモ類が確認されている。

愛知県レッドデータブックには、沿岸域に生息する絶滅危惧種（準絶滅危惧種、地域個体群含む）として 5 種のカモ類が掲載されている。トモエガモは環境省および愛知県レッドデータブックともに絶滅危惧 類として掲載され、愛知県内では庄内川河口や木曾川下流で数百羽の群が見られることもあり、太平洋沿岸の数少ない集団越冬地となっている。

三重県沿岸部では、カモ類は三渡川、雲出川、宮川、田中川等の河口域に多く生息し、環境省レッドデータブックの絶滅危惧 類として掲載されているコクガンなどの生息が確認されている。三渡川河口域の五主海岸や宮川河口干潟一帯は、希少野生動植物種主要生息生育地（ホットスポット）に指定され、絶滅のおそれのある動植物の主な生息・生育地として保全が図られている。

5) ウミガメ

愛知県においては日出・堀切海岸、赤羽根海岸、豊橋海岸の3箇所が、三重県では井田海岸、広ノ浜、黒ノ浜の3箇所が調査サイトとして選定されている。

アカウミガメは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で国際希少野生動植物種に指定され、環境省レッドデータブックでは絶滅危惧 類に指定されている。

愛知県においても、県レッドデータブックでは絶滅危惧 B類に選定されており、遠州灘沿岸や知多半島周辺において上陸、産卵が確認されている。一方で、海岸砂浜の浸食や漁業による混獲により、減少していることが報告されている。

三重県においても、県レッドデータブックでは絶滅危惧 類に選定されており、鈴鹿川河口や田中川河口において上陸、産卵が確認されている。

なお、ウミガメの上陸や産卵、ふ化の保護を目的とし、吉野熊野国立公園（三重県の七里御浜等）では平成10年（1998年）より、毎年5月30日から9月30日までの5ヶ月間、伊勢志摩国立公園（三重県志摩市の日和浜や広の浜等）では平成18年（2006年）より、毎年5月1日から10月31日までの6ヶ月間、三河湾国定公園（愛知県渥美半島の太平洋側に位置する表浜海岸）では平成18年（2006年）1月19日より通年、自動車やバイク等の乗り入れを規制している。

6) 大型海棲動物

伊勢・三河湾では、かつてはニホンアシカやザトウクジラなどが生息し、現在もスナメリなどの大型海棲動物が生息している。

愛知県の豊かな自然と人々の暮らしを描いた内藤東甫による「張州雑志」（明和7年～安永7年〔1770年～1778年頃〕）には、知多半島師崎（現南知多町）で盛んに行われていた捕鯨の様子も描かれており、江戸時代には伊勢湾内で捕鯨が行われていたことが分かる。また尾張八郡の名所・風俗・物産などを広範に収録した尾張名所図会（岡田啓・野口道直編 小田切忠近（春江）他画、江戸時代後期/弘化元年（1844年）刊）においても、ザトウクジラ、マッコウクジラなど多種多様なクジラの姿が描写されており、伊勢湾はかつて多様な鯨類が生息した豊かな海域であったことを物語っている。

現在、伊勢・三河湾は、瀬戸内海、有明海、仙台湾等と並び、スナメリの主要分布域の一つとなっている。

平成13年度の調査では、三重県鈴鹿市沖、安芸郡羽芸沖、愛知県常滑沖、三重県津市沖、三河湾西部、篠島周辺等を中心に155群349頭の生息が確認され、推定個体数は個体密度の推定値より約3,000頭前後と推定されている。

7) 底生生物

愛知県における調査では、特に汐川干潟において希少な貝類が豊富にみられることが報告されているが、大規模な埋め立て等による干潟面積の減少、貧酸素水塊の発生、底質の悪化等に伴う生息環境の悪化が懸念されている。また三重県においては、貧酸素による生物への影響を把握するための調査が実施されており、ヒトデ等の棘皮動物が、発達する貧酸素水塊の影響を最も受けることが報告されている。

(4) 絶滅危惧種・外来生物の状況

各県で策定しているレッドデータブックに掲載されている種数は下表の通りであり、絶滅・

消滅（野生絶滅を含む）した種数は 145 種、絶滅危惧種等（準絶滅危惧種を含む）は 2,988 種で、合計すると 3,133 種が絶滅もしくは絶滅が危惧されている。

表 2 - 1 - 5：各県のレッドデータブック掲載種数

	刊行物名称	刊行年 (改定年)	対象	掲載種数		
				絶滅・消滅	絶滅危惧等	計
岐阜県	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物	H19(H21) H19	動物	4	326	330
			植物	0	189	189
愛知県	レッドデータブックあいち	H13(H20)	動物	22	501	523
			植物	43	614	657
三重県	三重県レッドデータブック 2005	H17	動物	16	667	683
			植物・キノコ	36	764	800
長野県	長野県版レッドデータブック	H13、15、16	動物	13	410	423
			植物・キノコ	34	949	983
合計			動物	37	1,155	1,192
			植物・キノコ	108	1,833	1,941

重複する種があるため、合計は各県の累積に一致しない。
出典：各県レッドデータブックより作成

また、特定外来生物として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・輸入・譲渡等を原則禁止している。

このうち、導水施設や水道施設などでの大量発生により人間社会への影響が懸念されているカワヒバリガイが、豊川水系の宇連川の新城市名号(みょうごう)から浅畑までの間の 4 地点に生息し、定着していることを豊橋市自然史博物館の調査で確認されている。

また、湾内では、外来海産生物により、地域生態系の攪乱や養殖業をはじめとする水産業、船舶、臨海工業地帯の取水施設などへの被害が危惧されている。外来海産生物の多くは軟体動物・甲殻類・多毛類・海藻などの底生生物であり、主な移入手段は、船舶の安全な航行のために使われるバラスト水への混入と、船体への付着とされている⁶。現在、船体付着によって世界から日本に移入したと推定される種は 20 種あり、その中には、「世界の侵略的外来種ワースト 100 (国際自然保護連合 (IUCN)、平成 12 年 (2000 年))」に選定されたムラサキイガイ (軟体動物門二枚貝綱) や、「日本の侵略的外来種ワースト 100 (日本生態学会、平成 14 年 (2002))」に選定されたカサネカンザシ (環形動物門多毛綱) など含まれている。今後は、特定外来生物に指定されていない種であっても、陸域、海域を問わず、外来生物による生物多様性への影響について、検証していくことが必要である。

(5) 野生鳥獣による農作物被害の状況

岐阜、愛知、三重の 3 県における野生鳥獣による農作物被害面積の推移をみると平成 11 年 (1999 年) をピークに減少しているが、被害量は近年増加しており平成 20 年度の被害量は 6,597 トンと横ばいである。今後は、野生鳥獣資源を活用していくことが必要とされるが、狩猟体制の確保、行政内における野生鳥獣活用の体制づくり、と殺・加工・商品化の展開などを含めた総合的な野生鳥獣による被害対策が必要とされている。

(6) 貴重な生態系の分布状況

環境省の「生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域情報 (再整理) について：平成 13 年」では、各地の注目される生態系を整理しており、本地域では「区域の生物学的特性を示す生態系 (重要地域 A)」で 23 箇所、「区域内の環境要因の違いにより特徴づけられる重要な生

⁶ 日本ベントス学会資料

態系（重要地域 B）」で 49 箇所計 72 箇所が登録されている。

（ 7 ） 魚類の遡上

環境省の自然環境保全基礎調査において、第 2 回（1978 年）および第 3 回（1984 年）に全国の一級河川の幹川等の現況に関する調査が、第 5 回（1998 年）に一級河川の幹川の概要、河岸の改変状況等に関する調査が実施されている。

本地域において調査対象となった一級河川は 9 河川で、アユ、サケ等の遡河性魚類が上流まで遡上可能な河川は庄内川、長良川、雲出川の 3 河川であり、中流まで遡上可能な河川は 4 河川となっている。

2 . 社会環境の特性

（ 1 ） 土地利用の推移と現況

本地域の土地利用現況をみると、総面積の 70.1%（約 159 万 ha）を森林・原野が占めており、次いで農用地（田・その他の農用地の合計）が 13.1%で約 29 万 ha を占めている。

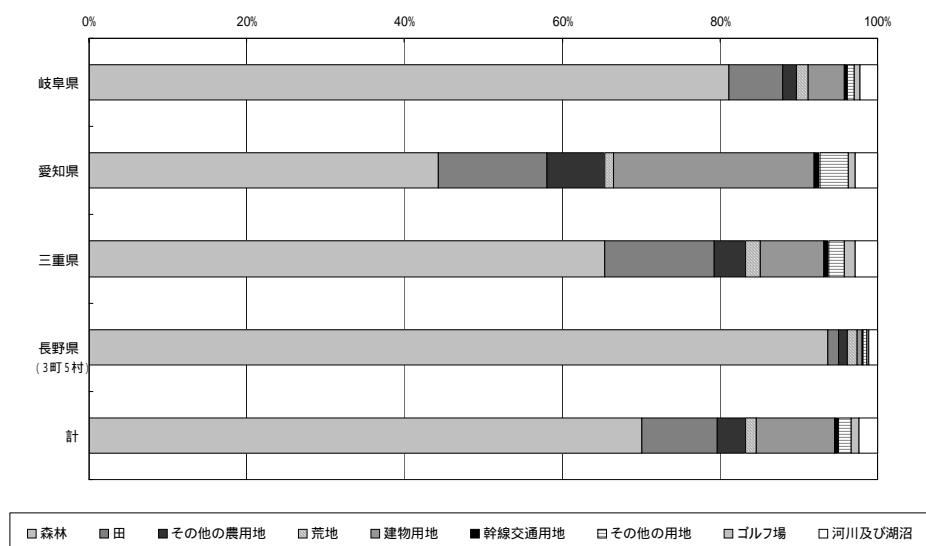


図 2 - 2 - 1：土地利用の状況（面積割合）

出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」（H18 年度）を元に GIS 上で面積割合を算出

（ 2 ） 森林の推移と現況

岐阜県、愛知県、三重県の現況森林面積は 1,458,728.80 ha であり、林種別にみると、地域全体では人工林が 52.1%、天然林が 44.0%となっている。県別の人工林の割合をみると、高い順に愛知県（64.4%）、三重県（61.8%）、岐阜県（44.7%）となっている。また天然林の割合は、岐阜県（50.3%）、三重県（35.8%）、愛知県（33.0%）となっている。

民有林人工林の森林蓄積量は、岐阜県、愛知県、三重県全体では 254.7m³/haと全国（279.1m³/ha）をやや下回る量となっている。県別にみると、三重県が 256.9 m³/haと最も大きい。

民有林天然林の蓄積量については、地域全体では 29.6m³/haと全国（29.5m³/ha）と近い値を示すが、岐阜県（40.5m³/ha）で全国平均を上回っているのが特徴的である。

2000 年農林業センサスにおける民有林人工林の齢級構成をみると、本地域の人工林は、全国

と比較して9 齡級以上（41 年生以上）の割合が高くなっており、強度の要間伐林が多くなっている。

また本地域における林業経営体数は 18,394 経営体であるが、保有山林の面積規模別経営体数をみると、地域全体で 10ha 以下の山林面積シェアは 59.4%程度と、小規模林家が半数以上を占めている。

本地域の林家数は昭和 35 年（1960 年）～平成 17 年（2005 年）までの 45 年間で 11,452 戸の減少となっている。県別にみると、岐阜県、三重県では減少しているが、愛知県では横ばいである。

平成 2 年（1990 年）から平成 12 年（2000 年）にかけての森林の転用用途別面積の推移をみると、地域全体では約 11,500ha に及び、ゴルフ場・レジャー施設等への転用面積の割合（39.1%）が最も多く約 4,490ha、公共用地が約 2,848ha に及ぶ。

県別にみると、岐阜県では公共用地への転用（38.6%）が最も多く、愛知県ではゴルフ場・レジャー施設等（24.2%）次いで住宅用地・別荘地（21.5%）となっている。三重県ではゴルフ場・レジャー施設等への転用が 63.4%を占めている。

（3）保安林の指定状況

保安林は、水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全等の特定の公共目的のために必要な森林について、農林水産大臣または都道府県知事が指定している。

本地域の保安林面積の合計は約 673,000ha であり、森林面積の 41.6%を占める。また、森林面積に対し保安林面積の占める割合が大きい県は、長野県（3 町 5 村）で 48.6%、岐阜県で 48.0%となっている。

（4）国有林・民有林の分布状況

本地域の現況森林面積の 81.5%（17,411,372ha）は民有林が占めており、全国平均（69.4%）と比較しても民有林の割合は高くなっている。県別にみると、岐阜県の国有林の割合が 20.8%と他の 2 県に比べて高いのが特徴的である。

国有林の分布をみると、岐阜県と長野県の県境付近、両白山地、伊吹山地、紀伊山地等にまとまってみられる。

表 2 - 2 - 1：各県の所有別森林資源現況

区分		国有林	民有林	合計
岐阜県	面積(ha)	180,338	685,337	865,674
	割合(%)	20.8%	79.2%	100.0%
愛知県	面積(ha)	11,770	207,948	219,718
	割合(%)	5.4%	94.6%	100.0%
三重県	面積(ha)	23,719	349,617	373,337
	割合(%)	6.4%	93.6%	100.0%
長野県 (3 町 5 村)	面積(ha)	82,045	70,215	152,260
	割合(%)	53.9%	46.1%	100.0%
計	面積(ha)	297,872	1,313,117	1,610,989
	割合(%)	18.5%	81.5%	100.0%
全国	面積(ha)	7,685,616	17,411,372	25,096,987
	割合(%)	30.6%	69.4%	100.0%

出典：平成 19 年度森林資源現況総括表（林野庁）および 2005 農林業センサスより作成

(5) 森林・林業の特性と課題

本地域の森林・林業施策の展開に向けて、各県の取組が進んでいるが、下表に示すように、本地域の森林・林業に関する課題としては、国産材価格の低下による林業所得の減少、林業労働者の減少、高齢化、管理放棄や手入れ不足による森林の荒廃、人と森林との関わりが希薄化することによる、「木の文化」の衰退などが挙げられており、こうした課題解決に向けた取組が求められている。

表 2 - 2 - 2 : 各県の森林・林業の課題

	課題	出典
長野県	<ul style="list-style-type: none"> 人工林面積の約9割が、間伐作業が必要な時期にあたる。 過疎化・高齢化の進行、林業生産活動の停滞に伴う林業従事者の減少、零細な所有規模に加え、不在村化や世代交代などによる管理放棄森林の増加。 ニホンジカなどによる鳥獣被害の増加。 	平成 21 年度長野県森林・林業白書(長野県森林政策課)
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 民有林の天然林・人工林ともに生育途中の若い森林が多く、人工林では林齢 36～45 年生をピークとする非常に偏った分布。除間伐などの保育施策の実施が必要な森林が多くある一方で、利用可能な大きさに成長した森林が徐々に増加。 林業・木材産業の不振が長い間続き、荒廃する森林が増加。 	岐阜県森林づくり基本計画(岐阜県林政部、平成 19 年 3 月)
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 国産材価格の低下による、森林所有者の林業所得の減少、林業活動の停滞。 林業労働者の減少、高齢化。 里山林の荒廃が進行。 	愛知の森林づくり(愛知県林務課・森林保全課、平成 18 年 3 月)
三重県	<ul style="list-style-type: none"> 木材価格の低下や需要の減少などによる生産活動の停滞し、活力の低下。 管理放棄、手入れ不足による人工林の荒廃。 「森林」や「木」と「人」との関係が希薄化したことによる「木の文化」の崩壊。 	三重の森林づくり基本計画(三重県環境森林部、平成 18 年 3 月)

(6) 農地・農業集落の推移と現況

1) 農業集落の地域類型

本地域における農業集落の地域類型をみると、35.3%が都市的地域、25.7%が山間農業地域となっている。

それぞれの分布をみると、岐阜県、長野県(3町5村)では山間農業地域の割合が他2県に比べて高く、愛知県で都市的地域の割合(54.5%)が高いことが特徴的である。

2) 農地面積の推移

岐阜県、愛知県、三重県の経営耕地面積の推移をみると、昭和 25 年(1950 年)から平成 17 年(2005 年)までの 55 年間で、約 182,613 ha 減少している。県別に 55 年間で減少率を比較すると、愛知県における減少率(62.2%)が、岐阜県(58.9%)、三重県(52.0%)に比べて大きい。

3) 農家数の推移

2005 年農林業センサスによる 3 県の総農家数は 229,902 戸(平成 17 年度)で、昭和 30 年(1955 年)から平成 17 年(2005 年)までの 50 年間で、254,453 戸減少している。

2005 年農林業センサスによる 4 県の農業経営体数⁷と家族経営⁸体数を下表に示す。4 県全体でみると、家族経営は、農業経営体全体の 98.8%を占めている。

表 2 - 2 - 3 : 農林業経営体数の現況

	農業経営体	家族経営	(経営体) 家族経営/農業経営体
岐阜県	45,740	45,052	98.5%
愛知県	52,409	51,926	99.1%
三重県	40,420	40,045	99.1%
長野県	77,304	76,172	98.5%
4 県合計	215,873	213,195	98.8%
全国	2,009,380	1,981,283	98.6%

長野県は県全体での値。

出典：2005 年農林業センサス 第 2 巻農林業経営体調査報告書（総括編）

4) 農業集落等の現況

< DID までの所要時間別農業集落数割合 >

農業集落の中心地から距離が最も近い DID (平成 12 年国勢調査の人口集中地区) の中心地までの、居住者が普段利用している交通手段による所要時間は「15 分未満」とする農業集落は、全体で 46.8%であり、全国平均の 36.4%を上回る。

< 生活関連施設までの所要時間別農業集落数割合 >

農業集落の中心地からスーパー・コンビニエンスストア等の生活関連施設までの所要時間は、73.4%が、「15 分未満」で到達可能としている。

< 地域資源の保全状況別農業集落数割合 >

岐阜県、愛知県、三重県において地域資源としての農業用排水路のある農業集落は 4,266 集落、河川・水路のある農業集落は 1,358 集落となっている。

このうち条例または地域住民等の協定(取り決め)によって、これらの地域資源が保全されている農業集落数の割合は、農業用排水路で 54.4%、川・水路では 19.0%となっている。全国での構成比と比較すると、森林の以外の地域資源区分で全国を下回っている。

< 棚田、谷地田、ため池の箇所数及び面積 >

棚田は岐阜県に最も多くみられ、925 箇所、2,348ha 分布している。谷地田は岐阜県(475 箇所)と三重県(429 箇所)に、ため池は三重県(1,692 箇所)と愛知県(1,355 箇所)に多く分布している。

< 地域資源を活用した交流事業の取組別農業集落数割合 >

本地域で、地域資源を活用した都市と農山村との交流事業に取り組んでいる農業集落は 33.9%であり、全国の平均値である 30.2%を上回っている。

交流事業の内容別にみると「産地直送を介した交流」は 22.4%で最も多く、次いで「児童、生徒の農林業体験学習の受入」13.3%、「農山村地域資源を活用した観光客の受入」9.9%、「農林業ボランティア活動を介した交流」は 0.6%となっている。

⁷ 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が規定の値に該当するもの

⁸ 「農業経営体」のうち、世帯単位で事業を行うもの(法人化しているものを含む)

(7) 耕作放棄地の現状

<耕作放棄地面積の推移>

岐阜県、愛知県、三重県の耕作放棄地⁹は平成2年(1990年)以降増加傾向にあり、昭和50年(1975年)～平成17年(2005年)の30年間で5,633haの耕作放棄地が出現している。

<耕作放棄地率>

2005年農林業センサスにおける農業集落別の耕作放棄地率をみると、本地域全体では、耕作放棄地率0%および20%未満の集落は、全体の93.6%を占めている。また県別にみると、20%以上の集落割合が、三重県で7.9%と他県に比べて高くなっている。

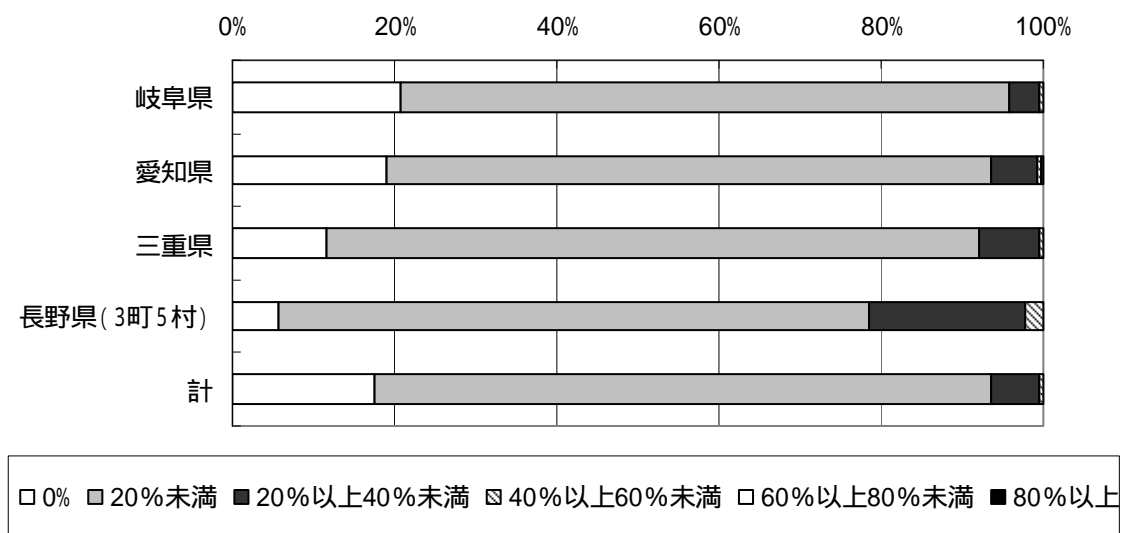


図2-2-2：農業集落別の耕作放棄地率割合(2005年)

秘匿地を除く。

出典：2005 農林業センサス農業集落カード

(8) 限界集落の分布

農山村地域における人口の過疎化・高齢化の進行は、地域における集落機能や社会活動の低下をまねき、特に存続が危ぶまれるような限界集落¹⁰については、集落機能の著しい低下や、農地・山林などの地域資源管理の問題が深刻化している。

本地域における限界集落の分布をみると、岐阜県では、県中央部の山間部、愛知県では東部の山間部、三重県では県南部に分布している。

また過疎地域自立促進特別措置法によって定義される「過疎集落」は、全市町村数140に対して33市町村数を占め、過疎地域市町村の面積割合は47.5%で、全国の面積割合54.0%と比較すると下回っている。

過疎地域の人口は、平成17年度国勢調査結果において、約33万7千人と、前回調査時(平成12年度)に比べると5.6%減少しており、全国での減少率(5.4%)をやや上回っている。

⁹ 農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なおこれに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。(出典：農林水産省資料)

¹⁰ 「限界集落」の定義について、大野晃氏(北見工業大学教授、高知大学名誉教授)は『65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落』(大野晃、2005、「限界集落 - その実態が問いかけるもの」、『農業と経済』2005年3月号、5頁、昭和堂)としている。

3 . 自然環境保全に係る法制度等の概況

(1) 自然公園の指定状況

本地域では、国立公園 4 箇所、国定公園 6 箇所、県指定の自然公園が 27 箇所指定されており、総計 37 箇所、面積にして約 51.9 万 ha になる。県土に占める割合は、三重県が最も大きく 35.0% であり、全体では 23.2% となっている。

表 2 - 3 - 1 : 自然公園の県別箇所数と面積

	国立公園		国定公園		県立自然公園		計		県土に対する面積割合
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
岐阜県	2	38,236	2	34,632	15	122,224	19	195,092	20.0%
愛知県	0	0	4	49,782	7	39,056	11	88,838	17.4%
三重県	2	72,526	2	26,272	5	103,098	9	201,896	35.0%
長野県(3町5村)	0	0	1	762	2	32,144	3	32,906	19.2%
3県合計	4	110,762	6	111,448	27	296,522	37	518,732	23.2%

注) 自然公園数および面積は平成 19 年 3 月 31 日現在
長野県(3町5村)については本地域に含まれる公園面積を GIS 上で算出
出典：環境省資料より作成

平成 17 年度の自然公園の年間利用者数は全地区の合計で、66,809 千人であり、これは全国の自然公園年間利用者数(905,269 千人)の 7.4% にあたる。

また長距離自然歩道として東海自然歩道、中部北陸自然歩道、近畿自然歩道が設置されている。東海自然歩道についてみると、岐阜県内は飛騨木曾川、揖斐関ヶ原養老国定公園等を通過する延べ 311km のコース、愛知県内は、天竜奥三河、愛知高原、飛騨木曾川国定公園を通過する延べ 211 km のコース、三重県内は鈴鹿、室生赤目青山国定公園を通過する延べ 197 km となっている。

表 2 - 3 - 2 : 主な自然歩道の県別総延長

名称(総延長: km、関連都府県数)	県	総延長(km)
東海自然歩道 (1,697、1都2府8県)	岐阜県	311
	愛知県	211
	三重県	197
中部北陸自然歩道 (4,029、8県)	岐阜県	378
	長野県	666
近畿自然歩道 (3,258、2府7県)	三重県	570

長野県は県全体の値である。
出典：各県資料より作成

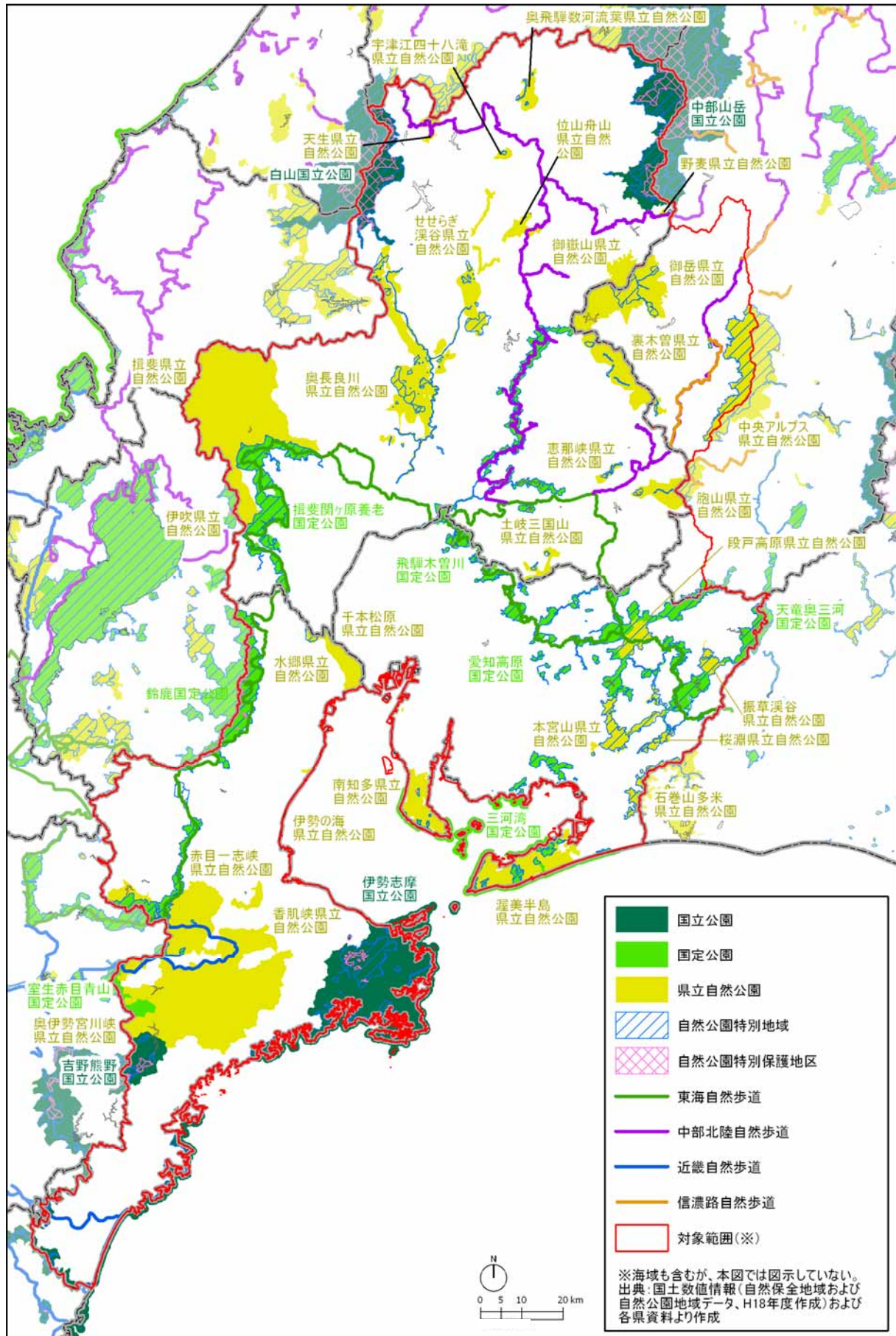


図 2 - 3 - 1：自然公園及び自然歩道の分布

(2) 自然環境保全地域の指定状況

県指定の自然環境保全地域は、35箇所(約3,837ha)が指定されており、多様な自然環境が保全の対象となっている。

面積が大きいものでは、亜高山性植物及びブナ天然林が分布する能郷白山(656.6ha)、ブナ主体の落葉広葉樹と天然ヒノキ針葉樹が混生する御前岳(406.8ha)、湿原植物とブナ天然林が分布する北の俣・水の平(363.5ha)等が挙げられる。

湿原では、ミズバショウがみられる高層湿原の山中山、ミズゴケやサワギキョウが分布する中間湿原の田之土里湿原が挙げられる。

野生動物の生息地としては、ゲンジボタルが生息する関ホタルの川、シデコブシ等が見られる海上の森、河畔林が残存しタナゴ類等が生息する菰川等が挙げられる。

地形・地質では、領家変成岩類やはんれい岩類がみられる青鳥山、角閃石片岩が露出する吉祥山、海岸線や島嶼を含む錦等が指定されている。

表2-3-3: 本地域の自然環境保全地域一覧

県	名称	指定年月日	関係市町村名	面積(ha)	保全対象	
長野県	南木曾岳	57.5.31(57.5.31)	木曾郡南木曾町	156.2	天然林	
岐阜県	能郷白山	51.2.3(51.2.3)	本巣市	656.5	高山、亜高山性植生、天然林	
	山中山	51.2.3(51.2.3)	高山市	13.1	湿原	
	秋神	51.2.3	高山市	10.0	植物の自生地	
	萩町	51.2.3(51.2.3)	大野郡白川村	300.5	天然林	
	北の俣・水の平	51.10.15(51.10.15)	飛騨市	363.5	高山、亜高山性植生、天然林、湿原	
	朝日添川	51.10.15(51.10.15)	郡上市	287.8	天然林	
	時山	51.10.15(51.10.15)	大垣市	160.8	野生動物の生息地	
	関ホタルの川	51.10.15(51.10.15)	関市	157.1	野生動物の生息地	
	椈の湖畔	51.10.15(51.10.15)	中津川市	56.5	植物の自生地	
	岩の子	52.9.30(52.9.30)	本巣市	182.4	天然林	
	御前岳	52.9.30(52.9.30)	飛騨市、高山市	406.8	天然林	
	内啣洞	52.9.30(52.9.30)	関市	137.6	天然林	
	祖師野	52.9.30(52.9.30)	下呂市	34.9	人工林、野生動物の生息地	
	烏帽子岳	54.12.28(54.12.28)	大垣市	21.2	植物の自生地	
	万波	54.12.28(54.12.28)	飛騨市	127.4	天然林	
	小川	56.7.21(56.7.21)	郡上市	40.7	植物の自生地	
	愛知県	蓮華寺寺叢	50.1.31(50.1.8)	海部郡美和町	2.2	地形
		田之土里湿原	50.1.31(50.1.8)	豊田市	2.8	湿原
		青鳥山	51.10.15(51.12.10)	幡豆郡吉良町	1.6	地質
小牧大山		51.10.15(51.12.10)	小牧市	46.1	天然林	
吉祥山		51.10.15	豊橋市、新城市	20.2	地質	
伊熊神社社叢		52.4.22(52.12.7)	豊田市	4.8	植物の自生地、野生動物の生息地	
小堤西池		53.3.24(54.3.23)	刈谷市	5.8	植物の自生地、野生動物の生息地	
大沼		53.3.24(54.3.23)	北設楽郡豊根村	15.1	天然林、植物の自生地野生動物の生息地	
白鳥山		54.3.2(54.8.15)	北設楽郡設楽町	13.6	植物の自生地、野生動物の生息地、地質	
茅原沢		59.3.28	岡崎市	14.4	植物の自生地、野生動物の生息地	
壱町田湿地		H11.2.26(H11.4.13)	知多郡武豊町	1.2	植物の自生地、野生動物の生息地	
山中八幡宮		H16.2.27(H16.5.14)	岡崎市	5.5	植物の自生地、野生動物の生息地	
海上の森		H18.3.24(H18.5.30)	瀬戸市	127.9	植物の自生地、野生動物の生息地	
三重県		藤原河内谷	53.1.24(53.1.24)	いなべ市	32.5	植物の自生地
		眞弁大池	53.1.24	いなべ市	84.4	天然林
	錦	53.1.24(53.1.24)	度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町	259.0	地形、植物の自生地、野生動物の生息地	
	島勝浦	53.1.24(53.1.24)	北牟婁郡紀北町	82.7	地形	
	菰川	H20.5.27(H20.5.27)	松阪市、多気郡明和町	4.8	野生動物の生息地、河畔林	

長野県3町5村
注)平成21年3月31日現在、指定年月日欄の()内は、特別地区である。出典:環境省資料より作成

(3) 鳥獣保護区の指定状況

本地域において、国指定鳥獣保護区として5箇所が指定されている。白山および大台山系は大規模生息地、藤前干潟及び紀伊長島は集団飛来地として、北アルプスは希少鳥獣生息地とされている。また県指定の鳥獣保護区は、本地域全体で302箇所、185,997haとなっている。

表2-3-4：国指定鳥獣保護区一覧

名称	面積(ha)		当初指定年月日	存続期間	所在地
	鳥獣保護区	特別保護地区			
白山	38,061	-	S 44. 3.31	H 10.11. 1 ~ H 20.10.31	石川県、岐阜県
大台山系	18,054	1,403	S 47.11. 1	H 4.11. 1 ~ H 24.10.31	三重県、奈良県
藤前干潟	770	323	H 14.11. 1	H14.11.1 ~ H24.10.31	愛知県
紀伊長島	7,452	71	S 44.11. 1	H 11.11. 1 ~ H 21.10.31	三重県
北アルプス	110,306	25,350	S 59.11. 1	H 16.11. 1 ~ H 26.10.31	富山県、長野県、岐阜県

注) 平成19年11月1日現在
出典：環境省資料より作成

(4) 保護林の指定状況

保護林は、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図る国有林野のことであり、本地域においては、56箇所が設定されており、種類別にみると、植物群落保護林が28箇所で最も多く、次いで材木遺伝資源保存林(17箇所)となっている。

(5) 「緑の回廊」の設定

林野庁では、保護林を連結して野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流等を通じた野生動植物の生息地のネットワークを形成する「緑の回廊」の設定を、平成12年度より進めている。

平成20年(2008年)4月現在、全国に24箇所の緑の回廊が設定されている。

岐阜県では白山山系が「緑の回廊」として設定されている。



< 白山山系緑の回廊の概要 >

白山一帯は、まとまりをもって広い面積に残されており、ツキノワグマやニホンカモシカ、イヌワシやクマタカ等にとって良好な生息環境となり、野生動物の宝庫となっている。これら野生動物の移動範囲や生息地を広げ、貴重な森林生態系を守るため、富山県、石川県、福井県、岐阜県にわたり緑の回廊を設定した。

(単位: ha)

	中部森林管理局	近畿中国森林管理局	合計
緑の回廊	23,534	19,366	42,900
連結される保護林	7,784	9,820	17,604
合計	31,318	29,186	60,504

図2-3-2：「白山山系緑の回廊」位置図と概要

出典：中部森林管理局・近畿中国森林管理局資料

(6) 都市域における緑地保全・緑化

岐阜県、愛知県、三重県における都市公園は、平成20年(2008年)3月31日現在で6,319箇所、6,863haとなっている。また、一人当たりの公園面積をみると、岐阜県以外は全国の9.4m²を下回っている。計画面積が100haを超えるような公園としては、国営木曽三川公園(234.58ha)等が挙げられる。

県営都市公園をみると、岐阜県では岐阜県百年公園、平成記念公園等9箇所、愛知県では、愛・地球博記念公園、東三河ふるさと公園等12箇所、三重県では鈴鹿青少年の森、北勢中央公園等6箇所が開園している。

表2-3-5: 都市公園の整備状況

	箇所数	都市公園等面積(ha)	一人当たり公園面積(m ² /人)
岐阜県	1,254	1,792	9.5
愛知県	2,783	3,589	7.1
名古屋市	1,377	1,533	6.9
三重県	2,282	1,482	8.8
全国	95,207	113,207	9.4

注1)平成20年3月31日現在、注2)特定地区公園(カントリーパーク)を含む、注3)愛知県の集計には名古屋市は含まない

出典:都市公園データベース〔都道府県別一人当たり都市公園等整備現況〕、国土交通省都市・地域整備局

(7) ラムサール条約登録湿地・重要湿地の選定状況

ラムサール条約とは、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、各締約国がその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。日本の条約湿地数は37か所で、条約湿地面積は131,027haとなっている(平成20年(2008年)11月17日現在)。

愛知県の藤前干潟は、平成14年(2002年)11月に、日本有数の渡り鳥の渡来地として登録されている。平成11年(1999年)の第7回ラムサール条約締約国会議で登録湿地を倍増することが決議されたことを踏まえ、湿地保全施策の基礎資料収集より、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性の保全上重要な国内湿地500箇所について、環境省が専門家の意見に基づき選定し、平成13年(2001年)12月に公表されている。岐阜県、愛知県、三重県においては、三河湾、伊勢湾等で19箇所が選定されている。

(8) 海岸保全の状況

伊勢湾流域には、わが国最大のゼロメートル地帯が広がっている。昭和28年(1953年)の台風13号、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。

海岸堤防の大半は、築造後50年が経過し老朽化している。そのため、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され、対策が進められている。

海岸法では、都道府県知事により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域を、海岸保全区域として指定できるものとし、海岸保全区域では土地の占用、工作物の設置等が制限されている。愛知県では、海岸保全区域に10,372haが指定されている。

4 . 多様な主体による環境保全への取組状況

4 - 1 . 国の取組

(1) 海域保全の取組

1) 海域環境創造事業（シーブルー事業）

三河湾では、海域環境創造事業（シーブルー事業）として、中部地方整備局と愛知県との連携のもと、平成 11 年度から平成 16 年度にかけて、中山水道航路の浚渫で発生する良質な砂質系浚渫土砂を活用して、湾内に合計約 620ha の干潟・浅場造成、覆砂が実施された。覆砂によって汚染物質の海中への溶出を抑制し、水質の改善を図るとともに、海辺に良質な砂を使い、干潟を形成し、海草などによる自然浄化作用を高める工夫も行っている。

海域環境創造事業の効果として、干潟造成による新たな生物活動の場の創出や三河湾の自然機能の回復、水産振興への貢献が挙げられる。

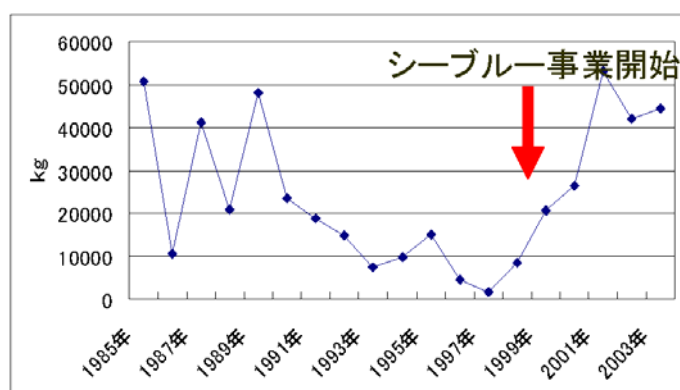


図 2 - 4 - 1 : 干潟創出の効果事例（豊浜漁港におけるガザミ漁獲量の推移）

出典：伊勢湾再生海域研究会三河湾部会資料

2) 海洋環境船による浮遊ごみの回収

中部地方整備局では、海洋環境船「白龍」により、伊勢湾における浮遊ごみの回収を行っている。また湾内の水環境を把握するため、定期的に水質観測を実施している。

平成 20 年(2008 年) 9 月に東海地方を襲った集中豪雨により四日市港に流れ込んだ約 80m³のごみと約 60 本の流木を 4 日間で回収した。

3) 衛星画像によるモニタリング

第四管区海上保安本部では、平成 19 年(2007 年) 4 月よりアメリカ航空宇宙局(NASA)の地球観測衛星テラ(Terra)とアクア(Aqua)に搭載された中分解能分光放射計(MODIS)の観測データを宇宙航空研究開発機構(JAXA)が受信し、海上保安庁海洋情報部において画像処理(加工)を行った地球観測衛星画像により海域のモニタリング情報を提供している。

撮影した衛星画像を用いて、赤潮発生状況の目安となるクロロフィル a 濃度のほか 6 項目(海面水温、クロロフィル a 濃度、懸濁物質濃度、有色溶存有機物、正規化海面射出輝度 R G B 画像、地表面反射率 R G B 画像、K 4 9 0 消散係数)の現況をホームページ上で掲載している。

(2) 沿岸・流域環境の保全の取組

1) 中部圏広域地方計画「伊勢湾再生プロジェクト」

中部圏広域地方計画(平成21年(2009年)8月)では、中部圏の目指すべき将来像として賑わいあふれる国際交流圏・多文化共生圏、世界をリードする産業・技術のイノベーション圏、人々が生き生きと、安心して暮らすことができる持続可能な環境先進圏、と設定し、中部圏の発展に特に重要であり今後概ね10年間の間にその実現や効果の発現を目指す14の取組を「中部圏のリーディングプロジェクト」として位置づけている。

「伊勢湾再生プロジェクト」は、中部圏のリーディングプロジェクトの一環として、「人と森・川・海」といった伊勢湾流域圏が一体となり、産官学民の多様な主体が連携した取組を継続して推進する」ことを目的に、干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等の推進や、行政と流域圏の人々、NPO、企業及び大学等、研究機関等の多様な主体による協働・連携の促進などの取組が具体的取組として挙げられている。

2) 伊勢湾再生行動計画

「伊勢湾再生行動計画」(平成19年(2007年)3月)は、伊勢湾再生に向けてのスローガンを「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」とし、伊勢湾再生に向けての目標を「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」と掲げている。

目標の達成に向けて、3つの基本方針(健全な水・物質循環の構築、多様な生態系の回復、生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充)に沿って、伊勢湾再生推進会議、各関係行政機関及び沿岸域及び流域の住民、NPO、企業及び大学等研究機関が協働・連携により、取組を展開していくことが提示されている。また海域・陸域における各種施策の実施方針として、森・川・海の取組のモニタリングを実施し、施策や行動計画にフォローアップを行いながら取組を進めていくことが示されている。

3) 三河湾流域圏再生行動計画

「三河湾流域圏再生行動計画」(平成20年(2008年)3月)は、「伊勢湾再生推進会議」で策定された行動計画と目的意識等の共有化を図りながら、「三河湾流域圏の自然的・社会的特徴を最大限に活かし、森・川・海との触れ合いへの志向に応え、人と森・川・海との新たな関わりを含めた目標を掲げ、この目標の達成へ向けた取り組みを推進する」ことを目的としている。

三河湾流域圏の再生行動計画の目標およびスローガンを提示し、基本方針に沿って行動計画を推進するため、関係行政機関、学術研究機関、企業、住民参加・協働を進める市民団体・NPO機関等の関係機関が連携し、相互に施策・事業の相互調整を行える協働・連携体制を構築し取組を進めていくことが示されている。

4) 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画(平成20年(2008年)8月変更)における「海岸保全のための施策の方向性」として、海岸の防護に関する事項、海岸環境の整備及び保全に関する事項、海岸における公衆の適正な利用に関する事項を定めている。

4 - 2 . 自治体の取組

(1) 取組状況

長野県、岐阜県、愛知県、三重県および名古屋市における、伊勢湾・三河湾流域を対象とした生物多様性の保全に向けた主な施策を抽出し、フィールド区分ごとに整理した。

表 2 - 4 - 1 : 生物多様性の保全に寄与する主な施策一覧 - 1

機関	区分	施策名	対象地域	概要	担当課室
長野県	森・里・川・海	「水循環・資源循環のみち2010」構想策定事業	全域	県、市町村が一体となり、次世代の生活排水施設のあり方に関する構想の策定を進めている。	環境部生活排水課
	森・里・川・海	信州豊かな環境づくり県民会議の実施	全域	県民総参加により環境にやさしい生活習慣の定着に向けた行動を推進することを目的とする。	環境部環境政策課
	森・里・川・海	希少野生動植物保護対策事業	全域	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定を進め、市町村、NPO、民間団体等の幅広い連携により、実効性のある保護対策を推進する。	環境部自然保護課
	森	みんなで支える森林づくり事業	全域	「緑の社会資本」である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、県民全体で森林づくりを支える「長野県森林づくり県民税」を活用して森林整備を進める。	林政部森林政策課
	里	環境にやさしい農業総合対策事業	全域	環境と調和のとれた農業を促進するため、エコファーマーの育成や環境にやさしい農産物認証の拡大などを図る。	農政部農業技術課
	川	河川・湖沼・地下水水質保全対策推進事業	全域	主要河川・湖沼等の水質常時監視を行うとともに、諏訪湖等の水質を改善するため総合的な対策を実施する。	環境部水大気環境課
岐阜県	森・里・川・海	森・川・海の連携推進事業	全域	豊かな森林づくりが清流を育み、豊かな海づくりにつながることを普及啓発するため、NPOや関係団体と協議した森・川・海連携事業を展開する。	林政部林政課
	森・里・川・海	「自然ふれあいサポーター」制度	全域	自然観察指導等の有資格者を「自然ふれあいサポーター」として県が登録し、ホームページで公開する。	環境生活部地球環境課
	森	木の国・山の国県民運動推進事業	全域	岐阜県森林づくり基本計画に基づき、持続可能な森林づくりを推進するため、社会全体で支える森林づくり運動を展開する。	林政部林政課
	森	豊かな里山復活事業	全域	里山を再生し生活環境を向上するための地域で取組む体制を創り、安全で住みよい地域を創る。	林政部林政課
	森	さとの緑・まちの緑推進事業	全域	里山を再生し生活環境を向上するための地域で取組む体制づくりを行うとともに、県全体の里山総合利用推進方策を検討する。	林政部林政課
	森	一学校一森林づくり活用推進事業	全域	次世代を担う子どもたちが、森林・林業体験活動を行える森林・緑地を整備し、森林環境教育を促進する。	林政部林政課
	森	企業との協働による森づくり推進事業	全域	企業を対象に森づくりの参加呼びかけや活動内容の提案等を行い、企業との協働による森林づくりを促進する。	林政部林政課
	里	田んぼの仲間生息環境保全事業	全域	子供や地域住民等による農業用水路や水田の生き物調査の実施により、農業の大切さ、多様な生き物が生息する環境の大切さの理解を図る。	農政部農地整備課
	里	棚田地域水と土保全対策事業	全域	棚田地域が持つ多面的機能を保全するため、棚田保全組織の育成、支援及び普及啓発事業等を実施する。	農政部農地計画課
	里	ぎふ一村一企業パートナーシップ運動	全域	農村と企業・都市との連携、協働活動を進め、農村と企業の活性化を図る。	農政部農業振興課
	川	カワガラスウォッチング普及事業	全域	水に親しみながらできる水生生物による水質調査を小中学生及び高校生、水質保全団体等にも実施してもらい、河川に対する環境保全意識の高揚を図る。	環境生活部地球環境課
	川	ぎふ清流環境塾の開催	全域	各圏域において、環境保全活動を行う個人や団体、企業等が講師となり、「水」や「川」をテーマとした特色ある環境塾を開催する。	環境生活部環境生活政策課
	川	身近な水環境づくり促進事業	全域	身近な水環境づくりのための活動を支援し、良好な水環境を守ることに對する県民意識の高揚を図る。	環境生活部地球環境課
	川	自然の水辺復活プロジェクト	全域	岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での研究」の4つの施策を連携させ、「河川を主とした自然共生を進める。」	県土整備部河川課
愛知県	森・里・川・海	「あいち自然環境保全戦略・生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して」の策定	全域	自然環境の保全を図るとともに、COP10開催地にふさわしい生物多様性に配慮した地域づくりを進め、人と自然が共生する社会の構築を目指すための行動計画として平成21年3月に策定した。	環境部自然環境課
	森・里・川・海	東三河生物多様性保全事業	東三河地域	NPO等と協働し、東三河地域を対象に、豊川流域内の湿地・湿原や豊川河畔林、里山放置林などの実態や課題の調査や浜浜海岸でのアカウミガメの保護管理などに取組む。	環境部自然環境課
	森・里・川・海	里地里山里海生物多様性啓発事業	全域	生物多様性の保全及びCOP10開催に向けて農林水産業の振興を図りつつ、里地・里山・里海における生物多様性の保全・向上に係る取組を県民と協働で実施する。	農林水産部森林保全課・農業経営課等
	森・里・川・海	企業とNPOの協働による環境活動モデル事業	全域	企業とNPO等が協働して取り組む環境活動をモデル的に実施し、県が事業の実施を側面から支援するとともに、成果発表会等を通じて企業、PO、県民に幅広く普及する。	環境部環境政策課
	森	あいち森と緑づくり事業	全域	「あいち森と緑づくり税」の税収等を財源として、森林、里山林、都市の緑を整備・保全に取組んでいる。	環境部環境政策課等

生物多様性の保全に寄与する主な施策一覧 - 2

機関	区分	施策名	対象地域	概要	担当課室
愛知県	森	里山保全活動マニュアルの策定	全域	里山の歴史的経過や近年の里山の保全に対する重要性を踏まえて、愛知県における里山保全活動の推進を目的として、平成11年11月に策定された。	環境部自然環境課
	森	あいち海上の森保全活用事業	海上の森	「海上の森保全活用計画」に基づき、「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全し、参加型体験学習事業として各種自然観察会や保全活動の実施や里山保全に関する指導者の養成を行う。	農林水産部森林保全課
	里	愛知県ため池保全構想の策定	全域	学識経験者やため池管理者などによる「愛知県ため池保全検討会」を開催し、ため池の各種機能を保全・整備・活用することを目的に、平成19年3月に策定された。	農林水産部農地計画課
	里	ふるさと水と土ふれあい事業	全域	水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。	農林水産部農地整備課
	里	三河山間交流居住推進事業	三河山間地域	他地域との多様な連携を図りながら、自然、伝統、文化等山村が持つ個性を生かし、魅力と活力ある山間地域の創造を図るため、三河山間地域の市町村と共同で「三河の山里活性化事業実行委員会」を組織し、三河の山里体感プラザや三河の山里ツーリズムなど各種事業を実施する。	地域振興部地域政策課
	川	清流ルネッサンス	油ヶ淵	油ヶ淵の水質改善を図るため、県、油ヶ淵周辺4市とNPOが連携して河川事業(浚渫・覆砂等)、下水道事業、その他施策を実施する。	建設部河川課・下水道課
	海・川	あいち水循環再生基本構想の推進	全域	「あいち水循環再生基本構想」に基づき、水循環再生地域協議会を設立し、水循環再生行動計画の策定や水循環再生モデル事業等に取組むとともに、「あいちの水循環再生指標」を作成し、県民にわかりやすい指標を作成することにより水循環の再生に向けた取組みを推進している。	環境部水地盤環境課
	海	漁場クリーンアップ事業	全域	海浜の清掃を行い、漁場環境の保全を図る。	農林水産部水産課
名古屋市	森・里・川・海	生物多様性なごや戦略の策定(検討中)	全域	生き物と共生する持続可能な都市なごやの実現を目標とし、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」を二つの柱に、様々な市民や伊勢湾流域との連携を図る。平成22年2月に策定予定。	環境局環境都市推進部生物多様性企画室
	森	なごや東山の森づくり	なごや東山の森	東山動植物園の再生を核に「なごや東山の森づくり」を市民・企業・行政のパートナーシップにより創出する。	緑政土木局緑地部緑化推進課計画係
	森	なごや西の森づくり	戸田川緑地	戸田川緑地において、市民・企業・行政の協働・連携により森を創出する。	緑政土木局緑地部緑地施設課
	川	清流ルネッサンス	堀川	堀川の水環境改善を行うために、河川事業、下水道事業、その他施策を実施する。	緑政土木局河川部堀川総合整備室
海・川	水の回復活動2050なごや戦略の策定	全域	都市化によって損なわれた健全な水循環を回復し、豊かな水の環がさえる「環境首都なごや」の実現を目的に、平成21年3月策定された。	環境局地域環境対策部地域環境対策課	
三重県	森・里・川・海	ウェブサイト「三重の自然楽校」の開設・運営	全域	三重県の自然環境の保全に関する情報を収集し発信する。	環境森林部自然環境室
	森	多様な主体による森林づくり事業	全域	森林づくりへの多様な主体の参画を促進するため、「企業の森」の取組を進めるとともに、県民、NPO等の活動の場の確保や情報提供などの支援を行う。	環境森林部自然環境室
	森	里地里山保全活動促進事業	全域	保全活動を行う団体に対する情報提供や活動計画の実施に必要な機材の購入経費等の補助を実施している。	環境森林部自然環境室
	森	森林とのふれあい・学び事業	全域	森林環境教育を効果的に進めるため、指導者の育成、フィールドの整備、体験教室の開催、学習推進にかかるコーディネートを実施する。また、森林に対する県民の理解を深めるため、森林や木とのふれあいを促進する各種事業を実施する。	環境森林部自然環境室
	森	漁民の森づくり活動推進事業	全域	豊かな森林が漁場を保全していることから、漁業者が森林整備の重要性を理解し、自らが行う森林の再生・植栽事業への取組の輪を広げるため、フィールド情報提供や資材費の支援を行う。	環境森林部自然環境室
	里	集落機能再生「きっかけづくり」推進事業	全域	市町や関係団体と連携をはかりながら、住民の話し合いや地域資源の掘り起こしなどを通じて、地域のリーダーづくりや集落ビジョンづくりを進め、集落機能の充実・向上につなげる。	農水商工部農業経営室
	川	みえ・川の健康診断事業	全域	河川等において、水生生物による水質調査(観察会)を行うなど、河川等に対する環境保全意識の高揚を図る。	環境森林部水質改善室
	海	「みえのうみ」環境保全活動促進事業	伊勢湾流域	「里海」伊勢湾を再生し、豊かな海の恵みを取り戻すために、山・川・海沿岸流域に関する情報収集・発信するとともに、多様な主体と連携した海の環境保全に向けた取組みを推進する。	農水商工部水産室
	海	伊勢湾再生研究プロジェクト	伊勢湾	伊勢湾及び周辺陸域の環境保全と漁業生産活動が調和した新たな環境を創生するため、大学と県が連携し、環境保全と漁業資源の回復、地域の再開発・活性化を目的とした研究を行う。	環境森林部
	海	海岸美化ボランティア活動推進事業	鈴鹿市・津市、伊勢市他	海岸美化ボランティア活動の拡大や海岸美化の推進等を目的に、地域住民が自主的に実施する海岸の清掃等の活動に対して、消耗品及び保険料の負担等の支援を行う。	国土整備部維持管理室
海	藻場干潟等環境・生態系保全活動支援事業	全域	藻場・干潟等の果たしている多面的機能の維持・回復をはかるため、漁業者や地域住民など多様な主体の参画による、藻場・干潟の維持・管理等の保全活動を支援する。	農水商工部水産室	

(2) 自然環境保全活動団体の取組

表2-4-2: 伊勢湾、三河湾流域における流域連携、流域間連携に資する団体等一覧

流域	団体名	ゾーン区分	活動目的	設立年	構成団体・構成員	備考
伊勢・三河湾流域	三河湾浄化推進協議会	海	地域住民にとってかけがえのない三河湾の浄化を推進し、美しい三河湾を再生することを目的に、三河湾沿岸・流域の市町村等が連携し、浄化対策の普及啓発活動や関係機関への協力要請などの事業を実施する。	1990	関係市町村16市町他	
	水循環再生地域協議会 (尾張地域・西三河地域・東三河地域)	海・里・川・森	地域における水循環再生について、水に関わる全ての主体が、効率的・効果的な取組や継続性を持った取組などを行うため、相互に意見交換、情報交換を行い、これを行動計画としてとりまとめるとともに、行動計画の進行管理、取組の評価などを行い、地域における水循環再生の取組の中心として機能する役割を担うものとして設立された。	2007	森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、土地改良区、民間団体、国、県、市町村	
	伊勢・三河流域ネットワーク	海・里	市民の視点を中心に伊勢・三河湾流域の「保全」と「再生」につながる提案とその活動推進を図り、豊かな海とその流域の「自然と暮らし」を市民の手に取り戻すことを目的とする。その提案活動を市民、行政、研究者、企業の協働事業化によって実現を目指す。	2005	「あいちの海、グリーンマップ、愛知県保険医協会公害対策部、あいち菜の花ネットワーク、グッドニュースジャパン」、(財)国際エメックスセンター、NPO法人スローライフ、土岐川・庄内川流域ネットワーク、NPO名古屋南部地域再生センター、藤前干潟を守る会等	「海の健康診断」実施主体
豊川流域	愛知大学三遠南信地域連携センター	川	平成17年度から平成20年度にかけて愛知県と愛知大学の連携事業として、豊川流域圏づくりに中心的な役割を果たす人材の育成と流域圏づくりに向けての指針の立案を行うことを目的に、社会人大学「とよがわ流域大学」を開講。	2004	-	
	東三河自然環境ネット	海・里・川・森	行政とNPO等が協働し、東三河地域を対象に、豊川流域内の湿地・湿原や豊川河畔林、里山放置林などの実態や課題の調査と保全・再生活動、活動を担う人材の育成、表浜海岸でのアカウミガメの保護管理などに取り組む。	2008	NPO法人 穂の国森づくりの会、豊橋うみがめクラブ、NPO法人 東三河自然観察会、東三河懇話会、愛知大学、愛知県、豊橋市	
	東三河流域フォーラム (東三河懇話会)	海・里・川・森	東三河地域が持続可能なバランスある発展を続けるため、東三河地域の流域循環型社会構築に向けた活動を展開する。	2006	東三河懇話会(中部ガス(株)、ユタカコーポレーション(株)、オーエスジー(株)、蒲郡信用金庫等)	
矢作川流域	矢作川沿岸水質保全対策協議会	川	「流域は一つ、運命共同体」を合言葉に、事業所の排水の水質浄化、造成工事の施工の指導、行政への働きかけによる乱開発の防止等の活動を展開し、地域の環境をトータルとして評価する「矢作川方式」と呼ばれる独自の流域管理システムが地域に定着するなど、行政や事業者と一体となった活動により大きな成果を上げている。	1969	矢作川下流の農業団体、漁業団体	・平成10年度「第1回日本水大賞」にてグランプリを受賞 ・矢作川流域委員会委員
	上矢作ダム問題連絡協議会	川	ダムの利用や、公益など様々な要素を研究するための調査に係る連絡調整を図るために結成。平成9年には、上矢作ダム実施計画調査にかかる現地立ち入り調査に関する協定書に調印している。	1995	達原地区、区長会、上矢作町	・矢作川流域委員会委員
	(財)矢作川水源基金	森・里・川	矢作川水系において水源林地域対策及び水源地域対策等を講ずる市町村に対し助成等を行うことにより、矢作川水系における治水及び水資源の安定的確保を図り、もって関係地域の振興と流域の一体的な発展に資することを目的に、矢作川流域の水源林対策、水源地域対策、上下流交流を進める基金を運用。	1978	-	
	豊田市矢作川研究所	川	「ひとつの川に、ひとつの研究所」という目標に、豊田市、矢作川漁協、枝下用水土地改良区が出資し、設立。矢作川の豊かできれいな水の回復、また、人々の生活にうおいとゆとりを与える川づくりをめざして、調査・研究活動を行うとともに、矢作川を軸に研究機関との連携を進めるため、「矢作川文献データベース」の作成を行う。	1994	-	
	矢作川水系森林ボランティア協議会	森	流域の豊かな森林づくりに貢献するため、森林整備の重要性や林業技術を学びあう機会を創出する。	2004	「とよたオイスカ山守の会」、「足助こきり塾」、「山仕事実践の会」、「小原こだまの会」、「名古屋シティオフォレスト倶楽部」、「どんぐりの里・森づくりの会」、「足助コウログの森クラブ」、「足助あやど森林クラブ」、とよた山会、とよた蒼の森クラブ、旭高原山楽会	「矢作川 森の健康診断」実施主体
庄内川流域	土岐川・庄内川流域ネットワーク	川	土岐川・庄内川水系の現状と今後のあるべき姿について、市民が集い、情報の交換や交流を進め、流域の行政や企業とも協働しながら、互いに連携し、信頼関係を構築することを目的とし、お互いの会の活動を尊重しあうことを前提とする。	2000	土岐川・庄内川水系で活動する市民・NPO等	・「土岐川・庄内川源流 森の健康診断」協賛 ・伊勢・三河流域ネットワーク会員
	土岐川・庄内川サポートセンター	森	土岐川・庄内川の源流から河口の藤前干潟まで流域一体となったイベントや広報、ネットワークの強化を図り地域づくりをめざす。市民・企業・行政間の協働を基に土岐川・庄内川に関心を持つ人たちの活動をサポートする。	2006	-	土岐川庄内川源流 森の健康診断実行委員会 構成団体
庄内川流域木曾川流域	森・川・海ひだみの流域連携協議会	海・里・川・森	岐阜県に係わる森・川・海をフィールドとして活動するNPO法人等及び協議会に賛同する者をもって構成。県内を5つの流域(長良川、揖斐川、木曾川・飛騨川、土岐川・矢作川、宮川・庄内川)区分を基盤として、互いに連携の下で、森・川・海を育む流域づくりに関する事業活動を展開。	2009	(H21.9月上旬から県内外のNPOや各種団体に参加を呼び掛ける予定)	「第30回全国豊かな海づくり大会」を契機に設立
鈴鹿川、雲出川、柳田川、宮川流域	三重四水系鈴鹿川、雲出川、柳田川、宮川 水質保全連絡協議会	川	三重四水系の河川及び水路に関わる水質保全に関する国、県、市町村等相互の連絡調整をはかることを目的に設立し、水質事故等の対策や訓練など様々な活動を実施している。	1991	中部地方整備局、中部経済産業局、三重県、関係市町村等	
宮川流域	宮川流域ルネッサンス協議会	川	宮川と共に生きるため、住民、企業、行政が協働して、地域の豊かな自然、歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図る宮川流域ルネッサンス事業を推進し、魅力ある地域を築くことを目的とする。	2000	国関係機関(中部地方整備局、三重県、東海農政局)、三重県、関係市町村等	H16宮川流域エコミュージアム全国大会

表2 - 4 - 3 : 自然環境保全活動団体一覧 - 1

NO	団体名	ゾーン区分	活動場所			活動内容					設立年
			県	市町村	活動地	活動概要	調査研究等の実績	他団体との連携実績	備考		
伊勢・三河湾沿岸地域の取組み	1	NPO法人 藤前干潟を守る会	海	愛知県	名古屋市	藤前干潟	藤前干潟と関連する環境の保全と修復を図り、良好な地球環境の維持と持続可能な社会の形成に寄与することを目的に設立。環境学習等の活動を流域一帯の保全を視野に入れて展開している。	・藤前干潟における底生生物、渡り鳥に関する調査、ヨシ原での生物調査 ・海健康診断(伊勢・三河湾ネットワーク)	・伊勢・三河湾ネットワーク会員 ・藤前干潟協議会 構成団体 ・日本湿地ネットワーク 関連団体		1987
	2	NPO法人 伊勢湾フォーラム	海・川	愛知県	名古屋市	伊勢・三河湾	美しく豊かな伊勢湾、活力あるみなと街づくりを目的に設立。名古屋港の水質浄化推進事業、みなとまちづくり推進事業、人材育成推進事業、海洋スポーツ推進事業を実施している。	・四日市港環境再生検討調査 ・中川運河現況調査	・名古屋港ボランティアと協働したまちづくり ・名古屋市生涯学習センター講座への協力	伊勢湾再生海域検討委員会	2004
	3	NPO法人 生物多様性フォーラム	海・里・川・森	愛知県	名古屋市	-	COP10のホスト団体を目指して2008年4月に設立。国内外の市民団体との連絡・調整や、ウミガメや魚類等に関する生物多様性を学ぶ機会等の提供などの取組みを展開している。	-	・伊勢・三河湾ネットワーク会員 ・地域国際活動研究センターとイベントを実施。		2008
	4	六条潟と三河湾を守る会	海	愛知県	豊橋市	三河湾・六条潟	六条潟の埋め立て計画を機に設立。定期観察会およびアサリ等の生物や藻場等に関する調査、講演会、シンポジウム等を実施している。	・アサリに関する調査 ・海健康診断(伊勢・三河湾ネットワーク)	・伊勢・三河湾ネットワーク会員 ・伊勢・三河湾ネットワーク、豊川を守る住民連絡会議とイベントを共催。 ・日本湿地ネットワーク 関連団体	三河湾港湾計画検討委員会委員	1999
	5	アジアの浅瀬と干潟を守る会	海	愛知県	豊橋市	三河湾・六条潟	主に春3月～9月の大潮の時期を中心に、干潟、浅場の定期調査、保全・再生のための研究、全国的な水産物の表示検査などを実施。	・アサリ等に関する調査	・伊勢・三河湾ネットワークとイベントを共催。 ・日本湿地ネットワーク 関連団体		1996
	6	NPO法人 三河湾大好き	海	愛知県	豊橋市	三河湾	スナメリウォッチングやシュノーケリング等マリンスクール等、三河湾とその流入域の環境保全に関する教育、啓発活動や他団体との情報交換等の活動を展開している。	・スナメリ一斉調査	・NPO 子どもの夢センターとイベントを共催。あいち子どもエコクラブのイベントに協力。	三河湾港湾計画検討委員会委員	2002
	7	NPO法人 表浜ネットワーク	海	愛知県	豊橋市	表浜海岸	表浜海岸に産卵に来るアカウミガメを環境問題の指標の一つと位置付け、アカウミガメの調査研究事業や砂浜再生に関する普及啓発活動などを展開している。	・アカウミガメ調査	・伊勢・三河湾ネットワーク会員 ・日本ウミガメ協議会、あかばね塾とアカウミガメ調査ガイドラインを作成。 ・浜松の海を守る会と情報交換。 ・日本湿地ネットワーク 関連団体		1997
	8	豊橋うみがめクラブ	海	愛知県	豊橋市	表浜海岸	表浜にやってくる「アカウミガメ」の調査、保護活動を通して自然環境への理解を深め、アカウミガメが生息する環境の保全に貢献すること、を目的として活動を実施している。	・アカウミガメ調査	・東三河自然環境ネットワーク構成団体		2002
	9	NPO法人 シーブリーズ三河湾	海	愛知県	蒲郡市	三河湾	地域の人たちと連携して、マリンスポーツ体験、スナメリウォッチングを通じた三河湾環境クルーズなど、マリンスポーツの普及、青少年の教育、環境、まちづくりなどについての活動を展開している。	-	・がまごおり市民まちづくりセンター登録団体。 ・三重県主催伊勢湾再生シンポジウム参加。	伊勢湾再生海域検討委員会委員	2004
	10	「あいちの海」グリーンマップ	海	愛知県	-	伊勢・三河湾	「グリーンマップづくり(環境マップ)」を軸に、グリーンマップに関する出前講座やワークショップ、グリーンマップをベースにしたプログラム、テキスト、グッズなどの開発等を実施している。	・グリーンマップづくり	・「表浜ネットワーク」「スナメリくらぶ」など県内で海の活動を行うグループからの情報協力 ・なごや環境大学への協力		2002
	11	高松干潟を守る会	海	三重県	川越町	高松干潟	高松干潟の保全を目的に2001年4月に設立。環境調査、観察、自然観察会の開催、海岸、干潟の清掃等を実施している。	・干潟の生物調査 ・水生生物調査 ・海岸植生調査 等	・伊勢・三河湾ネットワークの海の健康診断に協力。 ・日本野鳥の会等のイベントに協力。 ・日本湿地ネットワーク 関連団体		2001
	12	白塚の浜を愛する会	海	三重県	津市	白塚海岸	白塚の浜の保全を目的に、海岸清掃・草刈り、自然観察会、ウミガメの保護活動、初日の出ウォッチングなどの活動を実施。	・主婦の目で見えた伊勢湾岸調査 ・伊勢湾 海岸植物群落調査報告書	・三重県農水商工部と連携して海岸保全活動を実施。		1995
	13	松名瀬干潟ウォッチング	海	三重県	松阪市	松名瀬海岸	松名瀬干潟の保全を目的に、市民と協働で海岸のゴミ拾い、外来種の駆除等、自然観察会等を実施。	・松名瀬干潟生物・植物調査	・「閉鎖性海域における環境創生プロジェクト」(平成15～19年)で、三重大学や三重県と連携。		1997
	14	NPO法人 阿漕浦友の会	海・里・森	三重県	津市	阿漕浦海岸	三重県津市の阿漕浦海岸、久居、森町の森林・里山をはじめとして良好な自然環境を保全整備し、花と緑の景観向上を促進するとともに、これと一体となった歴史環境を保全継承し、それらの活用を推進する。	-	・ホットな阿漕浦ネットワーク 構成団体(育生及び修成地区の自治会連合会・社会福祉協議会、津アイリス、NPO法人阿漕浦友の会、(財)伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県)		1995
豊川流域の取組み	15	豊川を守る住民連絡会議	海・川	愛知県	新城市	豊川流域	上流でのダム建設計画を契機に、流域漁協を軸に上下流の住民、市民団体が結束し、豊川の清流を守ることを目的に設立。生物調査や清掃活動、シンポジウムの開催等の活動を展開している。	・干潟の生物調査	・伊勢・三河湾ネットワーク、六条潟と三河湾を守る会、アジアの浅瀬と干潟を守る会とイベントを共催。 ・日本湿地ネットワーク 関連団体		1984
	16	新城市立風来西小学校	川	愛知県	新城市	寒狭川流域	毎年夏に「寒狭川で遊ぶ会」を実施。水中綱引きや魚とり、親子での水生生物調査など、様々な川遊びを行うとともに、生物調査の成果を発信している。	・寒狭川の水生生物調査	・H16.11「とよがわ流域こども会議(豊橋河川事務所主催)」参加		-
	17	「母なる豊川」活用推進委員会	川	愛知県	豊橋市	豊川流域	平成7年に設立。豊橋市内の小中学校に参加を呼びかけ、クリーン活動や自然ウォッチングといった各学校が独自に考えた取組を支援するとともに、学校間の交流を図るため、毎年「豊川に学び親しむ会」を実施している。	・豊川の水の汚れ調査 ・豊川の水生生物調査	・小中学校 38校(平成17年度)の活動を支援。	・豊川の明日を考える流域委員会委員	1995
	18	NPO法人 朝倉川水フォーラム	川・森	愛知県	豊橋市	朝倉川流域	「ホテルのとびから人づくり」を目標に、源流の里山づくりをはじめ、河川清掃、植樹活動、ピクニックづくり、ホテルの飼育・観察などの取組みを展開している。	・朝倉川環境調査(簡易水質検査、水生生物調査、魚類調査、プランクトン調査)	・日本ホテルの会の協力により、「朝倉川流域ビジョン」を策定。	・H21年度環境大臣賞受賞 ・第27回「緑の都市賞」国土交通大臣賞受賞 ・朝倉川水辺協議会事務局	1995
	19	NPO法人 穂の国森づくりの会	森	愛知県	豊橋市	東三河地域	かつて穂の国と呼ばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、穂の国みんもの森活動や企業・団体との森づくりなど、東三河の森林の保全、育成、再生に関する取組みを展開している。	・穂の国森づくりプラン策定	・東三河流域フォーラム、(社)東三河地域研究センターとイベントを共催。 ・東三河自然環境ネットワーク構成団体 ・段戸国有林「ふれあいの森」協定締結団体	H14「水源の森百選、保全・整備活動」コンクール林野庁長官賞受賞	1997

自然環境保全活動団体一覧 - 2

NO	団体名	ゾーン区分	活動場所			活動内容				設立年
			県	市町村	活動地	活動概要	調査研究等の実績	他団体との連携実績	備考	
豊川流域の取組み	20	とよはしきり隊	森	愛知県 豊橋市	豊橋市内人工林	豊橋市農政課と連携しながら、手入れの遅れた人工林の間伐作業を行い、林の地表に多くの植物が再生できる環境づくりを実施している。	・豊川森の健康診断(豊川森の健康診断実行委員会)	・豊橋市農政課と連携して間伐作業を実施。 ・(社)奥三河ビジョンフォーラム等と連携し、豊川森の健康診断を実施。	豊川森の健康診断実行委員会実行委員	2005
	21	NPO法人 作手間伐支援隊	森	愛知県 新城市	作手村	間伐の必要性を広く普及啓発すること、間伐をできる人材を養成することを目的に、間伐方法の養成講座等を実施している。	・豊川森の健康診断(豊川森の健康診断実行委員会)	・(社)奥三河ビジョンフォーラム等と連携し、豊川森の健康診断を実施。	豊川森の健康診断実行委員会実行委員	2003
	22	名古屋シティ・フォレスター倶楽部	森	愛知県 春日井市	段戸国有林等	中部森林管理局「名古屋シティ・フォレスター事業」が契機となり設立。人工林の下草刈り、枝打ち、除伐、間伐や、里山に設けた遊歩道の整備や周辺の除伐のほか、年1回自然観察会や環境教育の支援等の活動を展開している。	-	・段戸国有林「ふれあいの森」協定締結団体 ・企業や地元小学校等の森づくりの支援 ・矢作川水系森林ボランティア協議会構成団体		2000
	23	中日森友隊	森	愛知県 名古屋	段戸国有林等	平成8年7月、中日新聞社の創業百周年を記念して結成され、各地で下草刈り、枝打ち、除間伐等の林業作業体験や、自然観察会などのイベントで、森林・自然について楽しみながら学び「緑を育て、森に親しむ」ことを目的に活動している。	-	・段戸国有林「ふれあいの森」協定締結団体		1996
	24	NPO法人 東三河自然観察会	海・里・川・森	愛知県 豊橋市	東三河地域	自然観察指導員講習会の受講者12名により、1982年7月18日結成。定期的に自然観察会を実施し、自然保全に関する普及啓発活動を実施している。	田原市西/浜保安林内森林モニタリング調査等	・東三河自然環境ネット構成団体		1981
	25	三河生物同好会	海・里・川・森	愛知県 豊橋市	三河地域	自然観察会を年2～3回実施し、自然記録を年2回の同好会誌に発表したり、講演会、研究発表会を企画開催する。市民講座等も実施。	・「いきいき生きもの観察会」	・河川事務所主催イベントへの協力		1950
26	社団法人 奥三河ビジョンフォーラム	海・里・川・森	愛知県 新城市	奥三河地域	奥三河地域を中心とした地域活性化のための調査・研究・企画・運営として、東三河地域団体との交流・地域活性化策の提言、林業活性化事業(愛知県等、各種受託事業)等を実施。	・豊川森の健康診断(豊川森の健康診断実行委員会)	・豊川森の健康診断を実施 ・奥三河未来構想住民会議の開催・運営		1998	
矢作川流域の取組み	27	矢作川をきれいにする会	川	愛知県 一色町	矢作川流域	矢作川河口の一色町にある漁業組合の女性たちで結成。一色干潟観察会や定期的な工場・開発現場の巡回などを行っている。	-	-		1973
	28	矢作古川を美しくする会	川	愛知県 西尾市	矢作古川流域	子供たちのために豊かな自然の中で自由に遊べる環境を取り戻すため、西尾市東部地帯を流れる矢作古川を中心に堤防、河川敷などの水辺の美化活動に取り組んでいる。	-	-		-
	29	NPO法人 矢作川と三河武士フォーラム	川	愛知県 豊田市	矢作川流域	矢作川の歴史と伝統文化圏づくりを目指し、西三河地域住民、県民などを中心に、環境にやさしく自然との共生をめざす地域活動を主に行う。	-	・中部環境NPOコンソーシャム、あいち炭やきの会とイベントを共催。		1990
	30	猿投北部環境保全会	里	愛知県 豊田市	猿投北部地内	土地改良区委員会、農事組合、農業者等が集まり設立。環境に配慮した果樹栽培、学校教育と連携した生物の生息調査や景観に配慮した作付けを行っている。	生物の生息調査	地元小学校と連携して環境学習を実施	農地・水・環境保全向上対策事業営農活動実践団体	-
	31	三和の美しい環境を育む会	里	愛知県 西尾市	江原町等	18の町内会を中心に父母と教師の会・子供会、老人会やふれあいの道を育てる会などの地域団体等が集まり「住みよい三和の郷」を合言葉に活動組織を設立した。河川や水路の清掃作業や遊休農地の活用とした景観作物の栽培などに取り組んでいる。	生物の生息調査	地元小学校と連携して活動を展開	農地・水・環境保全向上対策事業共同活動実践団体	-
	32	足助きり塾	森	愛知県 豊田市	愛知洞山林	健全な森づくりの技術を習得することと森林と共生する暮らし方を学び探究することを目的に、森づくりや木を使ったワークショップなどを実施している。	・矢作川 森の健康診断(矢作川水系森林ボランティア協議会)	・矢作川水系森林ボランティア協議会 ・伊勢・三河流域ネットワーク会員		2001
	33	小原こだまの会	森	愛知県 豊田市	小原地区の里山	人工林の再生を目的に、人工林の除間伐や自然観察会、ログハウスづくりなどの活動を展開している。	・矢作川 森の健康診断(矢作川水系森林ボランティア協議会)	・矢作川水系森林ボランティア協議会構成団体		2004
	34	足助高嶺下の森クラブ	森	愛知県 豊田市	高嶺下の森	森の恵みと生態を知り、森に支えられて人が持続的に暮らすことのできる生活様式を探索し、実践し、伝承することを目的に、高嶺下地区の森林の保全活動を実施している。	・矢作川 森の健康診断(矢作川水系森林ボランティア協議会)	・矢作川水系森林ボランティア協議会構成団体		2005
	35	とよた仙人掌会	森	愛知県 豊田市	矢作川上流域	豊田市の荒れた人工林の除間伐活動を主とし、間伐材の利用促進や森林環境に関する啓発活動も実施している。	・矢作川 森の健康診断(矢作川水系森林ボランティア協議会)	・矢作川水系森林ボランティア協議会構成団体		2007
	36	NPO法人 奥矢作森林塾	森	愛知県 恵那市	矢作川上流域	矢作川の源流域である岐阜県恵那市南部地域において、林の再生と間伐材の再利用の炭焼き、教育事業を柱とした事業を行い、源流域の森林再生をとおして防災と水資源の涵養、都市と農村の交流による地域活性化等に寄与することを目的とする。	-	・夕立山森林塾との情報交換		2006
庄内川流域の取組み	37	矢内川・庄内川をきれいにする会	川	愛知県 名古屋	土岐川・庄内川流域	庄内川の再生を目指して、庄内川に親しむ機会づくり、水質浄化に関する普及啓発活動、水質調査や水生生物の調査等を実施している。	・庄内川の魚類調査及び生物調査	・土岐川・庄内川流域ネットワーク構成団体 ・尾張野鳥の会、庄内川河川事務所との協働でビオトープを整備	H21「日本水大賞」環境大臣賞受賞	1974
	38	名古屋水辺研究会	川	愛知県 名古屋市	主に名古屋市守山区	河川、ため池、湿地における絶滅の危機にある動植物の保護と、主に名古屋市内の河川を対象に環境教育や調査研究活動を実施。特に庄内・土岐川流域、海上の森を中心に継続的な活動を実施し、蓄積された調査データも多い。	・河川調査	・庄内川事務所主催シンポジウムに協力。 ・愛知県環境部の水辺環境調査事業の調査協力。		1995
	39	野井の川を美しくする会	川	岐阜県 中津川市	庄内川上流域	野井地区において、河川の清掃活動を中心に活動を展開している。	・土岐川・庄内川源流の森健康診断への協力 ・川と海のクリーン大作戦への参画	・森の健康診断を通じて、行政、他自然保全活動団体と連携		-

自然環境保全活動団体一覧 - 3

NO	団体名	ゾーン区分	活動場所			活動内容				設立年
			県	市町村	活動地	活動概要	調査研究等の実績	他団体との連携実績	備考	
40	あいち菜の花活用推進協議会	里	愛知県	名古屋	県内全域	菜の花"楽"習会を中心に菜の花エコプロジェクトの普及啓発活動を展開するほか、食とエネルギーの地産地消をスローガンに菜の花栽培面積の拡大、使用済み食用油の回収、バイオディーゼルの使用に関する取組みを実施している。	-	・県内菜の花プロジェクトネットワーク実践団体との情報交換		2005
41	濁池地域環境保全の会	里	愛知県	尾張旭市	尾張旭市北部	ため池が地域の農業に果たしてきた役割や食を支える農業について地元の小学校において"出前講座"を開催。また、遊休農地を活用した景観作物の栽培等も実施。	-	地元小学校と連携して環境学習を実施	農地・水・環境保全向上対策事業共同活動実践団体	2007
42	甘原環境保全組合	里	岐阜県	多治見市	甘原地区	集落の全農家(38戸)が参加する営農組織を中心に、環境にやさしい農業を実践。水稲について、農薬・化学肥料を5割以上低減する取組を実践するとともに、蛍やメダカとの共生を目指し、不耕起・冬期湛水栽培にも挑戦している。	-	-	農地・水・環境保全向上対策事業営農活動実践団体	2007
43	水源の森と八竜湿地を守る会	森・里	愛知県	名古屋	八竜湿地・八竜市民緑地	八竜湿地の保全を目的に、名古屋市と協働で湿地を囲む森林の維持管理作業や自然観察会を行っている。	-	・なごやの森づくりパートナーシップ連絡会に加盟		1994
44	なごや東山の森づくりの会	森	愛知県	名古屋	東山公園・平和公園	名古屋に残る森を次世代に伝えようと、市民・企業・行政のパートナーシップによって森づくり活動を進めている。ため池の回復・保全、竹林の整備など里山保全活動を実施している。	・東山の森の資源調査	・伊勢湾・三河湾流域再生交流会議(平成20年度)に参加		2004
45	平針の里山保全連絡協議会	森	愛知県	名古屋	平針地区	都市に残る平針地区の里山を保全するため地域住民が中心となり、2009年7月に設立。署名活動や募金活動を行い、5ヘクタール全体の里山の保全を市に要請している。	-	-		2009
46	紺屋田・印所の森を歩く会	森	愛知県	瀬戸市	紺屋田町・東印所町	瀬戸市街地に隣接する愛知県有林でもちあがった珪砂採掘計画を機に結成。現在の活動は瀬戸市内の湿地、特にシデコブシが多くみられる馬ヶ城地区の保全に重点を置いている。	-	・日本湿地ネットワーク 関連団体		-
47	NPO法人 夕立山森林塾	森	岐阜県	中津川市	三郷町	各種講座をとおして森づくりの大切さを訴え、森林ボランティアを育成し、素人山主に安全で科学的な山仕事の楽しさを伝えることで、地域の森林再生のみならず山村の活性化をめざす。森の健康診断リーダー養成が設立の契機。	・土岐川・庄内川源流の森健康診断支援およびリーダー養成	・森の健康診断を通じて矢作川水系森林ボランティア協議会と連携		-
48	日本シデコブシを守る会	森	東海地方	-	-	シデコブシの保全を目的に、12団体が加盟・連携して活動を展開している。基本的な活動は、加盟する各地域の組織が行っているが、地域の調査・保全活動の支援や会報の発行、加盟団体の交流を兼ねた総会の開催などを行っている。	・シデコブシの分布調査	・中津川シデコブシを守る会、各務原市シデコブシを守る会、渥美自然の会等が加盟。		1991
49	岐阜県立岐阜高等学校自然科学部生物班	川	岐阜県	岐阜市	県内全域	岐阜県内に生息する身近な生物を対象に、フィールドでの調査、研究活動を実施。希少な淡水二枚貝の生息調査、トウカイヨシノボリの産卵行動や生息状況やタカチホヘビの捕食行動の特性、カスミサンショウウオの保護に関する調査活動を実施している。	・「岐阜市内の魚類の生息状況の調査」 ・岐阜市内に生息する絶滅危惧種カスミサンショウウオの卵のう及び幼生の保護活動等	・岐阜県河川環境研究所、岐阜県地球環境課、岐阜県世界淡水魚園水族館等と連携して調査を実施。	全国高等学校総合文化祭しまね07自然科学部門文化連盟賞	-
50	はりこネットワーク	川	岐阜県	大垣市	県内西部	湧水池とその流域河川などで生息する、絶滅危惧種A類のはりこを保護するために、清掃、水草管理、地域、子どもたちへの環境教育をする。基地を30カ所近設け、名所として観光等の役に立つよう整備している。	・はりこの保護に関する調査 ・湧水の調査・保全	・グラウンドワーク東海、木曾三川フォーラム、伊勢・三河湾流域ネットワーク、河川環境楽園等と連携し、広域的な環境問題について交流、研究を進めている。		1989
51	木曾三川夢の郷を育む会	川	三重県	桑名市	木曾三川流域	人々が楽しく集い、夢を語り、実際に体験し、お互いの理解と協働を図り、「安全で魅力ある水郷地帯」を目指した活動を行いながら夢を実現することを目的とする。ヨシ植え作業や木曾三川流域交流イベント等の交流会を実施。	-	・川に関わる活動を行っている団体が集い、活動事例を紹介し交流を深める「ヨシ原会議」を主催。 ・NPO法人木曾川文化研究会とイベント共催	・木曾三川下流域自然再生検討会委員	2005
52	木曾三川フォーラム	川	岐阜県	岐阜市	木曾三川流域	年2回の全体会議、現地見学会の実施や、自然観察会および川の歴史研究等を通じて、市民と行政の協働による川づくりを進める。	・木曾三川の生き物調査 ・川の歴史研究	・木曾川上流河川事務所と連携したイベントの実施		2006
53	小熊知風の里づくりネットワーク協議会	里	岐阜県	羽島市	小熊町	ビオトープの設置(生物の生息・成育調査)、ホタルの幼虫の放流、外来種の駆除、環境美化活動等、地域全体で「知風の里づくり」を進める活動を展開している。	生物の生息・成育調査	地元小学校と連携して活動を展開	農地・水・環境保全向上対策事業営農活動実践団体	-
54	笠郷地区環境保全対策協議会	里	岐阜県	養老町	笠郷地区	県営湛水防除事業の廃材を利用した開水路の補修や、遊休農地解消として個別面談によるあつ旋活動を実施するほか、小学校・PTA・育成会などが連携し、大豆やもち米の体験農業を実施している。	-	地元小学校等と連携して活動を展開	農地・水・環境保全向上対策事業共同活動実践団体	-
55	センバラの郷協議会	里	岐阜県	本巣市	下川原地区	地域の水田保全等を目的に設立された農事組合法人が中心となり環境保全型の農業を展開。耕種農家と畜産農家とが連携して牛糞堆肥による土づくりや幼稚園や小中学校を対象とした農業体験交流等に取り組んでいる。	-	地元小学校等と連携して活動を展開	農地・水・環境保全向上対策事業営農活動実践団体	-
56	NPO法人 恵那市坂折棚田保存会	里	岐阜県	恵那市	中野方町	棚田百選に選定された坂折棚田の保全団体。平成18年7月、恵那市坂折棚田保存会を設立。石積みの美しい坂折棚田の景観を維持するため、オーナー制度や棚田米のブランド化などの取組みを実施している。	-	農協、観光協会、青年会議所、民間企業等と連携して活動を展開	日本棚田学会賞を受賞(平成21年度)	2008
57	ぎふ哺乳動物調査研究会	川・里	岐阜県	-	県内全域	岐阜県内の野生哺乳動物に関する調査活動を行い、子どもたちの観察会を定期的に開催している。	・哺乳動物に関する調査(岐阜県野生動物分布図作成等)	・RAC(川で学ぶ体験活動協議会)主催サマーキャンプへの協力	・木曾川上流自然再生検討会 委員	2008
58	武儀ササユリ保護育成会	森	岐阜県	関市	武儀地域	ササユリの保護、育成を目的に、武儀地域のササユリ自生地の管理などの活動を展開している。	・ササユリの保護に関する調査	-		1996
59	NPO法人 山里文化研究所	森	岐阜県	中津川市	東海地方	山里にある自然資源を見直し、山里の豊かさ、価値を山里に住む人と都市の人に再認識してもらうための活動を展開する。自然から得られる利子だけで生きてきた山里の文化を受け継ぐ活動で山里と都市の交流を促進している。	・山里資源調査研究 ・絶滅危惧種調査 ・現存植生図作成 ・植物相調査	・夕立山森林塾事務局 ・森林環境教育指導者向け研修(岐阜県、愛知県)企画・実施		2003

自然環境保全活動団体一覧 - 4

	NO	団体名	ゾーン区分	活動場所			活動内容				設立年
				県	市町村	活動地	活動概要	調査研究等の実績	他団体との連携実績	備考	
木曽川流域の取組み	60	NPO法人 犬山里山学研究所	森	愛知県	犬山市	犬山市周辺の里山	犬山市周辺の里山環境の保全を目的に、里山保全活動のほか人材育成プログラム「里山塾」「農業塾」「シデコブシ自生地調査」や特定外来魚の駆除活動を実施。	・里山環境基礎調査 ・シデコブシ自生地調査	犬山市エコアッパーリーダーと協働で環境保全ボランティアを実施		2006
	61	樹遊人塾	森	岐阜県	岐阜市	神崎国有林	長良川下流部の地域住民が中心となり、上流部の森林整備等を通じ森林に関する理解等を深めることを目的に設立。国有林野事業の「ふれあいの森」制度を活用し、神崎国有林内1.64haにて間伐、広葉樹植栽等の森づくりを行っている。	-	・神崎国有林「ふれあいの森」協定締結団体		2001
	62	NPO法人 恵那山みどりの会	森	岐阜県	中津川市・恵那市	市内全域	中津川市内の森林を見つめ直して、公益性に富んだ豊かな森林づくりをめざし取り組むことを目的に、国有林および民有林の森づくり、環境学習等の活動を展開している。	-	・湯舟沢国有林「ふれあいの森」協定締結団体		2001
鈴鹿川、雲出川、榎田川、宮川流域の取組み	63	竹谷川の蛍と桜を守る会	川	三重県	四日市市	竹谷川	ゲンジボタルの保護育成や地域の自然遺産の保全を目的に、草刈清掃活動と緑化、自然観察とホタルの保護、河川の水質調査と監視等を実施している。	竹谷川の水質調査	・みえ・ホタルの里づくり連絡協議会 構成団体		2000
	64	多気町勢和地域資源保全・活用協議会	里	三重県	多気町	勢和地域	自治会、子供会、老人会、小学校、NPO、土地改良区等で構成。「あじさいいっぱい運動」や休耕田の「農村のビオトープ」づくりと生き物調査や、地域通貨券「水土里のご縁・五百縁」で地産地消による活性化などの取組みを展開している。	生き物調査	地元小学校等と連携して活動を展開	農地・水・環境保全向上対策事業共同活動実践団体	2007
	65	古市やすらぎの里づくり協議会	森	三重県	津市	古市地域	里山に親しむ暮らしをつくることを目的に、定期的に里山づくり活動を行い、雲出川堤防の草刈りや木炭(竹炭)づくりなどの活動も実施している。	-	・緑のネットワーク運動地域交流フォーラムに参加		1999
	66	「みささぎの郷」里山づくりの会	森	三重県	鈴鹿市	加佐登神社一帯	白鳥塚の保全を目的に設立。里山保全活動を中心に、森林の保全・緑化、環境教育等の活動を展開している。	・月別開花樹木配置図の作成	・三重県主催イベントに協力		1994
	67	三泗自然に親しむ会	森	三重県	四日市市	三泗地区	郷土の美しく豊かな自然に触れ、四季折々の変化を楽しみながら自然に親しむことを目的に、シデコブシ自生地等の自然観察、シデコブシ生態調査、ホタルの生育分布調査の実施、御池沼沢植物群落下草刈りなどを実施している。	シデコブシ生態調査、ホタルの生育分布調査	・四日市市流域ルネサンス協力	日本シデコブシを守る会加盟団体	1986

5 . エコミュージアム構想・計画の事例

5 - 1 . エコミュージアムの定義と導入の経緯

(1) エコミュージアムの定義

エコミュージアムとは、1960年代後半に国際博物館会議（ICOM）の初代会長であったリヴィエール（G . H . Rivière）が提唱した概念で、「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発達過程を史的に研究し、自然遺産および文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通して当該地域社会の発展に寄与することを目的とする博物館」としている。

(2) エコミュージアムの概念の導入

エコミュージアムの概念は、日本においては平成7年（1995年）頃に新井重三らによって紹介された。なお新井重三は「生活・環境博物館」と和訳している。その後、新しい地域づくりを模索する自治体や研究者等により、各地でエコミュージアムの取組が進められている。

5 - 2 . 国内におけるエコミュージアム構想・計画の事例

これまでに策定されているエコミュージアム構想・計画の事例を23例抽出し、エコミュージアム構想・計画の方向性によって自然系、歴史・文化系、生活・産業系、統合系の4つに分類した。

表2 - 5 - 1 : エコミュージアム構想・計画事例一覧

区分	事例（対象地域）
自然系 - 1	枯木又エコミュージアム（新潟県十日町市）
自然系 - 2	早川フィールドミュージアム（山梨県早川町）
自然系 - 3	エコミュージアム日本村「植物と人々の博物館」づくり（山梨県小菅村）
自然系 - 4	コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画（兵庫県豊岡市）
自然系 - 5	三瓶山フィールドミュージアム（島根県）
自然系 - 6	上山高原エコミュージアム（兵庫県）
自然系 - 7	綾の照葉樹林プロジェクト（宮崎県綾町）
自然系 - 8	屋久島環境文化村構想（鹿児島県屋久島）
自然系 - 9	川根地域まるごと博物郷（静岡県川根町・中川根町・本川根町）
自然系 - 10	多摩川エコミュージアムプラン（神奈川県川崎市）
自然系 - 11	宮川流域エコミュージアム（三重県）
自然系 - 12	洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想（北海道壮瞥町）
歴史・文科系 - 1	神楽の里京築まるごと博物館（福岡県京筑地域）
歴史・文科系 - 2	萩まちじゅう博物館構想（山口県萩市）
歴史・文科系 - 3	明日香まるごと博物館構想
生活・産業系 - 1	富浦エコミューゼ構想（千葉県富浦町）
生活・産業系 - 2	じょんのびの里づくり構想（新潟県高柳町）
生活・産業系 - 3	奄美ミュージアム構想（鹿児島県）
統合系 - 1	朝日町エコミュージアム構想（山形県朝日町）
統合系 - 2	イーハトーブ・エコミュージアム（岩手県東和町）
統合系 - 3	あさんライブミュージアム（徳島県板野町・上板町・旧土成町区域）
統合系 - 4	湖北エコミュージアム構想（滋賀県湖北地域）
統合系 - 5	湖国まるごとエコミュージアム（滋賀県）

()内の市町村名は構想・計画を策定した時点のものであり、以降の合併により市町村名が消滅したのも含まれる。

(1) 自然系の事例

1) 枯木又エコミュージアム(新潟県十日町市)

ア) 構想策定の経緯

平成4年(1992年) 枯木又青年会は、十日町市が募集していた「街づくり計画案」に応募した。青年会では年間を通して、写真絵葉書の発行、わら細工、手打ちそば、山菜料理などの講習会、俳句会、自然観察会、自然観察池の整備、浦和～枯木又リレーサイクリングなどを実施し、年中行事の盆踊り、龍王祭なども盛大に開催した。そうした中、今後の地域のあり方として「エコミュージアム」についての研究に取組み、平成5年(1993年)3月に「エコミュージアム枯木又を創ろう!」を作成した。さらに平成7年(1995年)には枯木又エコミュージアムの会を立ち上げた。

現在、全国各地から200人(家族)近くが会員となっており、地元住民と都市住民の共同の活動として、枯木又エコミュージアムの創造が続けられている。

イ) 構想の概要

枯木又の自然・歴史・文化・産業・生活、これらのすべてを博物館として「枯木又エコミュージアム」の創造に取り組んでいる。年間を通じて、春は田植えや山菜採り、夏には川遊びや天体観測、秋はきのこ狩りそして冬は雪体験など数多くのイベントを提供しており、各種講演会や手打ちそばの会等の活動も展開している。

ウ) 評価

過疎化、高齢化に悩む山間集落において、地域の自然、伝統文化を守り育てるために、都市住民の参加協力を得ながら活動を展開している点が特徴的である。

出典：新潟県十日町資料

2) 早川フィールドミュージアム(山梨県早川町)

ア) 構想策定の経緯

早川町では平成6年(1994年)から「日本上流文化圏構想」を掲げており、平成8年(1996年)には「日本上流文化圏研究所」を設立した。同研究所では、地域に存在する自然環境、生活文化、有形無形の文化財など、地域の様々な資源を住民自らが掘り起こし、守り、残し、伝えながら地域の未来を考え行動していくための活動として、フィールドミュージアムへの取組を開始している。

イ) 構想の概要

早川フィールドミュージアムでは、古くから使われてきた3つの方言を使って早川町の特徴を説明している。その3つとは「早川入り」、「まんのうがん」、「ゆうげえし」であり、早川町の住民は、厳しくも豊かな自然環境(早川入り)の中で、万能の知恵と技術を身に付け(まんのうがん)、相互扶助の精神(ゆうげえし)で助け合いながら、たくましく生き抜いてきたことを示している。

早川フィールドミュージアムでは、こうした早川町の生活文化、生活哲学を掘り起こし、さらに、こうした精神を引き継ぐ新たな活動を積極的に支援していくとともに、豊かな自然環境とその中で培われた有形無形の生活文化を受け継ぎながら、これらを有効に活用し、山村の中でたくましく生き抜く人材の育成を目指している。

キーワード	意味
早川入り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「入り」は入り組んだ谷間の地域という意味。 ・ 富士川の支流である早川を中心に南アルプスの2,000～3,000m級の山々に囲まれたこの地域の地理的条件を示す。 ・ 自然の豊さと同時に人が入ることさえ拒むような厳しさを表す。
まんのうがん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のような環境の中で暮らしてきた人々を指し示す言葉。漢字では「万能丸」。 ・ 万能の人という意味。昔から「山村に暮らす人々は『まんのうがん』でなければ生きていけない」と云われ、農業、林業、狩猟、炭焼き、養蚕、養蜂などの複数の生業をこなし、生活に関わるあらゆることを自分たちの手でこなしてきた。
ゆうげえし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早川町における地域社会の有り様を表す言葉で、漢字では「結い返し」と書き、いわゆる労働交換のことをいう。 ・ 屋根の葺き替え、田植えや稲刈りなど自分一人ではできないことはまわりの人々と労働力を出し合い、乗り越えてきた。

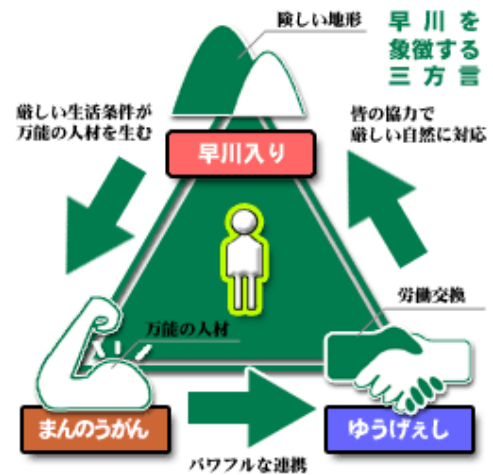


図2-5-1: 早川フィールドミュージアムの3つのキーワード

ウ) 評価

地域の自然資源・文化資源を有効に活用するプロジェクトの展開や、企業家育成の仕組みを作ることで、地域の活性化に寄与している。また会員制の支援組織を運営する等、持続的な運営体制の構築にも努めている点が評価できる。

出典：早川フィールドミュージアムとサポーターズクラブ資料

3) エコミュージアム日本村「植物と人々の博物館」づくり(山梨県小菅村)

ア) 構想策定の経緯

東京学芸大学では、雑穀類在来品種の収集と保存を研究してきたが、山梨県小菅村、日本有機農業研究会の支援を得て、在来雑穀の保全と普及活動を開始した。東京学芸大学は小菅村と連携協定を結び、学生、村民、ボランティア等と一緒にエコミュージアム日本村づくりを進めることとして、雑穀栽培講習会や雑穀の商品開発などの活動を進めてきた。平成18年(2006年)には、「エコミュージアム日本村」の基本計画づくりとそのための調査研究を行なうことを目的とするミューゼス研究会を立ち上げた。さらにビジターセンターとして「植物と人々の博物館」を整備している。

イ) 構想の概要

エコミュージアム日本村の取組では、植物と人々の暮らしに関わる、図書、標本、民具などを順次整備、公開展示しており、生物文化多様性保全のための在来品種見本園を作っている。さらに秩父多摩甲斐国立公園地域の人々の協力を得て、環境学習指導者養成 ELF 研修会や雑穀栽培講習会、民族植物学講座などを開催する予定である。

エコミュージアム日本村では、次のようなプロジェクトを展開している。

- ・ ホームガーデンプロジェクト：小菅の湯下の農園で雑穀試験栽培をし、在来品種の種子の普及を図る(とうきゅう環境浄化財団の研究助成)

- ・ 展示プロジェクト：文化財審議委員、村民、学生、市民と一緒に、民具を整理し博物館の展示準備を進める（水と緑の森林基金の助成）
- ・ 東西雑穀プロジェクト：小菅の湯、小金井市パン菓子組合と連携。キビなど雑穀のお菓子作りを展開（水とみどりと大地の公社、小金井夢プランの助成）
- ・ ユニ・ガーデンプロジェクト：東京学芸大学彩色園で、アジサイ、ツバキ、キンモクセイ、クチナシなどの花木の、多くの品種の苗を増殖（トップマネジメント経費の助成）

さらに小菅村においては、東京農業大学が中心となった「多摩川源流大学コンソーシアム構想」の取組が開始されており、村内の白沢小学校を小菅カレッジに、中央公民館に植物と人々の博物館をコア・ミュージアムとして置き、小菅村に関わる大学や企業等のコンソーシアムづくりを目指している。

ウ) 評価

本事例においては、大学と村だけでなく、地域の企業等の支援も取り付けて、活動を展開している点が評価できる。今後、流域の大学や企業等の連携により、さらに活動を発展させていくことが期待される。

出典：植物と人々の博物館資料

4) コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画（兵庫県豊岡市）

ア) 構想策定の経緯

兵庫県は、平成 11 年（1999 年）に豊岡市東部に「県立コウノトリの郷公園」を開設、翌年には、豊岡市が「豊岡市立コウノトリ文化館」を開館して、コウノトリの野生復帰の拠点施設を整えてきた。さらに県は飼育下でのコウノトリを平成 17 年（2005 年）度から順次試験放鳥することを発表した。また地域住民活動の活発化に伴い、豊岡市は平成 14 年（2002 年）度策定の「豊岡市総合計画」において、コウノトリの郷公園周辺地域を「環境創造モデルエリア」に設定した。こうした経過を踏まえ、平成 15 年（2003 年）3 月、人とコウノトリが共生する社会の実現をめざした地域づくりの第一歩を、コウノトリの郷公園周辺地域において総合的に展開する目的で、「コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画」が策定された。

イ) 構想の概要

コウノトリの郷公園周辺地域における地域づくりの目標として、「コウノトリが舞い降りる郷づくり～新たな田園空間の創造～」を掲げており、コウノトリをシンボルとした自然との共生を推進していくとしている。人もコウノトリも共に元気になる生活環境をつくりだすため、「コウノトリ翔る地域まるごと博物館」における環境整備の方向性として、コウノトリが似合う田園景観づくり、自然と共生する農業システムの実現、環境学習の場づくり、“新・田園生活”の創出、自然生態系の保全・再生、持続可能な観光の開発・実現の 6 項目を挙げている。

ウ) 評価

自然との共生のシンボルとしてのコウノトリをうまく活用し、地域資源の保全、特産品の開発等につなげている点が評価できる。

出典：コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画（2003）コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画検討委員会（兵庫県・豊岡市）

5) 三瓶山フィールドミュージアム(島根県)

ア) 構想策定の経緯

島根県第3次中期計画(平成12年(2000年)策定)において、自然、景観、歴史、文化など優れた地域資源を包含する地域を生きた博物館ととらえ、個性的で魅力あふれる空間とする「全県フィールドミュージアム化」を推進することが盛り込まれた。この「全県フィールドミュージアム化」の推進関連施策の一つとして、自然とふれあうフィールドミュージアム化の推進が図られている。

イ) 構想の概要

三瓶山地区において、自然のすべてを展示物と考え、自然とのふれあいの場、自然学習の場として、フィールドミュージアム化を実現したのが三瓶山フィールドミュージアムであり、その核となる施設が島根県立三瓶自然館(平成3年(1991年)開館)である。県全体を「生きた自然の博物館」として位置付け、県民はもとより観光客にも体験学習の場を提供することとしている。また情報などのネットワーク化、各種人材の育成、自然体験ゾーンサブ拠点の形成を図っている。なお三瓶自然館は自然系博物館であり、大山隠岐国立公園三瓶山地区のビジターセンターとしての機能を併せ持っている。



空から見た三瓶山



こどもはくぶつかん

出典：島根県立三瓶自然館HP

ウ) 評価

島根県の全県的なフィールドミュージアム化を目指す取組は全国的にも珍しく、三瓶山フィールドミュージアムはこれを具体化する施設として、今後の展開が注目される。

出典：島根県立三瓶自然館資料

6) 上山高原エコミュージアム(兵庫県)

ア) 構想策定の経緯

平成16年(2004年)、上山高原や麓の奥八田の集落などをまるごと生きた博物館ととらえ、地域の有形、無形の資源を活かしつつ保全・再生する「上山高原エコミュージアム」の取組を通して、貴重で豊かな自然を守り育むとともに、自然と共生してきた地域の暮らしに息づく知恵を学び活かし、広く情報発信することにより地域内外の交流を図り、もって、かけがえのない自然を次代に継承するとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする「特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム」が設立された。

イ) 構想の概要

上山高原エコミュージアムでは、以下の4つの項目をコンセプトに掲げている。これらのコン

セプトをうけて、ブナを主体とした広葉樹林とススキ草原の保全・復元、人工林をブナやミズナラを中心とした落葉紅葉樹林に戻す、草原ゾーンでのススキ草原を復元に加え、地域資源を活かした実践型「プログラム」の展開を目指している。

また上山高原エコミュージアムの運営に際しては、地域住民が主体となった地元運営組織を中心に、都市部住民、団体・NPO、事業者、行政が参画と協働により取組を進めるとしている。

表 2 - 5 - 2 上山高原エコミュージアムのコンセプト

<p>貴重で豊かな生態系を守り・育む 原生的な自然であるブナの森と人々の営みの中で育まれてきたススキ草原を有し、イヌワシやツキノワグマなど貴重で多様な生態系を育む上山高原の自然を県民共有の財産と位置づけ、復元・育成し後世に継承します。</p> <p>自然と暮らしの共生の知恵から学び・活かす 生物多様性を維持してきた上山高原の自然の循環の仕組みや、自然と共生してきた麓の集落の暮らしに息づく知恵を学び、環境保全・創造に活かします。</p> <p>多様な主体による参画と協働 地域住民と都市住民、また、個人、団体・NPO、事業者、行政などの多様な主体が知恵と力と資金を出し合いながら、参画と協働により環境保全・創造に取り組むことで地域づくり、コミュニティづくり、人間関係づくりにつなげます。</p> <p>環境保全を地域振興につなげる 環境保全と地域振興を結ぶことにより、環境保全の継続的な取組を可能にさせます。</p>

ウ) 評価

ススキ草原の維持管理作業や、間伐や植樹等による針広混交林化の作業に加えて、自然観察会や米作り体験教室を通じての棚田保全活動など、幅広い活動を展開しており、今後の動向が注目される。

出典：上山高原エコミュージアム資料

7) 綾の照葉樹林プロジェクト(宮崎県綾町)

ア) 構想策定の経緯

綾町の急峻な渓谷には、暖温帯性の常緑広葉樹林(照葉樹林)が2,000ha残されているが、この周辺部は昭和40年代の拡大造林政策により針葉樹の植林が進んだ。この貴重な照葉樹林の保護・復元に取り組むために、九州森林管理局・宮崎県・綾町・(財)日本自然保護協会・てるはの森の会の5者が平成17年(2005年)に協定書を取り交わし、「綾の照葉樹林プロジェクト」が開始された。

イ) 構想の概要

綾の照葉樹林プロジェクトでは、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、照葉樹林を分断するように存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元し、緑の回廊を創造して未来へ継承することを柱としている。

このプロジェクトにおいては、具体的には以下のような取組を進めている。

- ・ 保護林の新設：貴重な森を法的に保護する
- ・ 人工林から照葉樹林への復元：専門家による綿密な調査を行い、それぞれのエリアに最も適した方法でもとの植生へ復元する
- ・ 森林環境教育：森で遊び、森で学ぶ機会を創造・提供
- ・ 市民参画・サポーターの形成：住民らが様々な形で森づくりに参加できるように、またそれ

それぞれの知識やスキルを生かした森林づくりをすすめるために、広く情報を発信

ウ) 評価

本プロジェクトを契機に、地域の自然資源を再評価し、これらを活用したまちづくりが進められている。例えば自然生態系農業（有機農業）を進める条例を全国に先駆けて策定し、照葉樹林文化の一つとしての手作り工芸品をブランド化するなど様々な展開が見られる点が評価できる。

出典：てるはの森の会（綾の照葉樹林プロジェクト推進協議会）資料
照葉樹林都市 綾町資料

8) 屋久島環境文化村構想（鹿児島県屋久島）

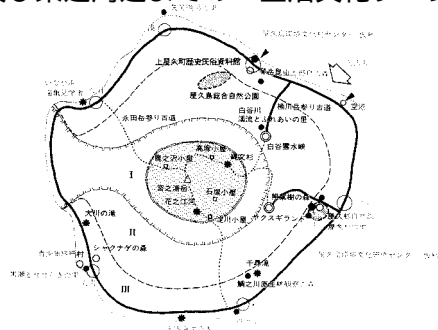
ア) 構想策定の経緯

屋久島環境文化村構想は、平成2年（1990年）6月に策定された県総合基本計画の14戦略プロジェクトのひとつである。本構想を推進する中心的な組織として、平成5年（1993年）に鹿児島県、屋久島町（旧上屋久町、旧屋久町）により屋久島環境文化財団が設立された。また、この構想の拠点施設として「屋久島環境文化村センター」と「屋久島環境文化研修センター」が、平成8年（1996年）に開館した。

イ) 構想の概要

屋久島環境文化村構想は、屋久島の自然を大切にし、その価値を見直すことを通じて自然と共生する新しい島づくりを目指そうとするものであり、屋久島全体を環境学習と研究の島にするための事業を始めている。本構想は、屋久島の優れた自然と、その自然環境の中で歴史的に作りあげられてきた自然と人間との関わり、すなわち「環境文化」を手がかりとして、屋久島の自然保護とくらしの豊かさをあわせて実現しようとするものである。このため、環境学習・研究施設の充実、環境形成事業の展開、ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進、新たな地域産業の創出、国際交流の展開の5つの事業を柱に揚げ、地元をはじめ屋久島に興味を持つ全ての人々とともに、この構想の推進とその輪を内外に広げていくこととしている。

また、植生など自然の特性と人々の認識（景観意識など）を手がかりに、島全体を 原生的な自然と信仰や畏敬の対象としての、奥岳地域を中心とする「保護ゾーン」、生態系を保全しながら一定の枠内で人間活動が行われる「ふれあいゾーン」、豊かな生活文化が生まれる、前岳から集落及び県道周辺までの「生活文化ゾーン」の3つに区分している。



ゾーン区分	自然と人との関わりからみたゾーンの意味
保護ゾーン	屋久島の原生地域の核心部であり、世界の財産であると同時に、人々の信仰や畏怖の対象である空間としても保護すべき区域
ふれあいゾーン	生態系を保全しながら、限定された範囲内で産業を営む自然と人との関わりが行われる区域
生活文化ゾーン	自然と人とのふれあいが盛んに行われるとともに、自然と共生する豊かな生活文化が育まれる区域

図2-5-2: 屋久島文化村構想における3つのゾーン区分

出典：屋久島環境文化村構想におけるゾーニング（1994）小野寺浩、を一部改変

ウ) 評価

本構想では、屋久島における人間と自然の関わりを「環境文化」と位置付け、様々な地域資源の保全・活用と地域振興の両立を目指している点が評価できる。また人と自然の関わりにより全島を3つにゾーン区分して方針をたてるなど、地域特性に応じた取組を進めている。

出典：

屋久島環境文化村構想におけるゾーニング(1994) 小野寺浩、造園雑誌 57(4) p356-363
屋久島環境文化村構想、鹿児島県自然保護課資料、屋久島環境文化財団資料

9) 川根地域まるごと博物郷(静岡県川根町・中川根町・本川根町)

ア) 構想策定の経緯

大井川上流域では、電源開発を目的としたダム建設によって川の水流量が減り、漁業や林業が衰退した。そこで大井川上流域の活性化と観光振興を図ろうと、3町が広域連携し、静岡県も支援するかたちで、平成6年(1994年)に、地域の環境と人とのかかわりを考える「川根地域まるごと博物郷」構想が策定された。

イ) 構想の概要

川根地域まるごと博物郷の目的は、「次世代の『人々の暮らしと環境との関わり』を模索し、地域の発展に寄与すること」としている。また川根地域まるごと博物郷を、住民が地域及び自己の充実や生活の向上のために、自発的意思に基づき、必要に応じて個人個人に適した手段・方法を自ら選んで行う活動の場そのものであると位置付けている。

また「大井川 - その変化する姿 - 」をメインテーマとして、「脈を打つ・大井川」「静を保つ・大井川」「時を放つ・大井川」という3つのサブテーマを掲げており、各テーマに基づいたサテライトと、それを保全・活用するためのストーリーが検討されている。

ウ) 評価

「かわねは一つ」という自治体の枠を越えた広域的な考えにたち、地域の歴史・文化・自然等の資源を活かしたエコミュージアムづくり活動を展開している。合併により3町が2市町に分かれたため、今後の連携体制の構築が課題である。

出典：川根地域まるごと博物郷推進協議会資料

川根地域まるごと博物郷、北島亨(2006)、エコミュージアム研究 Vol.11、p26-28

エコミュージアム理念と活動 - 世界と日本の最新事例集(1997) 日本エコミュージアム研究会編、p223-239

10) 多摩川エコミュージアムプラン(神奈川県川崎市)

ア) 構想策定の経緯

「多摩川エコミュージアムプラン」(以下、「プラン」)は、川崎市制70周年記念事業「地球市民会議水と緑分科会」での提言を契機に、多摩川エコミュージアム構想の策定が進められ、プランの推進拠点施設としての「ニヶ領せせらぎ館」の開館を経て、平成13年(2001年)3月に策定された。

イ) 構想の概要

プランでは、多摩川と密接な関係を持つ「水環境」や、水系の涵養に不可欠な「緑」、地域が育

んできた「歴史と文化」、そしてこれらを支える人々など、様々な資源を活用し、市民・企業・行政それぞれが持てる機能を発揮しながら、地域に立脚し、地域から発信するまちづくりを目指すこととしている。

プラン推進の中核として、活動・情報発信拠点である二ヶ領せせらぎ館の管理運営及びプランの推進に資する事業の実施を、プラン策定に携わった市民からなる「NPO 法人多摩川エコミュージアム」に委託し、市民による主体的・自発的な事業展開を図っている。

市民と行政のパートナーシップによる展開と保全・育成
・水・緑・歴史を活かしたまちづくりの推進
・市民による保全・育成・継承活動の推進
地域による水系を活かした環境づくりの推進
・多摩丘陵の緑と河川の一体的な環境保全
・市民のネットワーク形成の推進
・多摩川がつなく市民活動の広域ネットワークの形成
市民活動を中核とするプランの推進
・市民活動を相互に結び、多摩川へつながるネットワークの形成
・先導的な市民活動の支援・推進
環境学習・教育の支援と推進
・次世代を担う子どもたちの学習活動への支援
・学校教育との連携による環境教育の展開
地域からの新たな展開
・多摩川から鶴見川水系への全市的な市民活動の連携
・新たな地域活動拠点の形成

ウ) 評価

本プラン策定に当たっては、行政主導型ではなく、各地域の市民活動の統合というプロセスを経て進めている点が評価できる。今後は、多摩川流域の川崎市内部分のみならず、源流域である多摩丘陵から河口域まで、広範囲にわたる市民活動のネットワークを広げていくことが期待される。

出典：川崎市多摩川施策推進課資料、多摩川エコミュージアムプラン・パンフレット

11) 宮川流域エコミュージアム(三重県)

ア) 構想の概要

宮川流域エコミュージアムでは、交流と学びの場を提供する流域案内人企画の事業が展開されている。流域案内人とは地域の魅力を伝えるインタープリターのことで、養成講座が毎年開催されており、平成18年(2006年)12月現在で360名が養成されている。また案内人がガイドするフィールドは、約140箇所のにぼる。案内人による自主企画事業は、年間100回近く開催されている。また活動拠点として、廃校を改修したエコミュージアムセンター「宮川流域交流館たいき」が開設されている。

イ) 評価

流域県全体を対象に県と広域市町村の連携が図られていること、さらに多数の案内人、プログラムの実施回数規模の点で、全国的にも例のない事例である。またインタープリター養成講座を定期的で開催して人材育成に努めている点や、「流域案内人の会」設置等により地域単位で連携体制が構築されている点が評価できる。

出典：宮川流域ルネッサンス事業 - 第3次実施計画「想いをかたちに」、宮川流域ルネッサンス協議会・三重県
宮川流域エコミュージアム資料、宮川流域エコミュージアムと流域案内人、福田良彦(2007)、エコミュージアム研究 Vol.12、p84-87

12) 洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想(北海道壮瞥町)

ア) 構想策定の経緯

有珠山噴火の災害から早期の復興を図ることを目的として、北海道開発庁長官の私的諮問機関として設置された北海道活性化懇談会において、火山資源(遺構)を新たな観光資源として活用する方策が提言された。これを受けて、北海道開発局室蘭開発建設部並びに財団法人北海道地域総合振興機構(はまなす財団)が主催する形で、平成13年(2001年)度より地域が主体となって、内発型の地域振興策、「エコミュージアム」の西胆振6市町村(伊達市、豊浦町、虻田町、洞爺村、大滝村、壮瞥町)における展開とその可能性について検討を行い、結果を「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」としてまとめた。

イ) 構想の概要

洞爺湖周辺地域におけるエコミュージアム「自然博物館」は、6市町村の連携による取組であり、地域が一体となって構想を推進するために、共通のテーマを設定した。

洞爺湖周辺の地域資源を、それぞれの地域性を考慮して、エリア毎に体系化すると、地域を3つのエリアに分け、構成することができる。



図2-5-3: 洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想全体イメージ図
出典: 洞爺湖周辺地域におけるエコミュージアム構想(2002)

ウ) 評価

本構想は、有珠山噴火という共通の自然災害に見舞われた6市町村が、共同で取り組む広域的な地域振興プロジェクトとしての性格を有している点が特徴的である。火山を地域資源として評価しなおし、地域のシンボルとして活用する動きが始まっている。

出典:

洞爺湖周辺地域におけるエコミュージアム構想(2002)「レイクトピア21」推進協議会 エコミュージアム構想策定部会、財団法人北海道地域総合振興機構

(2) 歴史・文化系の事例

1) 神楽の里京築まるごと博物館(福岡県京築地域)

ア) 構想策定の経緯

神楽の里京築まるごと博物館は、京築地域の11市町村が構成する神楽の里づくり構想推進協議会を中心に地域住民、福岡県担当部局と連携し、地域づくりを進めていくものである。また福岡県の「個性ある地域づくり推進事業」として助成をうけている。

イ) 構想の概要

京築まるごと博物館では、大切に伝統芸能を守ってきた人々の心を代表する文化である「神楽」をシンボルとしてとらえて扱おうとしている。いにしへの京築地域は、自然に恵まれた豊かな生活を営み、「豊の国」と称されていた。この豊かな地域「豊の国」の成り立ちを探り、これからの地域の活性化、未来の創造へと活かしていくこととしている。このためのテーマを「神楽の息づく里 豊の国の成り立ちを探る」としている。さらに、京築地域を探るキーワード(サブテーマ)として、以下の3つの項目を設定している。

「ハマ」～"豊かな海とハマの文化"

豊前海に面する沿岸部だけでなく、むかし海岸線だったところも「ハマ」と名づけました。ここでは海と人々の生活について考えて行きましょう。

「サト」～"豊かなみのりと集落の文化"

平野部を「サト」と名づけました。ここでは、遺跡が物語る古くからの農業の営みや大切にしてきた文化について考えて行きましょう。

「ヤマ」～"豊かな森と山あいの文化"

英彦山に連なる山林や山あいの地区を「ヤマ」と名づけました。ここでは、自然への思いが生み出した文化を探してみましょう。

京築まるごと博物館の活動は、地域の豊かな文化や自然環境を活かして、以下のことを目指している。

- ・ 自然環境を活かした自然とのふれあいの場づくり
- ・ 広域連携による観光振興と地場産業の振興
- ・ 地域アイデンティティーの確立

具体的には、住民自らが京築地域を知ることをはじめとして、広域ネットワークづくりを実施していくこととしている。

- ・ 地域に隠れている大切なものを探すための調査
- ・ 楽しく巡るためのモデルコース、マップづくり
- ・ 現地を訪れるための誘導サインや解説板の設置
- ・ 地域を紹介するための解説員の育成、ガイドブックづくり
- ・ 自然や産業とふれあう体験の場づくり

ウ) 評価

対象地域内小中学校への神楽講の派遣や、神楽フェスティバル、京築「神楽の里」展の開催など、豊かな地域の文化資源を広める活動を展開しており、今後の動向が注目される。

出典：神楽の里京築まるごと博物館資料

2) 萩まちじゅう博物館構想（山口県萩市）

ア) 構想策定の経緯

萩を特徴付ける土塀、夏みかん、古い町家、松の古木等の風景が、都市化の進行と共に失われていく中で、萩の資源であり魅力である風景、景観を守るため、「萩学」を支柱とした博物館や市民の活動による萩の再発見を進める動きが始まった。平成 17 年（2005 年）、まち全体を博物館ととらえる観光地づくりを「萩まちじゅう博物館構想」として開始した。

イ) 構想の概要

萩まちじゅう博物館構想では、萩のまち全体を一つの博物館として捉え、萩市固有の都市遺産の保存及び活用を図ることを目的としている。具体的には、以下のような諸計画を実現することによって、萩の魅力づくりの展開と地域の活性化を図ることとしている。

表 2 - 5 - 3 : 萩まちじゅう博物館構想推進のための諸計画

研究・保存	<ul style="list-style-type: none">萩の歴史文化はもとより、自然、産業、暮らしを研究史、歴史的環境や自然環境が破壊されるのを未然に防止する方策を探究するとともに、市民と市が一体となり、愛着、誇りをもって保存運動に取り組む。広く他地域、諸外国の方々にも理解を得つつ賛同者の輪を広げ、その信託（トラスト）によって土地や建物等の保全・保存・修復等を進めていく。
展示・情報発信・活用	<ul style="list-style-type: none">保全・保存された歴史的環境および自然環境を現地においてその価値を損なわないように正しく展示する。さらにそうした情報を発信することで、市民が萩を再発見し、その新たな価値を見出し、活用できる仕組みを創出する。
拠点整備と周辺整備	<ul style="list-style-type: none">まちじゅう博物館の中核施設として「萩博物館」を整備すると共に、地域にある資源を地域博物館として整備し、ネットワークで結ぶ。全国から萩、萩博物館から地域博物館、地域博物館から地域博物館等を結ぶアクセス道路と、地域博物館の周辺には歴史・文化・自然の探索路としての発見の小径を整備する。
「心のふるさと・萩」のおもてなし	<ul style="list-style-type: none">「心のふるさと・萩」を訪れた人々が、「もう一度萩に行きたい」と思うような、そして彼らを迎えた市民が「萩に住んでよかった」「萩を終のすみ家にして良かった」と日々思えるような、おもてなしをまちじゅうで推進する。

出典：萩まちじゅう博物館構想より作成

ウ) 評価

萩まちじゅう博物館では、地元の魅力や資源を発掘する「萩学」を支柱として、まち全体を博物館とみなすことで、一体的な取組を推進している。また GIS を活用して、ホームページ上で地域資源分布状況の提供を行っている点が画期的である。

出典：萩まちじゅう博物館構想パンフレット、萩市

3) 明日香まるごと博物館構想

ア) 構想策定の経緯

明日香村では、歴史的文化的遺産を保存、活用しつつ、地域住民の自発的参加を促しながら、地域活性化を図っていくための、一定の方向性を示す目的で、飛鳥保存財団により「飛鳥地方の活性化に関する調査研究が行われた。この調査の中で、平成 7 年（1995 年）、エコミュージアムの思想に基づき「明日香まるごと博物館」の考え方が提唱された。

イ) 構想の概要

第 4 次明日香村総合計画（平成 21 年（2009 年）3 月策定）において、美しい景観、豊かな自然、安心でおいしい農作物、人々の多様な活動など村の魅力すべてを活かして訪れる人をもてな

す村づくりを目指す「まるごと博物館構想」を推進する、としている。

また明日香村では、国民共有の歴史的遺産である文化財の価値をさらに高めるとともに、文化財の高揚を図る目的で、全国各地で毎年『明日香村まるごと博物館フォーラム』を開催している。

表 2 - 5 - 4 : 明日香まるごと博物館構想の概要

にぎわいの街づくり	石舞台古墳(鳥庄)から万葉文化館(飛鳥)に至る地区は、飛鳥藍染織館・犬養万葉記念館をはじめとする官民の観光施設が集中する唯一の地区であり、今後観光を軸とした沿道サービスを推進するために「にぎわいの街特別用途地区」の設定と「にぎわいの街建築条例」を制定し、建築可能施設の緩和を図った。にぎわいの街では、街並みの整備を進め貴重な歴史的風土の保存を図る一方、民間活力を活用した商業・製造業・観光など地場産業の振興を図り魅力のある村づくりを目指している。
国営飛鳥歴史公園 キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳は、学術上極めて価値の高い、飛鳥の枢要な文化財である。本遺跡をその周辺の自然環境や田園環境とあわせて一体的に保全するとともに、広く国民が利用できる空間として整備する必要があるため、平成 13 年 3 月 16 日に閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」が行なわれ、飛鳥地方の歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として、キトラ古墳周辺地区が国営飛鳥歴史公園の一部として明日香村大字檜前、大根田、阿部山の各地内に約 14ha の面積で整備することが決定した。
神奈備の郷 ふるさと川づくり	神奈備の郷(入谷・栢森・稲淵)地区の栢森では、「神奈備の郷・川づくり計画」が平成 14 年 1 月に策定され、地域の活性化にも寄与する事業として新たに計画された。一方、「神奈備の郷・川づくり計画」事業を契機に、過疎・高齢化・荒廃農地の進行に悩む神奈備の郷地区では地域の活性化を図るため「飛鳥川源流域周辺川づくり検討委員会」を設置、地元神奈備の郷の 3 地区が協同・協力しながら川づくり事業と連携した活性化策を展開することが確認された。
文化財産業興し	村内全域にわたって点在する埋蔵文化財等の保存を基調としながら、広く国民に対してわかりやすく展示紹介することにより、文化財等の創造的活用を図る。また、国民的資産である「文化財」を核とした新たな産業興しにより雇用の場の創出を図るとともに、保存の担い手である村民の豊かなくらしづくりを目指す。
美しい村づくり (検討課題)	国民共有の財産である歴史的風土の保存を担う村にとって、村民及び行政が協力し国民に対して美しい歴史的風土と調和した環境を提供することが求められている。そのためにも村民や集落が地域に誇りを持ち、生き生きと生活しながら、来訪者等に対する心のもてなしとともに、環境美化活動、家並みの緑化、建物の意匠形態への配慮など村民ができる美しい村づくりに向けた取組も積極的に行う必要がある。このような考えから、明日香の歴史的風土を守り、育て、美しい村づくりを進めるための独自の手法として、美しい村づくりに向けた条例の制定を検討する必要がある。

出典：明日香村政策調整課資料

ウ) 評価

国民共有の財産ともいえる重要な歴史的文化的資源を核として、村全体を博物館と位置付け、地域資源を保存活用しながら、地域の活性化を目指している点が評価できる。

出典：

明日香村資料、飛鳥地方の活性化に関する調査報告書(1995)財団法人飛鳥保存財団、第4次明日香村総合計画(2009)明日香村

(3) 生活・産業系の事例

1) 富浦エコミューゼ構想(千葉県富浦町)

ア) 構想策定の経緯

千葉県富浦町では、若年層の都市部への流出による農業の衰退、農村の過疎化の進行、東京湾アクアライン等の開通により、町が通過地点になることを危惧し、地域活性化の手法を模索する中、平成4年(1992年)に「富浦エコミューゼ研究会」を発足し、エコミュージアムの研究に着手した。そして、ピワ加工事業や体験型観光農業による観光客誘致や、道の駅などをそのまま生かした分散型配置施設の統一運営を行うことによる「産業と文化の拠点」を目的とする「富浦エコミューゼ構想」を策定した。

イ) 構想の概要

富浦エコミューゼの基本理念は、「自然及び文化、産業遺産などを現地において保存、育成、展示することをおして、地域社会の発展に寄与することを目的とする新しい理念を持った町づくり」としている。富浦エコミューゼのコアにあたる施設として、平成5年(1993年)に町出資で設立された株式会社、「枇杷倶楽部」(別名「株式会社とみうら」)がある。

活動内容としては、地域住民とともに地域資源を発掘する「ウォッチング富浦」、地域の様々な魅力をアドバイザーが子どもたちに伝える「とみうら土曜学校」、地域の人材発掘やネットワークづくりのサロンの会合「枇杷倶楽部茶論」、ガイド養成講座の開講、HPを通じた地域情報の発信などに取り組んでいる。

ウォッチング富浦

平成4年(1992年)8月に第1回をスタートさせ、月1回のペースで開催してきた。当初、子ども達にふるさとの風景を焼き付けてもらう目的で始めたが、次第に大人の参加が多くなり、平成13年(2001年)9月からは子ども向けの「土曜学校」もスタートさせ、幅広い世代にわたり、ふるさと探訪を行ってきた。身近な街中散策から、社寺めぐり、石仏探訪、山歩き等多様なフィールドで展開している。内容も、山菜摘み、バードウォッチングから押し花づくりまで、幅広いテーマの体験を提供している。平成21年(2009年)4月には、200回目の開催を迎えている。

とみうら土曜学校

ウォッチング富浦から派生した、子供向けのイベントである。ハイキング、野草摘み、さくらんぼ狩り、紙芝居づくりなど様々なメニューで展開している。

枇杷倶楽部茶論

毎月1回、様々な分野から講師(語り部)を招いて、その話を楽しむ。参加費は、コーヒーと茶菓子代として500円である。

人材育成

平成16年(2004年)から2回にわたって「大房ガイド」を養成するなど、人材育成のための活動を続けている。さらに、これまでの「ウォッチング富浦」等で収集した知見をもとに、ガイド向けの資料集として「南房総富裏総合ガイド資料集」(平成20年策定)をまとめている。

ウ) 評価

体験農園等の経営に取り組んでいるほか、ガイドブックの作成やガイドの育成などにも着手しており、自立的な経営を図りながらコミュニティ・ビジネスとしての展開を目指している点が評価できる。

出典：NPO 富浦エコミューゼ研究会、酒井和夫(2006)、エコミュージアム研究 Vol.11、p42-45

富浦エコミューゼ研究会資料、エコミュージアム理念と活動 - 世界と日本の最新事例集(1997)日本エコミュージアム研究会編、p185-198

2) じょんのびの里づくり構想(新潟県高柳町)

ア) 構想策定の経緯

高柳町では、昭和63年(1988年)に、時代を超えた「田舎の良さ」に着目し、地域住民40名、役場若手職員10名、大学教授を始めとする助言者8名からなる「ふるさと開発協議会」を創設した。住民と行政が協働して今後の町づくりの方向について検討会、住民懇談会、先進地視察など2年間で約220回の活動を実施し、議論を積み重ねながら、棚田や茅葺民家など従来からある資源を活用する「住んでよし、訪れてよしの高柳づくり構想(じょんのびの里づくり構想)」を平成2年(1990年)に策定した。

平成20年(2008年)8月には、NPO法人じょんのび研究所が設立され、高柳地域活性化まちづくり推進事業やグリーンツーリズム促進事業等に取り組んでいる。

イ) 構想の概要

「じょんのび」とは、「ゆったりのんびりとして、芯から気持ちがいい」という意味のお国言葉であり、この「じょんのび」を地域共通の価値観として、まちづくりを実践している。

具体的には、コア施設に「じょんのび村」、「こども自然王国」、集落の活性化を目的とするサテライト施設に「門出・荻ノ島かやぶきの宿」を整備しており、交流人口が拡大した。また、同ビジョンに基づき、純産品のものづくりや交流イベントの開催、関係者の人材養成などを総体的に取り組む、滞在者と地元住民の交流及び地域経済の活性にも貢献している。



荻ノ島環状かやぶき集落



こども自然王国「夏の体験」案内パンフレット

出典：(左) 柏崎市観光協会HP、(右) こども自然王国HP

ウ) 評価

じょんのび村の取組は、幅広い地域住民にとって受け入れやすいお国言葉をキーワードとすることで、地域の魅力を再発見し、観光客誘致などの地域振興に成功している。

また「平成16年度過疎地域自立活性化優良事例表彰」(総務省)を受賞するなど、地域づくりのパイオニア的な存在としても評価が高い。

出典：柏崎市地域振興課(高柳事務所)資料、NPO法人じょんのび研究所資料

3) 奄美ミュージアム構想(鹿児島県)

ア) 構想策定の経緯

「奄美群島自然共生プラン」(平成15年(2003年)策定)の検討に際して、奄美群島の優れた地域資源・素材＝“奄美の宝”を探る活動が行われ、住民らの地域資源への認識が高まった。こうした認識の高まりを契機に、優れた地域資源・素材を活用した住民の創意と工夫に根ざした主体的・自発的な取組により自立的な発展を目指すという機運が盛り上がった。さらに平成16年(2004年)8月に策定された「奄美群島振興開発計画」においても、群島の特性を生かした産業

の振興や人と自然が共生する癒しの島づくり、群島内外との交流・連携を進め、奄美群島の自立的発展を目指すとしており、こうした流れの中で平成 17 年（2005 年）3 月に「奄美ミュージアム構想」が策定された。

イ) 構想の概要

奄美ミュージアムでは、奄美群島全域を博物館に見立てて、地域住民が主体となり、奄美の宝を保存・活用し、「癒しの島あまみ」を基本理念とした持続可能な地域振興の取組を行うとしている。基本理念、目標、構想期間については以下の通りである。

<p><基本理念> 癒しの島あまみ 奄美アイランドセラピー 奄美群島全域をまるごと博物館に見立て、奄美の宝を生かすとともに、地域の潜在力を引き出し、持続可能な地域振興の取組を展開する。</p>
<p><目標> 住民の創意と工夫に根ざした主体的・自発的な取組により、地域の特性を生かした産業の展開、豊かな自然や島唄・八月踊りなど個性的な伝統文化を活用した特色ある体験・滞在型観光の推進、保養や療養など中・長期の滞在を含む定住・交流などを図り、人と自然が共生する「癒しの島あまみ」づくりを進め、自立的発展を目指す。</p>
<p><構想期間> 構想期間は、平成 16～25 年度の 10 力年。また実施時期は、早急に取り組む活動（実施中を含む）を前半の 5 力年（奄美群島振興開発計画期間）、中長期的に取り組む活動を後半の 5 力年と設定。</p>

また取組の方向性として、次表の 5 つの柱を設定しており、展開方策として 46 のプロジェクトを実施している。

表 2 - 5 - 5：奄美ミュージアム構想の取組の方向性

人材の育成・活用	奄美の宝であり、奄美ミュージアムの主役として様々な活動を主体的に推進していく人材を育成するとともに人的ネットワークを構築します。
産業の振興	住民や行政、事業者等が連携し、農林漁業や伝統産業といった異業種の協働による新たな産業クラスターの形成を図ります。これにより既存の産業の活性化と新たな産業の創出を目指します。
体験・滞在型観光の推進	奄美の個性を磨き、他にはない輝きを持つ地域として広くアピールすることにより、豊かな自然と個性的な文化を生かした観光業の振興を図ります。来訪者が感動を持って地域を巡り、「また来たい(また行きたい)」「また体験したい」「あの人に会いたい」「あの人にも教えてあげたい」と思えるような深い体験ができるよう、中・長期の体験・滞在型の観光の振興を目指します。
情報の発信	どんなに素晴らしい「宝」があっても、それが知られていなければ、そこを訪れる人はいません。そのため、奄美の「宝」の住民にとっての価値、学術的な価値を確認しながら、「宝」に関する情報、奄美ミュージアムの理念、取組について、インターネット等を活用して広く情報を発信することを目指します。
群島内外との交流・連携の促進	奄美ミュージアムの活動を通じ、群島内外との交流・連携を促進し、交流人口の拡大等による地域の活性化を図ります。

ウ) 評価

鹿児島県では、奄美ミュージアム推進事業として「奄美自然・文化インストラクター養成塾」の開催や、体験観光ボランティアの組織づくりなど、地域の資源や特性を生かした産業や観光等の振興に繋がる様々な事業を展開しており、今後の動向が注目される。

出典：奄美ミュージアム構想、平成 17 年 3 月、奄美群島広域事務組合

(4) 統合系の事例

1) 朝日町エコミュージアム構想(山形県朝日町)

ア) 構想策定の経緯

朝日町では、町にある自然を活かし、共生できるような観光地づくりを目指し、昭和63年(1988年)より町営の朝日山麓家族旅行村「朝日自然観」の建設が始まった。この自然観は、夏はブナ林の自然を体験するキャンプ場やコテージ村、冬はスキー場として、観光客の増加に寄与した。これに際して、町づくりを町だけに任せるのではなく、町民自らも関わり、なにか協力しようという気運が盛り上がり、「空気神社」(豊かな自然と空気に感謝するモニュメントで、ブナ林の中に5m四方のステンレス板を鏡に見立てて置いたもの)を建設した。さらに朝日町は「地球に優しい町宣言」を行い、自然環境を大切にしていこう町づくりを目指すこととした。

平成元年(1989年)から、地域住民らがエコミュージアム研究会を立ち上げ、学習会の開催やサテライトの設定等を開始した。平成2年(1990年)策定の朝日町第3次総合開発基本構想に、「わが町に住む人々が、それぞれがこの町の文化、自然、生活に誇りを持ち、活かしながら、楽しく生き活きと暮らせる生活スタイルの確立を目指す」との文言が盛り込まれた。こうした流れの中で、朝日町エコミュージアム基本構想(平成3年(1991年))が策定された。

イ) 構想の概要

同構想においては、「エコミュージアムは、朝日町民にとって見学者であると同時に出演者であり、町はまるごと博物館になり、住民は誰でも学芸員になる」としている。朝日町エコミュージアム構想の理念、基本的な考え方を以下に示す。

『まちは大きな博物館 まち全体が博物館、町民すべてが学芸員』 自然と人間が共生し、しっかりとした暮らしを築くエコミュージアムの町 ・エコミュージアムは、町民みんなのための学校です。先生は精通する住民の皆さんです。 ・地域遺産のための保護センターです。 ・町の将来を考える研究所です。 研究員は住民の皆さんです
--

朝日町エコミュージアム構想においては、以下のような事業を展開している。

- ・ コアセンター(総合案内所・展示): エコミュージアム学芸員が、エコミュージアムで学びたい者、サテライトを訪ねたい者の相談に対応。また各サテライトの詳しい情報や資料を展示。
- ・ エコミュージアムガイド: 「朝日町エコミュージアム案内人の会」によるおすすめモデルコースの提供。またエコミュージアム講師の派遣も実施。
- ・ 調査報告書: エコミュージアムノート(調査結果)を町内全戸に配布。
- ・ 通信: エコミュージアムルーム(エコミュージアム事業等の案内)の発行。
- ・ 頒布物(エコミュージアムショップ): 朝日町エコミュージアム関連書籍等一覧、宝カルタリニューアルなどの販売。

ウ) 評価

行政の地域づくり計画の中に「エコミュージアム」を位置づけた、わが国で最初の事例である。「案内人」の養成や、ワークショップの開催、地域資源のデータベース「あさひまち宝さがし」の作成等、幅広い活動を展開しており、今後の動向が注目される。

出典: NPO 法人朝日町エコミュージアム協会資料

2) イーハトーブ・エコミュージアム(岩手県東和町)

ア) 構想策定の経緯

文化庁の「ふるさと創生事業」を機に、市民の有志により「空・山・川研究所」が平成2年(1990年)に設立された。同研究所は、誰でも会員(研究員)として参加できる組織であり、「すべての生き物とともに響き合える『イーハトーブ・エコミュージアム』の創造」をテーマとして、平成6年(1994年)にイーハトーブ・エコミュージアム構想を策定した。月例勉強会やシンポジウムの開催等、エコミュージアムの研究に取り組んでいる。

イ) 構想の概要

空・山・川研究所のイーハトーブ・エコミュージアムに関する中心的な活動としては、学習活動、環境学習の推進、住民への普及啓発や調査・研究活動などが挙げられる。空・山・川研究所では、具体的なコア施設等の建設を前提にするのではなく、地域の情報や人材のネットワークを活用して活動を展開している。また東和町から計画づくりの委託を受けるなど、行政とのパートナーシップづくり、及び地域住民の活動のネットワークづくり、地域に関連する情報の発信等を進めている。さらに農林水産省の田園空間博物館整備事業や、中心市街地における商業まちづくり(TMO構想)なども取り入れ、熱心なまちづくりを展開している。

表2-5-6: イーハトーブ・エコミュージアムに関する空・山・川研究所の活動

学習活動	エコミュージアム・ゼミナールの開催(月例。エコミュージアム、グラウンドワーク、NPO、グリーンツーリズム研究、他)
環境学習の推進	こどもエコクラブの活動、タウン・ウォッチングなど
住民へのアプローチ	珍品・貴品展の開催、機関紙「そら・やま・かわ」の発行(各月、全戸配布)
他の団体とのネットワーク	町内や県内のNPO(ふるさと共生まちづくりネットワーク、グローバル・クレイジー・アカデミー他) 全国規模のNPO(JECOMS、全国環境教育プロジェクト等)
調査・研究活動	東和町体験メニュー調査 トヨタ財団市民研究コンクール グリーンツーリズムモデル整備構想 等
各種の計画作りへの参与	コミュニティプラン、生涯学習基本構想、東和町総合開発計画における参与 中心市街地商業等活性化基本構想、田園空間整備構想の策定
空・山・川研究所の提案や協力で実施されている事業	ふるさと共生まちづくりネットワーキング事業(実行委員会/文部省) 猿ヶ石川水系「そら・やま・かわ百科全書」第1巻創作事業(実行委員会) イーハトーブの親子空・山・川塾(環境保護実践講座/町教育委員会) 姫神&縄文まほろば合唱団(合唱団/東和町・町教育委員会) 地域総合ひたかみ学(県・町教育委員会) ハイビジョン手作りソフト制作(製作委員会/萬鉄五郎記念美術館) オリザの環 ブータン写真展ほか環境開発プログラム(東和町国際交流協会)

ウ) 評価

民間団体が主導で、理想郷「イーハトーブ」の実現を目指し、住民参加やネットワークなどにより、快適でゆたかな地域づくりを進めている。さらに様々な組織・団体等のコーディネーターとしての役割や、啓発・普及への情報発信等が期待される。また合併を契機に、より広域でのエコミュージアム構築の展開が期待される。

出典:

イーハトーブ・エコミュージアム構想 - 岩手県東和町におけるエコミュージアムの実践、今橋克寿(2000)ランドスケープ研究 63(3)、pp.202-205

イーハトーブ・エコミュージアム、今橋克寿(2006)、エコミュージアム研究 Vol.11、p46-49

3) あさんライブミュージアム(徳島県板野町・上板町・旧土成町区域)

ア) 構想策定の経緯


平成10年(1998年)の明石海峡大橋の開通に向けて、徳島県内では自然を活かした「ふれあいの里」づくりが産業振興、地域活性化のテーマとして掲げられた。この流れの中で、平成6年(1994年)にあさんライブミュージアム運営協議会が発足した。同協議会では、国際シンポジウムの開催やフランスの先進事例調査等を経ながら、様々な活動を展開している。

平成16年(2004年)には、運営協議会の発足10周年を記念して、「あさんライブミュージアム憲章」をまとめている。

イ) 構想の概要

「あさんライブミュージアム」とは、エコミュージアム理念を活かし、板野町・上板町・旧土成町区域の2町1区域が、広域共同で進めている地域活性化策であり、地域の豊かな自然、伝統技術や歴史的な建物、郷土料理等、地域の誇りである資源を展示物と考え、エリア全体を屋根のない「青空博物館」と位置付けている。

表2-5-7: あさんライブミュージアムの概要

目的	地域の光(地域資源)を観る・示すという“観光”の本来の意味に立ち返り、地域にある様々な資源の価値を見つめ直し、将来に向けてそれらを護り・育てることにより、地域全体を発展させることを目的とする。 地域の光を、観る=再発見、磨く=育成、放つ=発展
機能	研究所 = 地域資源に関する情報収集、調査、研究 保護センター = 地域遺産・資源の現地での保護・育成 学校 = 地域の自然や歴史・産業・文化の変遷に触れる人々の学習の場となる
利用者	地域住民 = 2町1区域住民及び近隣住民 一般観光客 = 様々な目的やニーズを抱いた人々 新たな来訪者 = この地に関心を示す人々や癒しの居住地探索者等
設立運営	設立者: 2町1区域の行政と住民の連携共同体(地方自治法/基本構想) 運営者: (1) 全体計画 = あさんライブミュージアム運営協議会 (2) 周遊バス = 2町1区域の周遊バス運営管理協議会(法適用) (3) 資源案内 = ボランティアガイド倶楽部 (4) サポーター = 2町1区域の地域活性化団体 (5) テーマセンター = テーマセンター職員(住民、社員、団員)
構造	基本事業名: 自然を生かしたふれあいの里整備事業(県、2町1区域、民間) シンボルゾーン/あすたむらんど徳島 コア施設: 四季彩館(ALMオリエンテーションセンター) ふれあいゾーン/板野町、上板町、旧土成町区域の地域 テーマセンター「彩りの館」「技の館」「餐の館」の3館で情報提供 ALMのロゴマークは、「観る、磨く、放つ」の形と「彩、技、餐」の形と色で構成。  あさんライブミュージアム Asan Live Museum©

ウ) 評価

3町を一つの地域としてまとめるために、「彩」「技」「餐」の3テーマで地域の資源を特徴づけ、利用者がわかりやすい形で情報を提供している。また活動を継続するうえで、自己評価システムを導入しながら推進しており、今後のさらなる展開が期待される。

出典: あさんライブミュージアム、林茂(2006)、エコミュージアム研究 Vol.11、p50-53、

あさんライブミュージアム資料

4) 湖北エコミュージアム構想(滋賀県湖北地域)

ア) 構想策定の経緯

滋賀県湖北地域振興局では、エコミュージアムの手法を採り入れ、湖北地域の豊富な地域資源を生かす地域づくりを住民と行政が一体となって行うことを目的として、平成13年(2001年)度より「湖北エコミュージアム構想」に着手した。

イ) 構想の概要

湖北エコミュージアム構想では、住民の地域への愛着と誇りを生み出すことに加え、今後の観光において成長が期待できる分野を踏まえて、人々と風土が築いてきた風物や文化の特徴を生かし、「故郷(ふるさと)の原風景」をメインテーマに、新たな滞在型の観光やネットワークを生かした広域型の観光創造を意識し、地域の課題に対処する観光施策としての積極的な展開を図っていくこととしている。

ここでいう「観光」とは、従来の団体で名所めぐりをするスタイルにみられるような地域にとって一時的、局部的な「マストゥーリズム(大型観光)」と呼ばれる形態を脱しようとするものである。世界的にも1990年代以降にみられる「グリーンツーリズム(農山漁村での滞在型余暇活動)」や「エコツーリズム(地域の自然を楽しみ・理解する観光形態)」など、地域が持続的に発展していく「サステナブルツーリズム」を志向する動きと軌を一にするものである。

具体的には、以下のような取組を進めている。

- ・ 湖北の地域資源をまとめた「湖北地域資源データファイル」の作成(平成14年度)
- ・ 湖北エコミュージアムマスタープラン(平成14~15年度): 地域資源を生かした活動に取り組む住民や学識経験者、管内市町等と議論を重ねて策定
- ・ エコミュージアムの学芸員として活躍できる人材の育成: 平成19年度から湖北地域学芸員養成講座を実施
- ・ サテライトのモデルとなる活動の支援: 地域における機運醸成を図り、サテライトモデルの整備促進を図るため、先駆的な活動を行っている団体等に対する補助制度を設置
- ・ マスタープランの実現に向けた諸準備の推進: サテライトの候補となる活動に取り組む住民団体や管内市町、関係団体で構成する湖北エコミュージアム設立準備会を設置し、構想実現のための具体的な協議や準備を推進

ウ) 評価

湖北地域学芸員学芸員の活動をバックアップするために、認証登録制度の確立や、人材バンクとしての情報ツールの整備にも取り組むなど、エコミュージアムの多角的な展開を図っている。さらに、全県的取組である「湖国まるごとエコ・ミュージアム」とも関連付け、発展していくことが期待される。

出典: 滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課資料「湖北エコミュージアム」

5) 湖国まるごとエコミュージアム(滋賀県)

ア) 構想策定の経緯

滋賀県では、平成15年(2003年)10月策定の滋賀県中期計画を受けて、県民、企業、NPO、行政がそれぞれ主体となって、あるいは協働して取り組む地域づくり・県づくりの指針として、「湖国まるごとエコミュージアム」の検討を始めた。検討に当たっては、有識者や企業の経営者、地域活動・NPO活動に携わる団体等からなる委員会を設置し、議論を重ねた。その結果として、

平成 16 年（2004 年）3 月には、基本的な考え方を整理した「みらい創造への提案 VOL. 1～湖国まるごとエコミュージアムづくり～」を、翌年 2 月には推進方策編としての「みらい創造への提案 VOL. 2～湖国まるごとエコミュージアムづくり～自然・人・地域が輝く、暮らしや仕事のスタイルの提案（実践活動）～」を策定した。

イ）構想の概要

「湖国まるごとエコ・ミュージアム」は、地球規模の環境問題、人間関係の希薄化、地域経済の行き詰まりといった問題を引き起こした 20 世紀型社会の限界や矛盾を超え、21 世紀にふさわしい望ましい社会に向かうためには、暮らしや仕事のスタイルを変えていく必要があると考え、こうしたスタイル（21 世紀スタイル）を創っていく視点や取組の領域等の基本的な考え方と具体的な推進方策をまとめたものである。

21 世紀スタイルについては、「自然と共存する、便利さだけを追い求めない暮らしがある社会、様々な価値を認め合う、人と人との関係の近いコミュニティがある社会、こうした暮らしやコミュニティが続いていくために、しっかりとした地域経済が維持されるなど多様な経済活動が展開されている社会」と表現している。（出典：みらい創造への提案 VOL.1～湖国まるごとエコミュージアムづくり～、平成 16 年 3 月）

< 推進方策の柱 >

湖国まるごとエコ・ミュージアムづくりの推進にあたっては、次の 5 つの柱を中心に方策を展開していくこととしている。

表 2 - 5 - 8：推進方策の 5 つの柱

活動の発掘・評価	県民、団体や N P O、企業によりすでに行われている地域づくり等のさまざまな活動の中から、湖国まるごとエコ・ミュージアムづくりにつながると考えられる活動を発掘する。活動主体がさらにやりがいを持てるよう、それぞれの活動を評価する。
情報発信	インターネットのホームページや情報誌、各種メディア等を活用し、活動の状況や人々の思いを動きのあるものとして生き生きと伝えるとともに、体験の機会等の参加の場に関する情報提供を積極的に行う。また、活動の成果を発信し、21 世紀スタイルを創っていくことへの共感を広げ、県民、団体や N P O、企業の主体的な取組を促進し、新たに生まれた活動の姿やスタイルを県内外に広く発信する。
参加・交流の場づくり	湖国まるごとエコ・ミュージアムづくりの考え方や実践方法についての意見交換、提案などを行うとともに、多様な交流を促し、仲間を増やしていける場づくりを行う。
人材の発掘・育成・活用	各地域で展開されている多様な活動のリーダーを発掘し、湖国まるごとエコ・ミュージアムづくりへの参加を呼びかける。また、その人たちの持つノウハウや情報を多くの人に伝え共有化を図るとともに、今後の展開にその力を生かしていく。
連携・協働	個々の活動が互いに協力、刺激し合える場づくりを進め、それらの活動を充実・発展させるとともに、さまざまな主体がつながり互いが連携し協働することによって、21 世紀スタイルにつながる新たな動きを生み出していく。

ウ）評価

関連情報サイト「びわこほっと」におけるエコミュージアムづくりに係る活動の情報発信、互いの活動を評価しあう「たたえあう交流会」の定期的な開催等、普及啓発に工夫している点が評価できる。

出典：

みらい創造への提案 VOL.1～湖国まるごとエコミュージアムづくり～、平成 16 年 3 月

みらい創造への提案 VOL.2～湖国まるごとエコミュージアムづくり～自然・人・地域が輝く、暮らしや仕事のスタイルの提案（実践活動）～、平成 17 年 2 月

滋賀県政策調整部企画調整課資料

5 - 3 . エコミュージアム構想・計画事例のまとめ

国内におけるエコミュージアム構想・計画 23 事例を抽出し、それぞれの概要について整理した結果、以下のことが明らかになった。

- ・ エコミュージアム構想・計画の策定単位は、集落レベルから、市町村、都道府県、県境を越えた流域圏、島や群島等、様々なスケールが見られ、当該構想・計画で抽出した自然環境、歴史環境などのエコミュージアム構想・計画でとりあげる資源の広がりによって、スケールを設定している。本調査で対象とする伊勢・三河湾流域は、愛知県、岐阜県、三重県と長野県の一部を含む、広域スケールであり、こうした広域スケールのエコミュージアム構想や計画の事例は国内では見られず、本調査で広域スケールの持続可能な地域づくり構想を検討することの意義が認められる。
- ・ エコミュージアム構想・計画の策定のきっかけとしては、拡大造林による森林破壊や生活排水等による水環境の悪化等の自然環境の劣化に対する問題意識に起因するもの、高齢化・過疎化等による地域の衰退などを受けて地域活性化を目指すもの、地域資源を発掘あるいは再評価することでその保全と持続的な利用を目指すものが挙げられる。伊勢・三河湾流域においても、人工林の荒廃、伊勢・三河湾の水質の悪化などと併せて、いわゆる限界集落などにおける農地の荒廃や地域の衰退が懸念されており、本構想の検討によって、全国各地における同様の問題を抱えている地域のモデルとなるべきことが要請されていると考えられる。
- ・ エコミュージアム構想・計画の策定・実践には、地域住民、NPO 法人、博物館や大学等の研究機関、民間企業、行政等の多様な主体が関わっている。本構想の検討過程においても、学識者や市民活動団体のリーダー、行政機関などによる意見交換会を開催しており、本構想の実現に向けても多様な主体の参画が期待される。
- ・ エコミュージアム構想・計画の内容をみると、地域区分毎の保全・活用の指針や方針を示すもの、地域全体の目指す方向性を示すもの、環境保全に配慮したライフスタイルの提案等、多岐にわたっている。具体的な取組としては、間伐や草刈等の自然環境保全活動の実施、地域資源の発掘調査や研究活動、自然体験・環境学習プログラムやエコツアー等の提供、地域資源を活かした特産品の開発等が挙げられる。伊勢・三河湾流域においても、多くの活動団体が森、里、川、海の保全や再生に関わっており、これらの団体のそれぞれの取組が持続可能な地域づくり構想に反映されることが期待される。
- ・ エコミュージアム構想・計画の普及啓発の試みとしては、インタープリターや案内人等の人材育成、ガイドブックや資源マップの作成、情報発信サイトの開設等が挙げられる。伊勢・三河湾流域においても、自治体などによる森、里、海、川などに関する構想・計画の普及啓発の試みが進められており、本構想策定にあたって、こうした普及啓発の推進が求められるといえる。

6 . 現地調査による特性と課題の把握

6 - 1 . 調査の概要

本地域における自然環境・社会環境の特性と課題について各類型（海、森・里）別に把握するため、現地調査を実施した。

表 2 - 6 - 1 : 調査対象地の概要

類型	対象地	調査地の概要
海	藤前干潟	名古屋市の南西に位置し、伊勢湾に流れ込む庄内川、新川、日光川の河口に広がる砂・泥により形成された。周辺の干潟が港湾開発や工場、農地開発等により消失したこともあり、渡り鳥をはじめ干潟に生息する生物にとって貴重な生息地となっている。
	伊勢湾西岸に分布する干潟 (宮川河口干潟、松名瀬北・吹井ノ浦干潟)	松阪港周辺の松名瀬干潟や伊勢・二見地区の宮川河口干潟などの干潟は、干潟域の発達・拡大が盛んであり、現在も地形等を変化させている。
	知多半島 (南知多ビーチランド水族館)	長い間、水不足の問題を抱えた半島は、水不足を解消するために地形を利用して多くのため池を造り、現在も1万箇所近くが残されている。 知多半島西岸に位置する南知多ビーチランドでは、アカウミガメ等の調査・研究が行われている。
森・里	豊川流域 (長ノ山湿原・四谷千枚田)	豊川流域の新城市は市域の83.5%を森林が占め、森林面積の80%はスギやヒノキの人工林である。市域の中央部を豊川本流および支流が流れ、豊川・矢作川に注ぐ支流小河川とその周辺の農地および作手地区の泥炭湿原、鳳来寺山などの外縁部の山地など市域全域が豊かな自然環境に恵まれている。また鳳来寺や東照宮、峡谷乳岩峡など、歴史に関する資源も多く集積する。

6 - 2 . 各地域における自然環境・社会環境の特性と課題

(1) 藤前干潟

1) 干潟生物調査研修会の実施

藤前干潟では、藤前干潟を守る会とNPO法人日本国際湿地保全連合等の協働・連携により干潟生物調査研修会等が行われ、干潟生物調査手法の検討が進められている。

干潟生物調査研修会はNPO法人日本国際湿地保全連合、伊勢・三河湾流域ネットワークとの協働により実施され、東北大学大学院生命科学研究所鈴木教授が市民と進める干潟調査手法として開発した市民調査法と、藤前干潟でこれまで行われてきた「海の健康診断」手法による野外調査を実施し、調査手法について検証した。

以下、表2 - 6 - 2 及び表2 - 6 - 3 と、伊勢・三河湾流域ネットワークに対するヒアリングおよび資料収集により得た干潟生物調査研修会の概要を示す。

表2 - 6 - 2 : 干潟生物調査研修会 実施概要



主催者	NPO法人国際湿地保全連合、NPO法人藤前干潟を守る会、伊勢・三河湾流域ネットワーク
開催主旨	鈴木教授が市民と進める干潟調査手法を開発され、全国で市民調査を展開されている。5月には福島県松川浦で、7月には千葉県盤州干潟で実施され、当日は藤前干潟で実施することになった。藤前干潟ではこれまで「海の健康診断」手法による野外調査を行ってきたが、本日はこれに「市民調査手法」と両方を実施して、調査手法についての検証を行うことを主旨としている。
会場	ラムサール条約湿地藤前干潟 藤前活動センター 〒455 0855 名古屋市港区藤前2丁目202番地
講師	辻 淳夫 (NPO法人藤前干潟を守る会) 鈴木 孝男 (東北大学大学院生命科学研究所) 佐藤 慎一 (東北大学総合学術博物館)
スケジュール	9 : 0 0 ~ 9 : 3 0 集合・受付 9 : 3 0 ~ 1 1 : 3 0 講義 藤前干潟の概況と海の健康診断 辻 淳夫 干潟生物市民調査の方法 鈴木 孝男 1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 1 5 昼食・市民調査方法DVD上映 1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 1 5 「海の健康診断」手法による野外調査 1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 1 5 「市民調査手法」による野外調査 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 2 0 底生生物の参加者による同定 1 5 : 2 0 ~ 1 6 : 1 0 講義 干潟二枚貝類の現生古生態学的研究 佐藤 慎一 1 6 : 1 0 調査結果のとりまとめ 1 6 : 3 0 修了
	 

表 2 - 6 - 3 : 講義内容 概要

【藤前干潟の概況と海健康診断 辻 淳夫】

藤前干潟を守る会について

- ・藤前干潟を守る会は、干潟の生態系から命のつながり、人間のありようを見直したいと活動を始めており、平成 17 年（2005 年）から藤前干潟活動センターと稲永ビジターセンターの管理運営を請負っている団体である。
- ・藤前干潟の保全に関する経緯は、時間の関係で省略するが、「渡り鳥の最後の渡来地である干潟を守ろう。大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を変えよう」という市民運動は 15 年に渡って展開された。

近年の干潟の変化について

- ・最近シギ、チドリの渡来が減少しており、ヤマトカワゴカイも減少している。また貧酸素水塊のため、アナジャコが死滅している。
- ・伊勢湾（広域）は秋に苦潮が襲い、平成 20 年（2008 年）にはアサリの大量死が確認されている。藤前干潟でもヤマトシジミが大量死した。
- ・昭和 50 年（1975 年）にはハマグリが減少したが、ちょうど埋立てから 10 年後である。1980 年代半ばのアサリの量と比較すると現在は 1 / 5 程度になっている。
- ・近年はソトオリガイが急増している。原因は定かではないが、水質や低質の変化があるようである。二枚貝の割合をみれば、生物相の変化を知ることができる。そのためにも調査の継続が有効である。

海健康診断について

- ・干潟の変化をみるにつけても、「いのちの声」をしっかりと聴こうということが必要と感じて、平成 19 年（2007 年）4 月 22 日に六条潟で海健康診断の試行を行った。その際にはアジアの浅瀬と干潟を守る会の山本茂雄さんが「海を守りたい」との思いで活動が進められた。その後も継続して調査を行っている。
- ・六条潟の試行の後、平成 19 年（2007 年）8 月 12 日に藤前干潟で海健康診断を行った。

【市民調査手法について 鈴木 孝男】

調査手法開発の背景

- ・市民調査手法を開発する背景としては、干潟の現状を把握しようとしてもデータが無く、平成 14 年（2002 年）から平成 16 年（2004 年）に環境省が全国 160 箇所と同じ方法で調査をしたのが始めてであった。
- ・157 箇所では 1,600 種の生物を確認したが、種類が多くて同定するのも困難である。157 箇所は日本の重要湿地 500 の中から、研究者が抽出したところである。
- ・調査は、50 × 50 cm のコドラートを、潮間上部、中部、下部に分けて 5 箇所設置し、表層生物と埋生生物を調査した。また、コアサンプラー（直径 15 cm、深さ 20 cm）を設置して調査している。モニタリング 1000 では、概ね 5 年に 1 度、調査を行い、標本を残すことにしている。
- ・しかし、多くの干潟について、現状を把握できなければ、干潟の消滅につながるような開発計画があっても NO と言えないことになる。そのために、多くの地域で市民が参加可能な調査手法を開発する必要があると考えた。
- ・この調査の目標は再現性があること、未経験でも取り組めること、長期に継続できることとしている。

市民調査法について

- ・調査の時間は、表層生物については 15 分とした。これは 8 人の未経験者でも研究者の 80% の種数を確認できるという実証実験から導き出した時間である。
- ・埋生生物については、スコップで 8 人で 15 回掘ることとした。これも研究者が発見できる種の 80% 程度を確認できるという実証実験から導き出した手法である。

調査の手順について

- ・第一にポリ袋に S と標記して、15 分間に表層で発見したものを採取する。その際には、石をひっくりかえしたり、杭に付着しているものを探す。

- ・第二にポリ袋にBと標記して、スコップで穴を掘り、発見したものを採取する。穴は直径15 cm深さ20 cm程度とし、15 回行う。
 - ・第三に同定を行う。採取した生物を2 mm以下のふるいにかけて、白いトレーに入れて、別途配布した図鑑を参考に調査者自らが同定して、調査表（図鑑の最終頁に記載したもの）に記入する。この調査表は、普遍的な種100種を記載している。調査表に記載されていない種が確認された場合には、メモ欄に記載する。
- 評価手法について
- ・調査表をグループで合算する。
 - ・各グループのチェック数が70%以上を優占種、10%以上70%未満を普通種、10%未満を少数種として評価する。
 - ・出現種の割合から海域の重要性を示す指標とすることができると考えている。このことにより全国の干潟の比較が可能となる。
- 市民調査の意義について
- ・将来に向かって市民ならではの調査手法があり、この手法が確立すれば、同じエリアで経年的に比較が可能となる。
 - ・モニタリング1000の調査の補完的な調査とできる可能性もある。
 - ・中学校や高校の環境学習の一環として実施することが可能である。

表2 - 6 - 4：海の健康診断と市民調査法 実施風景

<p>海の健康診断</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>調査前の心得を全員で確認</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>50 cm角の調査区を設置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>調査区を15分観察</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>調査区内を掘って確認された種を採取</p> </div> </div>
<p>市民調査法</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>15分間歩いて表層生物を採取</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>15回掘って埋在生物を採取</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>埋在生物を8人程度で採取</p> </div> </div>

(2) 伊勢湾西岸に分布する干潟

1) 伊勢湾西岸に分布する干潟の概況

伊勢湾西岸には、木曾川から朝明川の間伊勢湾奥部、雲出川から櫛田川にかけての松阪港周辺地区、外城田川から宮川、勢田川、五十鈴河口域の伊勢・二見地区に現存している。また主な海岸として、白塚海岸、鼓ヶ浦海岸が挙げられる。

松阪港周辺の松名瀬干潟や伊勢・二見地区の宮川河口干潟などの干潟は、干潟域の発達・拡大が盛んであり、現在もその地形等を変化させている。

表2 - 6 - 5：三重県内に分布する主な干潟一覧 面積 (ha)

NO.	地名	面積	NO.	地名	面積	NO.	地名	面積	NO.	地名	面積
1	揖斐・長良川河口	8	7	香良洲南	18	13	吹井ノ浦	13	19	川口	27
2	員弁川河口	43	8	五主前	92	14	大淀港周辺	9	20	台場	21
3	朝明川河口 (高松干潟)	28	9	三渡川河口	96	15	外城田川河口	23	21	フカウラ	4
4	鈴鹿川河口	22	10	獺師東	27	16	宮川河口	110	22	池の浦	7
5	田中川河口	9	11	浦新田前	96	17	大湊	65			
6	安濃川河口	8	12	松名瀬北	78	18	一色前	57			

出典：三重県津農林水産商工環境事務所資料

2) 自然環境・社会環境の特性と課題

伊勢湾西岸には、干潟をはじめとする豊かな自然環境資源が保全・継承されており、渡り鳥や底生生物等の重要な生息地となっている。これらの自然環境を持続的に保全・活用するためには、広範な主体の参画による保全活動の推進の強化や、地域住民による自然環境資源に対する認識拡大が求められている。

ア) 宮川河口干潟

宮川河口干潟は、宮川河口域に広がる広大な干潟域で、特徴的な景観を形成するとともに、ヒドリガモやマガモなどのカモ類やシギ・チドリ類の県内有数の渡来地となっている。

「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦(三重県)」等による清掃活動が行われるとともに、河口域のヨシ群落では、宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター建設に伴い、絶滅危惧類に指定されるヒヌマイトトンボの生息が確認され、自然史教育談話会等により定期的に観察会が実施されている。

イ) 松名瀬北・吹井ノ浦干潟

松名瀬北・吹井ノ浦干潟は、伊勢湾に注ぐ櫛田川河口に形成される前浜・河口干潟で、陸上植生からアシ原湿地、後背の塩沼、感潮クリーク、泥質干潟、前浜に広がる砂質干潟、アマモ場と連続する、河口域が有していた多種多様な環境が継承され、第7回自然環境保全基礎調査(調査年：平成15年(2003年))では、湿地にはアシの他にアイアシやフクド群落、ハマボウなどの豊かな塩生植生が認められ、46種の動物が確認された。干潟面積、地形の複雑さ、動物相や植生の多様さは、伊勢湾沿岸で最高基準を誇る。

かつては豊かなアサリの漁場であったが、近年漁獲が激減した。現在、川側で恒常的に行われている護岸工事の影響が懸念されている。

平成9年(1997年)より松名瀬ウォッチングが保全活動を展開しており、観察会や地元小学校の総合学習支援、ゴミ拾い等の活動を展開しており、地域住民との連携や保全活動の担い手の確保が課題となっている。

(3) 知多半島

1) 知多半島の自然概況

知多半島は愛知県の名古屋市南部から伊勢市と三河湾に突き出た南北45km、東西約6～15kmの半島で、先端部には日間賀島、篠島が位置し、5市5町(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)で構成されている。知多半島の面積は約383km²であり、県土の約7.6%を占めている。

約2000万年前、知多半島は古伊勢海と呼ばれる海底に位置していたが、地殻変動によって隆起し、陸地が形成された。この陸地は半島南部の師崎層群と呼ばれる地層で、海生生物の化石が多く含まれている。また約500万年前、愛知県南東部に位置する渥美半島と三重県南部の伊勢・島地域とが陸地続きとなって東海湖を形成し、湖底には泥、砂礫、火山灰、流木、水草などが堆積し、陸地が形成された。この陸地は常滑層群と呼ばれる地層であり、その後、武豊層、半田層、野間層などを加えながら陸地が形成されていった。現在の半島北・中部は主に常滑層群で形成されている。この地層は水を通しにくいという性質を有していたため、水が得られにくい要因を生み出した。長い間、水不足の問題を抱えた半島は、水不足を解消するために地形を利用して多くのため池を造り、現在も1万個近くが残されている。また、粘土質が多く含まれていた常滑層群は、中世以降の窯業発展の一大要因ともなった¹。

2) 南知多ビーチランドの取組

南知多ビーチランドでは、昭和56年(1981年)に知多半島周辺におけるアカウミガメに関する調査を開始している。これまでに、知多半島周辺では、アカウミガメの上陸・産卵が毎年0～5個体(平成4年(1992年)～平成15年(2003年))確認されている。南知多ビーチランドの調査では、平成20年(2008年)には、昭和56年(1981年)以降最も多い16例のウミガメの上陸・産卵が確認された。美浜町奥田海岸から野間海岸にかけて多く産卵が確認されたことが平成20年(2008年)の特徴である。また、知多半島東岸の三河湾側でも産卵が確認されており、昭和57年(1982年)以来26年ぶりとなった。また、死亡漂着も8例確認されている。

南知多ビーチランドでは、アカウミガメのほか、海生哺乳類やカブトガニに関する調査・研究も行っている。

(4) 豊川流域

1) 豊川流域の自然環境の概況

豊川上流域に位置する愛知県新城市は、平成17年(2005年)10月、旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の合併により県内で豊田市に次ぐ2番目に広い市町村となった。

市域(499.0km²)の83.5%を森林が占め、三河材の生産をはじめ、豊川用水の宇連ダムを抱えるなど東三河地方の平野部・半島部の水源地として重要な役割を果たしている。森林面積の80%はスギやヒノキの人工林となっている。

市域の中央部を豊川本流および支流が流れ、豊川に沿って中央構造線が縦走り、豊川・矢作川に注ぐ支流小河川とその周辺の農地および作手地区の泥炭湿原、鳳来寺山などの外縁部の山地など市域全域が豊かな自然環境に恵まれている。泥炭湿原ではサギソウやトキソウなどの貴重な植物が確認され、中央構造線沿いではクモノスダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物の生育が確認されている。鳳来寺山ではコノハズクやモリアオガエルの生息が確認されている。

¹ 日本福祉大学知多半島総合研究所「NIRA研究報告書 知多半島における持続可能な社会に向けた政策課題に関する研究」2005年

また標高 695m の鳳来寺山一帯には、徳川家康ゆかりの鳳来寺や東照宮、阿寺の七滝、大小さまざまな洞穴や巨岩の奇観で知られる峡谷乳岩峡など、市域には自然と歴史に関する資源が多く集積している。市域の北東部の鳳来寺山一帯が天竜奥三河国定公園に、北西部の河川溪谷一帯が愛知高原国定公園に指定されている。

2) 自然環境・社会環境の特性と課題

豊川上流域では、長ノ山湿原や四谷千枚田などの特徴的な自然環境において、地域に密着した自然環境保全活動や都市農村交流の取組が展開されており、自治体、活動団体、地域住民等の協働のもと、これらの活動を持続的に展開し地域の活性化を図る仕組みの構築や人材の育成が求められている。

ア) 長ノ山湿原

長ノ山湿原は、泥炭湿原で東海地方最大の面積を擁する中間湿原で、堆積する泥炭に多くの花粉・火山灰等が含まれており、湿原の成立過程や過去の気候変遷を知るうえで、学術上貴重な資料である。昭和 48 年（1973 年）に県の天然記念物に指定され、平成 13 年（2001 年）に日本の重要湿地 500 に選定された。

長ノ山湿原が位置する作手地区には、長ノ山湿原のほか長清岳向山湿原や鴨ヶ谷湿原等の湿原が点在し、作手自然愛好会が清岳向山湿原の散策路を整備や植生変化のモニタリングなど地域に密着した活動を実施されている。



図 2 - 6 - 1：長ノ山湿原と湿原植物保護のための車両侵入の禁止

イ) 四谷の千枚田

昭和 40 年代に写真家前田真三氏の写真集に掲載されたことから脚光を浴びるようになった。石積みの棚田が、標高 220 メートル付近から鞍掛山頂に向かって標高 430 メートル付近まで広がる。自然石による石積み棚田、鞍掛山、豊富な水が独特の風景を形成している。

平成 9 年（1997 年）に千枚田を保存していくための組織として鞍掛山麓千枚田保存会が発足されたのを機に、保存会および連谷小学校区の各団体が協働・連携して、棚田の景観保全活動に取り組んでいる。田吾作（千枚田を耕す会）は地元有志で発足した団体で、耕作者の高齢化などにより棚田の耕作ができなくなった農地を借り受け、減農薬、有機栽培での耕作に努めるなどの取組を行っている。これらの団体等を中心に、新城市や都市住民の援農グループや研究機関等とも協働・連携しながら、棚田の保全活動および都市と農村の交流活動を継続的に実施し、地域の活性化に寄与している。



図 2 - 6 - 2：四谷の千枚田

7. ヒアリングによる特性と課題の把握

7-1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本地域における自然環境保全活動の特性と課題について把握するため、自然環境保全活動の活動状況、協働・連携の現状と課題、今後の展開等についてヒアリング調査を実施した。

(2) 調査方法・調査対象

下表の自然環境保全活動団体等および中部地方における自然環境保全活動に詳しい有識者を対象に、ヒアリング調査を実施した。

自然環境保全団体については、海で活動する団体として、「伊勢・三河湾流域ネットワーク」、「藤前干潟を守る会」、「愛知県水産試験場」を、森・里で活動する団体として「社団法人 奥三河ビジョンフォーラム」、「矢作川水系森林ボランティア協議会」、「東京大学愛知演習林蔵治研究室」、「豊田市矢作川研究所」、「矢作川漁業協同組合」、「宮川流域ルネッサンス協議会」を取り上げた。

表2-7-1: 調査対象団体等一覧

		団体	主な取組内容等
自然環境保全活動団体	海で活動する団体	1 伊勢・三河湾流域ネットワーク	海の健康診断・流域再生調査
		2 藤前干潟を守る会	藤前干潟における多様な主体と連携した干潟保全活動
		3 愛知県水産試験場	伊勢湾・三河湾のモニタリング
	森・里で活動する団体	4 社団法人 奥三河ビジョンフォーラム	奥三河地域における地域活性化にむけた取組
		5 矢作川水系森林ボランティア協議会	矢作川森の健康診断
		6 東京大学愛知演習林蔵治研究室	矢作川森の健康診断
		7 豊田市矢作川研究所	天然アユの調査・研究、矢作川森の健康診断
		8 矢作川漁業協同組合	天然アユの保全事業
		9 宮川流域ルネッサンス協議会	宮川流域ルネッサンス事業
有識者	10 東京大学大学院総合文化研究科 助教(当時) 清野 聡子 先生	専門分野「海岸・河川の環境保全と再生、合意形成」	
	11 三重大学生物資源学部 招へい教授 関口 秀夫 先生	専門分野「海洋生物学」	

7 - 2 . 自然環境保全活動の現況

1) 海で活動する団体による取組

ア) 伊勢・三河湾流域ネットワーク

a . 活動内容

伊勢・三河湾流域ネットワークでは、個々の活動の交流・連携等を目的に、海や里、川に関する市民調査やセミナー・シンポジウムの開催、政策の提言・提案等の活動を展開している。

海健康診断

<取組概況>

伊勢・三河湾流域ネットワークでは、干潟の価値と重要性を発信するため、市民および漁業従事者、研究者、行政、企業等が連携し協働する「海健康診断」を行い、伊勢・三河湾の再生に取り組んでいる。平成 19 年(2007 年)8 月に藤前干潟で「第 1 回海健康診断」が行われ、約 50 名が参加している。

森健康診断と同じく、一般参加者は「愉しくて、少しためになる」生物調査の体験が得られ、リーダーは楽しさや大切さを伝えともに学び、育てる喜びが得られ、研究者、専門家には少人数ではできない広範囲で継続的なデータが得られるような仕組みづくりを目指している。

<実施までの取組>

海健康診断を実施するにあたり、伊勢・三河湾流域ネットワークでは、海の幸講座やアサリ調査等の活動を通じて伊勢・三河湾の現状への理解を深め、「海のぶれ健康診断」により海健康診断の試行を行った。

表 2 - 7 - 2 : 海健康診断実施までの取組

	~平成17年	平成18年				平成19年			備考
		1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	
海の幸講座			←	→					平成18年4月~平成19年2月までの間に計7回開催
アサリ調査	←							→	六条干潟において定期的に調査を実施
海のぶれ健康診断						↔			3/21リーダー研修、4/19リハーサル、4/22海のぶれ健康診断
海健康診断							8月実施	8/12開催	

伊勢・三河湾流域ネットワーク「海健康診断報告書」「海のぶれ健康診断報告書」より作成

1) 海の幸講座

海の幸講座は、水産物から海の異変や伊勢湾の現状を発信することを目的として、平成 18 年(2006 年)4 月から平成 19 年(2007 年)2 月までの間に計 7 回開催された。参加者は各回 30 名程度で、地元産の水産物を使った調理等を通じて、水産物の国内産と輸入品の違いや伊勢・三河湾の漁業の現状などを学ぶ機会を提供した。

2) アサリ調査

アサリは伊勢・三河湾を代表する水産物の一つであり、身近な食材で一般市民の関心も高く水質浄化機能を備えていること等から、伊勢・三河湾流域ネットワークでは、平成 16 年(2004 年)より六条潟にて独自にアサリの生息調査を行っている。平成 19 年度の六条潟の調査では、最も沖合の地点の重量が大きくなってきていることから、苦潮の影響が徐々に小さくなってきていることが分かった。

3) 海のふれ健康診断

海の健康診断実施に向けて、「海のグリーンマップ」などの既存の評価手法の導入の検証、診断手法の検討およびリーダー研修、リハーサル等を行った上で、平成19年(2007年)4月に六条潟において「海のふれ健康診断」が行われた。リーダー研修では主に調査方法の共有が図られ、リハーサルでは主に調査時間の検証が行われた。

海のふれ健康診断では、健康診断方法の確立を目的に、六条潟を取り巻く現状等に関する学習会と現地における調査の試行が行われ、約40名が参加した。試行の結果、自発的な行動を促す仕掛けやリーダーの役割の明確化の必要性や、記録および「五感による環境評価」などに関する調査方法の課題等が明らかとなった。

表2-7-3: 海のふれ健康診断により把握された各調査方法の改善点

	利点	弱点	改善点
表面観察	<ul style="list-style-type: none"> 人が近づくと逃げってしまう臆病な生物を観察するには有効 普段見られない生物に出会える可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 待ち時間が長く、小学生低学年にはやや不向きである 	<ul style="list-style-type: none"> 自発的な行動を促せるような仕掛けが必要 参加者募集時に年齢の下限を設定するか検討する必要がある
掘り起こし調査	<ul style="list-style-type: none"> 貝のように動きが鈍く、比較的大きな生物がいる場所では有効 役割分担がしっかり機能すれば、時間内に作業は終了できる 	<ul style="list-style-type: none"> 干出が必要であり、実施できる日時が限られる 	<ul style="list-style-type: none"> 大潮に実施日時を設定する
その他	<ul style="list-style-type: none"> 安全に終了することができた 	<ul style="list-style-type: none"> リーダーの役割が分かりにくかった 「五感による環境評価」が不十分 記録が十分にできなかった 	<ul style="list-style-type: none"> リーダーの役割に整理が必要 「五感による環境評価」の再検討 記録のための道具の工夫

伊勢・三河湾流域ネットワーク「海のふれ健康診断報告書」より作成

< 調査方法 >

海の健康診断の調査方法は「森の健康診断」の手法を海に応用しており、「調査地の設定」「表面観察」「掘り返し」「同定」の手順で行われ、「五感による環境評価」も行っている。

まず、現地にて班ごとにリーダーと調査場所に行き、1m四方の枠を置き写真を撮影する。次に表面観察を10分行き、見つけたものを記録し、その後、枠内の砂の掘り返しを10分間行き、確認された生物を採取している。同定は室内で行い、種類に分けて数と重量を測定し、写真を撮影する。最後に「五感による環境評価」シートを記入するとともに、調査結果の概要を共有し、一連の調査は終了となる。



図2-7-1: 調査の手順

伊勢・三河湾流域ネットワーク「海の健康診断報告書」「海のふれ健康診断報告書」より作成

< 運営方法 >

「海のぶれ健康診断」は六条潟と三河湾を守る会、豊川を守る住民連絡会議との共催で行われ、「第1回海の健康診断」はNPO法人藤前干潟を守る会との共催で行われた。「第1回海の健康診断」については愛知県、名古屋市が後援した。また生物等の同定については有識者のほか、日本淡水魚類愛護会や地元大学の学生等の協力により実施した。なお、「海のぶれ健康診断」「第1回海の健康診断」の報告書作成については、(独)環境再生保全機構 地球環境基金の助成を受けている。

「山川里海セミナー」の開催

伊勢・三河湾流域ネットワークでは、森林問題から海洋汚染等のテーマに関して、セクターを越えて互いに学びあい情報交換する講座を主催し、各団体の交流・連携の強化、人材育成等を推進している。第14回山川里海セミナー「三河湾のアサリがあぶない!」では、愛知県水産試験場研究員を講師に迎え、干潟の減少による海の環境悪化などに関する意見交換が行われた。

b. 今後の展開

伊勢湾・三河湾流域では、平成20年度に「中部地方生物多様性保全に向けてのビジョン検討調査(中部地方環境事務所)」の一環として「伊勢湾・三河湾流域再生交流会議」が行われ、伊勢・三河湾流域ネットワークおよび中部ESD拠点等、伊勢・三河湾流域で活動を展開するNGO団体等が集まり、今後の団体間の連携のあり方や行政が果たすべき役割について議論が行われた。

「伊勢湾・三河湾流域再生交流会議」は平成20年度で終了したが、伊勢・三河湾流域ネットワークでは未だネットワークが上手く機能していないという認識から、「伊勢湾・三河湾流域再生交流会議」を通じて交流した団体とのネットワークの強化および拡大を目的に、平成21年(2009年)5月に「海から山までみんな集まれ!伊勢・三河湾流域大交流会」を開催し、流域で活動する多様な団体が情報交換と課題を共有する場を設定した。同年6月には、活動の現状と課題を把握しお互いの活動を状況や課題を共有する取組を推進するため、「(仮称)流域圏再生会議」を開催し、伊勢・三河湾流域で活動する環境活動団体の現場に行き対面調査を行う流域再生調査を実施し、山川里海、産官学民の壁を越えた、機能するネットワークの構築と再生を目指している。

イ) 藤前干潟を守る会

a. 藤前干潟の保全状況

藤前干潟保全までの経緯

藤前干潟では、昭和56年(1981年)に名古屋港港湾計画で西1区(藤前干潟の一部)が105haの廃棄物処理用地等として位置づけられ、藤前干潟を埋め立てる計画が持ち上がり、大きな社会問題となった。

昭和62年(1987年)には、藤前干潟における埋立計画に対し藤前干潟を保全することを目的に、環境保全団体が15団体集まり「名古屋港の干潟を守る連絡会」を発足した。「名古屋港の干潟を守る連絡会」は、後に「藤前干潟を守る会」に改称している。「渡り鳥の最後の渡来地を守ろう、ゴミ行政を根本から改め、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を変えよう」を合言葉に、名古屋市議会に埋立中止請願及び10万人署名提出するなど、15年にわたり保全活動を活発に展開した。

活発な保全活動等により日本中が注目する中、平成11年(1999年)に名古屋市は計画の撤回を発表した。計画撤回後も、藤前干潟を守る会では、藤前干潟の環境の保全と再生に取組ん

であり、平成 15 年（2003 年）には NPO 法人格を取得している。

法規制等による保全状況

藤前干潟は、平成 14 年（2002 年）11 月 1 日には鳥獣保護法により国設鳥獣特別保護区（323ha）として指定され、同年 11 月 18 日にはラムサール条約湿地として登録された。平成 16 年（2004 年）8 月 1 日には、「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加している²。

また平成 17 年（2005 年）3 月には、環境省により保全・活動拠点施設である稲永ビジターセンターと藤前活動センターが開設された。

b. 活動内容

藤前干潟を守る会では、「藤前干潟の魅力と本質を伝える」「豊かな伊勢湾を取り戻す」「持続的に生存可能な社会を創る」を目標に、「干潟の学校」等の環境学習を推進するとともに、活動拠点施設の運営や環境政策に関する提言活動等の活動を展開している。

「干潟の学校 体感プログラム」の実施

藤前干潟を守る会では、定期的に「干潟の学校 体感プログラム」を実施している。プログラムの内容は、干潟に生息する生物の観察やヨシを使ったクラフト、干潟の清掃活動など、干潟の特性と重要性を伝える内容となっている。

ガタレンジャー・ボランティアガイドの育成

藤前干潟を守る会では、平成 14 年（2002 年）よりガタレンジャー養成講座を開講し、ボランティアレンジャーを養成している。これまでに 30 名以上のガタレンジャーが誕生し、稲永ビジターセンターおよび藤前活動センターのスタッフ業務や、プログラムの企画、学校団体等による総合学習等を支援している。

また小学校 4 年生～中学校 3 年生を対象に「藤前干潟ガタレンジャー Jr.」も実施し、春・夏・秋の藤前干潟を体験する環境学習プログラムを実施している。

表 2 - 7 - 4 : ガタレンジャー養成講座 2009 実施要領

日程	第 1 回 5 月 9 日(土) 10:00~21:00、10 日(日) 9:00~16:00 第 2 回 6 月 6 日(土) 10:00~21:00、7 日(日) 9:00~16:00
実施場所	藤前干潟周辺
定員	10 名(先着順)
参加費用	全課程 10,000 円
講座内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> [フィールド実習] ・干潟の生物観察実習 ・野外ガイド実習 ・バードウォッチング実習 など [室内講義・ワークショップ] ・藤前干潟保全の経緯とこれからの課題(講義) ・プログラムづくりワークショップ など

出典：藤前干潟を守る会資料

活動拠点施設の運営

藤前干潟を守る会では、現在、環境省から委託を受けて、稲永ビジターセンターおよび藤前干潟活動センターの管理運営業務を担っている。

稲永ビジターセンターは、渡り鳥に関する展示を行う展示室、レクチャー室、学習室、研修室、資料保管庫などが整備されており、渡り鳥の生態や干潟の生態系に関する展示等による総合的環境学習の場として運営されている。

藤前活動センターは、干潟の説明や簡易実験を実施できるレクチャー室、多目的室、展望室が整備されており、干潟とのふれあいや自然体験型学習の場として運営されている。

² 「シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」は、2006 年 11 月に「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」が発足し、「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」に移行している。

環境政策に関する提言活動

藤前干潟を守る会では、名古屋港新基本構想についての提言など、環境政策に対する提言活動を積極的に行っている。

表 2 - 7 - 5 : 名古屋港新基本構想 提言内容抜粋

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 . 貧酸素水塊発生を、光化学スモッグ発生などと同様な「公害」と認定し、常時監視や解決策の研究などへの制度的対応をとる。2 . 名古屋港内の航路や船地、周辺海域の貧酸素水塊発生状況の精密な調査を行い、解決策の研究をすすめる。3 . 浚渫窪地の埋め戻し、干潟浅場の造成をすすめ、生態系による流入負荷の処理能力の回復を図る。4 . 残された干潟の保全、木曽川河口域の干潟の自然造成を助ける。飛島干潟を保全し、ラムサール登録地藤前干潟へ加入させる。5 . 遊休貯木場、遊休埋立地、木曽岬干拓地などでの、聖域なき湿地復元策を検討し、その実施をはかる。6 . 港湾のあり方、船運のあり方を、抜本的に見直し、漁業水産業と両立できる、環境再生型の流通を創り出す。7 . 以上の「21世紀名古屋港自然再生 = 都市文明再構築事業」を、市民主導の「産官学民」協働態勢による、無制限、最優先政策として実行する。 |
|--|

出典：藤前干潟を守る会資料

藤前干潟協議会への参画

藤前干潟では、藤前干潟の保全、活用の推進について、市民、NGO、専門家、関係行政機関などが協議し、連携、協働する仕組みとして、平成 17 年（2005 年）3 月に藤前干潟協議会が設置された。藤前干潟を守る会は藤前干潟協議会に参画し、環境保全活動団体の立場から藤前干潟の保全・活用のあり方について意見交換を行っている。

c. 今後の展開

藤前干潟を守る会では、藤前干潟がラムサール条約登録地に登録されたのを出発点と捉え、かつての豊かな環境を取り戻し持続的な社会を創ることを目指すため、市民・企業・行政の対等なパートナーシップによる藤前干潟の保全や、50 年前の豊かな伊勢・三河湾の再生、循環型、持続的、自律型の「ゴミゼロ」社会の構築を目指している。

また平成 22 年（2010 年）の名古屋での C O P 1 0 開催に際し、「名古屋の環境政策の原点」としての藤前干潟への注目度が高まることを見据え、「ガタレンジャー」を支援する仕組みの整備など藤前干潟の来訪者対応の強化を図ると共に、伊勢・三河湾流域ネットワークおよび日本湿地ネットワーク等を通じた多様な主体との連携・協働による生物多様性の保全に取り組んでいる。

ウ) 愛知県水産試験場

a. 愛知県下の海域の現状と課題

現在、愛知県下の海域では、夏季の酸欠による赤潮・苦潮の発生が重大な問題となっている。

夏季の酸欠の現状

植物プランクトンのブルームングである赤潮の発生は、陸上から過剰に窒素・リンが流れ込む富栄養化現象であり、無駄な生産を増やし死滅等により湾の底に沈み貧酸素化³し、より貧酸素化を引き起こすという水質悪化のスパイラルに陥ってしまった状況が今の状況である。

三河湾における赤潮発生延べ日数の推移をみると、東部の渥美湾、北西部の知多湾とも 70

³ 愛知県水産試験場では、溶存酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を貧酸素と定めている。

年から 80 年にかけて急激に増加し、昭和 55 年（1980 年）から平成 2 年（1990 年）に最も発生が多く、三河湾合計では年間発生延べ日数が 400 日に達するほどになっている。また貧酸素水塊が風の影響などで浅海域に湧昇することで発生する苦潮の件数は、赤潮の発生状況の推移とよく似ており、1970 年以降急激に増加し、1980 年代に最も発生件数が多くなっている。モニタリング方法の変更等があり前後の比較はできないが、1990 年以降は赤潮および苦潮の発生状況はほぼ横ばい傾向であると考えられている。

三河湾では 6 月下旬から 9 月下旬、伊勢湾では 6 月上旬から 10 月下旬に貧酸素水塊が発達することが分かっている。伊勢湾・三河湾における貧酸素水塊の面積の経年的な推移をみると、広いときには伊勢湾、三河湾のそれぞれの面積の半分以上に達するほど拡大している。また三河湾では全く観測されない月もあり、貧酸素水塊が気象等の影響を大きく受けることが分かる。

夏季の酸欠の問題は全国各地で起きており、環境省においても水質環境基準の見直しが進められている。具体的には、底層の DO と透明度の指標を適用するために準備を進めており、愛知県水産試験場も委員会に参加している（平成 21 年度閉鎖性海域中長期ビジョン策定に係る懇談会目標設定 WG）。伊勢湾を含め全国いずれの海域においても底層の DO を確保するための対策の検討が進められており、環境省閉鎖性海域対策室の方針としては、第 6 次水質総量規制を継続し、より負荷を下げることで検討されている。

漁業への影響

愛知県の漁業は底引き網、ひき網、刺網など多様である。最近特に重要視されているのがノリ養殖と二枚貝の採貝である。愛知県のアサリの漁獲量は全国の約 37～38% を占め、全国で一番漁獲量が多く、その産地の中心地が三河湾の干潟域である。アサリの漁獲量はほぼ全国の海域で減少している。アサリは三河湾においては典型種であり、アサリの動向が環境のメルクマール（指標）である。苦潮は漁業に大きな被害をもたらしており、近年では苦潮の影響で六条干潟域では、平成 17 年（2005 年）にアサリの大量死が発生し、平成 18 年（2006 年）にはアサリの稚貝約 5,000t が死滅した。

また平成 20 年（2008 年）9 月 15 日には苦潮の影響で六条干潟のアサリが全滅したが、現在 9 千トンまで回復している。これは、三河湾沿岸にはアサリ浮遊幼生の供給源があるので、新たなアサリが六条干潟に供給されるためである。

現在、港湾計画の中で六条干潟の前に 180ha の人工島を造る計画があり、漁業協同組合連合会が抗議文や提言書を出して反対し、試験場からは海の流れを変えるため外から流れてくるアサリの浮遊幼生が六条干潟に到達しにくくなるという影響があるのではないかと提言した。

しかし、県の港湾課は人工干潟を造るとアサリの着底稚貝が増加するとの見解で、六条潟で生まれたアサリの稚貝が戻ってくるのが圧倒的に多いため周辺を埋め立てることで逆に閉鎖的になることから戻ってくる確率が高くなると仮定していたためである。平成 19 年（2007 年）には、この仮定に基づき環境緩和対策がとられた計画であるとして、土木学会の環境賞に自薦しこれを受賞するなどの経緯があり、調整が図られていたが、昨年から今年にかけてのアサリの回復の状況が全てを物語っていると思われる。六条潟は三河湾で一番重要な場所であり、奇跡的にできたような緻密さのある場所である。周りを埋め立てるなど、もし少しでも手を加えたらその緻密さは崩れてしまうと考えられる。

干潟域の消失との関連性

愛知県水産試験場では流入負荷を下げる以前に抜本的になぜこれだけ酸欠が生じるようになったのかという要因を明確にするべきであると考えから、要因の分析を独自に進めてきた。貧酸素化が起きた要因は、干潟・浅場の埋立面積と赤潮発生時期の関連性をみると分かるように、干潟域の急激な喪失であると考えている。かつては有機物が効率的に生物に届いていたが、

埋立てにより干潟域が消失したことにより、生物に届かなくなった。その事象を放置したまま、今の物質循環だけを変えることは、かえって三河湾の体を弱らせる可能性があり、まず最優先すべきことは干潟の保全と回復であると考えている。

これまでに赤潮対策として水質総量規制や下水道整備、家庭排水対策、農地等からの面減負荷対策等の取組が行われ、そのメルクマールとして、TN、TP の類型化の基準を設定してきた。しかし貧酸素水塊の要因である赤潮発生延日数をみると昭和 46 年（1971 年）から昭和 55 年（1980 年）の 10 年間に急激に増加し、それ以降はほぼ横ばいで、近年ではやや減少傾向となっている。陸域からの流入負荷については、環境省公表資料や国土交通省の調査等より豊川や矢作川の純流域の負荷量を計算すると、すでに現在の時点で一級河川の流入負荷水準はだいたい 1970 年代の半ばぐらいのレベルにはなっていると推定されるが、赤潮や貧酸素水塊が改善されていないのが現状である。その対策として、環境省ではより強固な総量規制である第 7 次水質総量規制の導入が検討されているが、三河湾における窒素、リン、クロロフィルの経年的推移をみても分かるように、窒素やリンの総量は微減傾向であるが、そのうち無機体が総量を占める割合は急激に減少している。窒素やリンの総量の微減傾向は陸域からの流入負荷の削減の効果であると考えられるが、三河湾の場合は窒素やリンは陸域だけでなく湾口部の下層から沖合や伊勢湾の中層水が陸域からの約 3 倍程度入ってくると考えられているので、三河湾の窒素やリンの総量については流域だけでなく他の要素の影響が大きいと考えられる。また問題は赤潮のような懸濁態の窒素・リンが減少しているかどうかであり、クロロフィルの経年的推移を見ると微増傾向にあることから懸濁態の窒素・リンについては増加している可能性があると考えられる。以上のことから、これ以上流入負荷を削減しても明瞭な赤潮の対策にはならず、逆にノリの養殖や二枚貝の資源量等にマイナスの影響を及ぼす可能性があるのではないかと考えられ、第 7 次水質総量規制は慎重に見直すべきだと考えている。

愛知県水産試験場では、平成 20 年度秋季に蒲郡市で行われた「内湾における環境修復の方向性と新手法」に関するシンポジウムにおいて、「三河湾の再生においては流入負荷削減よりも干潟や浅場の地形的な再生を最優先するべきである」ということを広く外部に発信した。

河川流量との関係

例えば豊川では、設楽ダムの問題や東海用水の取水の問題、豊川の流量が減少しているなどの課題を抱えている。環境保全団体は、豊川の流入水により三河湾で起こる水循環（湾の奥から真水が入ることに起こる密度差によって、表面の水は湾の外へ、補う形で湾の外から底の水が湾の中へ流れこむ循環）が強化されるため、豊川の流量を元に戻すべきだという考えを提唱しているが、確かにきれいな水と酸素が外から入ってくることは良いことだが、現在の内湾で起きている状況は、植物プランクトンのような懸濁物が結局生物には届かず無駄に底に沈み、ヘドロとなり、ヘドロとなる過程で酸素を消費し、底生生物を減少させる悪循環であり、問題は懸濁物の行き先にある。有機物の生産が高いことは本来内湾の持っている性質であり、いくら陸域の負荷の削減を行っても結局海で生産される有機物が生物に届くようなルートが壊れている現在ではあまり効果がないのではないかと考えられ、このような状況下で昔のように河川の流量を増加させると、より貧酸素化を進める要因になる恐れもあると考えられる。基本的に川の水をなるべく海に流すという考えは愛知県水産試験場も異存はないが、優先順位が異なり、海の有機物生産が生物に効率的に届く仕組みを構築することが最優先であると考えている。

b. 業務内容

愛知県水産試験場では、試験研究業務、水産業振興業務、漁業者研修及び漁民相談などの業務を担っている。漁場環境の再生に関する取組として干潟・浅場造成事業や漁業資源回復計画推進支援事業が行われ、漁業者と連携した資源回復の取組が行われている。

伊勢湾・三河湾のモニタリング

愛知県水産試験場では、水質調査船や自動観測ブイにより、水質や生物相、赤潮・貧酸素等の海域情報を収集し、伊勢・三河湾の環境を総合的に調査している。また伊勢・三河湾において貧酸素水塊が発達する夏季には、毎年貧酸素水塊に関するモニタリング調査を行っている。調査結果は、ホームページ等において広く一般に公開されている。

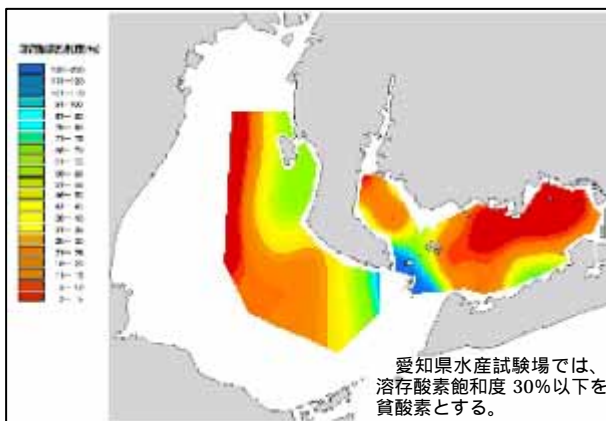


図 2 - 7 - 2 : 調査結果 : 伊勢・三河湾 底層の
溶存酸素飽和度の分布 (H21.7.27-28)
出典 : 愛知県水産試験場「伊勢・三河湾貧酸素情報」

漁場環境の再生に関する取組

愛知県水産試験場では、漁業団体との対話を重ね、漁場環境の再生の取組を推進・支援している。平成 8 年 (1996 年) 1 月には、愛知県漁業協同組合連合会が中心となった勉強会を経て、提言「愛知県の沿岸漁業環境を改善するために」を出し、その中で「干潟・浅場の大規模な造成」を提案した。より具体的な内容として、平成 9 年 (1997 年) 8 月に「愛知県の漁場環境回復策としての干潟・浅場の造成について」を出し、1970 年代の 10 年間に約 1,200ha の埋め立てが行われたことを受けて、干潟・浅場を 1,200ha 程度増やせば、元に戻るのではないかということを提案している。

表 2 - 7 - 6 : 提言「愛知県の沿岸漁業環境を改善するために」 漁場環境保全の基本策

基本的考え方	漁場造成や栽培漁業の振興によって最大漁業生産が得られるように 陸域よりの負荷 外海への物理的・生物的拡散 漁場等による陸揚げ 野鳥等による運搬 その他、脱窒、固定、ガス交換等のバランスを図ることが肝要である。
漁場環境保全の基本策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場造成と栽培漁業の振興 ・ 窒素、磷流入負荷の削減 ・ 埋立ての規制、干潟・浅場・藻場の保全・復元・造成 ・ 魚付き林など後背地における自然の保護と回復 ・ 環境教育、普及、啓蒙

出典 : 提言「愛知県の沿岸漁業環境を改善するために」

これらの提言を受ける形で、国と県 (港湾・水産) の三者のアロケーションのような形で、平成 11 年 (1999 年) から平成 16 年 (2004 年) の 5 ヶ年で、干潟・浅場の造成を 600ha 程度実施した。残りの 600ha の造成については砂がないことが問題となっている。湾内において基本的に浚渫は行わないとし、特に湾奥の浚渫は行わないことを基本原則としているが、600ha の干潟・浅場を実現できた前提には、湾口の浚渫について一部海水の動水が良くなることや有用な漁場にもなっていないという点から、譲歩して航路拡幅のための湾口部の 620 万 m³ の砂の

浚渫を認めた経緯があり、当初は三河湾の中央部にその砂を捨てる予定になっていたが、干潟・浅場造成に用いることを前提に湾口部の砂の浚渫を認めるとする漁業者とのやりとりを経て、浚渫した砂の大部分を干潟・浅場の造成に用いることができた。

干潟・浅場の造成の結果、平成 18 年（2006 年）までの愛知県のアサリ漁獲統計は約 1 万トン前後であったが、平成 19 年（2007 年）には 1.3 万トン強、平成 20 年（2008 年）には 1.95 万トン（速報値）であり、ピーク時の約 2 万トン近くまで回復している。その要因については現在検証しているが、要因の一つには干潟・浅場の造成が挙げられると考えており、その他にも平成 9 年（1997 年）から豊川河口部の六条潟で行われている漁業者による稚貝の移植が定着してきたこと、漁場管理が定着してきたことなどが挙げられると考えている。三河湾は資源を回復したという点では全国でも類をみないと自負しているが、今の状況は、平成 10 年（1998 年）ごろから漁業者の考え方に沿って水産試験場も取り組んできた結果として、ようやく明かりがみえてきた段階だと考えている。

浚渫窪地に関する取組

三河湾では浚渫窪地（過去の埋立の土砂採取で形成された掘削跡）の問題にも積極的に取り組んでいる。平成 17～19 年（2005～2007 年）に六条潟のアサリが大量死し、要因を調査したところ、周辺の浚渫窪地が無酸素化し硫化水素などが溜まり、それが北から南に風が吹いた際に苦潮を引き起こしたことが判明し、浚渫窪地がアサリの大量死の一因となっていることが分かった。アサリの大量死を契機に浚渫窪地の修復の話が取り上げられるようになり、現在では埋め戻しの取組が進みつつある。

c. 市民活動の推進と市民による海の再生の可能性

愛知県「水循環再生指標」の作成

愛知県では、水循環の再生を目的に、学識者・民間団体・行政で構成する「水循環再生指標検討会」を構成し、市民が川や海などの健康状態を総合的に判断するための指標を平成 19 年（2007 年）7 月に作成した。愛知県水産試験場は水循環再生指標検討会の構成員として参画している。

指標の作成においては、県民参加のワークショップを 8 回開催し、現地調査も含め調査方法や調査項目が検討された。

市民による海の再生の可能性

愛知県水産試験場では、干潟観察会への講師派遣や学校の出前講座などにより、市民・地域による普及啓発活動を支援している。愛知県水産試験場では時間的にもまた職員の数にも限りがあるので積極的に取り組むことは難しいが、要請があればできる範囲で対応するようにしている。

市民による調査活動については、市民団体と考えが異なる。市民団体が自ら科学的調査をしたいという自主性は評価するが、「餅は餅屋」という考えもある。市民が海に来るのは嬉しいが、こと調査に関しては陸の生態系と異なり、海の生態系については特有の技術や道具等が必要であり、海の状況を市民が把握するのは困難なのが実状である。愛知県水産試験場をはじめとする公的な施設が海に関するデータや研究成果を公表しているので、それらのデータ等をなるべくわかりやすく市民に提供することで市民団体と関わりたいと考えている。協働・連携も

表 2 - 7 - 7 : 水循環再生指標の調査項目

評価項目	調査項目
水質	水の汚れ（COD）、水の色、濁り、におい、泡・油膜、水底の感触
水量	水深、流れの変化、流速、湧水
生態系	水質階級（水生生物調査）、魚の調査、植生調査（水際、水辺周辺）、鳥や昆虫の調査、外来種調査
水辺	透視度、ごみの状況、水辺を利用したいか（親しみ）、水辺への近づきやすさ、水辺の自然度、水辺景観（心地よさ）水辺の活動（散歩、レジャー 環境学習 環境保全活動）

出典：愛知県資料

大事だが、海の現実をモニタリングして再生に向けた施策づくりや行政への働きかけをすることが、水産試験場の本業であり使命であると考えている。

現状の海では市民が容易に近づくこと事故などを招く可能性もあり、海の調査等に市民活動の主力を置くよりは、港などができると海にはパブリックアクセスできないなどの状況を、市民が行政に介在することで、市民がより安全な子供たちのふれあいの場や海を実感する場を作ることが大事ではないかと考える。そうすれば水産試験場が公表しているデータも生のデータとして実感することができるのではないかと。今の世代は今の海しか知らないことに危機感を感じる。「環境を大事にしましょう」と言っても豊かな海を知らないピンとは来ないのではないかと危惧する。理屈で考えるのではなく、本能的な感性に根ざした環境保護活動を行うことが大事であり、そうしなければ次世代には継承されないのではないかと危惧する。市民活動は次の世代の子供たちにいかに学校で学べない部分をボランティアで伝えていくかということが大事であり、それに協働して行政や研究者も協力していく形が原点ではないかと考える。

前に協力依頼を断ったことがある。それは市民と研究者が協働・連携した取組で希少種だけを探そうというプログラムであった。普段そこに当たり前にいるものがあるかどうか大事であり、その手法として希少種を探すのは理解できるが、宝さがしのような形で希少種を探すのはいかがなものかと思われる。また希少種の名前を伝えることが大事なのではなく、前に生息していたものが減っているということが課題であり、それを伝えることが大事である。

d. 今後の展開

環境基準を作る議論については、基準のために次の基準を作っている状況にあり、実態が見えなくなっている印象がある。例えばD0の基準の検討についても、今までのTN、TPの類型化をどう継承するのかというような今までの類型化を当てはめるのではなく、新たに基準を考え直すべきであると考えている。環境基準の議論は第7次水質総量規制を前提としており、基準がどんどん多様化し、使い分けができない状況になってしまうのではないかと感じる。

漁業者にとっては環境基準が達成されることが大事なのではなく魚が獲れることが大事である。「この開発行為は環境基準を満たしているので問題ない」というような開発者のいいわけに使われている面があり、本来環境基準のメリットを一番享受すべき漁業者が受益者になっていないのが現状である。現在問題になっている設楽ダムについても、「濁りが出るが濁りは河川で自然に沈降するため海には関係ない」と開発者は漁業者に対して説明するが、これに対して漁業者が「濁りが消失するわけではないので、いずれは海に濁りが出てくるのではないかと」と質問すると、開発者は河川の環境基準で回答し、漁業者の理解を得られない状況となっている。

海は環境は短いスパンで変化し、10年でもかなり悪化もするし再生することもできる。海は生物のソースさえがあれば1年でもずいぶん変わる。海はつながっていることが、海の生態系の回復の源になっている。他の海域ではかなり難しいと考えるが、三河湾では修復は現実的な言葉であり、豊かな海にしていくことが使命である。COP10でも、そうしたことをきちんと押さえるべきである。

2) 森・里で活動する団体による取組

ア) 社団法人 奥三河ビジョンフォーラム

a. 組織概要

設立の目的

(社)奥三河ビジョンフォーラムは、昭和60年(1985年)に会員132名で発足した。発足当初より「過疎を脱却して地域を力づける」ことが目的であり、現在も趣旨は変わっていない。奥三河地域の環境を大事にしながら、環境とどう共生させるか、地域を元気づけていくかが一番の目的である。

活動地域の概要

(社)奥三河ビジョンフォーラムは奥三河地域(新城市、北設楽郡設楽町、豊根村、東栄町、豊田市旧稲武町)を中心に活動を展開している。奥三河地域では県境をまたいだ浜松地域との交流もあり、旧鳳来町地区では時間的にも浜松地域は近いため、週末になれば浜松方面からも人が来ている。特に静岡県旧三ヶ日町(現浜松市)とのつながりは深く、名古屋よりも浜松の方がつながりは深い地域である。また奥三河地域は文化が混在しているところで、例えばうなぎのさばき方は、西日本では背開き、東日本では腹開きと言われるが、この地域はちょうどその中間点にあたる。また焼畑終了後に耕作地が一時放棄されて休閑地となっている状態を意味する「ソラ」「ゾレ」などの音の入っている地名が残るなど、焼畑農業が伝統的に行われてきた地域でもある。

組織体系

テーマ別に委員会を設け、各委員会の取組内容は奥三河そのものに関するものと、周辺地域との連携に関するものがある。主に、奥三河全体の問題点等に関する取組、豊橋・蒲郡を含めた東三河地域での豊川水系における連携に関する取組、県境を越えた三遠南信地域での連携に関する取組がある。自然に関する内容だけでなく、商業的な内容も扱っており、情報や観光、伝統文化などの個々の資源をどうつないでいくかということに取組んでいる。

b. 事業内容

第11期(平成19年(2007年)10月1日~20年(2008年)9月30日)の事業のうち、主な委員会活動は以下のとおりである。

農林研究委員会

<東三河流域森林・林業活性化センター関連業務>

(社)奥三河ビジョンフォーラムは東三河流域森林・林業活性化センターの事務局をしており、活性化センターそのものは林野庁の方針で、流域ごとの森林整備と木材の自給を流域内で行うためのセンター機能を担う施設として設置された。東三河流域森林・林業活性化センターには、東三河の全市町村と森林組合、木材関係者等が関わっており、NPOも関わっている。奥三河ビジョンフォーラムは事務局業務や事業提案等を行っている。

具体的には、下流域の住民に向けて森林ボランティアの育成講座を行い、意識を高める活動や三河材の住宅展示会のPR、天竜流域林業活性化センターと連携した新生産システムの技術の検討会など、主に林業に関わる内容の活動を行っている。

<豊川森の健康診断>

1) 概要・趣旨

平成18年(2006年)より実施されている豊川森の健康診断の事務局を担っている。豊川森の健康診断は有識者と保全活動団体で構成された豊川森の健康診断実行委員会が主催し、第1回実行委員会は蔵治光一郎氏、山田容三氏らの有識者と、社団法人奥三河ビジョンフォーラム、とよはしきこり隊、作手間伐支援隊、三河生物同好会等の保全活動団体で構成された。第2回

は豊川下流域の豊橋・蒲郡地域で実施した。上流域だけでなく流域全体の森を流域に住む人たちと診ていくという趣旨で行っている。

2) 森林の評価方法

森林の評価については、2キロメッシュの中央部あたりで行っているが、あくまで目測で場所を決めて行っているため、正確性に欠くためGISに落とすことが出来ない。今年からはGPSを持つようにして、GISに載せられる情報にしようと考えている。今のメッシュの中央での評価は誤解を生みやすい。森林面積が非常に小さく、1平方キロ以下の山も多いので、点を評価することでメッシュ全体の評価ができるというわけではなく、あくまで1反程度の面積の調査をして評価をしてもその隣の評価は異なる可能性もある。

森の健康診断をどう扱うかは2つあり、一つは全体サーベイとしてデータをとることで、もう一つは市民が参加して関心を持つということである。この2つは別個のものである。ただ、データの収集については、素人が入るためデータとしての精度は決して高くない。基本的に森の健康診断は市民のための啓発活動であると位置づけている。森の健康診断を林班等と関係なくメッシュで行っているのは、意図や恣意もなく市民がしらみつぶしに市民の目で見ていくことに普及啓発として意味があるという発想である。

3) 山林所有者の協力・地域との連携

豊川森の健康診断では、市民が森に入っていくことに対する山林所有者の抵抗は少ない。理由の一つには豊川水源基金を用いているので事業が行いやすいという点がある。豊川水源基金には流域市町村・県・国が入っており、基金の事業として提案している。山主個々への許可はとらない形で企画しており、その責任については市町村で面倒を見てもらっている。各市町村では森の健康診断を行う際、広報誌や防災無線で、外部の人間が森に入るということについて告知を地元に対して行っている。

森林の所有形態は細かいため、無線で放送しても、どの山主の土地に入るか分かるわけではない。ただ外部の人間が道で集まっていたりする状況に対して不審がられないという点で効果がある。また車に紙の看板を付けるなどの告知はしている。前に第1回の健康診断の際に1件、山主から怒られたことがあるが、トラブルはある程度想定している。また地元住民に山の案内や集落の人への対応をお願いしている。

4) 他地域の森の健康診断との類似点・相違点

豊川森の健康診断は、矢作川水系森林ボランティア協議会が行っている矢作川森の健康診断から「のれん分け」をしてもらったような関係である。森の健康診断は流域ごとに実行委員会を作る方法を採用しており、豊川森の健康診断は、矢作川森の健康診断の第1回実行委員会に参加してノウハウを学び、豊川に持ってきた形である。森の健康診断は考え方や志は同じであり、およそ2年に一度程度、一緒にシンポジウムを開くなどの活動をしている。また常日頃から個人レベルでの情報交換・共有は行っている。また矢作川の実行委員会にも豊川の実行委員が入っているなど、森の健康診断の実行委員も重なっている。

また矢作川森の健康診断で作成している健康診断GISのような形で情報共有をしていこうという話をしており、またカルテを共通化しているため各流域のデータを突き合わせることは可能である。ただ、例えば矢作川では広く社会からお金を集めて基金化して事業を動かそうという考え方であるのに対し、豊川では豊川水源基金を使っているという点で方法が異なっている。豊川水源基金は林業ではなく環境のために拠出されたお金であり、そのお金を使って健康診断を行っているため環境を評価している。そういう点では矢作川と豊川は同じ考え方だと認識している。また実行委員会の動きについても、豊川では個別の山をどうするかというところまで踏み込んでいる。実行委員会がそれぞれの地区にあるので、方針や考え方は地区ごとに異

なっている。

5) 下流域に対する説明責任

森の健康診断でデータを公表することは、説明責任の一役を担うことができるのではないかと考えている。県が「あいち森と緑づくり税」を導入した際に、下流側から「なぜ税金を下流の海側ではなく山に使うのか」ということを言われたことはある。森の健康診断を行うまでの経緯にも関係するが、県内では豊田市等が大合併をしたが、山間部が手薄になる傾向がある。かつて東三河の大合併の話もあったが、流域単位での交流連携等を通じて下流域の人と話をする中で、なぜ税金が高くなるのにわざわざ山の方に住んでいるのかと言われたことがある。合併した際に山における道路や上下水道、教育、医療等公的な資金は誰が負担するのかということや、上流域の住民が山を下りたらこれらの公的なサービスに関する問題も解決するのではないかと認識して欲しいということと言われたことがある。また人口からみても、東三河の9割の人口が豊川の下流域に住んでいるので、上流域に住む残り1割の人を下流域で吸収するのは困難なことではないということもよく耳にする。しかし、上流域に住んで、その文化等を守っていくことなど上流域に理解をどう進めるかということや、上流域へのお金の使い方はきちんと考える必要があると考えている。下流域の住民に奥三河に対する意識を伺うと、自然や水を拠出していることは認識されており、上流域にある程度公的資金を使うことについては理解を得られている。ただ実際はすでに公的資金が投入されているが、下流域に対する説明責任が果たされていないのではないかとと思われる。こういった点で上下流域を意識しており、森の健康診断の果たすべき役割は大きいと考えている。

<とよがわ森林探偵事務所>

豊川森の健康診断実行委員会は流域のNPOと一緒にっており、森の健康診断を行うことによって様々な課題が出てきた。森の健康診断では大面積の調査を行い、その結果、全体で森がどうなっているということは言えるが、個別の森に対応するような手段がない。特に森林ボランティアにとっては行政や森林組合を窓口にして間伐する山が提供されるため、直接山主と会うことはない。山主がどのような課題を持ちそれをどう解決して、自然に良い山をどう作っていくかという段階に入っていかなければならないが、途中段階が完全に抜け落ちていることが健康診断を行うことによって分かった。荒れた森はたくさんあることは分かったが、森林ボランティアとしてはどうすればよいかわからない状況になった。

そこで(社)奥三河ビジョンフォーラムでは「とよがわ森林探偵事務所」を企画し、事業化した。事業実施にあたり、万博の収益金の一部を使った「あいちモリコロ基金」の補助金を活用した。森林ボランティア、森林組合、民間の林業事業者等、森林に関わる人が多く参加し、議論を重ねた。その結果、森林の価値をどう客観視していくのかということや、個々の山主の森林がどこにあるのかを確定する方法が必要であるということが分かってきた。

森林の価値に関しては、木材としての価値と環境としての価値があり、環境としての価値は今オフセット・クレジット(J-VÉR)制度などの様々な話があるが、経済行為としてその価値をどう見極めるのかという話が出てこない、山主も社会的には分かるが、お金がかかる話であればどうでもいいということになってしまう。それを客観的な価値として、山主に提示していかないとボランティアも動けないということが分かり、一年かけて勉強会を行ってきた。また、「あいち森と緑づくり税」活用に関する研究など、林業に関わる調査業務等を行っている。

とよかわ森林探偵事務所を企画したのは、市民のための啓発活動としての森の健康診断と分けるためであり、とよかわ森林探偵事務所では個別具体的な山における適切な森林整備や施業を進めるため、森林を点として詳しく調べている。また東三河流域森林・林業活性化センターの森林境界明確化事業と組み合わせながら、境界をGPSで測定するという事業を行っている。

とよかわ森林探偵事務所に入っている民間事業者等の協力によって、山主に対して、どういう施業をしたらよいかどういう補助金が見えるかなど、資産管理を含めた提案に持って行ければと考えている。データを収集することについてはこのような方向で考えており、森の健康診断の本質とは異なっているので健康診断と区分した。

< 獣害対策・獣肉活用調査 >

三河山間地域において農作物への獣害被害が拡大している現状をどうするかということと、一方で経済的に獣肉を活用する方法はどうすればよいかという2面からの調査について、愛知県から依頼があり実施している。愛知県全域の状況は概ね把握できた。獣害の対策には、おそらくCOP10にも関連すると思われる、生物多様性の観点から森に棲む野生鳥獣をどう保護するかということと、持続的な開発という観点から資源としてどう活用していくかという両面があり、面白い視点であると感じるとともに課題も深いので、ぜひCOP10でも議論できるとよいと考えている。

鳥獣被害は、現実には共生というよりは戦いである。移住してきてても都会の人は鳥獣被害一つについても現実を知らない。また環境の面からいうと、どのくらい頭数があるのか分からないので、絶滅させないようにできないのが課題である。猟師を養成するなどして頭数をある程度管理することは可能だと思われるが、県の環境部では全数把握ができないため、頭数の把握は推定にすぎず正しいかどうか分からないことが課題である。

地域資源委員会

奥三河の地域資源をどうPRし活用していくかということに取り組んでいる。「したら森祭り」「奥三河食彩フェスタ」「チェンソーアート競技大会」など、地域の中で行われているイベントの運営協力や、新城市で市民が行っている「100万本の桜の街プロジェクト」の事業支援などを行っている。

「したら森祭り」は、木にこだわり、木をどうPRするかというイベントで設楽町内の山側で行われている。「奥三河食彩フェスタ」は、奥三河の農林水産委員を一同に集めて、特に都府会に向けてPRすることを目的に実施している。「チェンソーアート競技大会」は、全国大会および世界大会を東栄地区で実施している。

広域研究委員会

豊川ビジョンリサーチとの合同事業の開催および東三河交流フォーラム運営協力、三遠南信地域との交流・連携などを行っている。

海での取組と連携した取組については、情報収集レベルでしか行っておらず、渥美半島で海ガメ保護の取組などが行われていることは把握しているが、具体的に連携した取組等はできていない。

まちづくり委員会

地域のNPOに対する支援も行っており、第11期はしんしろ地域の足を考える取組(山間過疎地公共交通支援)が多かった。周辺地区と名古屋のNPOサポートセンターと連携しながら情報交換をしている。

その他 助成・委託事業

受託事業として行政もしくはその他団体から事業を受託して行っている。

豊川森の健康診断事業は(財)豊川水源基金から受託している。豊川水源基金とは流域の自治体から水道代金1円/1t拠出して基金事業を行っており、その一部(基金全体が8千万でそのうちの100万)を健康診断事業に使っている。流域住民が森の健康診断に参加すると、拠出した住民がどういう使われ方をしているかということが分かるストーリーとなっている。

c. 今後の展開

今後は里山の多様性や地域文化の継承など、人工林の保全から一歩進めた取組が必要であると考えている。例えば矢作川流域では行政が主導しているところがあり、部品と部品をつなぐ役割を果たしている。豊田市とトヨタ自動車、NPO等が連携して行っている「豊森(とよもり)」は、森林を活用した「人づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」のプロジェクトであり、矢作川森の健康診断に係わっている人も多く関わっている。もし豊川で同様の取組をしようとしたら、基盤を一から作っていく必要がある。

現在豊川流域では、試行錯誤を繰り返している段階だが、「どう暮らすか」「社会的にどう理解してもらうか」「具体的にお金になるかどうか」といった様々なレベルがあり、いろいろ試していく中でこれらのレベルをつないで形にしていく必要があると考えている。ただタイミングとしてはいろいろよいと感じているので、(社)奥三河ビジョンフォーラムとして一つずつ事業化していければと考えている。

イ) 矢作川水系森林ボランティア協議会

a. 組織概要

設立の経緯と設立趣旨

矢作川流域では、東海豪雨被害の影響等により平成12年ごろから市民の水源の森への関心が高まり、平成12年(2000年)には都市からの1ターンによる林業従事者を中心とした「山仕事実践の会」が発足し、平成13年(2001年)には「足助きこり塾」が発足している。これらの森林ボランティア団体と人工林を整備できず放置している山林所有者を結びつけることを目的に、新設および既存の森林ボランティア団体が連携し「矢作川水系森林ボランティア協議会」を平成16年(2004年)1月に立ち上げ、「矢作川水系森林ボランティア宣言」を宣言した。『「山の手入れを知らない素人山主さん」と森林ボランティアが交流・学習することで、「山仕事の心と技と楽しさ」を伝えていく』ことを目的に設立し、山主と一緒に山仕事をする中で、楽しさや科学的な理論を知る喜び、人工林の整備の必要性を伝えることを基本方針とし、森林ボランティア団体の協働・連携による流域全体を視野に入れた活動を展開している。

b. 事業内容

矢作川水系森林ボランティア協議会では、流域の豊かな森林づくりに貢献するため森林整備の重要性や林業技術を学びあう機会を創出することを目的に、矢作川森の健康診断や森林ボランティアのコーディネート事業などの取組を展開している。

矢作川森の健康診断

< 取組概況 >

森の健康診断は、「愉しくて少しためになる」を合言葉に、市民が森林ボランティアや研究者と一緒に流域の人工林に分け入り、科学的に調べ五感で体験する取組で、全国に先駆けて矢作川流域で平成17年(2005年)6月に第1回が行われた。第4回矢作川森の健康診断(平成20年(2008年))では223名が参加し、52地点で測定が行われた。平成21年(2009年)現在ではほぼ全域で1回目の調査が終了し、2回目の調査にとりかかる段階にさしかかっている。また活動にあわせて、「矢作川森の健康診断 千人基金」を創設するとともに、活動結果を報告会やシンポジウム等により発信するなどの取組も行われている。

< 調査方法 >

森の健康診断の調査は、「調査地点の設定」「人工林の植生調査(植栽木以外の調査)」「混み具合調査(植栽木の調査)」の手順で行われている。調査地点は2キロメッシュの中心点付近とし、まず、直立した傷のない木を中心木に決め調査地点を設定し、林全体の様子が分かるよ

う写真撮影を行う。次に植栽木以外の植生調査として、斜面の向き、傾斜角、落葉層、草本、低木等の調査を行い、最後に混み具合調査として植栽木の枯損木の状況やタケの侵入、植栽木の樹高等の計測や1 ha あたりの本数等より混み具合の診断を行っている。



図 2 - 7 - 3 : 調査の手順

出典：蔵治光一郎、洲崎燈子、丹羽健司編「森の健康診断」築地書館より作成

< 市民と研究者の連携 >

矢作川森の健康診断は、矢作川水系ボランティア協議会を中心とする矢作川森の健康診断実行委員会と森林分野を専門とする専門家で構成する矢作川森の研究者グループの協働で行われている。また、行政をはじめ森林組合やマスコミ等とも連携し、多様な主体の協働・連携のもと事業が成立している。

< 他地域における森の健康診断の普及 >

森の健康診断は、現在 21 県で取組が進んでおり、平成 19 年（2007 年）には豊田市で「第 1 回森の健康診断全国会議」が行われた。「第 1 回森の健康診断全国会議」では矢作川および全国の森の健康診断の報告および討論等が行われた。

< 環境学習としての森の健康診断の実施協力 >

矢作川水系森林ボランティア協議会では、子どもを対象とした森の健康診断に関するマニュアルの整備や野外調査活動の指導など、小中学校における環境学習としての森の健康診断実施への協力・支援している。

< 森の健康診断ポータルサイトの開設と WEB-GIS による調査結果の発信 >

平成 20 年（2008 年）3 月には、森の健康診断に参加したい人、実施したい人、データを活用したい人等を対象に、森の健康診断のポータルサイトを立ち上げている。ポータルサイトでは、森の健康診断のマニュアルや調査票のダウンロードや出前講座の申込み等を行うことができるとともに、活発な意見交換が行われている。

また、森の健康診断の調査結果は WEB-GIS に整備し、ポータルサイト上で広く一般に公開している。矢作川森の健康診断の 2005～2008 年調査結果は全て WEB-GIS に整備されており、地図上で表示されている。

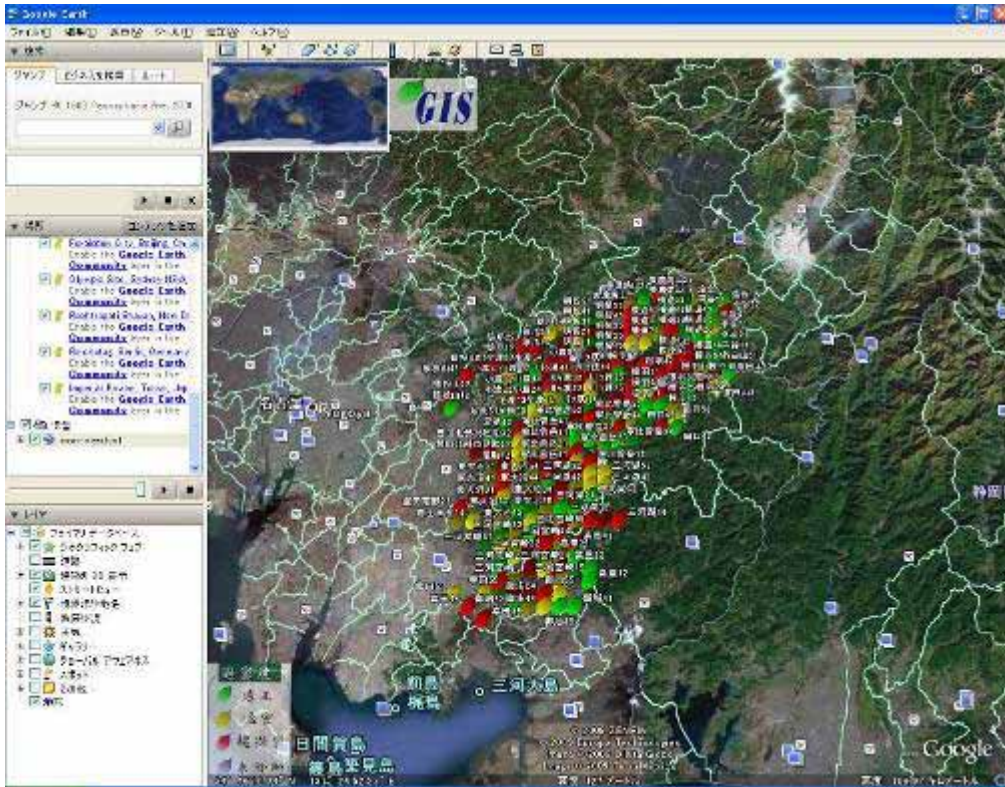


図2 - 7 - 4 : WEB-GISによる調査結果の発信(矢作川流域)

出典：森の健康診断資料

その他の取組内容

矢作川水系森林ボランティア協議会では矢作川森の健康診断のほか、森林ボランティアのコーディネート事業、間伐材流通利用促進事業、学校林の森林整備などの事業にも取り組んでいる。

「愛・地球博」では、地球市民村「森のいろいろ館」(森づくりフォーラム、国土緑化推進機構)にて間伐材を利用した展示用装飾物を設置するとともに、「愛・地球博」にあわせて行われた『日本国際里山保全ワーキングホリデーin AICHI』では、地元組織として里山保全活動の運営に参画した。

c. 今後の課題

山林所有者・行政等との連携

調査に入るには、山林所有者との理解が必要となる場合があり、地域で用意してもらった場所に調査に入ることが多い。全国的にみると、佐賀県や石川県では、メッシュのポイントで調査を行っており、東海圏は2kmメッシュで実施できており、土地所有者の了解も得られると思われるが、全国的にみると、必ずしもうまくいかない場合も想定される。また、WEB-GISによる情報公開についても、現状では調査を実施しても行政からの指導等により公開できない場所があるなどの課題がある。調査を行い調査結果を公開することに意義があるため、山林所有者・行政等との連携等により、より多くの場所のデータの公開することを目指している。

協働する活動団体・研究者の把握

森の健康診断をより展開するためには、協働する活動団体と研究者が不可欠である。しかし、例えば県内の活動団体を全て把握しているわけではなく、また矢作川のように流域で動いている団体も少ないのが現状である。

また、森の健康診断が地域に定着するまでには時間がかかる。定着とは、「流域単位で調査を行った結果を報告書としてまとめ、公開にすること」であるが、報告書のとりまとめや報告

会までこぎつけるのは障害が多く、理由の一つには研究者と出会える地域が少ないということが挙げられる。研究者が調査結果を役立てようとするれば定着するのではないかと考えている。イベントや環境学習としての取組はきっかけであり、データを蓄積して地域に返すことが本来の目標であり、森の健康診断を定着させてデータを蓄積するためには研究者が必要である。

このため、矢作川水系ボランティア協議会としては 活動団体リスト（条件としては、確かに活動をしていること、連絡先がわかること） 研究者のリスト（市民と協働できる研究者）が必要であると考えている。

ウ) 東京大学愛知演習林 蔵治研究室

a. 森の健康診断 矢作川森の研究者グループとしての取組

森林と生物多様性

< 林業と生物多様性 >

日本の森林は現在、危機的な状況にあるといわれる。日本の森林の約 40%が人工林であるが、林業の担い手が山からいなくなったことにより、山村の過疎化、高齢化に歯止めがかからず、林業従事者の平均年齢は年々上昇している。

人工林は木材生産だけでなく、水源涵養機能などを有するほか、近年は地球温暖化の緩和に寄与する機能に着目しているが、生物多様性機能についてはまだまだ取組が進んでいない。生物多様性はすべての基本にあり、その価値を多くの人が共有すべきものであることは提示していく必要がある。しかし、人工林経営と生物多様性とバッティングすると捉えられていることもあり、林家の理解を得ることは難しいと思われる。

また林業サイドでは、地球温暖化にシフトしているが、このことと生物多様性保全が両立するかどうか、研究分野でも確立していないのが現状である。地球温暖化への取組が生物多様性保全につながるという研究成果が出てくるとよいと考えている。

< 中部地方の森林を取り巻く状況と生物多様性 >

中部地方はあまりにも広く、人工林経営にも地域差がある。林家の経営スタイルや歴史と伝統、モチベーションも異なり、そうした林家に対して、生物多様性保全の必要性を伝えることは困難である。豊田市では人工林を天然林に転換するということを発表し、これに対して反対意見が出ていないことは特筆されるが、同様のことを奥三河で発表したら、大変な反応があると考えられる。また矢作川流域は、大規模所有林家が少ないことが、流域単位で森の健康診断を実施できた要因であるとも思われる。鈴鹿川では林家からクレームがあって森の健康診断を継続することができないことにもなった。

また、瀬戸から岐阜にかけての森林は、かつてはげ山地帯であった。窯業などの産業のために犠牲にしたところ、使いつくされた地域とも言える。ここでの議論は里山の議論となるが、一時的には生物多様性が高いが、これを将来的に原生的自然に戻すのか、搾取し続けて多様性を保全するのは2つに分かれるところである。多くの市民団体は里山管理という搾取を続けていく方向を選んでいる。

矢作川森の研究者グループの取組概要

< 森の健康診断の意義 >

森の健康診断は「楽しいことをやる」「百聞は一見にしかず」というのが基本的考え方である。流域には森林ボランティアとして小規模で活動している団体はたくさんあったが、森の健康診断を進めることでまとまったといえる。流域で森の状況を知ることは都市住民にとっては、重要なことである。

森の健康診断は、人工林の状況調査にとどまらず、環境教育、自然観察、上流と下流の交流、

森林再生に向けた山主との連携や森林ボランティアの交流・協働・連携など幅広い側面を持ち、人工林への理解を深めるとともに、多様な主体による協働・連携を促進する取組といえる。

< 矢作川森の研究者グループの取組 >

矢作川森の研究者グループは、「矢作川森の健康診断」において健康診断の方法について科学的な裏付けや指導・助言を行い、集められたデータを分析して報告書を作成するために結成された。「矢作川森の健康診断」は、矢作川水系森林ボランティア協議会、矢作川森の研究者グループ、実行委員会の3者共同で主催している。

研究者グループは、科学的な厳密性を確保しつつも一般参加者がすぐ行うことができる簡単で楽しい調査方法を森林ボランティアと協働で検討するとともに、調査によって収集したデータを整理・解析し、結果を学会等で発表するとともに、わかりやすく一般参加者や森林ボランティアに説明する役割を担っている。また行政とも連携し、調査結果に基づく政策提言を行う役割も担っている。矢作川流域の森林では、相対幹距が17以下の過密とされる割合が63%にものぼり、「予想以上に不健康な森が多かった」ことが分かった。

またこれらの取組を通じて、研究者には、森林に関するわかりやすい情報が少ないことや、正確さを欠かないように市民に伝えること難しさなど、日ごろの研究活動では得られない貴重な発見を見出すことができる利点がある。

b. 市民活動支援の方向性

現在、愛知県では環境税を導入するほか、様々な計画の策定や施策の推進を図っている。国と地方がどのように役割分担をすると市民団体にとってメリットがあるかについて考えていけると、ばらばらに取組を進めても市民にとっては良くないと考えられる。

また、中部地方の里山活動団体は組織化されていない印象を受ける。それぞれの団体が個性的で哲学や価値観があるため、まとまらないのではないだろうか。まとまらないのでパワーが弱くなっている。市民団体は向かう方向と多くの市民の意向とは必ずしも一致していないかもしれない。そこは見極める必要がある。

中部地方の市民活動は関東や関西とは少し違うような感覚を持っている。その理由のひとつとして大学や研究機関の数が少ないことが、市民活動にも影響しているかもしれない。眼前のことにとらわれていて、将来を見越した活動が展開しないという特徴がある。現在、小中学校と大学の先生が一緒になって環境学習を進める取組⁴によって、ずいぶん熱心な小中学校が出てきており、成功事例といえる。高校の先生はなかなか自由度がなくて、情報のレベルも狭いため、大学の先生が取組む意義は大きいと思われる。

しかし、中部地方には自然科学の先生が少ないことも事実である。例えば「海上の森センター」を県立大学の一部として研究者が結集して、市民団体の相談にも乗るなどの仕組みが必要であると考えるが、人材が不足しているのが現状である。現状では多くの標本を保管する場さえもないのが実情であり、生物多様性保全の土台が整っていない。

市民団体の中にはレベルの高い団体も多い。COP10に関わることによって環境省は市民団体の活動に理解があるということになれば、色々なことが前に進むのではないかとと思われる。

⁴ 文部科学省が推進している「科学技術・理解大好きプラン」の一環として、各教育機関が連携して、科学技術、理科・数学(算数)に対する児童生徒の興味・関心と知的探究心を育成する活動に対して、独立行政法人科学技術振興機構(JST)が支援する「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(SPP)」等の取組

エ) 豊田市矢作川研究所

a. 組織概要

設立の経緯

矢作川流域の自然環境の再生を目的に、豊田市が設立した「豊田市矢作川環境整備計画検討委員会」の意見を受け、「1つの川に1つの研究所」を合言葉に、平成6年(1994年)7月に豊田市と矢作川漁業協同組合、枝下用土地改良区(現豊田土地改良区)による第3セクター方式として設立された。設立当時は豊田市が研究員を雇用し派遣する形を採用していた。平成15年(2003年)4月に豊田市建設部河川課に編入された。

運営形態

平成20年(2009年)9月現在、研究員は6名所属し、豊田市職員と非常勤職員が関わっている。研究員の専門分野は魚類、水生生物、植生、昆虫、人文科学と多岐にわたる。また平成15年(2003年)に豊田市の行政組織に編入されたのを機に、設立当初から運営に係わってきた矢作川漁業協同組合、豊田土地改良区、豊田市関係者を構成員とする運営協議会を設置し、運営協議会の下に国、県、市、河川関係団体等で構成する幹事会を設置している。

b. 事業内容

豊かできれいな水の回復と人々の生活に潤いとゆとりを与える矢作川を保全するため、流域の生物や川の利用の科学的・歴史的調査と研究を行う「水域・陸域・人間活動の調査・研究」、「調査・研究成果と流域情報の公開」、「流域環境の保全に係わる諸団体の連携サポート」を軸に活動を展開している。地域密着型の研究所を目指し、矢作川を保全・再生する具体的な提案につながる研究を行っている。主な研究テーマとして、天然アユの保全や河川生物調査などが挙げられる。

水域・陸域・人間活動の調査・研究

<天然アユの保全>

豊田市矢作川研究所では矢作川天然アユ調査会と連携し、天然アユの調査・研究を進めている。矢作川天然アユ調査会は平成8年(1996年)に矢作川の釣り人が中心となり発足され、アユの生態調査の実働部隊として豊田市矢作川研究所と協働で研究を進めている。

平成8年(1996年)~同9年(1997年)には、河川におけるアユの生活史調査を行い、平成12年(2000年)~同16年(2004年)には海域における生活史調査を網羅的に実施し、生息上の問題点を明らかにした。アユの産卵からふ化の時期には産卵場の機能低下の問題が挙げられ、川底の礫の間に隙間がなくなり、産卵に適した場所が限られているとの結果を受け、短期的な改善策として川底を掘り起こして産卵に適した場所づくりを行っている。また矢作川河口近くのヘドロが堆積した場所でアユが採れない傾向にあり、他の生物もそこではあまり採れないことが判明し、現在、ダムに堆積した砂を下流に流す試みが開始されている。

また、矢作川では中流域を中心に不健全さの象徴とされたカワシオグサの異常繁茂が1980年代後半から観察されるようになったが、初夏におけるカワシオグサの著しい繁茂は、アユのなわばり形成時期・場所と重なることから、珪藻や藍藻を主食とするアユの成長を妨げている可能性があり、カワシオグサや水草の異常繁殖の制御が課題となっている。

<水生生物調査>

矢作川で問題視されているカワシオグサ、カワヒバリガイ、造網性トビケラの大発生等について、実態の調査を行い、砂利投入実験などの抑制対策の検討やアユにとって良好なエサが育める河川環境創出に関する提言等を行っている。カワシオグサは、矢作川中流域で初夏と秋に瀬の石の表面を覆い尽くすように繁茂することが確認されている。

また人々の豊かな生活と健全な河川生態系の共存を目指し、矢作川の異変を一早く察知し原

因と解決方法を検討するため、矢作川に生息するアユをはじめとする魚類、底生動物、藻類、水質等を定期的に調査している。

< 河辺と水源地の生物調査 >

豊田市矢作川研究所では、河辺の林や草地は護岸や水質の保全とともに、水中と陸上の野生生物の生息場所や地域の景観資源として重要であるという観点より、中心市街地等の河辺や水源地の森林等の自然環境の現状や歴史、市民意識等に関する調査を実施している。

豊田市中心部の地形は矢作川の氾濫により形成された低地と、それを囲む台地からできており、全域で市街化が進んでいるが、小規模な自然緑地が矢作川と枝下用水・根川用水沿いに分布しており、コナラなどを主体とした広葉樹林が社寺林などとして残されている。調査地ではクワガタ類など森林性の昆虫やチョウなど花の多い草地を好む昆虫、魚を餌とするササゴイやフクロウの仲間のアオバズク等の鳥類、ドジョウやメダカといった魚類など、多様な野生生物が確認された。

豊田市で矢作川を生かしたまちづくりを進めるために、現在残されている自然林や草地を参考にした緑化と都市河川の水質浄化と自然な地形の回復が必要であることから、残された森をつなぐ緑化や水路などを活用した水の連続性の創出等、具体的なまちづくりの提案を盛り込んだプランを 2005 年度に作成した。

< 古峯プロジェクト（1999～2001 年度） >

河川環境の復元を目指した総合調査として、矢作川中流域の古峯水辺公園周辺を主な調査地とし、研究者および地域住民、行政、企業との協働により、1999 年度から 2001 年度にかけて実施した。ダム直下における河川生態系のバランス悪化のメカニズムを解明するとともに、よりよい人と川の関係を考えることを目的に、矢作川の再生に向けた「矢作川モデル」を提起することが目指された。プロジェクトには生物学のほか河川工学、社会学といった異なる分野の研究者が参画し、水中と河辺の物理的環境、動植物の生息状況、流域住民の河川利用史の調査・研究が行われた。

古峯プロジェクトでは、「矢作川モデル」の提起には至らなかったものの、「1971 年に矢作ダムが建造されたが、生活様式の変化や河川敷の樹林化によって、矢作川は河川の人々から精神的にも物理的にも遠ざかっていった」という矢作川の川と人と生物等の結びつきの経緯が明らかとなった。今後、過去 50 年間で失われた川の再生と現在の川の保全の両面を視野に入れた川づくりの検討が課題となっている。

調査・研究成果と流域情報の公開

豊田市矢作川研究所では、研究所を流域博物館として機能させるため、流域の歴史的・文化的資料と自然環境のデータを収集・整理し、文献データベースを構築し公開している。また矢作川研究の基礎資料とするため、矢作川の 100 年を概観する資料集や東海豪雨(平成 12 年(2000 年 9 月))に関する記録集等も刊行している。

また研究所の活動や流域の状況を広く発信するため、流域の自然・社会に関する報告、保全活動の紹介等を掲載した「矢作川研究」を毎年発行するとともに、テーマを設けたシンポジウムを年に 1 回開催し、研究成果を公表・発信している。

流域環境の保全に係わる諸団体の連携サポート

< 矢作川「川会議」 >

矢作川流域の中でも豊田市では、市民の川の自然への意識が高く、早くから市民意識の啓発やコミュニティづくりに取り組んできた。平成 13 年(2001 年)が豊田市制 50 周年、矢作川漁業協同組合が創立 100 周年、古峯水辺公園が 10 周年であったことを契機に、これらの団体が発起人となり矢作川「川会議」実行委員会を組織した。現在、豊田市矢作川研究所は創立当初

からの実行委員会の構成団体であるとともに事務局を担っている。

矢作川「川会議」実行委員会では、毎年5月の第2土曜日を「矢作川の日」と定め、矢作川の個性を尊重して提起した「矢作川宣言」に基づき、研究推進、河川運用への提言を行っている。

< 矢作川学校 >

矢作川学校は、矢作川の自然や文化を次世代に継承する子供を育てるために設立された。事務局を豊田市矢作川研究所に置き、小中学校や交流館活動への講師派遣、水生生物にふれあうイベントの開催等を実施している。平成18年度の開催件数は42件で、参加人数は延べ2,673人であった。

< 矢作川森の健康診断 >

矢作川森の健康診断は人工林を市民ボランティアと研究者の協働で調査するもので、矢作川水系森林ボランティア協議会と矢作川森の研究者グループの共催で行われており、矢作川森の研究者グループに豊田市矢作川研究所の研究者が参画している。

豊田市矢作川研究所では、矢作川森の健康診断と天然アユの調査が市民と協働で調査・研究を実施している取組で、天然アユの調査は研究所主導であるのに対し、矢作川森の健康診断は市民主導で行われている。矢作川森の研究者グループは、健康診断の方法について科学的な裏付けや指導・助言を行い、収集されたデータを分析し、報告書の作成や学会への発表、行政への提言等を行うため結成された。

c. 今後の展開

豊田市矢作川研究所は、地域密着型の研究機関として、河川・流域環境の改善を目指した調査・研究を進めるとともに、研究成果と流域の情報を収集・公開し、流域環境の改善を目指す人々の活動を支援してきた。今後は流域住民や行政、諸団体との関わりを今まで以上に強化していく必要があると考えられる。具体的には調査・研究の公開による流域環境への興味や問題意識の喚起、住民の希望や問題意識を踏まえた調査・研究計画の立案、諸団体との協働による調査等が挙げられる。また、豊田市の行政の中に位置する組織として、これからは政策と連携した自然再生等にも中心的な役割を果たすことが望まれる。

オ) 矢作川漁業協同組合

a. 組織概要

漁業管理区間

矢作川漁業協同組合は昭和25年(1950年)に設立され、漁業管理区間は、専用漁業権区間が矢作川上流豊田市時瀬町地内寿橋より下流岡崎市細川町地内天神橋までの44kmの区間で、共同漁業権区間が寿橋より上流13kmの区間である。専用漁業権区間には5ヶ所のダム等があり、共同漁業権区間には矢作ダム、矢作第2ダムが位置する。

組合員数

平成20年末(2008年)現在の組合員は1,127人で、出資口数は2,254口である。役員は理事を14名、監事を2名で、職員は管理部門2名、養殖部門2名、会計主任の1名の計5名を雇用している。

漁業管理区間に8の支部を設けており、越戸ダムから阿摺ダムまでの区間を管理する中和支部の組合員が最も多く、最上流の浅野支部および最下流の豊南支部の組合員が60人程度と最も少ない。

設立の経緯

河川横断型の明治用水頭首工が完成した翌年の明治35年(1902年)に、頭首工に魚道の設

置を求める運動体として矢作川漁業保護組合が創立した。同組合は大正5年（1916年）に旧漁業法によって許可された矢作川漁業組合に改変され、現存の矢作川漁業協同組合は戦後の新漁業法のもと昭和25年（1950年）に発足した。昭和44年（1969年）には、愛知県水産試験場内水面増殖指導所の譲渡を受けて、付属施設として矢作川淡水魚種苗センターが発足した。

b. 事業内容

矢作川漁業協同組合では、天然アユ保全事業をはじめ、天然アユ遡上状況の把握、種苗の放流、養殖事業、矢作川漁協森林塾などの取組を展開するとともに、多様な主体と連携した広域的な取組も推進している。

天然アユ保全事業の実施

天然アユの保全を目的に、産卵親魚の汲み下げ放流、遡上アユの汲み上げ放流、産卵保護禁漁区の設置等の自主規制、人工産卵場の整備などの取組を行っている。

<産卵親魚の汲み下げ放流>

一部の産卵親魚を捕獲し約9km下流の人工産卵場に陸上輸送している。平成20年（2008年）秋季には約4万尾を水槽車で運搬した。中部電力越戸ダムの発電水路に迷入した産卵親魚を矢作川本川に戻す施設の開発を3年にわたり研究したが失敗が続いたので、用水路の中に捕獲施設を設け、捕獲し水槽車で陸上輸送することにした。施設のコストは中部電力が負担し、矢作川漁業協同組合は捕獲し人工産卵場に運搬する役割を担っている。

<遡上アユの汲み上げ放流>

遡上については毎年中部電力が魚道改良をしているので問題はなく、矢作ダムの直下までは上ってきているが、自然遡上の支援については、矢作川はダムが多く川の流量が少ないと自然遡上が止まってしまうことから、県の許可を得て一番下流のダムで特別採捕し、上流に水槽車で陸上輸送している。平成21年春季には約200万尾を運んだ。

<産卵保護禁漁区等の自主規制>

他の河川と同様、産卵場で大量に捕獲するなど、矢作川においても乱獲が問題であり、産卵保護禁漁区の設置等の自主規制の取組を行っている。秋の一定期間（10月16日から11月15日まで）は明治用水頭首工の下流300mから旧名鉄鉄橋跡（巴川合流点の下流約700m）までの区間を産卵保護禁漁区としている。また漁業管理区間の最下流域には引っ掛け漁や網による捕獲を規制し友釣りのみを許可する「周年友釣り専用区」を平成20年（2008年）より設置している。漁業者自身が自己規制を行うことにより中部電力等の外部からの協力が得やすくなった。

<人工産卵場の整備>

明治用水ダム下流にある使用されていない水路（旧魚道）を活用し、人工産卵場を整備し、汲み下げ放流の産卵親魚や人工授精による卵を放流している。人工産卵場は、矢作川天然アユ調査会からの提案を受け、コンクリート魚道に砂利を投入したもので、最大5億粒の産卵・孵化が可能な設計となっている。

天然アユ遡上状況の把握

矢作川漁業協同組合では天然アユの遡上数を把握しており、平成20年度には明治用水頭首工左岸魚道では約64万尾、越戸ダム魚道では約11万尾の遡上を確認している。

表2-7-8: 天然アユ遡上数の推移 アユは万尾

年度	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
ア	明治	0.1	22	32	212	55	63	617
ユ					30	20	8	95
	越戸							11
	サツキマス	2尾	9尾	5尾	0	3尾	10尾	10尾
								3尾

出典：矢作川漁業協同組合「第43回総代会議案」

平成 21 年度のアユの遡上状況は、昨年の秋に矢作川から海に下った稚アユの数は最低レベルであったにもかかわらず、今年の春には数多くのアユが上ってきている。おそらく伊勢湾がつながっているため、木曾三川や豊川のアユが上ってきたのではないかと考えられ、遺伝子レベルの調査では同じ型であることから、木曾三川や豊川などのアユとも日常的に交流があるのではないかと考えている。また本年度は雨が長く矢作ダムに泥水が入り川に泥水が流れたため、冷水病などが起こり川での成長はよくなかったと考えられ、矢作川ではようやく 8 月末から漁業が成り立つようになった。矢作川漁業協同組合では、三河湾、伊勢湾を一つのものとして、その中に流れこむ矢作川であると位置づけて考えている。

種苗（稚魚）の放流

アユの平成 20 年度の放流量は、放流（人工産）7,905kg、汲み上げ放流 321.5kg、天然育成アユ 830kg で、最上流の小渡・浅野支部の放流数が最も多かった。その他ウナギ、コイ、ヘラブナ、アマゴを放流している。

表 2 - 7 - 9 : 平成 20 年度 アユの放流数

							単位：kg
	小渡・浅野	笹戸	漁栄社	中和	平戸橋	豊田豊南	計
放流	1,625.0	925.0	1,100.0	1,500.0	1,305.0	1,450.0	7,905.0
汲み上げ	87.9	121.6	101.0	11.0	0.0	0.0	321.5
天然育成	100.0	250.0	250.0	100.0	0.0	130.0	830.0
計	1,812.9	1,296.6	1,451.0	1,611.0	1,305.0	1,580.0	9,056.5

出典：矢作川漁業協同組合「第 43 回総代会議案」

養殖事業

海産系種苗と天然遡上アユの中間育成等を行い、成魚放流および卵放流に用いている。平成 20 年度では約 6,820 万円の実績を挙げている。ただし生育状況が悪いなど、河川の水質改善が課題となっている。

矢作川漁協森林塾

組合員の有志が集まり、矢作川の河畔林の健全な生態と自然の景観を創造するため、矢作川の高橋～豊田大橋の左岸の荒廃した河畔林（竹林）約 600 メートルをモデル整備区として平成 18 年（2006 年）から竹林の伐採等の活動を展開している。活動を実施するにあたり、豊橋河川事務所、豊田市河川課・森林課、豊田市矢作川研究所等と連携している。平成 20 年度は、5～11 月で計 15 日実施し、延べ 98 名が参加した。今後、広く一般市民や企業も参画できるようにするため、平成 21 年度中に矢作川漁協森林塾を NPO 法人化できるよう準備を進めている。

矢作川学校

矢作川学校は、平成 14 年（2002 年）5 月に矢作川漁業協同組合を含む矢作川「川会議」実行委員会 12 団体により設立された。矢作川学校は、河川的环境や文化を守る人材の育成や、川遊びを通じた健全な子どもの育成を目的としている。豊田市矢作川研究所に事務局が置かれ、子供の川遊びの指導や小中学校の総合学習支援などの活動を展開している。

また矢作川漁業協同組合では、豊田市矢作川研究所に事務局が置く矢作川学校とは別に、漁業権区域内の上流・中流・下流の各地域協議会単位で独自に矢作川学校を創設しており、地域に根ざした活動を展開している。今後、両学校の協力・統合が進み、矢作川学校の子どもの川遊び等に関する取組が地域により根づいていくものと考えられる。

広域連携の推進

矢作川漁業協同組合では、平成 20 年（2008 年）8 月に設立された矢作川水系漁業協同組合連合会における情報共有や矢作川「川会議」等を通じて、矢作川に関わる漁業協同組合、研究機関、行政、市民団体等との連携を推進している。また国や県、市が実施する行事や地元アユ釣り愛好者グループが主催する行事に積極的に協力し、参加・支援するとともに、「伊勢・三河湾流域ネットワーク」などの三河湾の調査を行っている団体との連携も推進している。

平成 18 年（2006 年）には、天竜川漁協組合や物部川漁協組合等と連携し、「天然アユ保全ネットワーク」を設立し、「天然アユを増やすと決めた漁協のシンポジウム」などの天然アユを増やす取組に関する情報交換・交流や、天然資源の持続的再生に係る技術開発や研究等の情報発信を行い、広域的な連携による天然アユの再生に取り組んでいる。



図 2 - 7 - 5 : 天然アユ保全ネットワークが目指す「漁協の新しい役割」

出典：天然アユ保全ネットワーク資料

c. 今後の展開

矢作川漁業協同組合では、平成 15 年（2003 年）に創立 100 周年記念の第 35 回総代会で、1127 人の組合員の意思において、7 項目の「環境漁協宣言」を採択した。「環境漁協宣言」は矢作川の河川環境と水産資源の慢性的に停滞している現況を打開し、流域に豊かな内水面漁業を提供していくための指針として採択された。「環境漁協宣言」を受けて、矢作川漁業協同組合では、今後組織としての「環境漁協」の姿勢を整え、河川環境改善、漁業振興、川の伝統行事の復興等、「環境漁協」活動の推進に努めていくことにしている。

表 2 - 7 - 10 : 環境漁協宣言

1.	森・川・海的环境を一体的に改善する視点で、流域の市民、自治体、諸団体と共に、矢作川環境の改善と内水面漁業の振興に取り組みます。
2.	豊田市矢作川研究所の研究活動と研究機能充実を積極的に支援し、同研究所との連携のもとに、政策提案型の「環境漁協」活動を推進します。
3.	矢作川的环境破壊の根源である矢作ダム等の既存ダム群を抜本改造し、矢作川に自然の流れと生態系を回復するよう求めます。ダム群の運用についても、「治水・利水」目的から脱却し、明確に「治水・利水・環境」目的へ転換するよう求めます。岐阜県内の上矢作ダムの新設設計には絶対反対の立場を表明します。矢作川の上流域が長野県内にあることをかんがみ、長野県政の「脱ダム宣言」を支持します。
4.	矢作川の 100 年来の課題である明治用水ダム魚道の構造改善と流量増加を求めます。同ダム下流の水枯れ状態を改善するため、いまも「河川維持流量」を設定していないという、国政の河川法違反の無法状態を解消するよう求めます。
5.	海面漁協と内水面漁協の交流、協力関係を育て、三河湾の環境改善に取り組みます。
6.	矢作川「水源の森」整備の一翼をにない、森林愛護思想を流域に広めるため、矢作川漁協内に森林協力隊（ボランティア団体）を組織し、長期計画で「矢作川漁民の森」をつくります。
7.	矢作川漁協の上流、中流、下流の各ブロック組織ごとに矢作川学校を創設し、各ブロックが自主計画にもとづき、河川環境改善、漁業振興、漁業後継者育成、川の伝統行事や子供の川遊びの復興に取り組み、地域社会の経済的、文化的発展にも寄与します。

出典：矢作川漁協 100 年史編集委員会「環境漁協宣言 矢作川漁協 100 年史」

カ) 宮川流域ルネッサンス協議会

ア. 組織概要

設立の経緯と組織体系

三重県では、総合行政、流域圏づくりのモデル事業として、平成9年度より宮川流域ルネッサンス事業に取組み、平成10年(1998年)には「宮川流域ルネッサンスビジョン・基本計画」を策定した。

平成12年(2000年)6月には、宮川流域の14市町村(合併により現在は7市町)と三重県、国関係機関により、「宮川と共に生きるため、住民、企業、行政が協働して、地域の豊かな自然、歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図る宮川流域ルネッサンス事業を推進し、魅力ある地域を築くこと(宮川流域ルネッサンス協議会規約 第2条)」を目的に、宮川流域ルネッサンス協議会が設立された。

流域市町長および、県・国関係機関の代表者等で構成する委員が話し合う場である総会を、協議会の意思決定機関とし、平成18年(2006年)4月からは流域住民も協議会の委員に参画している。平成14年(2002年)11月には宮川流域ルネッサンス協議会は、地域に根ざした活動が評価され、アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰を受賞している。

事業計画

<宮川流域ルネッサンスビジョン>

平成10年(1998年)2月に策定された宮川流域ルネッサンスビジョンでは、「流域宣言」「基本理念」「目指すべき宮川流域像」等を提示し、宮川流域ルネッサンス事業の理念や目指す方向性を明確にしている。

流域宣言は「人と自然の共生」等の3つの基本姿勢(共生、交流・連携、協働)で構成され、基本理念は「清流や森林、渓谷、干潟など豊かな自然の保全・再生」等の4項目で構成されている。またビジョンでは、2050年の「目指すべき宮川流域像」として、「サンショウウオが棲み、モリアオガエルが産卵し、アユが遡上する宮川流域」等、自然や文化、産業等に関する具体的な8つの目標像が設定されている。

<宮川流域ルネッサンス基本計画>

平成10年(1998年)2月に策定された宮川流域ルネッサンス基本計画では、目標年度を平成22年(2010年)に設定し、平成22年(2010年)の宮川流域像や施策展開の視点、施策体系、施策の展開方策等について明らかにしている。

平成22年(2010年)の宮川流域像として「多様な生物の生息環境」「山から海に至る緑のネットワーク」など8項目の目標像に挙げている。また地域からの要望が強い重点施策として「流量回復関連施策」「生活排水対策」「森林総合整備」が位置づけられ、ルネッサンス事業を象徴するシンボルプロジェクトとして「奥伊勢フィールド・ミュージアム計画の推進」「支流域水環境保全戦略」「流域エコネットの構築」が位置づけられている。「奥伊勢フィールド・ミュージアム計画」は現在、「宮川流域エコミュージアム」と名称を変えたが、趣旨、計画内容等は変わらない。

<宮川流域ルネッサンス実施計画>

宮川流域ルネッサンス基本計画に基づき、第1次実施計画(平成11~14年度)、第2次実施計画(平成15~18年度)、第3次計画(平成19~22年度)を策定し、様々な事業を展開してきた。

第1次実施計画では、協議会の設立や水生生物調査、環境林の整備等、行政が実施主体となり事業の基盤整備を行ってきた。第2次実施計画では、「生態系保全」「森林保全」「水質保全」等の5つのテーマを設定し、テーマ別に住民と行政の協働の土台を作ってきた。

第3次実施計画では、ビジョン策定から10年が経過し、流域各地で展開されてきた自然や歴史、文化を守り育む活動をより一層充実させ、多くの人々の参画を得て広がっていくことを目指し、「新しい時代の公」「文化力」を2つの大きな柱と位置づけ、住民や民間主体で事業が展開できるよう支援し、宮川流域ルネッサンス事業をより一層推進し、日本一の清流宮川を守ることを目標としている。

b. 事業内容

宮川流域エコミュージアム

宮川流域ルネッサンス協議会では、地域住民が主体となり、地域の自然や歴史、文化などを語り伝えるとともに、人々の交流や学びの場を提供することを目指し、宮川流域を自然、歴史、文化などの地域資源が集積する「生きた博物館」として捉え、宮川流域案内人により、長い年月をかけて築き上げてきた「地域らしさ」の背景や想いを発信する「宮川流域エコミュージアム」に取り組んでいる。平成16年(2004年)には、宮川流域エコミュージアム全国大会を実施し、全国から約1,250人が参加した。平成21年度には宮川流域エコミュージアム大会を行い、「宮川まるごとバスツアー」など市町村、上下流域を越えたツアー等を企画・実施している。

< 流域案内人の養成 >

平成13年度から定期的に講座を開き、流域案内人を養成している。養成講座では、宮川流域ルネッサンス事業の概要、インタープリターとしての基礎知識等の講座とともに、野外活動の安全確保や応急手当、ガイドの実践などの実習も行っている。養成講座の受講と申請書の提出により、流域案内人に登録することができ、平成21年(2009年)10月現在、流域案内人の登録者数は約280名で、84%が流域内に居住している。案内人には宮川流域ルネッサンス協議会より登録証を発行している。

< 流域案内人による行事の実施 >

流域案内人は、自然観察会やハイキングなどの宮川流域の自然や歴史などの魅力を伝える行事を、自主的に企画し実施している。平成17年度には年間100回の自主企画行事が実施された。案内人は登録証を携行し、行事を実施している。登録者数280名のうち、実際に行事を企画し実施している案内人は50人程度である。

宮川流域ルネッサンス協議会では、ちらし作成などの広報と行事の受付を担っている。行事の受付は、宮川流域ルネッサンス協議会とエコミュージアムセンター「宮川流域交流館たいき」が窓口となっている。

平成18年(2006年)4月には「宮川流域案内人の会」が設立された。宮川流域案内人の会では、月1回運営委員会を行い、宮川流域ルネッサンス協議会も参画している。組織化により、流域案内人同士でお互いに助け合っていこうという動きが生まれ、「点」であった活動がようやく「線」となってきた段階である。現在、流域案内人同士がお互いに助け合って共同体を作ろうとしている段階である。

< 宮川流域交流館の整備 >

現在、宮川流域エコミュージアムの拠点施設 宮川流域交流館として、「宮川流域交流館たいき展示室」と「宮川流域交流館わたらい展示室」が整備されている。「宮川流域交流館たいき展示室」は、平成18年(2006年)4月にエコミュージアムセンター「宮川流域交流館たいき」として大紀町に整備され、宮川流域の自然・文化等に関する展示および流域案内人の活動拠点として活用されている。「宮川流域交流館わたらい展示室」は、主に展示施設として活用されている。現在、宮川流域交流館たいきは有人で運営を行い、わたらい展示室は無人で運営している。

「守ろう清流！宮川流域いっせい水環境チェック」の実施

宮川流域ルネッサンス協議会では、流域住民および子どもたちが、ふるさとの川である宮川への関心を高め、宮川流域が一つにつながっていることへの理解を促すことを目的として、設立当初より宮川流域いっせい水環境チェックの取組を進めている。調査開始時は宮川流域 100 地点で調査を行っていたが、現在では 50 地点で調査を行っている。

< 水環境調査の実施 >

流域住民やNPO、教育機関等のボランティアにより、宮川本流や支流 50 地点で、水質や景観に関する水環境調査が行われ、調査結果はホームページ等で広く発信されている。宮川流域ルネッサンス協議会が予算化、事業実施主体となり、流域住民やNPO、教育機関等に調査を依頼し、調査結果を宮川流域ルネッサンス協議会に集め、調査結果の共有や考察、情報発信等が行われている。ボランティアの年齢層は幅広く、地域住民をはじめ、(株)日本特殊陶業(NGK)などの企業や内水面漁協、三重県立昴学園高等学校などの教育機関等も調査を担っている。

水環境調査は毎年5月から2月までの計10回行われ、川の水を採取し、パックテストによりPHやCOD、アンモニア等を計測している。また河原のゴミの状況や川の中の様子等についても調査し、川の様子などをスケッチ等により把握している。

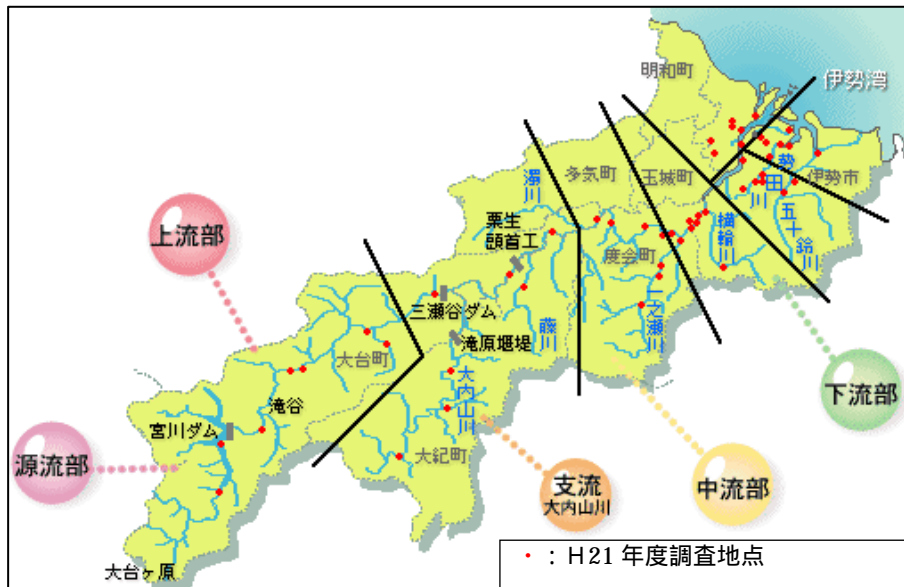


図2 - 7 - 6 : 調査地点一覧

出典：宮川流域ルネッサンス協議会資料

< ワークショップの開催 >

調査した内容を共有し考察することを目的に、ボランティア調査スタッフの有志が中心となり、毎月ワークショップを開催し、「日本ー美しい川」を目指し、話し合っている。ワークショップには、水生生物や河川等に関する有識者も参加している。

< クリーン小作戦の実施 >

ワークショップに参加しているメンバーが中心となり、啓発活動の一環として、流域住民との協働により清掃活動「クリーン小作戦」を実施している。

< 会報等の発行 >

ワークショップのメンバーにより、水環境の現状や活動状況などを掲載した会報「流域をつなぐ～50ポイント通信～」を発行している。また、ワークショップの中から選ばれた編集委員により、流域情報誌「私たちの清流 宮川」を定期的に編集・発行している。

想いをかたちにプロジェクト「宮川プロジェクト」

宮川流域ルネッサンス協議会では、第3次実施計画に基づき「宮川プロジェクト」を進め、宮川流域をより魅力的な地域にするために行う、広域にわたる取組や県内の流域圏づくりのモデルとなる取組を支援している。PLAN(宮川プロジェクト活動集の作成) - DO(各々が多彩な活動を展開) - CHECK(活動報告会を開催) - ACTION(翌年度に向けて振り返り)から成るPDCAサイクルを基本とし、流域住民やNPO等の自主的な取組に対し、宮川流域ルネッサンス協議会ではプロジェクト活動集を作成するとともに、ホームページ等で取組内容を広く情報発信するなどの支援を行っている。

宮川流域子ども川サミット

宮川流域ルネッサンス協議会では、平成14年度から宮川流域の小学5、6年生を対象に、川などの自然、文化、歴史を体験するとともに、上下流の子どもたちの交流を目的とし、年に1回、1泊2日の宮川流域子ども川サミットを開催している。

宮川流域ルネッサンス円卓会議

宮川流域ルネッサンス協議会では、流域住民や自治会、学校、企業、行政等、多様な主体が協力・連携して、様々な活動に取り組んでいくため、円卓会議を開催している。円卓会議の場を通じ、多様な活動を推進するとともに、住民主体の自立的なネットワークを創出することを目指している。

円卓会議では毎年テーマを設定し、「“想い”を“かたち”にするために、みんなで力を合わせて行動し、実現するため、話し合う場」を設けている。

c. 企業等との協働・連携の取組

宮川流域ルネッサンス協議会では、平成18年度から「守ろう！清流 かわせみ募金」を実施し、流域の清掃や植樹などの環境保全活動に活用している。平成21年度には、(株)アサヒビールが募金した資金を活用して、大台町と共催で、大台町松原地区の「ほたるの里公園」にて植樹イベントを実施している。イベントには(株)アサヒビールの社員も参加し、流域の活動団体、NPO等と交流・連携を図っている。

その他「宮川流域子ども川サミット」における企業からの食料や水の提供や、三浦漁協による植樹活動などの連携・協力はあるが、直接的に企業と協働・連携する取組は、今のところほとんど行われていない。漁協については、内水面と海の漁協では利害関係が異なることもあり、連携が難しい。もっとも上下流域がお互いに全く無関心かということではなく、例えば台風時に河口域に流木が流れてくることに対して、下流域からクレームが出ることもある。

d. 今後の展開

宮川流域ルネッサンス事業は活動として新たな試みであったこともあり、取組当初は流域市民等のボランティアのモチベーションも高かったが、取組開始から10年が経ち、徐々にモチベーションが低下していると感じる。ボランティアの数も減少しており、宮川流域いっせい水環境チェックのワークショップでの人の集まりも悪くなってきた。

宮川流域ルネッサンス協議会では、宮川流域ルネッサンス基本計画の目標年度が終了する平成22年度以降については現在検討中であり、今後、行政がどのように関わっていくのか、経費のかかる事業等について継続していくのか等について話し合っている。また、宮川流域ルネッサンス基本計画は三重県が策定したものであり、これまでは県が力を入れて進めてきたが、今後は宮川流域ルネッサンス協議会が主体となり、新たな計画を策定する方向で検討している。

宮川流域案内人についても、将来的には全体の企画、調整等を担うことができる人材を輩出し、自主自立的に運営されるのが理想だが、今の状況では難しいと感じる。今後NPO法人となるなどの展開も考えられるが、あくまで自主性を重視したい。流域案内人の活動は地域振興に

もつながるため、もっと活性化して欲しいと考えている。

また宮川にとって、伊勢湾とのつながりは重要である。宮川は、ミネラルが多い水を伊勢湾に供給している。今後は、山川海の関係を意識した取組も展開していきたいと考えている。

7 - 3 . 有識者ヒアリング

(1) 東京大学大学院総合文化研究科助教 (当時) 清野 聡子 先生

東京大学大学院総合文化研究科助教 (当時) 清野聡子先生より、中部地方の地域的特色、ネットワークの形成等についてヒアリングした。

表 2 - 7 - 11 : ヒアリング内容

1 . 中部地方の地域的特色について

- ・中部地方の特色として、物事を分類し整理する科学的な視点を持っていることが挙げられる。江戸時代から顕著になってきた特色で、調べることへの興味が市民に根づいている。
- ・中部地方は、組織化することに慣れている。組織づくりのスピードが速く、また生物多様性フォーラムの定款をみても分かるように組織づくりが丁寧である。ガイドラインやスタンダードを作ることも中部地方は得意としている。表浜でもウミガメに関するガイドラインを策定している。
- ・外に閉じやすい (地域に目が行く) 反面、国際化の視点を持っていることも、中部地方の特徴である。「納得すれば動くが納得できなければ動かない」という気質があり、理念だけでなく合理的で地域の人に役に立つことを重要視している。

2 . 市民活動、ネットワークの形成について

- ・市民活動には、フィールド向けの市民活動と会議向けの市民活動があり、どこに視点があるかは団体によって異なる。
- ・市民活動にとって、研究者は相談できる相手であることが大切である。また研究者はリストが作成されても人間関係でしか動かない。市民活動と研究者の最終的なマッチングが重要である。
- ・行政は行政にしかできないことを担う必要がある。国際化は行政にしかできないことだと考える。
- ・環境省と林野庁のパートナーシップがあれば、流域全体を保全することができるのではないかと。行政所管のデータなど、市民にはどうしても越えられないハードルがあり、環境省が市民目線でコーディネートすることで、市民の活動を支えつなぐことができると考えられる。また市民のニーズにあわせた情報の加工も求められている。
- ・ゴミの調査をすると、海と川の間や水と風の流れが分かり、視野が広がり、自治体レベルと市民レベルとつなぐことができるのではないかと。また川ごとにゴミが違うなどを調べていくと、政策に反映することもできると思われる。
- ・協働は、お互いにリスペクトできる関係であることが重要である。

3 . 伊勢・三河湾再生の展望、ビジョン作成の考え方について

- ・毎日生活している人の視点を取り入れた市民協働を考えることが重要である。市民活動だけでなく、市民活動をしていない生活者によっても生物多様性は守られてきた。中部地方は農林水産業を近く感じられる場であり、生活者の視点を取り入れると農林水産との関わりが見えてくる。
- ・地域の自治会や、港湾労働組合等の業界団体のボランティアなどが生物多様性の保全に貢献してきた。国立公園の管理は自治会が支えているところも大きく、また例えば用水路について不便だと分かりながらも自然型のものを採用することに同意してくれるような、地道でいい意味で田舎らしい感覚が大切である。COP10でもこのような点をアピールできるとよい。COP10では日常の中でどう自然とかかわっているかが分かる形でエクスカージョンが行われると効果的だと考える。

(2) 三重大学生物資源学部 招へい教授 関口 秀夫 先生

三重大学生物資源学部関口秀夫先生より、伊勢・三河湾流域における問題点・課題や、市民団体等のネットワーク等についてヒアリングした。

表2-7-12: ヒアリング内容

1. 伊勢・三河湾流域における問題点・課題について

- ・ビジョンの作成にあたり、これまで行われてきたダム建設等の社会資本整備の状況を全て明らかにすることが必要、そうした社会資本整備による産業の発展等により私たちが豊かな生活を享受してきたという正の側面が厳然としてあること、同時に流域環境が著しく悪化したという負の側面があること、この2つの事項を等しく整理・認識(戦後60年のオーバービュー)した上で、今後、事業官庁や保護団体等がどのようにしていくのか、ということを経験していきべきである。
- ・なお、現状について視覚的に認識を深める資料として、ダム建設等の社会資本整備の位置、数、規模を反映した図を作成してはどうか。
- ・伊勢・三河湾流域問題点は、貧酸素水塊の問題に帰結。貧酸素水塊を解決するという目標は共有できるのではないかと。貧酸素水塊を生じさせる個別の問題点及びそれに関するデータの所在等は、次のとおり。

(1) ダム・堰・導水路

- ・ダムにより淡水の流下量が減少して、内湾の海水循環が生じにくくなり内湾に陸上起因の窒素が溜まる。また、ダムの堆砂により内湾に至る砂の量が減少して浅場が減り、窒素等の浄化能力も低下する。
- ・中部地方整備局は河川のダム配置図の図面を持っている。また、国土技術政策総合研究所の藤田氏はダムの堆砂発生量に関する研究をしている。

(2) 流域からの汚濁物質流入

- ・下水からの窒素の流入が多い。伊勢湾流域の下水道の整備率は東京湾、大阪湾と比較して低い。下水道が整備されていない地域では、一般家庭で個別又は共同で浄化槽を設置することとなっている。しかし、浄化槽は頻りにメンテナンスをする必要があり、多くの浄化槽でメンテナンスは行われていないと思われる。メンテナンスが行われない浄化槽からは極めて悪い水質の水が排出される。メンテナンスが行われない浄化槽からどの程度の窒素が伊勢三河湾に流入するかは把握できていない。
- ・畜産施設からの垂れ流しも問題。
- ・その他畑地等の非特定汚染源からの窒素の流入が問題。輸入した大量の化学肥料を使用して野菜を生産してきたが、その窒素分がそのまま伊勢三河湾流域に対する窒素の負荷となっている。化学肥料をまいた時に、作物と同化する窒素、畑地に残存する窒素、溶出して小規模な河川等から流れ出る窒素の量はいずれも詳細には分からない。県単位で溶出のデータはあるが、信頼性が低い。
- ・環境省と農林水産省が共同で、田畑への適正規模の施肥を行うよう勧告しているはず。
- ・なお、外洋から伊勢・三河湾の海底に流入する窒素分も多いことが分かっている。外洋の海底では生物の死骸が分解されることなく蓄積され続けていることから、窒素分が恒常的に高いことが知られている。黒潮からの流入や季節風に起因する内湾海水の循環で、外洋から窒素が多く伊勢・三河湾の海底に流入して、さらに表層にわき出すことも知られている。しかし、陸上起因の窒素分の増加は高度経済成長以前には無かったものであり、削減していく必要がある。
- ・重金属の流入は意外に知られていないが問題。産業技術研究所のホームページで伊勢・三河湾で調査をした結果が掲載されている。

(3) 外来種

- ・海洋性の外来生物(ミドリガイ、イッカククモガイ等)が増加。

2. データ、資料について

- ・国土交通省の「伊勢湾環境データベース」を始め、伊勢・三河湾に関する多くのデータベースがある。その中には過去の使うことができないデータばかり蓄積して役に立たないも

のも見受けられる。

- ・現在必要とされているのは、データベースの新設よりも既存データベースのリスト化とデータのアクセス方法等を記載したガイダンス。また、上記「1. 伊勢・三河湾流域における問題点・課題について」で指摘したような不足しているデータの洗い出しと、それに準じた調査。
- ・データの集約や発信に関しては、琵琶湖の例（滋賀大学の岩松氏の取組）が参考になる。

3. 市民団体等のネットワークについて

- ・COP10後を考えるとネットワークの構築自体よりも維持についての検討を重点的に行うべき。
- ・例えば、三重県内では「みえのうみ」は三重県が力を入れて取組をしていたが、県による金銭的な負担ができなくなり、廃止されることとなった。そこで、伊勢三河湾流域ネットワークでの受け入れを検討しているようだ。
- ・ネットワークを長期間継続させるためには、ボランティアが原則で、事務局に運営に係るお金が少しだけあるという状況が良い。藤前協議会を良い事例として参考にするべき。

4. 伊勢・三河湾再生の展望、ビジョン作成の考え方について

- ・ビジョン作成の目標としては、貧酸素水塊の問題を解決するというのであれば、誰もが納得して共有できるのではないか。
- ・まずは現況の把握と視覚的にわかりやすい資料、図を作成する。その上で問題点を列挙し、行政、有識者、市民で問題意識を共有することが重要。
- ・解決策の提示には作業時間が不足。例えば、「河川整備計画」においても、30年スパンでの河川整備の計画が立てられており、そうした計画は周辺の産業や歴史的な経緯のある既得権益等と強く結びついている。こうした計画について、純粋に環境保全の立場から逐一検討していけば、整合性がとれない部分も生じうるし、それを一つ一つ検討するとなると、議論が終わらない状況となる。
- ・具体的な解決策が盛り込まれた「きれいなビジョン」はできないかもしれないが、全者が同じテーブルにつき、問題意識を共有するだけでも意義があると思う。

5. 「制度的問題」について

- ・第1回意見交換会の中で「制度的な問題」という発言をしたが、これは具体的には、例えば河川整備計画等のように、事業の必要性についてオープンな場で議論されないまま官庁の中で実施が決定され、地域に意見を言う機会はあるものの反映はされず、その後法令に基づき実施に向けた手続きが粛々と進められていくような状況のこと。
- ・このような問題を解決するためには、市民や専門家が計画の上流から携わることが可能な戦略的環境アセスメントを、形骸的ではなく実質的に活用すべき。
- ・これまでの事業決定手順には「やめ方のルール」がない。

7 - 4 . 自然環境保全活動の特性と課題

(1) 各団体の自然環境保全活動の特徴と課題

各団体の自然環境保全活動の特徴と課題について下表に整理した。

表 2 - 7 - 13 : 各団体の取組の特徴と課題

		団体	主な取組 内容等	取組の特徴	取組の課題
海で活動する団体	1	伊勢・三河湾流域ネットワーク	海の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の協働・連携による自然環境に関するデータの収集 ・身近な素材に着目した普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの強化・再生
	2	藤前干潟を守る会	藤前干潟における多様な主体と連携した干潟保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進 ・活動拠点施設の運営 ・環境政策に関する提言活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の干潟も含めた伊勢・三河湾全体の再生 ・来訪者対応の強化
	3	愛知県水産試験場	伊勢湾・三河湾のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見に基づいたモニタリング等の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にも分かりやすいデータの提供 ・モニタリングを通じた関係機関への提言
森・里で活動する団体	4	社団法人奥三河ビジョンフォーラム	奥三河地域における地域活性化にむけた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の協働・連携による自然環境に関するデータの収集・活用 ・地域資源・文化等に関する情報の発信 ・自然環境資源を活用したエコツアーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の多様性や地域文化の継承などに関する総合的な保全・活用方策の検討
	5	矢作川水系森林ボランティア協議会	矢作川森の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の協働・連携による自然環境に関するデータの収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林所有者・行政等との連携 ・協働する活動団体・研究者の把握
	6	東京大学愛知演習林蔵治研究室	矢作川森の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見に基づいた取組 ・多様な主体の協働・連携による自然環境に関するデータの収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然科学系の研究者の育成 ・フィールドとしての演習林の開放・利活用の方法の検討
	7	豊田市矢作川研究所	天然アユの調査・研究、矢作川森の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的知見に基づいた取組 ・自然環境保全活動団体等との連携 ・流域情報の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域住民・行政・諸団体等との連携の強化 ・政策と連携した取組の推進
	8	矢作川漁業協同組合	天然アユの保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・天然アユに特化した保全活動 ・多様な主体と連携した広域的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業の振興 ・海面漁業、内水面漁業との連携の強化 ・地域社会の経済的・文化的発展への寄与
	9	宮川流域ルネッサンス協議会	宮川流域ルネッサンス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と協働・連携したフィールドミュージアムの推進 ・多様な主体の協働・連携による自然環境に関するデータの収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアのモチベーションの低下 ・自主自立的な運営に向けた人材の育成 ・地域社会の振興 ・山川海のつながりを意識した活動の推進

(2) 自然環境保全活動の特性と課題

1) 自然環境の現状を把握するためのデータの収集と活用

伊勢・三河湾流域では、自然環境の現状を把握するため、愛知県水産試験場や豊田市立矢作川研究所などの専門機関のほか、市民等による「森の健康診断」「海の健康診断」「守ろう清流！宮川流域いっせい水環境チェック」など市民による調査結果がデータとして蓄積されていることが特徴的である。

しかし、市民主体の取組では収集されたデータが分析等が行われなまま放置され、データが有効に活用されていないケースもある。また、専門機関が発信するデータを市民が活用するためには、データの所在を市民が容易に把握できることが必要とされる。

伊勢・三河湾流域で進められている矢作川森の健康診断では、研究者が矢作川森の研究者グループを組織し、健康診断の方法について科学的な裏づけや指導・助言を行い、集められたデータを分析し報告書を作成している。

多様な主体が自然環境の現状を把握するためのデータを収集し、共有・活用するためには、このような事例を参考として、多様な主体のきめ細やかな連携・協働を推進・強化していくことが求められている。

2) 目的に応じたネットワークの構築

伊勢・三河湾流域では、環境問題や愛・地球博などの国家的催事等を契機に、目的に応じて組織やネットワークが形成されてきた。このため、伊勢・三河湾流域では、1団体が複数のネットワークに所属している状況を生み出している。

伊勢・三河湾流域の再生に向けて「機能するネットワーク」を構築するためには、市民活動団体相互の役割分担や、市民、行政、企業、専門機関など各主体の役割分担を検討し、効率的、効果的な市民活動ネットワークを構築していくことが必要とされている。

3) 持続可能な地域づくりに向けた取組の推進

宮川流域ルネッサンス協議会や社団法人奥三河ビジョンフォーラムによるエコツーリズムの推進および矢作川漁業協同組合による天然アユの保全活動など、地域活性化や生業を視野に入れた活動も多く展開されている。

しかし、イベントなどの一時的な取組から持続可能な地域づくりに寄与する取組へと発展させるためには、地域住民と都市住民との意思疎通や体制の確立等、長期的な取組が不可欠であり、活動を持続的に展開する必要がある。

活動を持続的に展開し持続可能な地域づくりにつなげるためには、地域のリーダーとなる意欲ある人材の確保・育成を図るとともに、都市農村交流などによる保全再生の取組に必要な人材を確保するなど、人材育成を含めた総合的な保全・活用方策の検討が必要である。

第3章 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想 (エコミュージアム構想)の検討

前章では、自然環境・社会環境の特性や課題について自然環境保全に係る法制度等の概況と併せて把握するとともに、地域資源や多様な主体による自然環境保全への取組状況等を整理した。

本章では、これらを踏まえ、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を具体的なものとするため、海エリア、里・海エリアのそれぞれにおける人材育成・活動プログラムの実証実験の検討等を行ったことについて記述する。また、上記の結果をふまえ、エコミュージアム構想策定検討委員会において、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を検討した結果について記述する。

なお、エコミュージアム構想を検討する過程で、本構想が市民・地域による自主的な取組の連携を図り、長期的な見通しを示すことを強調する観点から、「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」とも称することができるという結論に至った。また、本構想を検討するエコミュージアム構想策定検討委員会については、有識者及び行政機関のみで検討するのではなく、自然環境保全への取組を実施している主体も多く参画して有識者や行政機関との自由な意見交換を通じて作り上げていくことが必要であるという観点から、その名称を「意見交換会」として実施した。

3-1 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を実現するための人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験

1 海エリアにおける人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験に向けた検討

(1) 人材育成・活動プログラム等の検討

伊勢・三河湾流域における海エリアでは、干潟が有する生物多様性保全機能が重視されている。また、市民が活動する上では、干潟は比較的安全な場所といえる。

このため、海エリアにおける人材育成を目的とした活動プログラムとして、「海の健康診断」をとりあげ、伊勢・三河湾流域における持続可能な構想づくりを実現するために、「海の健康診断」の一斉調査の可能性について検討することとした。

検討に際して、伊勢・三河湾流域ネットワークが平成19年(2007年)12月に実施した調査の成果と課題について整理した。

表3-1-1:「海の健康診断」診断項目

	対象	調査内容	記録方法
眺望調査	全景 野鳥 種生	季節変化 時代変化 種類数	ビデオカメラ 望遠鏡・写真
表面調査 1㎡ (待機 5分) (観察 5分)	生き物の行動 巣穴	種類数 穴の数 変化	写真 スケッチ
時限掘り起こし 1㎡ (10分)	土砂・水 生き物 (外来種)	種類数 重量 大きさ	軽量・計測 写真・スケッチ
五感評価 目・耳・鼻・触・舌	評価をしている人	大自然が人に与える精神的な効果	採点方式と記述式の感想の併用
聞き取り調査	地域住民など	住民の生活感の変化	筆記・録音・録画
事前の文献調査	歴史などの社会変化・ 地形変化	過去の開発経過 開発計画の有無 漁業権の有無	図書館・博物館などでの資料閲覧・解説
食味調査	地元水産物 感魚・浮魚・回遊魚 貝・海藻	どのあたりで・どれくらい獲れているのか。 いつ美味しいか	筆記・写真等で記録し、料理本・季節の催事にまとめる

出典：伊勢・三河湾流域ネットワーク「海の健康診断報告書」

表3 - 1 - 2 : 「海の健康診断（平成 19 年（2007 年）12 月）」の成果と課題

成果	<p>(多様な主体との交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日飛び入りを含めて 30 数名の参加者と、ガタレンジャー、実行委員など総勢 50 名+で、たのしくにぎやかに行うことができた。 ・はじめてにしては大成功だった。いろいろな人に出会い、たのしくやれた。 <p>(五感による干潟の体験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の様子を見てみると、はじめのじっと観察する時間から掘り返しに移って、「何これ～」「かわいい～」という楽しげな声が潮風に乗って流れてきて、見えない干潟の生物たちのざわめきが聞こえてくるようだった。 ・「五感による評価」では、小学生からシニアまで、五感のアンテナを開いて、干潟やいのちの輝きを感じ取り、受け止められていた。
課題	<p>(目的・手法について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を「調査」におくのか、「啓発」におくのか、「トピック」に限定するのか？ ・全体に時間をかけすぎ、とくに午後の時間が長すぎて、だれていた。 ・表面観察のとき、静止 5 分は子どもには無理。 ・毎年定点で続けたほうが良い、事前に前年の結果を見せて動機付けると良い。 ・今回の手法は、年 1 回の大掛かりなしかけだけでなく、月例の探検隊や委託・体感学習など、いろいろな場面で使われることを期待している。それらの結果が総合されて、干潟の生物相や環境状況の把握が継続的に行われることになるのが望ましい。 <p>(実施時期について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続するといいが、夏だったので、午後疲れて居眠りする人も多かったようだ。 ・毎年続けるとしても、時期は考えたほうが良い。 <p>(実施体制について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーに対する事前の話し合いがもっと早くからあるとよかった。 ・「探検隊」との共催だったが、伊勢・三河湾流域ネットワークの主導だった。 ・進行がよく理解できていないため、主体的になれず、やらされている感じになった。

出典：伊勢・三河湾流域ネットワーク「海の健康診断報告書」ふりかえりより抜粋

(2) 実証実験に向けた検討

1) 干潟保全活動団体の意向把握

海エリアにおける実証実験として、平成 22 年（2010 年）に伊勢・三河湾流域における干潟一斉調査（各干潟で同時期に「海の健康診断」を実施し、その結果を比較すること）を実施することを想定し、その準備段階として、一斉調査の意義、課題などの検証、取組の骨子と目的の明確化を図るため、汐川、一色、六条潟、藤前、高松、松名瀬等の各干潟に関わる市民団体、漁業関係者等の意向を把握した。

意向把握に際しては、下記に示すように海エリアに関するワーキンググループ（干潟に関する意見交換会）を平成 22 年（2010 年）2 月 25 日に開催することで対応した。

表3 - 1 - 3 : 海エリアに関するワーキンググループ（干潟意見交換会）出席者一覧

氏名	団体名
大矢 美紀	伊勢・三河湾流域ネットワーク
亀井 浩次	NPO 法人 藤前干潟を守る会
木原 寿代	松名瀬干潟ウォッチング
白鳥 敏夫	ミクロコスモスみえのうみ
西口 恵子	白塚の浜を愛する会
藤岡 エリ子	汐川干潟を守る会
村上 誠治	中部の環境を考える会
山本 茂雄	アジアの浅瀬と干潟を守る会

市民団体や漁業関係者から、伊勢・三河湾の保全ならびに、実証実験に対して、以下のような意見が出された。

表3 - 1 - 4：海エリアに関するワーキンググループ（干潟意見交換会）における主な意見

<p>【伊勢・三河湾の保全について】</p> <p>（現状と保全について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域住民が海や干潟に対して興味を持っていないことを強く感じる。目の前にあるものの大切さを伝えるのは難しい。・ 六条潟は堤防の工事をしていて、陸からのアクセスが非常に難しい状況にある。・ 伊勢・三河湾の干潟の保全は、伊勢・三河湾および流入する河川の流域全体として考えていく必要があり、例えば陸域も含めて幾つかの湿地や干潟をまとめてラムサール条約の登録湿地とする方法も考えられる。・ 伊勢・三河湾を巡る流域の問題は明らかだが、そこに関心がないことが問題であり、その意識を変えることが必要である。 <p>（市民活動とネットワークの構築について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 伊勢湾流域全体をつなぐネットワークを形成し、伊勢湾流域全体を再生するためには、情報の発信、資料の作成、道具の貸出など、活動の支援や団体相互の交流を手助けする組織が必要である。・ アユをきっかけに、伊勢湾内の「海」「浜」「砕波帯」にも目を向けてもらい、川を上って山に行くという一つの連携ができるよい。・ 上下流の交流は頑張らなくてもできる、いつの間にか上流が下流に行き、下流が上流に行くような流れができることが重要であり、ヒトとモノが流れる仕組みを作ることが必要である。 <p>【海健康診断一斉調査について】</p> <p>（調査の目的について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査の目的について整理する必要がある。みんな楽しく調査をして干潟の良さを体感するのが、データを収集して将来的にそのデータを利用するのかについて考える必要があり、どちらも目的とすることが重要であることは理解できるが、実施は難しいと考える。 <p>（調査方法について）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査をしても専門家がいなければデータの分析・解析ができないので、専門家との連携は不可欠である。・ 子どもに五感で伝えるために日を設定して海に来てもらうことは、まるで授業のようであり有意義だとは思えない。・ 市民団体では人を集めるのに苦労している。人を集めることはお任せしたい。・ 例えば、木曾三川の源流からモノを流し、どこにそれが漂着するかという調査を行い、上下流、森と川、海のつながりが分かりやすく感じられる調査をしてはどうか。・ 海岸だけではなく、流域全体を考える視点を組み合わせると、意識を高める、注目を集める可能性を高められることができるのではないかと。・ 市民団体は今の活動で手一杯であり、調査のために今以上の負担をかけられても対応できないのが現状である。

2) 実証実験に向けた課題の整理

ア) 目的の整理

実証実験の目的を、データの収集・活用とするのか、干潟の重要性を楽しみながら伝える普及啓発とするのかについて整理する必要がある。

データの収集・活用を主目的とする場合、専門家によるデータの分析・解析が不可欠であり、専門性の高い調査体制を検討する必要がある。

普及啓発を主目的とする場合、調査そのものに分かりやすく、楽しい、人を惹きつける仕掛けが求められる。

イ) 実証実験の手法の検討

干潟の保全活動に関わる市民団体からは、海をつなぐを意識した干潟の一斉調査よりも、森、里、海をつなぐや、上流と下流をつなぐを意識できる実証実験手法が望ましいとの意見が具体的例示も含めて出された。

このため、実証実験の目的を整理すると共に、実証実験の手法についても、「海の健康診断」以外の取組を検討していくことが必要とされる。

特に、干潟で実証実験を行う場合には、活動可能な曜日、時間帯に干潟が出現する日はそれほど多くなく、日程の調整も含めて、早期に検討を進めていくことが求められる。

ウ) 実施体制の検討

「海の健康診断」一斉調査を実施するためには、干潟の保全活動に取り組んでいる市民団体、科学的知見に基づいた指導・助言を行う専門家、活動を推進し支援する行政等、多様な主体の協働・連携が不可欠であり、各主体が主体的に関われるよう事前に役割分担について十分に検討しておく必要がある。

また各干潟では、地域住民による干潟の魅力の発見や認識の拡大が求められており、地域住民が主体的に関われる仕組みを検討することが望ましい。

エ) 情報発信手法の検討

各干潟で行われている観察会やイベント等では、参加者の確保が課題となっている。一斉調査では、催事的に行うことにより、干潟の保全活動に取り組んでいる市民団体のヨコのつながりの強化を図るとともに、干潟や自然、環境にあまり関心を持っていない市民が参加し、市民による干潟の保全活動の裾野を広げることに重要である。干潟にあまり関心を持っていない市民にも事前周知できるよう、効率的で効果的な情報発信手法を検討する必要がある。

2. 森・里エリアにおける人材育成・活動プログラム等の検討及び実証実験に向けた検討

(1) 人材育成・活動プログラム等の検討

伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想(エコミュージアム構想)を実現するためのモデルとなる活動として「森の健康診断」や「流域再生調査」等に着目した。「森の健康診断」は人工林の実態調査を行うものであるが、こうした活動を拡大し、地域に定着させるためには自然環境保全活動を行う団体の実態把握を行った上で当該団体と連携できる研究者等とのコーディネートが必要であるが、矢作川流域以外ではそのような体制を早急に構築することは困難と判断した。一方、「流域再生調査」は民間団体同士の対面による民間団体実態調査を行うことであり、流域の現状を明らかにするとともに、コーディネーターやインタプリターのネットワークを構築することができ、「森の健康診断」をはじめとする諸活動の実施やその拡大の基礎となるものである。

そこで、多様な主体の協働・連携のもと活動を推進するため、森・里エリアワーキンググループの活動として、伊勢・三河湾流域の再生に向けたネットワークの構築を目指す「流域再生調査」に着目し、コーディネーターやインタプリターなどを育成した。

1) 伊勢・三河湾流域再生調査の概要

- ・ 伊勢・三河湾流域ネットワークでは「かつての豊かな伊勢・三河湾を取り戻すために機能するネットワークをつくる」ことを目的に「伊勢・三河湾流域再生交流会議」を立ち上げ、様々な現場に出かけ言葉を交わし、喜びや苦悩など生の姿に直接ふれ、活動の「自慢(光)」と「課題(影)」を明らかにする流域再生調査を展開している。
- ・ 流域再生調査は、基礎データを集積することが目的ではなく、調査の過程でネットワークが形成されていくことを重視しており、最大の成果は、伊勢・三河湾流域で活動する代表的な環境保全団体が「伊勢・三河湾流域再生交流会議」に結集し、他地域の異業種団体への現地に赴きヒアリング調査を実施する、つまり「対面調査」を行うことにより、強固なネットワ

ークが形成されていくことにある。

- ・ 第1期調査では、平成20年度環境省中部地方環境事務所が実施した調査の一環として、主に環境保全団体を対象にヒアリング調査を実施した。第1期調査の反省として、漁業協同組合や林業従事者など、暮らしや生業に関わる活動について把握していく必要があるという意見があったことから、本調査ではより、森・里の営みに関わる活動を対象に対面調査を実施した。
- ・ 調査については、テーマ別にグループ(組)を組織し、グループごとに独自の視点を持って進めた。なお、調査にあたっては活動団体の変化や連携している団体などを記載すること、直面する課題を把握すること、今後の展望などの調査項目を定めたマニュアルを策定し、調査結果フォーマットも定めて同一のまとめ方が可能となるよう実施した。

表3-1-5: 伊勢・三河湾流域再生調査の概要

目 的	かつての豊かな伊勢・三河湾を取り戻すために機能するネットワークをつくる	
これまでの経緯	2005年1月	「伊勢・三河湾流域ネットワーク」設立 あまりに現場を知らなかったことを認識・反省
	2009年3月	環境省中部地方環境事務所による伊勢湾・三河湾流域で生物多様性の保全に取り組む活動団体調査に協力(第1期調査:35団体)
	5月30日	「伊勢・三河湾流域大交流会」開催 第1期調査の報告、「山川里海業界トークショー」等を通じて、「現場に行き、生の声を聞くことが大事である」ことを確認。
	6月	流域再生調査を継続するために「流域再生交流会議」を設立
	8~11月	第2期調査
	11月21日	山川里海セミナーにて「第2期流域再生調査中間報告」実施
ミッション	現場に行き、直接現場の人たちの苦悩や喜びや課題に触れる 生の声を引き出す。 その生の声をみんなで共有しよう。 「流域再生交流会議」独自のホームページにアップ 課題をあぶりだす。 集い、知恵の交換をする	
今後の予定	・ 第2期調査の課題の抽出 ・ 第3期調査 平成22年(2010年)1~3月	

出典: 伊勢・三河湾流域ネットワーク資料より作成

2) ワーキンググループの開催

森・里エリアワーキンググループ(伊勢・三河湾流域再生調査に関するワーキンググループ)を開催し、山川里海の交流の重要性や交流のあり方や伊勢・三河湾流域再生調査の手法などについて議論した。

表3-1-6: ワーキンググループにおける主な意見

<p>【海と山の営み・暮らしについて】 (現状と課題について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海と山の現状は大きく異なる。海では現在も漁業が成立している一方で、山では生業が成立していない。海と山を比べると、山や里には資源がない。山村では、収入を得ることが大変な状況にある。 ・ 棚田保全活動などの農山村で行われている多様な活動は都市住民にとって魅力あるものと感じられるが、これらの活動が地域の生業に結びついているかどうかを把握する必要がある。活動を持続的に展開し、地域の活性化に寄与するものにするためには、地域の生業に結びついていることが重要である。 ・ 集落の高齢化などにより、山村や離島等では、地域の活力自体が低下している地域もある。
--

地域住民が地域を維持することに負担を感じると、地域を離れてしまう可能性があり、結果的に地域の存続が難しくなる。山村の価値を社会的に評価するシステムや一度地域を離れた人が再び戻ってこられる仕組みを作る必要があり、そのためには地域内外のネットワークを構築する必要がある。

(山川里海の交流の重要性について)

- ・ 山村における活性化に向けた取組では、地域の枠組みを越えた協働・連携が重要である。
- ・ 農山漁村と都市の交流は、「外の眼」による地域の魅力の発見や、地域の活性化の知恵と機会をもたらす可能性がある。
- ・ 地域の将来像をどう考えるかは難しい問題であり、地域内外を問わず多様な主体が集まり地域の将来像について意見交換する場があることが重要である。

(山川里海の交流のあり方について)

- ・ 都市住民が外部から関わる場合、一過性の関わり方ではなく、持続的につながりを維持していく仕組みを考えていく必要がある。
- ・ 都市と農山漁村の交流を進める上で、都市住民が取組を行うためには、まず都市住民の「思い」を一つにすることが大切である。
- ・ 農山漁村や都市のコミュニティのあり方や社会のあり方を整理して、伊勢・三河湾流域における海であるべき姿と山であるべき姿を考えていくことが重要である。
- ・ 山川里海を含めた流域を一つの単位として、持続的にヒト・モノ・カネが回る仕組みを考えていく必要がある。

【伊勢・三河湾流域再生調査について】

(調査目的・手法について)

- ・ 流域再生調査の目的は、情報交流なのか、ネットワークの構築なのか、それとももっと具体的に地域に関わっていくことなのかというあたりをはっきりさせて、どこを目指すかを明らかにする必要がある。
- ・ 流域再生調査は人と人が現場で出会って話し交流することから始まるネットワークづくりであり、収集した情報を見える形で伝えることが大事である。山や里、海の暮らしの実態を把握し、地域のありのままの「今の現実」を都市住民に正確に伝え、市民に何ができるのかということを知りやすく発信していくことを目的とするべきである。

(情報共有・発信について)

- ・ 現代はインターネットの影響がとても大きい。情報を周知して交流する場所を設けることだけでも、ネットワークとして大きな意味がある。今あるものをより活用して広げていくためにも、情報共有は重要である。
- ・ 伊勢・三河湾流域ネットワークとして、集めた情報のうち何をどう発信していくのかを考えていく必要がある。インターネットは簡単だが、情報として軽くなる。どういう風に見えるように伝えるかが大事であり、情報をどう共有するかが大切である。
- ・ 「生物多様性」の言葉の通り、人の価値観も多種多様である。調査のマニュアルと併せて、報告のフォーマットを作ると、情報がわかりやすく整理され、情報共有する上で有効である。
- ・ 広げるだけでなく、どうつないでいくかが大事である。例えばホームページで情報を発信する場合、常に情報が更新されていくことが重要である。データをどう使っていくのか、見えるように発信していくことが必要であり、変わっていく余地のあるデータベースとすることが重要である。

(今後の展開について)

- ・ 第2期流域再生調査は、生物多様性フォーラムのカウントダウン 2010 事業の一環として行っているため、報告書として「みえる形」でまとめ、発信していくことを予定している。
- ・ 例えば「みえのうみ」のような取組を継承するにはどうすればいいのかなど、話を聞くだけでなく、伊勢・三河湾流域ネットワークとしてできることがあるのかどうかを考えていく必要がある。また取組の推進役となるキーパーソン存在は大きく、キーパーソンの人材の発掘が大事である。
- ・ 流域再生調査は、地域通貨などの先進的な取組や知恵を紹介する「触媒」として、地域間交流を促す役割を果たすことができる。そのためには、調査で収集した地域の「生の声」を、都市住民がわかりやすい形で発信することが重要である。

(2) 実証実験の実施

1) 調査概要

伊勢・三河湾流域の再生に向けたネットワークの構築のあり方を検討するため、木曾川上流域で暮らしや農林漁業の営みと関連した取組を展開している 13 団体の活動団体を対象に「伊勢・三河湾流域再生調査」を実施した。

表 3 - 1 - 7 : 調査概要

調査趣旨	伊勢・三河湾流域の再生に向けたネットワークの構築のあり方を検討することを目的として、現場に直接行って、直接現場の人たちの苦悩や喜び、課題に触れ、生の声を共有し、課題を把握し、集い、知恵の交換を行う「対面調査」を実施する。
調査期間	平成 21 年 (2009 年) 10 月 ~ 平成 22 年 (2010 年) 1 月
調査対象地域	木曾川水系上流部 (主として、中津川市、恵那市、白川町、東白川村、八百津町、御嵩町、南木曾町等)
調査対象団体	上記対象地域で森・里などの保全・再生活動を進めている団体 13 団体
調査内容	各団体の活動状況 (活動内容、活動経緯、他団体との連携、調査研究の実施状況等)、課題、今後の展望 等

表 3 - 1 - 8 : 調査対象団体

	団体名	活動地	
		県	市町村
1	NPO法人 恵那山みどりの会	岐阜県	中津川市
2	加子母優良材生産クラブ	岐阜県	中津川市
3	加子母スカイウォーカーズ	岐阜県	中津川市
4	かしもりのいえ	岐阜県	中津川市
5	栗くり工房	岐阜県	中津川市
6	自然体験工房NENO	岐阜県	中津川市
7	NPO法人 山里文化研究所	岐阜県	中津川市
8	杉組(そまぐみ)	岐阜県	恵那市
9	堀尾ハウス	岐阜県	恵那市
10	乗政DVC	岐阜県	下呂市
11	森のなりわい研究所	岐阜県	下呂市、 可児市ほか
12	NPO法人 みたけ・500万人の木曾川水トラスト	岐阜県	御嵩町
13	南木曾木材産業株式会社	長野県	南木曾町

2) 実証実験のまとめ

ア) 実証実験による成果

自然環境保全活動の実状の把握

高齢化により構成人数が減少している団体がある一方で、構成人数が増加することにより事務的な負担が多くなり、活動に時間が割けなくなっている団体があるなど、地域の「生の声」を通じて、データベース等では把握できない、個々の市民団体等の実情について把握することができた。

また、キーパーソンによる前向きで積極的な取組が活動の推進力に結びついている市民団体も多く、伊勢・三河湾流域の再生に向けて「機能するネットワーク」を構築するためには、コーディネーターやインタープリターとなるキーパーソンの発掘が重要であることが明らかとなった。

調査を通じた交流の促進

自然環境保全活動を実施している主体が調査を行うことにより、流域再生調査そのものが調査者と被調査者が交流し学びあう場となり、自然環境保全活動の担い手の「顔と顔をつなぐ」役割を果たすことが明らかとなった。多様な主体が協働・連携する基盤となるネットワークを形成するためには、流域再生調査を継続的に実施することが望まれる。

イ) 実証実験の課題

情報の発信手法の検討

実証実験では、市民活動団体や NPO、地域に密着した活動を展開する企業など、地域に密着した「生の声」が収集された。今後これらの収集した「生の声」や山や里、海の暮らしの実態などの情報を、ありのままに正確にかつ分かりやすく伝える発信方法を検討する必要がある。

これらの情報は地域に密着した日々変化する情報であるため、常に更新し最新の情報を発信することが重要であるとともに、地域の実態を伝えることを通じて市民に何ができるかについて分かりやすく発信することが重要である。

また、情報の発信とともに、情報を活用して都市と農村漁村をつなぐためには、都市と農山漁村の仲介機能を果たす仕組みづくりを検討する必要がある。

キーパーソンの発掘とキーパーソンをつなぐ仕組みづくりの検討

実証実験では、地域に対する愛着や思いを持ったコーディネーターやインタープリターとなるキーパーソンの重要性が明らかとなった。連携・協働の基盤となるネットワークを構築するためには、キーパーソンの発掘を継続的に進め、キーパーソン相互をつなぐ仕組みを検討する必要がある。

継続的に調査を実施する仕組みづくりの検討

流域再生調査は、個々のフィールドに出かけ、調査を行い、調査結果をまとめ、情報を発信するという多くの手間と費用がかかる取組である。継続的に調査を実施するためには、市民団体、行政、企業、専門機関等の協働・連携や人材育成を視野に入れた調査体制の確立や、助成金等を活用した財政基盤の確立が望まれる。

3 - 2 . 伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の検討

1 . 構想の目的

平成 22 年（2010 年）10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市において開催されるが、中部地方では COP10 をひかえ、多様な主体が生物多様性保全と持続可能な利用に向けて取り組んでいる。一方、中部地方においては、都市圏の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、放置された人工林の拡大、自然環境の連続性の分断、閉鎖性水域における水質の悪化（赤潮や青潮の発生）、干潟減少などが生物多様性保全に係る課題となっており、課題解決のためには市民・地域による活動の広域連携と交流の促進が重要と考えられる。生物多様性条約では、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、生物資源を持続可能であるように利用すること、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、の 3 つの目的を掲げているが、本構想では、「地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること」、「生物資源を持続可能であるように利用すること」の 2 点を主として対象とする。

このため、本構想は主に伊勢・三河湾流域（海域を含む）を対象に、社会的共通資本の一つである生物多様性の観点から策定し、生物多様性保全と持続可能な利用に向けた各主体の取組を促すことを通じ、課題解決に資することを目的とする。

2 . 構想の対象地域と人口

本構想では、岐阜県・愛知県・三重県・長野県のうち伊勢・三河湾流域の 10 水系¹に属する 65 市 56 町 7 村を対象とする。本地域の面積合計は、約 15,868km²であり、人口は合計 11,044,082 人である²。



図 3 - 2 - 1 : 構想の対象地域

表 3 - 2 - 1 : 対象地域人口・面積

	人口(人)	面積(km ²)
長野県 (3 町 5 村)	35,764	1,852
岐阜県 (20 市 19 町 1 村)	2,076,341	6,311
愛知県 (35 市 23 町 1 村)	7,248,840	4,260
三重県 (10 市 11 町)	1,683,137	3,446
計 (65 市 56 町 7 村)	11,044,082	15,868

注) 人口は平成 17 年 10 月 1 日現在、面積は平成 19 年 10 月 1 日現在。また一部が本流域に含まれる 4 市 2 町 1 村（脚注 2）の人口は、市町村単位で集計した。
出典：「社会生活統計指標 都道府県の指標 2009」総務省統計局より作成

¹ 豊川水系、矢作川水系、庄内川水系、木曾川水系（木曾川・長良川・揖斐川） 鈴鹿川水系、雲出川水系、櫛田川水系、宮川水系

² 対象地域のうち、4 市 2 町 1 村（長野県平谷村、岐阜県高山市、同郡上市、愛知県新城市、同設楽町、三重県津市、同大紀町）は、区域内の一部が伊勢・三河湾流域に含まれる。このため面積は対象範囲内で集計したが、人口は市町村単位で集計した。

3. 伊勢・三河湾流域における土地の履歴

伊勢・三河湾流域、特に濃尾平野は「尾張太古之図」(養老元年(717年))によると、古代の海岸線は現在の桑名、大垣、岐阜、犬山、小牧、名古屋市緑区を結んだ位置にあり、名古屋市をはじめ現在の濃尾平野の大部分が海に覆われていた。

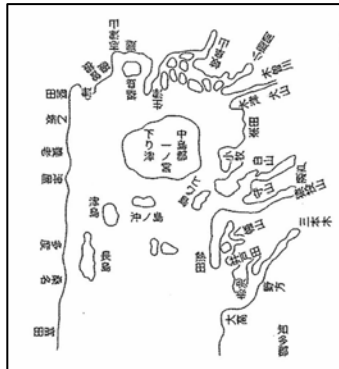


図3-2-2: 尾張太古之図

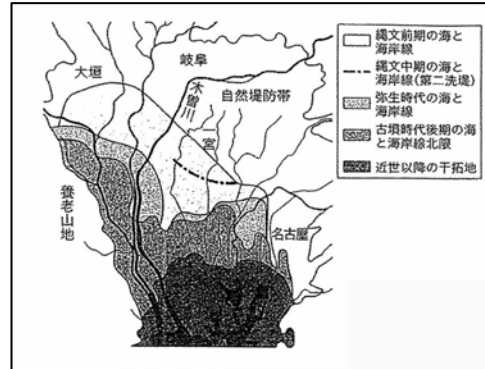


図3-2-3: 濃尾平野の各時代の推定海岸線

出典: 上田篤・中村良夫・樋口忠彦「日本人はどのように国土をつくったか地文学事始」11章「仏さまが輪中をつくり、神さまが人々を守った」: 田中充子

縄文時代には、海に面した台地や森林の辺縁部、丘陵部、高原・台地を刻む川の流域などで、狩猟や漁撈による生活が行われていたと考えられている。弥生時代になると、平野に突出した山麓や分離丘陵あるいは旧河川の自然堤防などに定住し、その下の沖積地で水稻栽培が営まれ、弥生時代中期頃になると、技術の進歩とともに水稻栽培の安定性が増し、次第に耕地も拡大していった³ことが遺跡分布図から推測される。

中世から近世にかけて街道や海上交通が整備されるようになると、名古屋の城下町は商業都市として発達し、城下町周辺部には産業都市が急速に発達した。また東海道をはじめとする街道沿いには宿場が設けられ、旅籠、木賃宿、茶屋、商店などが建ち並び宿場町として発達した。

一方で河川下流域や沿岸部では、新田開発が盛んに行われた。

木曾三川下流域は、水害から守るために集落と耕地を取り囲んだ堤防「輪中」を築いた地域として広く知られている。輪中は岐阜市、大垣市、羽島市、名古屋市西部などに分布し、南北約50km、東西約20kmの逆三角形をした広大な地域に、明治初期には約80の輪中が形成されたといわれ⁴、輪中地域では、開発面積が増えれば増えるほど遊水地や河道が狭められ、さらに水害が増すといった悪循環を引き起こし、水防体制を組織するなどまさに水との戦いであった。

沿岸域では、海面干拓が盛んに行われた。名古屋市熱田区、港区、中川区、南区の一部、弥富町、十四山村、飛島村、三重県の木曾岬町の区域は、すべて江戸時代の干拓によって形成され、干拓面積は約5,000haにのぼった。

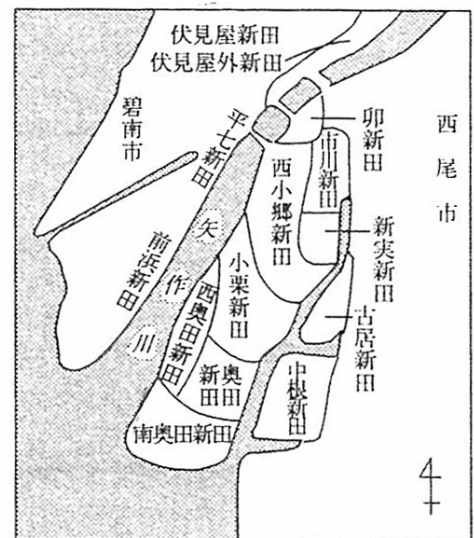


図3-2-4: 矢作川下流域の開拓

出典: 農山漁村文化協会「人づくり風土記23 ふるさとの人と知恵 愛知」

³ 日本地誌研究所「日本地誌 第9巻 中部地方総論・新潟県」二宮書店,1972

⁴ 上田篤・中村良夫・樋口忠彦「日本人はどのように国土をつくったか地文学事始」

近代に入り鉄道交通や道路交通が発達するに伴い、自動車産業をはじめとする製造業が発展し、名古屋を中心とした大都市圏を形成するに至った。また東三河地域は、昭和 39 年（1964 年）に工業整備特別地域整備促進法に基づく工業整備特別地域の指定などによる製造業の発展に伴い、開発が進行した。

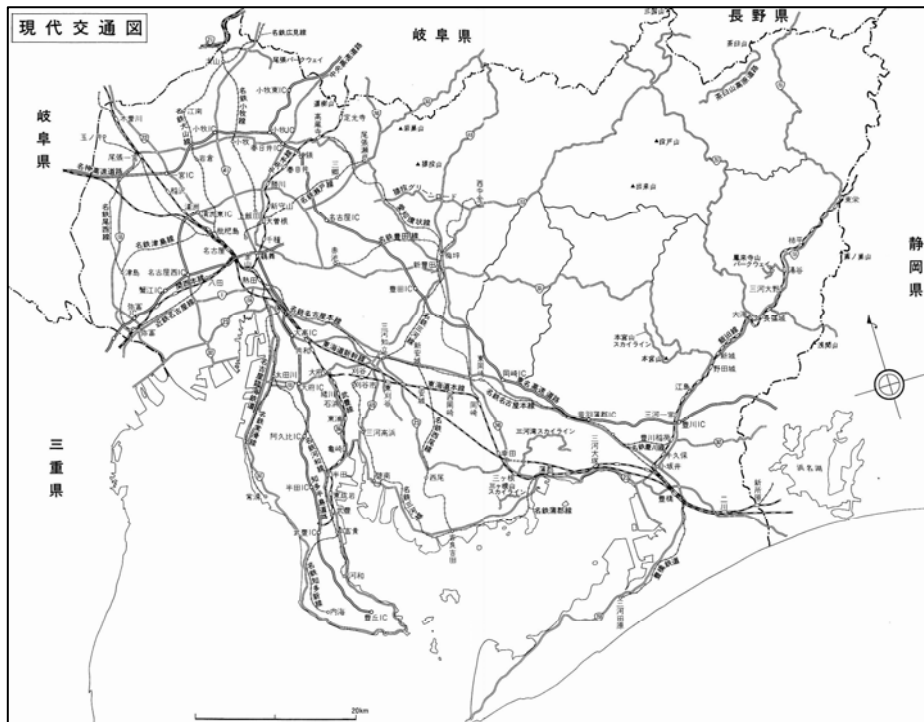


図 3 - 2 - 5 : 現代主要交通図 (愛知県)

出典：角川日本地名大事典編纂委員会「角川日本地名大事典 23 愛知県」

一方で、広大なゼロメートル地帯に住宅地が密集するため高潮・洪水に対して脆弱な地域であり、昭和 34 年（1959 年）9 月に襲来した伊勢湾台風では死者 4 千人を超える被害が出て、沿岸の防災が重要な施策となった。



図 3 - 2 - 6 : 伊勢湾台風浸水地域図

出典：角川日本地名大事典編纂委員会「角川日本地名大事典 23 愛知」

4 . 伊勢・三河湾及びその流域の現状と課題

(1) 伊勢・三河湾及びその流域の現状

本地域は大きく 10 の水系に分けることができる。最も流域面積が広く、流域人口の多い水系は木曾川水系 (9,100 km²) で、木曾川、長良川、揖斐川三川の流域人口は 336 万人を擁する。

表 3 - 2 - 2 : 一級水系 (岐阜県、愛知県、三重県)

水系名	幹川流路延長(km)	流域面積(km ²)	流域内人口(万人)	年平均流量(m ³ /s)
豊川水系	77	724	21	30.7
矢作川水系	118	1,830	71	38
庄内川水系	96	1,010	250	30.9
木曾川水系(木曾川)	229	5,275	193	297.8
木曾川水系(長良川)	166	1,985	83	223.3
木曾川水系(揖斐川)	121	1,840	60	118.7
鈴鹿川水系	38	323	12	14.4
雲出川水系	55	550	9	28.5
櫛田川水系	87	436	4	33.9
宮川水系	91	920	14	74.4

流域内人口は平成 12 年国勢調査に基づく。(長良川、揖斐川は平成 7 年河川現況調査結果)
出典：国土交通省河川局資料より作成

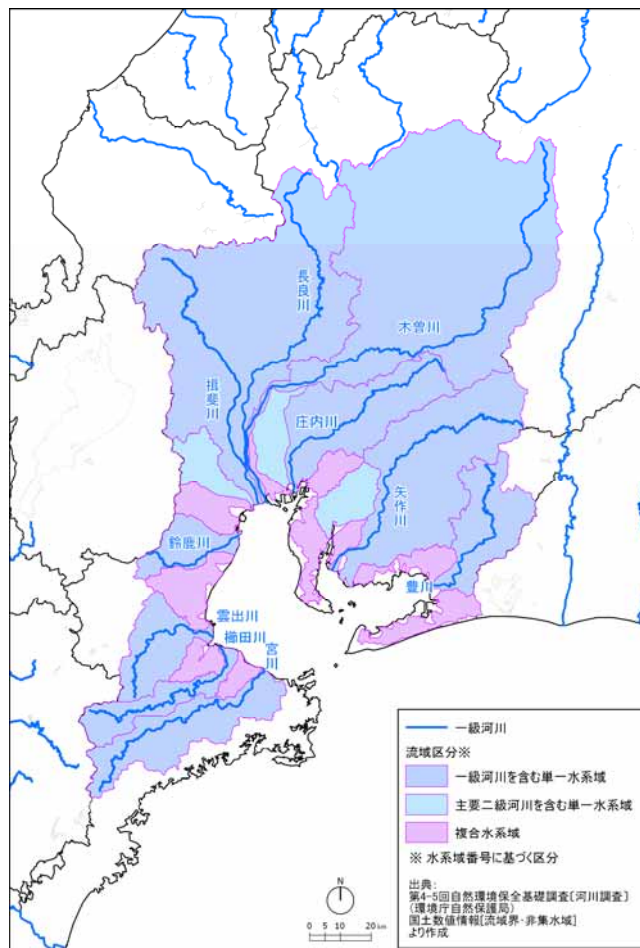


図 3 - 2 - 7 : 主な流域区分

本地域の自然環境を自然林、二次林、植林地、自然草原、二次草原、農耕地、市街地等に区分すると、植林地が最も多く約 32.3%を占めており、次いで二次林が約 23.3%、農耕地が約 19.6%で、市街地は約 12.3%である。

伊勢・三河湾は、日光が届く浅海域が広く、砂浜、干潟、岩場、藻場および栄養塩類を含む陸域からの淡水と海水が混ざり合う汽水域などによって、多種多様な生物が生息、生育している。

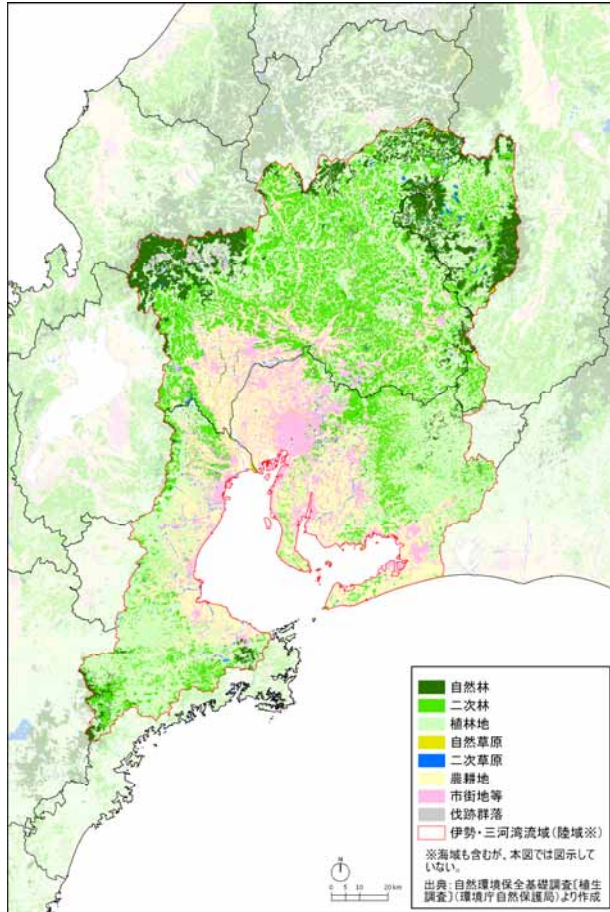


図 3 - 2 - 8 : 自然環境特性区分

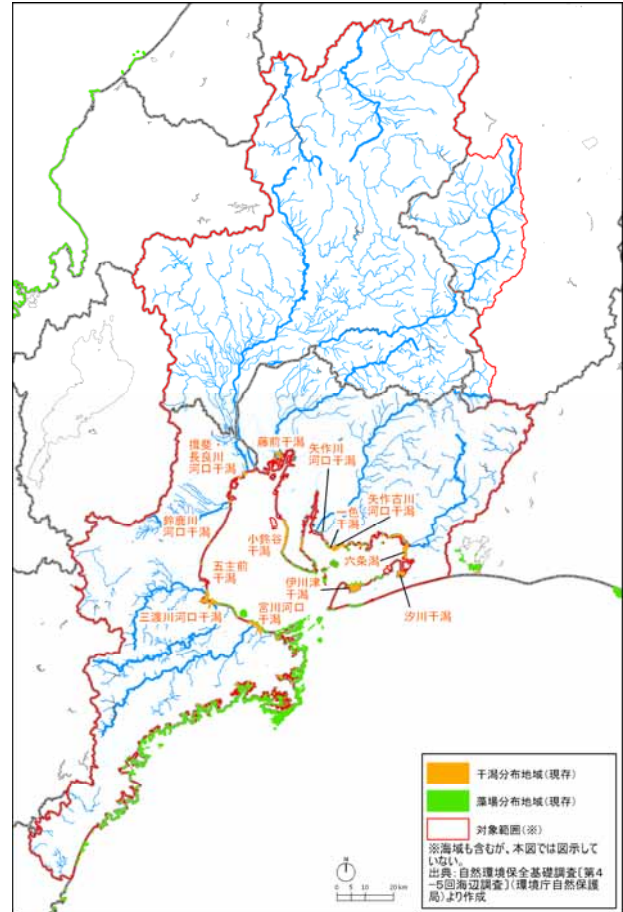


図 3 - 2 - 9 : 干潟・藻場の分布

本地域の自然環境を広域的に保護するため、国立公園 3 箇所、国定公園 6 箇所、県指定自然公園 23 箇所の総計 32 箇所、面積にして約 41.1 万 ha（流域面積の 25.9%）が自然公園に指定されている。

愛知県の藤前干潟は、平成 14 年（2002 年）11 月に日本有数の渡り鳥の渡来地としてラムサール条約に登録されている。また、平成 13 年（2001 年）12 月に公表された重要湿地 500 のうち、岐阜県、愛知県、三重県においては、14 箇所が選定されている。

(2) 高度経済成長期に進められてきた各種事業・都市化の進展等と環境負荷の増大

1) 伊勢・三河湾の現状と水質

伊勢・三河湾は、東京湾、大阪湾に比べて平均水深が浅く、中央海域が盆状になっているほか、湾口部には大小の島々が存在し、複雑な沿岸地形となっている。このため、外海との水交換が悪く、汚濁の原因となる物質が停滞しやすい閉鎖性水域であり、河川から流入する淡水の影響が大きくなっている。

昭和54年(1979年)にCODの総量規制が導入されたが、伊勢湾・三河湾のCOD濃度分布図(年平均値75%値)は、下図に示すとおり、1989年度から1999年度にかけて改善されているものの、湾奥部の値は依然として高くなっている。

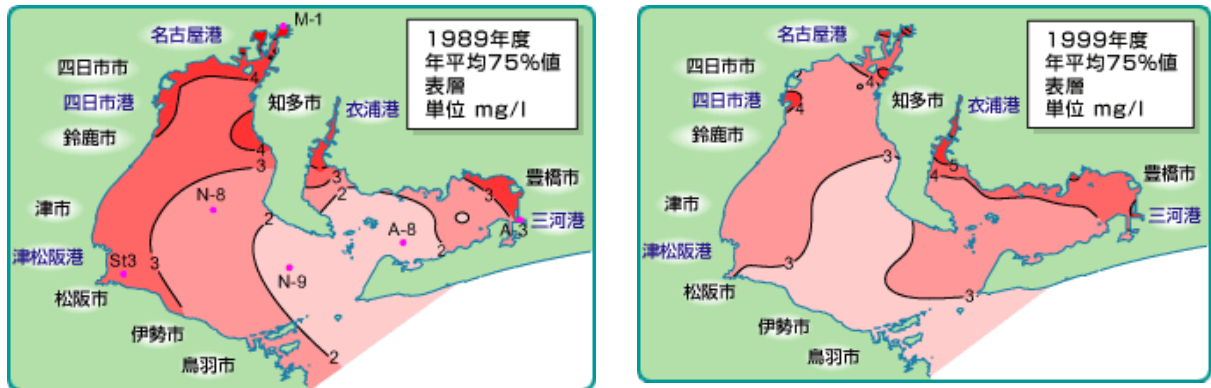


図3-2-10: 伊勢・三河湾のCODの推移濃度分布図(: 測定地点)

出典: 国土交通省中部地方整備局港湾空港部: 伊勢湾環境データベース

2) 赤潮・苦潮の発生

伊勢・三河湾などの半閉鎖系水域では、特に夏には底泥から栄養塩類の水中溶出と高水温と相まって植物プランクトンの増殖が著しく促進されるものの、動物プランクトンの摂餌圧力が相対的に弱くなり、赤潮や貧酸素水塊、苦潮の発生を慢性化させている。

この貧酸素水塊によって、生物群集ならびに海底生物群集が深刻な影響を受けており、さらに漁業被害を発生させている。苦潮については、長期的には赤潮の推移とよく似ており、平成2年(1990年)以降の発生件数は横ばいと見られている。

また、伊勢・三河湾における赤潮・苦潮の発生や、その結果として貝類他の生物への影響の深刻さについては、新聞等による報道機関の広報も含めて、多くの市民が共有することが求められている。

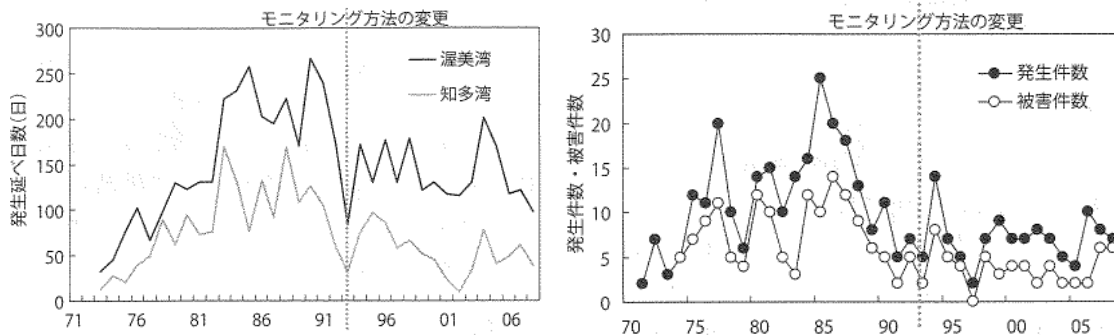


図3-2-11: 三河湾における赤潮発生延べ日数の推移(左)と苦潮(=青潮)発生の推移

出典: 伊勢湾地域の底層における貧酸素水塊問題の現状と対策の動向(2009) 石田基雄・鈴木輝明、資源環境対策45(9)p36-42

3) 干潟・藻場・自然海岸の減少

伊勢・三河湾における干潟面積の推移をみると、昭和20年(1945年)頃には約5,600haであったが、昭和45年(1970年)頃までの約25年間で急速に減少しており、近年の干潟面積は昭和20年(1945年)頃と比べると半分程度の面積になっている。また、木曾川・庄内川河口部をみると、藤前干潟を除いて多くの干潟が消滅している。

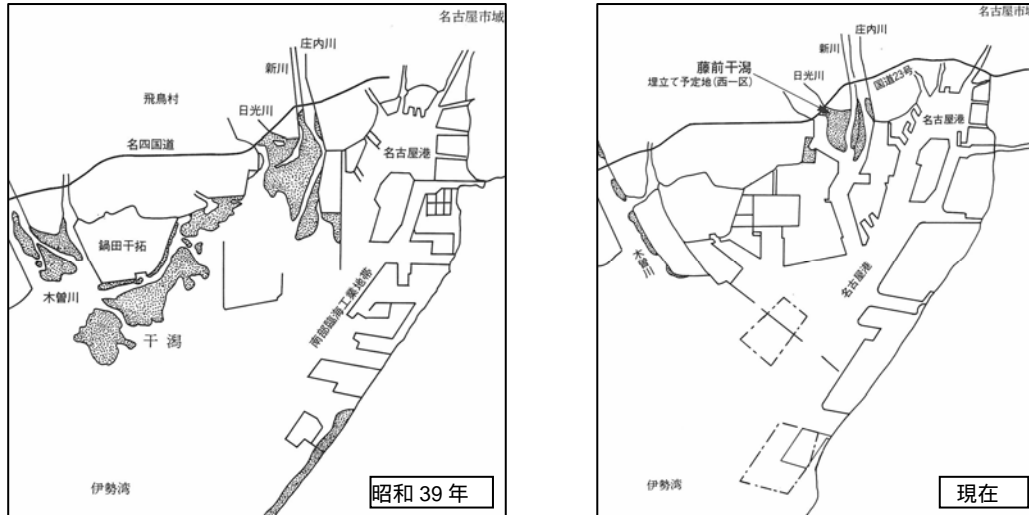


図3-2-12: 藤前干潟一帯の干潟域の分布の推移

出典: 全国自然保護連合「自然保護事典(海)」(1995年)

さらに、海草藻場(アマモ)の分布の推移をみると、昭和30年(1955年)頃には伊勢湾全体で約11,400haであったが、40年間でおよそ100分の1にまで減少した。

一方、伊勢湾・三河湾の自然海岸延長は111.0kmと海岸総延長の13.5%にあたるが、昭和53年(1978年)から平成8年(1996年)の自然海岸の経年変化率をみると、伊勢湾で10.9%、三河湾で17.8%となっている。

4) 浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の現況

伊勢・三河湾では、海面や沿岸部にゴミが浮遊・漂着し、海域環境を悪化させている。また台風等による出水後には流木が海面や沿岸部に多く浮遊・漂着しており、小型船舶の航行や漁業等に問題を引き起こしている。

5) 海拔ゼロメートル地帯と温暖化の影響

伊勢湾流域には、わが国最大のゼロメートル地帯が広がっており、昭和28年(1953年)の台風13号、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風では、沿岸域で甚大な被害を受けている。

今後、温暖化の進行と共に、IPCCの第3次報告書(2001年)では2100年までの海面上昇量の予測は最低9~88cm、第4次報告書(2007年)では最低18~59cmとしており、ゼロメートル地帯における海面上昇の影響が懸念される。

6) 漁獲量の減少

近年、伊勢・三河湾では漁獲量は減少傾向にあり、愛知県では昭和55年(1980年)頃をピークに減少し、平成16年(2004年)の漁獲量は約5.9万トンと昭和55年(1980年)の半数以下となっている。三重県(伊勢湾海域)では昭和60年(1985年)頃をピークに減少し、平成16年(2004年)の漁獲量は、約8.5万トンとなっている。

7) 土地利用の現状と変化

伊勢・三河湾流域の総面積の65.8% (約118万ha)を森林・原野が占めており、次いで農用地(田・その他の農用地の合計)が14.9%で約27万haを占めている。

しかし、平成2年(1990年)から平成12年(2000年)にかけての森林の転用用途別面積は約11,244haに及び、ゴルフ場・レジャー施設等への転用面積の割合(39.4%)が最も多く約4,428ha、公共用地が約2,799haに及び。名古屋市を中心とした50km圏域の土地利用推移をみると平野部における田、畑などからの市街地への転換が進み、沿岸部では埋立ての進行が顕著である。

(3) 高齢化・少子化等による産業・社会構造の変容

1) 林業の現況

2000年農林業センサスにおける民有林人工林の年齢構成をみると、伊勢・三河湾流域の人工林は、全国と比較して9歳級以上(41年生以上)の割合が高くなっており、強度の要間伐林が多くなっている。また、林業経営体数は16,689経営体であるが、保有山林の面積規模別経営体数をみると、地域全体で10ha以下の山林面積シェアは57.1%程度と、小規模林家が半数以上を占めている。

2) 農地面積・農家数の推移

2005年農林業センサスによる本地域の総農家数(長野県4市2町1村は全域で集計)は225,469戸(平成17年度)である。また岐阜県、愛知県、三重県全体における農家数の推移をみると、昭和30年(1955年)から平成17年(2005年)までの50年間で、254,453戸減少している。また、同3県での耕作放棄地⁵は平成2年(1990年)年以降増加傾向にあり、昭和50年(1975年)～平成17年(2005年)の30年間で5,633haの耕作放棄地が出現している。本地域における限界集落⁶の分布をみると、岐阜県中央部の山間部、愛知県東部の山間部、三重県南部に分布している。また過疎地域自立促進特別措置法によって定義される「過疎集落」は、全市町村数128に対して27市町村数を占め、過疎地域市町村の面積割合は43.6%で、全国の面積割合54.0%と比較すると下回っている。

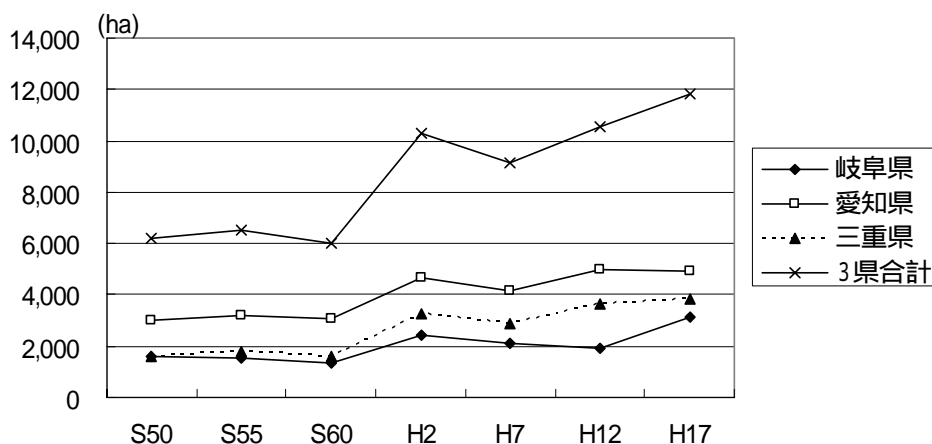


図3-2-13: 耕作放棄地面積の推移 出典: 農林業センサス累年統計書

⁵ 農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なおこれに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。(出典: 農林水産省資料)

⁶ 「限界集落」の定義について、大野晃氏(北見工業大学教授、高知大学名誉教授)は『65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落』(大野晃、2005、「限界集落 - その実態が問われるもの」、『農業と経済』2005年3月号、5頁、昭和堂)としている。

(4) 森里川海のネットワークの状況と生物の生息環境

1) 水系の現状

伊勢・三河湾流域は木曾川水系をはじめとして、豊川、矢作川、鈴鹿川などの大きな 10 水系で構成されている。また、多くの人口・産業を支えるために、各種社会資本が整備されてきたが、そのうちダムの設置場所は 214 地点⁷に及ぶ。

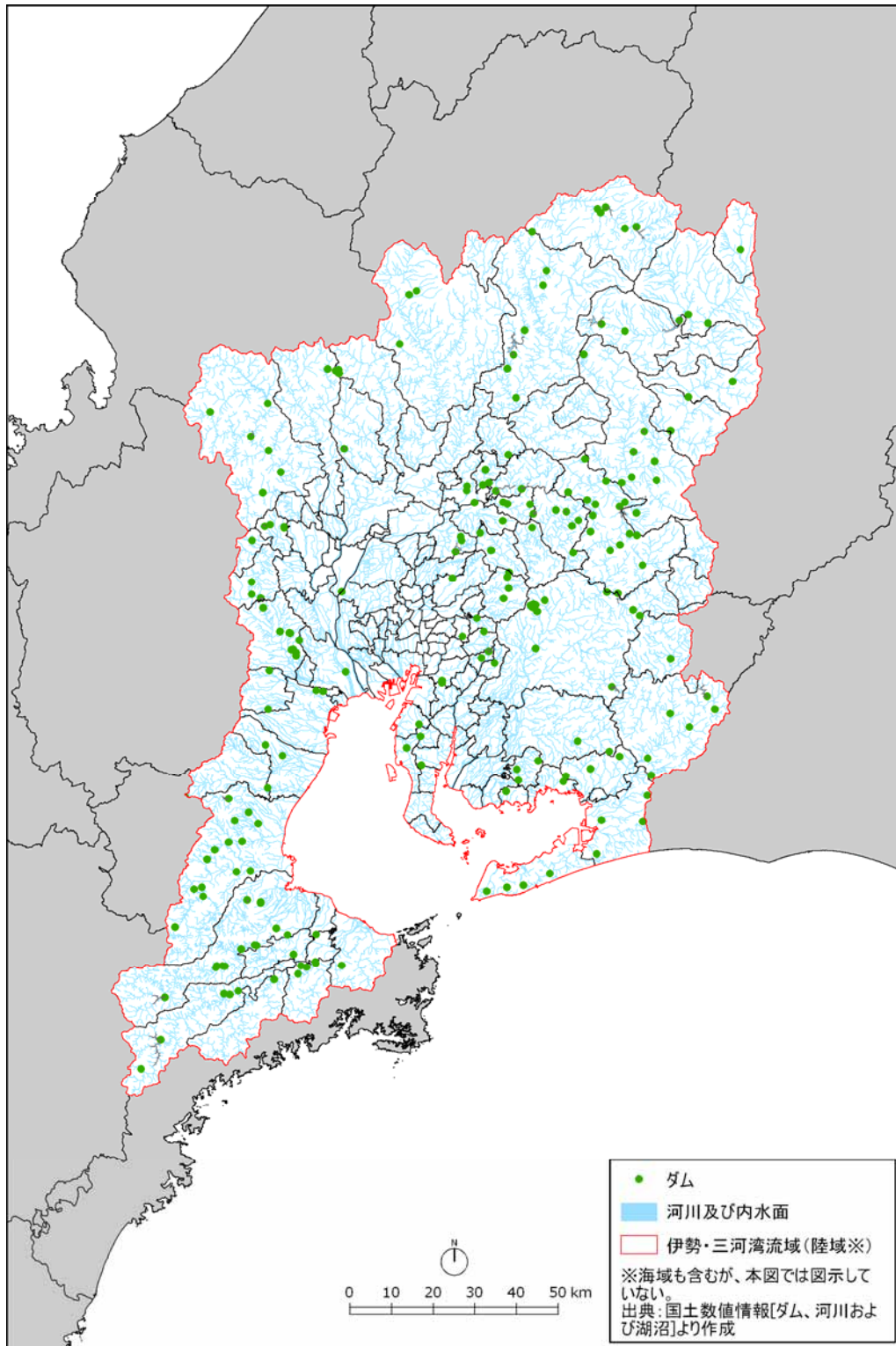


図3 - 2 - 14 : 地域におけるダムの設置箇所分布

⁷ 国土数値情報を用いてプロットしたもの

2) 野生動植物の生息・生育状況の変化

環境省自然環境保全基礎調査第2回(1978年)第6回(2003年)を比較すると、ツキノワグマ、サルともに、奥山地域から都市に近い里山地域へと生息分布が移動していることが推測される。

また、主要な干潟のシギ・チドリ類出現数の変化をみると減少傾向を示す種が少なくない。その原因の一つとして、農地環境及び農業形態の変化が指摘されている。

一方、アカウミガメの上陸ならびに産卵については、渥美半島外海側(遠州灘沿岸)がほとんどを占めており、わが国でも主要な上陸・産卵地の一つとなっている。

さらに、東海地方の丘陵地には、シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴなどの固有種が生育しており井波一雄は、「周伊勢湾要素植物群」と命名しており、植田は東海丘陵要素と呼んでいる。

東海丘陵要素の植物のうち、シデコブシは、東海層群、特にその中の土岐砂礫層と関連があると考えられ、厚い陶土層があるために湧水湿地が存在し、常に温度が一定な微気象を作り出す環境に生育している。また、里山地帯の湿地に自生するシラタマホシクサは、東海地方の湿地に分布する身近な植物だったが、急速に生息地を減らし、絶滅危惧類に指定されている。シラタマホシクサの分布について、名古屋大学富田研究員らが、1990年代に標本採取された愛知県内の生息地47地点で平成16~17年(2004~2005年)と平成21年(2009年)に追跡調査をした結果、1回目の調査では34%にあたる16地点で絶滅を確認したが、2回目の調査では、生息地の減少は1地点にとどまっている結果となり、今後の保全対策が必要とされている。

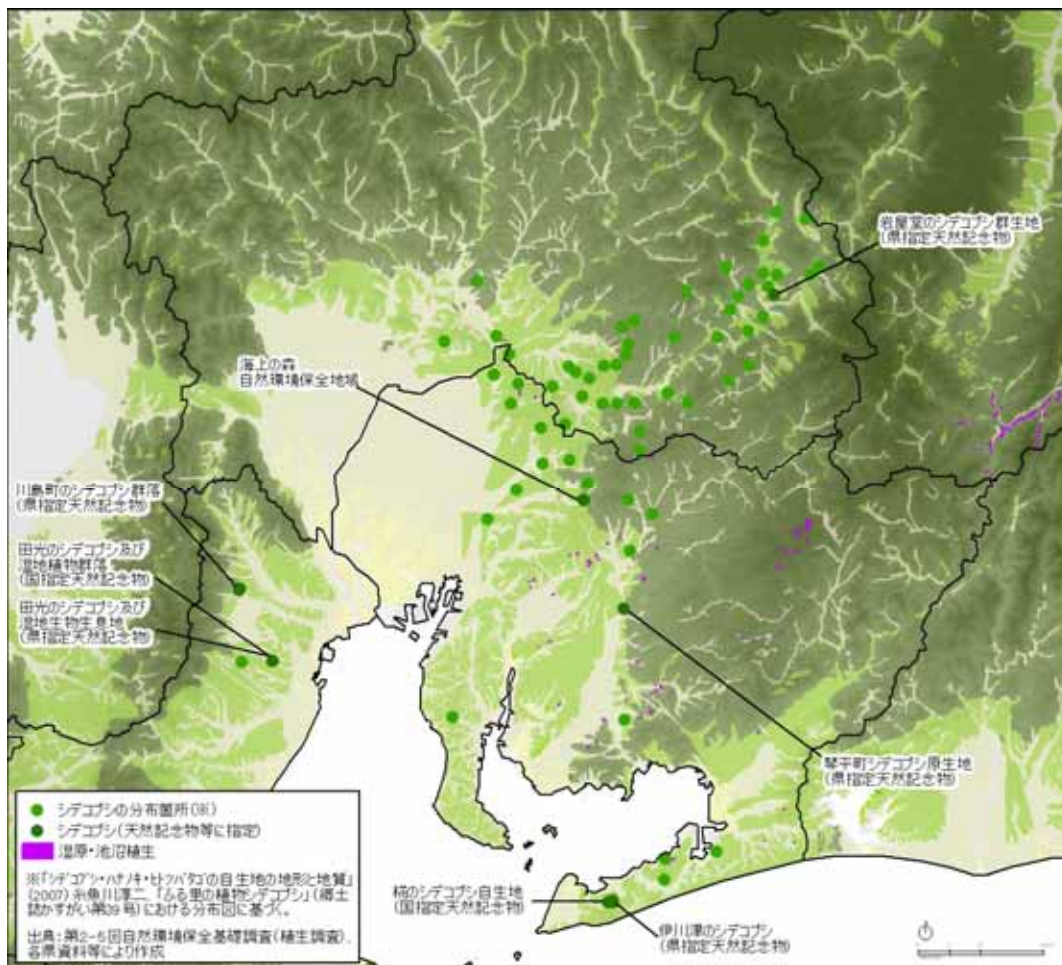


図3 - 2 - 15 : シデコブシの分布状況

3) 絶滅危惧種・外来生物の状況

各県で策定しているレッドデータブックに掲載されている種数は下表の通りであり、絶滅・消滅(野生絶滅を含む)した種数は145種、絶滅危惧種等(準絶滅危惧種を含む)は2,988種で、合計すると3,133種が絶滅もしくは絶滅が危惧されている。

表3 - 2 - 3: 各県のレッドデータブック掲載種数

	刊行物名称	刊行年 (改定年)	対象	掲載種数		
				絶滅・消滅	絶滅危惧等	計
岐阜県	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物	H19(H21)	動物	4	326	330
		H19	植物	0	189	189
愛知県	レッドデータブックあいち	H13(H20)	動物	22	501	523
			植物	43	614	657
三重県	三重県レッドデータブック2005	H17	動物	16	667	683
			植物・キノコ	36	764	800
長野県	長野県版レッドデータブック	H13、15、16	動物	13	410	423
			植物・キノコ	34	949	983
合計			動物	37	1,155	1,192
			植物・キノコ	108	1,833	1,941

重複する種があるため、合計は各県の累積に一致しない。
出典：各県レッドデータブックより作成

このうち、導水施設や水道施設などでの大量発生により人間社会への影響が懸念されているカワヒバリガイが、豊川水系の宇連川の新城市名号(みょうごう)から浅畑までの間の4地点に生息し、定着していることを豊橋市自然史博物館の調査で確認されている。

また、湾内では、外来海産生物により、地域生態系の攪乱や養殖業をはじめとする水産業、船舶、臨海工業地帯の取水施設などへの被害が危惧されている。外来海産生物の多くは軟体動物・甲殻類・多毛類・海藻などの底生生物であり、主な移入手段は、船舶の安全な航行のために使われるバラスト水への混入と、船体への付着とされている⁸。

現在、船体付着によって世界から日本に移入したと推定される種は20種あり、その中には、「世界の侵略的外来種ワースト100(国際自然保護連合(IUCN)、2000年)」に選定されたムラサキガイ(軟体動物門二枚貝綱)や、「日本の侵略的外来種ワースト100(日本生態学会、2002年)」に選定されたカサネカンザシ(環形動物門多毛綱)なども含まれている。

今後は、特定外来生物に指定されていない種であっても、陸域、海域を問わず、外来生物による生物多様性への影響について、検証していくことが必要である。

4) 野生鳥獣による農作物被害の状況

岐阜、愛知、三重の3県における野生鳥獣による農作物被害面積の推移をみると平成11年(1999年)をピークに減少しているが、被害量は近年増加しており平成20年度の被害量は6,597トンと横ばいである。今後は、野生鳥獣資源を活用していくことが必要とされるが、狩猟体制の確保、行政内における野生鳥獣活用の体制づくり、と殺・加工・商品化の展開などを含めた総合的な野生鳥獣による被害対策が必要とされている。

⁸ 日本ベントス学会資料

5．伊勢・三河湾流域におけるエコミュージアム構築のポテンシャル

(1) 伊勢・三河湾流域の自然環境の現状を把握するための試み

1) 伊勢・三河湾のモニタリング

愛知県水産試験場では、水質調査船や自動観測ブイにより、水質や生物相、赤潮・貧酸素等の海域情報を収集し、伊勢・三河湾の環境を総合的に調査している。また伊勢・三河湾において貧酸素水塊が発達する夏季には、毎年貧酸素水塊に関するモニタリング調査を行っている。

また、三重水産研究所鈴鹿水産研究室では、伊勢湾の定点にて毎月、観測を行い、海洋環境の短期的・長期的変動を把握すると共に、生物に多大な影響を与える貧酸素水塊の挙動を調査し、貧酸素情報としてとりまとめ、関係機関に提供している。

2) 矢作川のアユの生態調査

矢作川では、豊田市矢作川研究所、矢作川天然アユ調査会、豊田市矢作川漁業協同組合等の協働・連携により、アユの遡上調査、産卵調査等を実施している。

生息調査の結果を踏まえ、矢作川漁業協同組合等との連携のもと、産卵に適した場所づくりや、ダムに堆積した砂を下流に流す試みなど、科学的知見に基づく取組も行われているが、安定的な水産資源の維持再生には解決すべき課題は山積している。

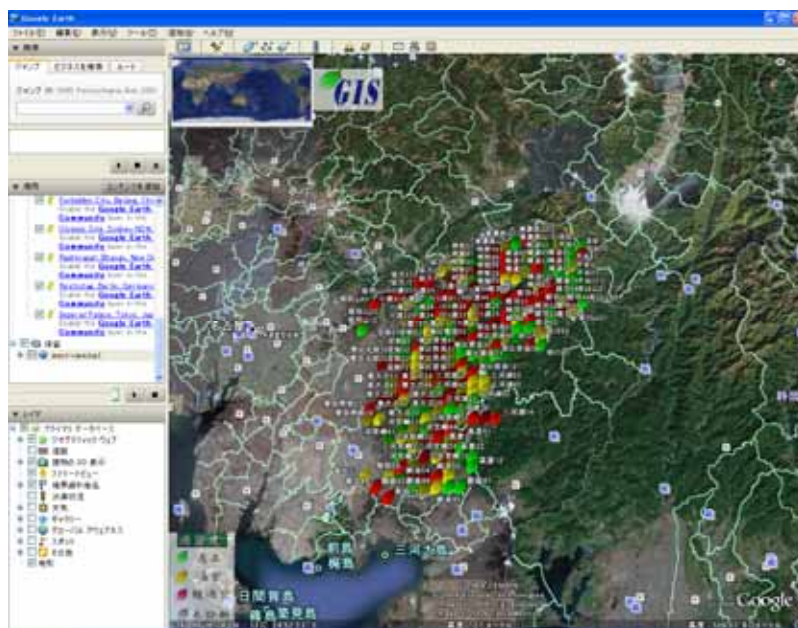
3) 市民と研究者の協働による「森の健康診断」

平成17年(2005年)に矢作川上流域では、市民と森林ボランティアや研究者等の協働により、「第1回矢作川森の健康診断」が開催された。その後、森の健康診断は全国に広がり、現在では全国21県で行われている。森の健康診断は、流域の人工林を対象に、科学的に調べ五感で体験する取組で、

調査地点の設定 人工林の植生調査(植栽木以外の調査) 混み具合調査(植栽木の調査)の手順で、人工林に関するデータを収集している。矢作川森の健康診断では、「矢作川森の健康診断 千人基金」も創設し、持続的な取組を目指している。

活動結果は、報告会やシンポジウム、WEB-GIS等により広く一般に公開されている。

参加者や森林ボランティアに説明をする役割を果たしている。各主体が相互に協働・連携することにより、市民の活動意欲を高め、取組を発展させていく仕組みとなっている。



4) 伊勢・三河湾流域ネットワークによる「海の健康診断」、学習機会の提供

伊勢・三河湾流域では、森、里、川、海等の自然や伝統的文化・景観と触れ合うことができる暮らしや環境を保全・再生するため、個人や活動団体が個々の地域において地道な活動を展開されてきた。平成 15 年 (2003 年) 2 月には「ゆたかな伊勢湾を取り戻したいと願う人々の交流会」が行われ、活動団体や行政機関等において、伊勢・三河湾全体での視点や産・官・学・民の協働による取組の重要性などに対する認識が高まった。これらの動向を受ける形で、伊勢・三河湾流域ネットワークは平成 17 年 (2005 年) 1 月に設立され、かつての豊かな伊勢・三河湾を取り戻すため、個々の地域における環境保全活動を結び、産・官・学・民の連携のもと、山～川～里～海のつながりを大切にするネットワークを構築することを目的に活動を展開している。

伊勢・三河湾流域ネットワークでは、山・里・海のつながりを視野に入れた取組として、海や里、川に関する市民調査やセミナー・シンポジウムの開催などの活動を展開している。

「わたしたちの海を私たち自身を知る」ことを目的として、平成 19 年 (2007 年) 4 月に六条潟で「海のふれ健康診断」が開催された。その後、平成 19 年 (2007 年) 8 月に藤前干潟で「第 1 回海の健康診断」が行われ、約 50 名が参加した。

目指す効用は、市民に海とふれあいの場をつくり、人々を癒しながら、かつての海の豊かさを見せ、そこに迫る本質的な危機に気づかせ、身近な海に意識を向ける人の輪を広げること、さらに漁民と市民の相互理解と協働を契機に、「海の幸」という無限循環型資源を適切に管理し、持続的に配分する役割を担う漁民、流域の自律的な物流の輪を再認識すること、そして、子どもたちの感性を呼び覚まし育てること、としている。



図3 - 2 - 17 : 海の健康診断の様子

5) アカウミガメの生息調査とガイドラインの策定

アカウミガメは、1999 年度には日出・堀切海岸、赤羽根海岸、豊橋海岸、湖西白須賀海岸、新居海岸で、上陸回数が計 146 回、産卵回数が計 87 回、確認されている。ウミガメの保護には愛知県から静岡県にかけて、様々な団体が関わっている。

これまでの研究により、太平洋域に生息するアカウミガメの産卵場は日本の砂浜海岸に限られ、日本で孵化したアカウミガメは 20 年以上の歳月を経てカリフォルニア半島メキシコ沖付近で生育し、産卵のため日本の砂浜へと帰ってくることが分かっており、アカウミガメの保全に関する国内外の協働・連携が課題となっている。

(2) 伊勢・三河湾流域再生のための施策の進展

1) 伊勢・三河湾再生に向けた各種計画の策定

伊勢湾流域では、平成 19 年(2007 年)3月に「伊勢湾再生行動計画」を策定し、スローガンを「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」とし、伊勢湾再生に向けての目標を「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」と掲げている。

三河湾では、平成 20 年(2008 年)3月に「三河湾流域圏再生行動計画」が策定され、「三河湾流域圏の自然的・社会的特徴を最大限に活かし、森・川・海との触れ合いへの志向に応え、人と森・川・海との新たな関わりを含めた目標を掲げ、この目標の達成へ向けた取り組みを推進する」ことを目的として、三河湾流域圏会議を設置した上で、水循環の再生を目標にしている。

平成 15 年(2003 年)3月に策定され、平成 20 年(2008 年)8月に変更された三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画では、「海岸保全のための施策の方向性」として、海岸の防護に関する事項、海岸環境の整備及び保全に関する事項、海岸における公衆の適正な利用に関する事項を定め、施策実現に向けて役割分担の上、協働の取組を進めようとしている。

2) 庄内川の水質改善

庄内川は昭和 20 年代から 40 年代にかけて、陶磁器原料、釉薬生産、製紙工場等の排水や生活排水が流入し、白濁と有機汚濁が甚大な状態であったが、水質汚濁防止法の上乗せ排水基準の設定や排水に関する自主規制、下水道の整備等により水質は大幅に改善され、かつての清流や自然を取り戻そうとする動きも活発になっている。

愛知県では、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例により、水質汚濁防止法の排水基準に上乗せ排水基準を設定している。

(株)王子製紙では、昭和 45 年(1970 年)に春日井市と「公害防止協定」を締結し、「環境改善管理規定」制定し、独自の排水基準による自主規制を行っている。

瀬戸の陶土、釉薬関係の工場では、昭和 51 年(1976 年)より、県陶器工業組合の指導のもと自社の工場排水口を明示し、白濁の川の再生に努める活動を展開してきた。

3) 豊川下流域における治水技術「霞堤」の活用

豊川下流域では、堤防のある区間に開口部を設けた不連続な堤防「霞堤」が築造され、洪水時に遊水地に水を誘導し、水勢を低減する役割を果たしてきた⁹。昭和 40 年(1965 年)の豊川放水路完成を受けて、不要となった霞堤は一部取り払われたが、現在も豊橋市牛川、大村、賀茂や、豊川市三谷原町などに残存する。霞堤は、治水に役立つとともに上流から常に肥沃な土壌が供給され、湿地性生物をはじめとする生物の多様性に寄与してきた。豊川下流部の牛川遊水池ならびに遊水池に接する豊川、朝倉川では、平成 3 年(1991 年)から同 4 年(1992 年)にかけての調査で鳥類 36 種他動物種が 53 種、種子植物 167 種他植物は 179 種などが確認されている¹⁰。現在、霞堤地区については、小堤の設置とあわせて関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめ細かいハザードマップ等のソフト対策などにより浸水被害の軽減を図ることが計画されている。

⁹ 日本地誌研究所「日本地誌 第 12 巻 愛知県・岐阜県」二宮書店、1969

¹⁰ 霞堤と遊水池生態系保全のための調査研究：市野他：日本自然保護協会第 2 期(1991 年度)助成先成果報告

4) 沿岸部における干潟・藻場の再生

三河湾では、平成 11 年度（1999 年度）から 16 年度（2004 年度）にかけて、国と愛知県が連携して、中山水道航路から発生する良質な浚渫土砂を用いて、約 620ha(39 箇所)の干潟・藻場の造成及び覆砂を実施した。覆砂によって汚染物質の海中への溶出を抑制し、水質の改善を図るとともに、良質な砂を使い干潟を形成し、海草などによる自然浄化作用を高める工夫も行っている。事業の効果として干潟造成による新たな生物生息環境の場の創出や三河湾の自然機能の回復、水産振興への貢献が挙げられる。

5) 漁業権の設定

伊勢湾には大小 67 の漁港があり、共同漁業権区域は、四日市港、名古屋港、衣浦港、三河港、及び渥美半島の南側を除くほとんどの海域で設定されている。区画漁業権区域は、鈴鹿市から鳥羽市にかけての海域や知多半島南部の海域で設定されており、持続可能な漁業の推進が図られている。

6) 衛星画像によるモニタリング

第四管区海上保安本部では、平成 19 年（2007 年）4 月よりアメリカ航空宇宙局（NASA）の地球観測衛星テラ（Terra）とアクア（Aqua）に搭載された中分解能分光放射計（MODIS）の観測データを宇宙航空研究開発機構（JAXA）が受信し、海上保安庁海洋情報部において画像処理（加工）を行った地球観測衛星画像により海域のモニタリング情報を提供している。

撮影した衛星画像を用いて、赤潮発生状況の目安となるクロロフィル a 濃度のほか 6 項目（海面水温、クロロフィル a 濃度、懸濁物質濃度、有色溶存有機物、正規化海面射出輝度 R G B 画像、地表面反射率 R G B 画像、K 4 9 0 消散係数）の現況をホームページ上で掲載している。

7) 水質浄化に向けた取組の推進

ア) 「水循環・資源循環のみち 2010」構想策定事業

長野県中期総合計画 に掲げる「生活排水対策の推進」の一環として、長野県独自に「生活排水施設の集約・統合・広域化などの再配置」や、「汚泥処理を効率的に行う方策」及び「適正な生活排水施設の維持管理」の方向性を検討し、平成 22 年度までに県、市町村等が一体となって、次世代への新たな生活排水施設の構想（水循環・資源循環のみち 2010）を策定する予定である。

イ) あいち水循環再生基本構想の推進

愛知県では、「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の 4 つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に、平成 18 年（2006 年）3 月に「あいち水循環再生基本構想」を策定している。基本構想に基づき、平成 19 年（2007 年）1 月～3 月には尾張地域、西三河地域、東三河地域の各地域において水循環再生地域協議会を設立し、水循環再生行動計画を作成し、水循環再生モデル事業等に取組を行っている。また平成 19 年（2007 年）7 月には「あいちの水循環再生指標」を作成し、県民にわかりやすい指標を作成することにより、水循環の再生に向けた取組を推進し、「あいちの水循環再生指標」を活用して、県民・事業者・民間団体・行政等の協働・連携による「流域モニタリング一斉調査」等の取組も行っている。

8) 森づくり施策の展開

ア) みんなで支える森林づくり事業(長野県森林づくり県民税活用事業)

「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成16年(2004年)制定)に基づき、県民の理解と主体的な参加を得ながら、森林の多面的な機能を発揮させるための森林づくりを進めることを目的に、平成20年度より長野県森林づくり県民税を導入している。

イ) あいち森と緑づくり事業

愛知県では、平成20年(2008年)3月に「あいち森と緑づくり税条例」を制定し、条例に基づき「あいち森と緑づくり税」を導入している。「あいち森と緑づくり事業」は、「あいち森と緑づくり税」の税収等を財源として、森林、里山林、都市の緑を整備・保全に取組むもので、事業計画は10年間と定めている。森づくり事業では、森林の整備 里山林の保全 都市緑化 森と緑づくりにつながる取組等が行われている。

ウ) 多様な主体による森林づくり事業

三重県では、平成17年(2005年)10月に「三重の森林づくり条例」を制定し、条例に基づき、三重県の森林づくりに関する中長期的な目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「三重の森林づくり基本計画」を策定した。基本計画では、基本方針の一つとして、「森林づくりへの県民参画の推進」を挙げている。

エ) 耕作放棄地等への対応

増加傾向にある耕作放棄地の再生を目的として、緊急対策がすすめられようとしている。特に耕作放棄地の発生要因や荒廃状況の態様はさまざまであるため、耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援する各種取組が推進されている。

こうした施策と併せて、地域資源を活用した都市農山村交流事業に取り組んでいる農業集落は33.9%であり、全国の平均値である30.2%を上回っている。

オ) 農村環境の質的向上を高める取組

農林水産省では、農地・農業用水等の資源と農村環境を守り、良好な保全とその質の向上を図ることを通じて地域の振興に資する目的とした、「農地・水・環境保全向上対策」が進められている。これにより、地域ぐるみで効果の高い共同活動と、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動を総合的に支援し、併せて生態系保全活動も進めている。

共同活動では、これまでに岐阜県、愛知県、三重県において1,207の地域で、集落や水系単位など地域の実情に応じて、地域住民、農業者、自治会、水土里ネット、JAなどの多様な主体が参画して効果的な活動が実施されている。

このように、本対策によって生態系を保全するための田んぼの生きもの調査やため池の池干しによる外来種駆除及び環境保全型農業への取組が行われている。

カ) 野生鳥獣被害に対応した取組

近年増加傾向にあるイノシシ、サル、ニホンジカなどの野生鳥獣による農作物等の被害に対して、行政他、諸団体の取組が進められている。各県の取組にくわえ、愛知県岡崎市のNPO法人中部猟蹄会は、野生鳥獣を資源として活用しながら地域活性化と集落自立促進ならびに広域連携を図ろうとしている。同法人では、捕獲物も地域社会と一緒に活用することを目的として、会員が捕獲したイノシシやシカ肉を小学生や市民にふるまうイベントを開催するなどの活動をおこなっている。

さらに、社団法人奥三河ビジョンフォーラムでは、「奥三河に住む人々を悩ませる「獣害」を逆手

にとり、野生獣を、自分で、獲って、食べて、集落を元気にする方法について、学ぶ」ことを目的として、野生獣肉活用研修会を開催し、研修会では、家庭できるイノシシ料理教室&試食会も開催している。

(3) 地域による持続可能な資源利用のためのルールづくり

1) 六条潟における漁業に関する取り決め

六条潟には、入会漁場等において、口明け、口閉め、漁期、漁法等に関する厳しい取決めが行われてきた歴史があり¹¹、現在もアサリの稚貝の採取等について取決めがなされている。

現在、六条潟はアサリの稚貝の宝庫であり、一定の期間内において稚貝の採取が行われ、三河湾内の漁場に人の手によって供給されている。稚貝の採取については、資源保護を目的に一回の漁の時間や供給量等について規定している。

2) 矢作川漁業協同組合による河川環境に配慮した内水面漁業

矢作川漁業協同組合では、産卵保護禁漁区等の自主規制や天然アユ遡上状況の把握などの天然アユ保全事業や「環境漁業宣言」採択などの取組を展開し、水産資源を計画的に管理するとともに流域全体での内水面漁業の振興を推進している。平成15年(2003年9)に創立100周年記念の第35回総代会において、矢作川の河川環境と水産資源の慢性的に停滞している現況を打開し、流域に豊かな内水面漁業を提供していくための指針として「環境漁業宣言」を採択した。

3) 木曽谷における「留山」の設定

飛騨山脈と木曽山脈の間に位置する木曽地域は、木曽川支流と山脈の前山が入り混じる大規模な植林地帯が形成され、木曽谷と呼ばれる木曽ヒノキの産地として知られている。木曽谷は平安初期から豊かな森林地帯として注目されるようになり、天正18年(1590年)に豊臣秀吉が木曽を直轄地としたあたりから、木曽の木材開発が飛躍的に拡大した。現在、木曽谷一帯では、保護する区域と継続的に施業を行う区域に区分し、実態に則した人工造林および天然更新により、木曽ヒノキ林の保全・育成が図られている。

(4) 自然資源の持続的な管理・利用手法

1) ノリ養殖や伝統的河川工法等における竹や粗朶の活用

伊勢湾や木曽三川では、里山から採取した竹や粗朶などを、ノリ養殖の支柱や伝統的河川工法、伝統的漁法に活用し、資源を循環的に利用してきた。

松名瀬海岸一帯の沿岸部では、広く海苔ひび建が行われている。特に松名瀬海岸は単調な地形を成し、干潮時には干潟が多く現れることから海苔のひび建に適している。

河川の一定水域を遮断して鮎を捕獲する伝統的漁法「築(ヤナ)漁」が揖斐川中流域の旧大和村(現揖斐川町)房島では、江戸期から、夏から秋にかけて盛んに築漁が行われていた。長良川他中部地方の河川では、伝統的河川工法に里山の低木や高木の枝条を束ねた「粗朶」が用いられている。

岐阜県内では、現在も粗朶が生産され「粗朶山」としての里山林利用が継承されており、岐阜県立森林文化アカデミーでは、粗朶山の生態等について調査・研究を行っている。

¹¹ 大島暁雄「日本民俗調査報告書集成 [16] 東海の民俗 愛知県編」三一書房,1996

また、岐阜県下の木材企業では、粗朶沈床工の施工実績をあげている。

2) 鈴鹿川中・上流域における集水技術「まんぼ」の活用

鈴鹿山麓の北部や内部川扇状地、さらに岐阜県垂井地域の台地では、横井戸「まんぼ」により扇状地面から地下数mのところにある地下水を集水し、台地上の水田の灌漑に利用してきた¹²。

「まんぼ」は日本のカナートとも称され、東海地方特有の横井戸の水利施設であり、一部は生活用水にも利用していた。一般に鈴鹿東麓は断層崖で扇状地がよく発達し、透水性が強いクロボク性土壌などが広がり、水の確保に大きな障害のある地域であったため、「まんぼ」が発達したが、平成2年（1990年）に完成した国営の三重用水事業により農業用水が確保されてから「まんぼ」の役割も低下した。

内部川扇状地の「まんぼ」の数は約40箇所、扇状地の水田約800haのうち、およそ200haの灌漑に利用されており、「まんぼ」は重要な集水施設として機能してきた。「まんぼ」は現在も水田の灌漑用として利用されているものも多く、伝統的技術が広く活用されている。

3) 奥三河地域における土地の特性を生かした焼畑農業

奥三河の山間部では、焼畑地名と言われている「ソーレ」「ゾーレ」「ゾーリ」などの地名が北設楽郡から東加茂郡東部の山間地域に広くみられ、大正期の頃まで広範囲で焼畑が行われていたと考えられている。豊根村では、焼畑農業は代表的な明治期の林野利用の一つであり、土地の特性に応じた焼畑地の設定や地力に応じた作物栽培が行われていた¹³。現在豊根村では、地域住民やNPO等の協働・連携により、焼畑農業を体験するツアー等が行われ、焼畑は伝統的な歴史・文化を伝える地域資源として見直されている。

4) 濃尾平野の輪中地帯における低湿地の特性を生かした生業

東高西低の地形を有する濃尾平野では、木曾三川が平野の南西部に集中して伊勢湾に注ぎ、平地の氾濫原地帯を中心に低湿地が広がっている。木曾三川下流域は、「輪中」と呼ばれる、水害から守るために集落と耕地を取り囲んだ堤防を築き水防集落が発達した地域としても広く知られている。

輪中地帯では、自然河川や水路等により網目状に水のネットワークが構築され、舟の利用や淡水魚の捕獲など低湿地の特性を生かした生業が行われていた¹⁴。

自然河川や水路では、川藻が採取され、堆肥の材料として活用された。川藻の採取は戦後まで続き、農業において重要な役割を果たしてきた。

低湿地の自然環境の特性を生かした生業が行われてきた輪中地帯では、水路や水田を中心に多様な動植物の生育・生息が確認されている。

現在、岐阜県安八郡輪之内町では、輪中地帯の農業と密接な関わりをもって生息してきて、全国的には限られた地域での生息しか確認されていない「絶滅危惧 B類」のカワバタモロコが、東海農政局が実施した「生息環境向上技術調査」により当町での生息が確認されたため、カワバタモロコ保護条例の制定により、生物多様性保全に向けた取組が行われている。

¹² 日本地誌研究所「日本地誌 第13巻 近畿地方総論・三重県・滋賀県・奈良県」二宮書店、1976

¹³ 藤田佳久「愛知大学総合郷土研究所 研究叢書 奥三河山村の形成と林野」中村榮、1992

¹⁴ 愛知県史編さん専門委員会民俗部会「愛知県史民俗調査報告書 4」愛知県総務部県史編さん室、2001
日本地誌研究所「日本地誌 第12巻 愛知県・岐阜県」二宮書店、1969 宮書店、1969

(5) 自然資源を活用した地域活性化に向けた取組

1) 多様な主体の協働・連携による棚田保全活動

四谷千枚田や坂折棚田では、耕作放棄地の解消や都市と農村の交流活動等の棚田保全活動が活発に行われ、地域の活性化に寄与している。四谷千枚田では、平成9年(1997年)に鞍掛山麓千枚田保存会が発足されたのを機に、保存会および地元団体が中心となり、行政や都市住民の援農グループ、研究機関等と連携しながら、耕作放棄地の解消や都市と農村の交流活動などの棚田保全活動に取り組んでいる。活動団体は地域に密着した活動を展開し、地域の活性化の推進力となっている。

坂折棚田では、NPO法人 恵那市坂折棚田保存会は平成13年(2001年)に発足され、棚田オーナー制度や石積み塾の開催、棚田ブランド米の開発等、多種多様な取組を展開しており、山里文化研究所との共催により、石積みの技術伝承や修復などを目的とした「石積み塾」を平成18年(2006年)より実施しているが、石積みの技術伝承に関する取組が高く評価されている。

2) 宮川流域ルネッサンス協議会による宮川流域ルネッサンス事業の推進

宮川流域では、地域の豊かな自然、歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図ることを目的に平成12年(2000年)6月に宮川流域の14市町村および三重県、国関係機関により「宮川流域ルネッサンス協議会」を設立し、宮川流域エコミュージアムなどの地域に根ざした活動を展開している。

宮川流域を自然、歴史、文化、産業、伝統などの地域資源が集積する「生きた博物館」として捉え、長い年月をかけて築き上げてきた「地域らしさ」の背景や想いを「流域案内人」が伝えるエコツアーを定期的実施している。また、流域住民および子どもたちがふるさとの川である宮川への関心を高め、宮川流域が一つにつながっていることへの理解を促すことを目的に、流域住民やNPO、教育機関のボランティアによって、水質パックテストや水生生物調査等の水環境調査を、流域50ヵ所ですべて毎月行い、結果の情報発信等を行い、多様な主体の協働と連携によって事業が展開されている。

(6) 市民による流域再生に向けた活動の進展

1) 藤前干潟における干潟保全活動

藤前干潟では、昭和56年(1981年)に名古屋港港湾計画で西1区(藤前干潟の一部)が105haの廃棄物処理用地等として位置づけられ、藤前干潟を埋め立てる計画が持ち上がり、大きな社会問題となった。昭和62年(1987年)には、藤前干潟における埋立計画に対し藤前干潟を保全することを目的に、環境保全団体が15団体集まり「名古屋港の干潟を守る連絡会」を発足した。「名古屋港の干潟を守る連絡会」は、後に「藤前干潟を守る会」に改称している。

活発な保全活動等により日本中が注目する中、平成11年(1999年)に名古屋市は計画の撤回を発表した。計画撤回後も、藤前干潟を守る会では、藤前干潟の環境の保全と修復に取り組んでおり、平成15年(2003年)にはNPO法人格を取得している。

藤前干潟では、平成17年(2005年)に保全・活動拠点施設である稲永ビジターセンターと藤前活動センターが開設され、これらの施設を拠点として、NPO法人 藤前干潟を守る会による環境学習の推進や、藤前干潟協議会による藤前干潟の保全・活用方策の検討等が行われている。

2) 愛・地球博の理念と成果の継承

愛・地球博(2005年日本国際博覧会)は、平成17年(2005年)3月から9月にかけて愛知郡長久手町、瀬戸市で行われ、「人類と自然、地球が共存し、持続的な成長が可能な社会の創造」という理

念の下、「自然の叡智」をテーマに開催された。

愛・地球博の理念と成果を継承し発展させるため、名古屋市内では市民活動の拠点となる施設の建設や理念を継承したフォーラム等の取組が展開されている。

3) 象徴種の保護活動に関するネットワークの構築

中部地方における絶滅のおそれのある代表的な野生生物として、シデコブシやハリヨなどが挙げられる。現在では中部地方の里山の象徴種の一つとなっている。ハリヨは、湧水池及び湧水池を水源とする河川に生息し、かつては西濃地域一帯に生育していたことから、西濃地域のふるさとの象徴として親しまれている。中部地方では、「日本シデコブシを守る会」や「はりんこネットワーク」など、象徴的な種に着目した保護活動に関するネットワークが構築されている。

4) 市民の広範な活動の展開

伊勢・三河湾流域では、下図に示すように、森、里、川、海に関わる市民の広範な活動が展開している。

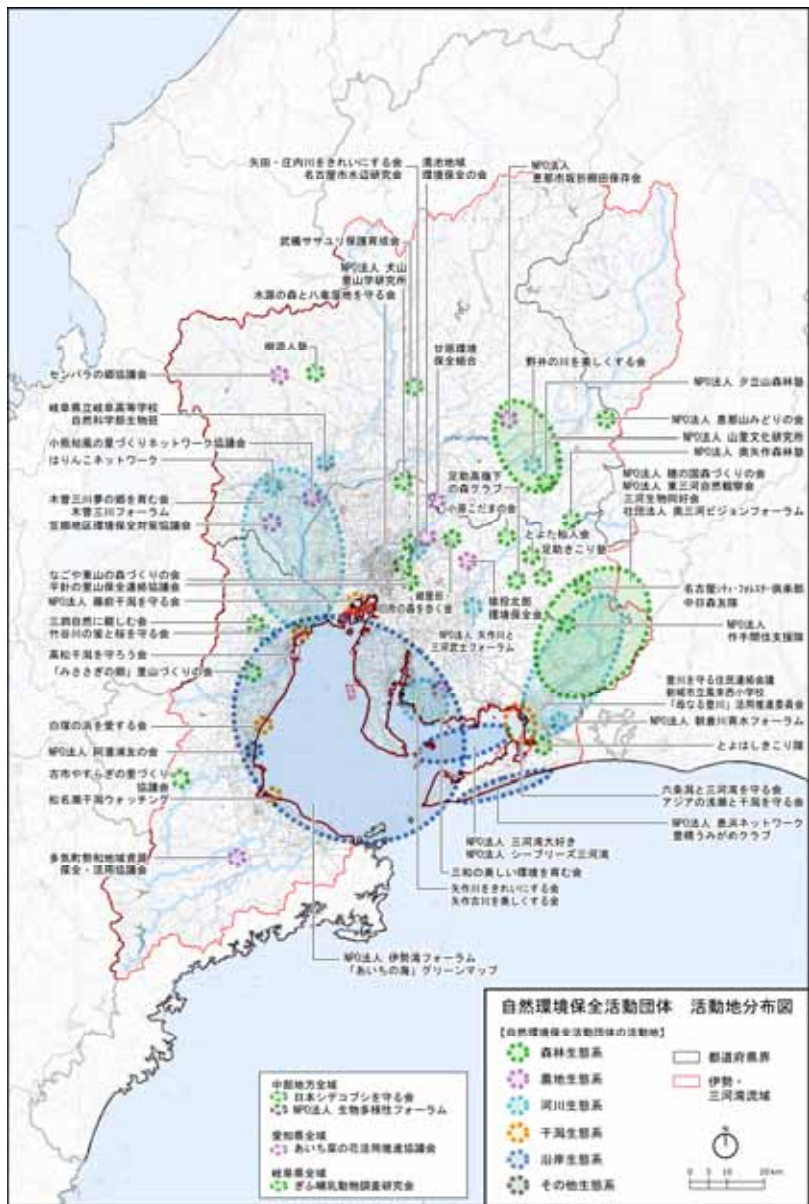


図3 - 2 - 18：主な自然環境保全団体の活動地の分布

6. 持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の概念と目標

4.及び5.において、「伊勢・三河湾及びその流域の現状と課題」及び「伊勢・三河湾流域再生に向けた流域圏のポテンシャル」について整理した。

伊勢・三河湾流域における生物多様性保全と持続可能な利用に向け、例えば「水質（COD値が依然として高い）赤潮・苦潮の発生」という課題に対し「伊勢・三河湾の環境モニタリング・情報公開の実施、矢作川のアユの生態調査、『伊勢湾再生行動計画』及び『三河湾流域圏再生行動計画』の計画策定とその実施」などの取組が既に行われていることが分かった。また、「干潟・藻場・自然海岸の減少」という課題に対し「伊勢・三河湾流域ネットワークをはじめとする多様な主体による『海の健康診断』の実施、沿岸部における干潟・藻場の再生」などの取組が既に行われていることが分かった。

このように、伊勢・三河湾における生物多様性の保全と持続可能な利用に係る課題を解決するための取組が既に始まっており、より効果的な取組を行うためには、多様な主体が参加することがキーワードとなる。

（1）生物多様性保全の考え方と目標

伊勢・三河湾流域では、かつては自然から豊かな恵みを得ていた地域であったが、高度経済成長期以降の産業の発達によって経済の基盤や都市の発達が進められ暮らしが豊かになってきた反面、海・里・川・森では多くの課題を抱えてきた。経済学の視点から、宇沢弘文は人類の貴重な遺産を確実に次世代に手渡すために、「社会的共通資本」の考え方を提唱している。

「社会的共通資本(Social Overhead Capital)」

「社会的共通資本は、1つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能とするような社会的装置を意味する。社会的共通資本は、一人一人の人的尊厳を守り、魂の自立を支え、市民の基本的権利を最大限に維持するために、不可欠な役割を果たすものである。社会的共通資本は、たとえ私有ないしは私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営される。社会的共通資本はこのように、純粋な意味における私的な資本ないしは希少資源と対置されるが、その具体的な構成は先験的あるいは論理的基準にしたがって決められるものでなく、あくまでも、それぞれの国ないし地域の自然的、歴史的、文化的、社会的、経済的、技術的諸要因に依存して、政治的なプロセスを経て決められるものである。」

（出典：宇沢弘文：「社会的共通資本」4頁：岩波新書）

宇沢は、生物多様性条約で目標とする「生物多様性を保全すること」、「生物資源を持続可能であるように利用すること」に関係する、「知識」と「文化」と「制度」について下記のように論じている。

「自然と人間との間の相関関係が具体的なかたちで表現されるのは、自然資源の利用という面においてである。伝統社会では、人やものの移動がきわめて限定されているため、生活を営む場所で利用可能な自然資源に頼らざるをえない。したがって、これらの自然資源の枯渇はただちに、伝統社会の存続自体を危うくする危険を内在している。伝統的社会的文化は、地域の自然環境のエコロジカルな諸条件にかんして、くわしい深い知識をもち、エコ・システムが持続的に維持できるように、その自然資源の利用にかんする社会的規範をつくり出してきた。

自然資源の利用にかんして、長い、歴史的な経験を通じて知識が形成され、世代からつぎの世代に継承されていった。自然環境にかんする知識と、その世代間を通ずる伝達によって、文化が形成されると同時に、文化によって新しい知識が創造されてゆく。何世代も通じて知識が伝達されてゆくプロセスで、社会的制度がつくり出される。そして日常的ないし慣行的な生き方が、社会的制度として確立し、一つの文化を形成することになる」

（出典：宇沢弘文：「社会的共通資本」211～212頁：岩波新書）

伊勢・三河湾流域の森、里、川、海そしてまちのそれぞれの地域や場所で、市民や地域が生物多様性を支え、生物多様性と生態系がもたらす恵みをより豊かにするために、持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）では、地域の現状と課題や、再生に向けた流域圏のポテンシャル、さらに「生物多様性保全と持続可能な利用」、「社会的共通資本」などの考え方を踏まえ、下図に示すように、3つの目標を設定する。

- 「知識」・「文化」：伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる
- 「行動」：伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する
- 「制度」：伊勢・三河湾流域の生物多様性保全・再生のための仕組みをつくる

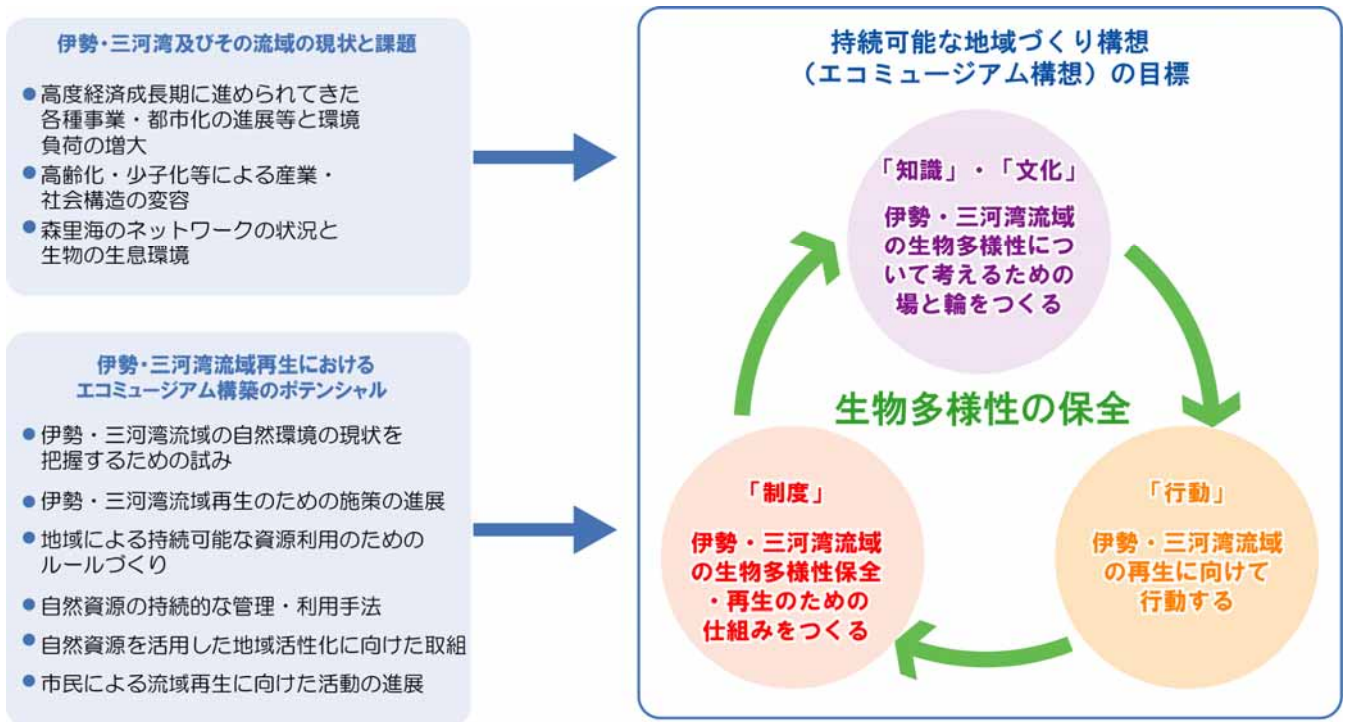


図3 - 2 - 19：現状・課題・ポテンシャルと持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の3つの目標

伊勢・三河湾流域は、河川源流域の奥山地域から、人と自然が関わりを持ってきた河川上中流部のヒノキ・スギなどの林業地域、都市を取り巻く身近な生物を育む里山地域、平坦地に広がる水田や畑地域および多くの人々の生活や産業が展開する都市地域を10の大河川が流下して、伊勢湾、三河湾に流入している。

また、森、里、川、まちが海を取り巻く本流域では、すでに、生物多様性を支える地域や市民の活動が各地で展開している。

そのなかで、伊勢・三河湾流域における生物多様性のコアとなるエリアが次図に示すように展開しており、これらのコアエリアの保全・再生およびコアエリアをつなぐ軸を、流域に関わるそれぞれの主体が認識しながら、上記の3つの目標実現に向けて、考え、行動し、仕組みづくりを進めていくことが求められている。

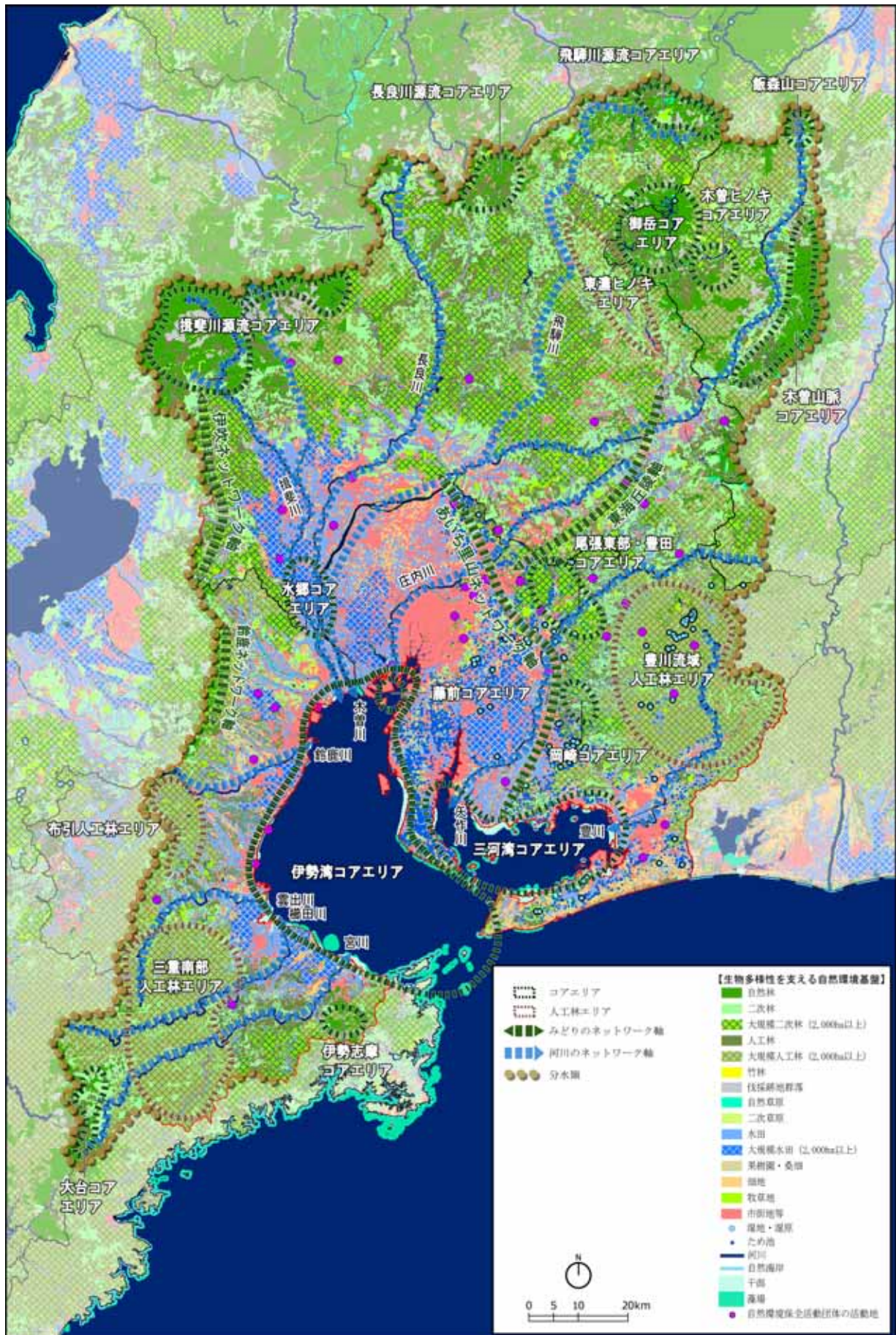


図3 - 2 - 20 : 伊勢・三河湾流域の生物多様性を支える自然環境と市民等の活動

(2) 「ポスト2010年目標日本提案」と伊勢・三河湾流域における目標

日本政府が生物多様性条約事務局に提出（平成22年1月6日）した「生物多様性条約ポスト2010年目標日本提案」では中期、短期の目標を以下のように掲げている。

1. 中長期の目標（2050年）

人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。

2. 短期の目標（2020年）

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。

生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。

生物多様性の主流化、多様な主体の参画を図り、各主体により新たな活動が実践される。

このうち短期目標についてみると、伊勢三河湾流域において、以下のように、既に2020年目標に向けて取組が始まっている。

生物多様性の状態に対して、多様な機関・団体による継続的な調査・分析とともに、市民による調査の広がり、知見の共有化が図られつつある。また、流域の土地利用の大半を占める人工林についても研究者と市民の協働により、全国で最も詳細な現況把握が行われている。

一方、海域や沿岸域の生態系サービスの恩恵は、アサリに象徴される〈食〉の恵みとして広く地域で共有され、さらに森林生態系のサービスを基盤として成立してきた上流域、中山間地帯の存続が地域の多様性維持のために重要な要件であることが多くの市民に共有され、全国的に見ても森林ボランティア活動が活発な地帯であると考えられる。

生物多様性の保全に向けた活動に対して、多様な主体による調査活動等を通じ、生物多様性保全や生物多様性を回復するため、干潟や藻場を守り再生する取組や、人工林の多様性の低下が山地災害を引き起こすことを明確に認識し林相改良に向けて行政、市民協働の取組として進められている。また、学校教育レベルでも干潟や里山、人工林の保全・再生に向けたプログラムが実施され、次世代を担う子ども達がこれらの取組に参加している。

生物多様性の主流化に対して、生態系サービスは、都市における市民生活においては意識されない場合が多いが、本圏域では市民がシンポジウムや勉強会に参加し知識として理解したり、現地調査やボランティア活動を通じ生態系サービスを体感する仕組みが形成されつつある。

伊勢・三河湾流域において、生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させることとする「2010年までの目標」の達成は困難であるが、ポスト2010年目標をより確実なものとするため、今後さらに積極的な取組を進めることが求められている。

(3) 構想の3つの目標とすでにはじまっている取組

本構想では3つの目標を掲げているが、伊勢・三河湾流域では目標実現のためにすでに多くの取組がはじまっており、これらを広く情報発信するとともに、一層の取組の拡充を図るものとする。

目標1：伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための
場と輪をつくる

食べ物の現状について考える場の例

- ・ 当たり前前に食べてきたもの、普通に獲れていたものが危機的な状況にあることを考える

水質の課題について考える輪の例

- ・ 伊勢・三河湾の水質を知り、考える

海を感じるができる場の例

- ・ 身近な海の環境をこどもたちが学ぶ場をつくる

海の生物の現状について考える輪の例

- ・ 砂浜が痩せ細りアカウミガメの産卵場所が減少していることを考える

海の漂着ゴミについて考える輪の例

- ・ 海面浮遊及び海岸漂着ゴミの量が依然として多いことを知る

河川の汚濁について考える場の例

- ・ ヘド口の流下による河川の汚濁などの課題があることを知る

外来生物について知り、考える場の例

- ・ アライグマ、オオクチバス等、外来生物が増えていることを知る

人と野生動物の共生について考える場の例

- ・ 人と野生動物との軋轢を解消するための方法について考える

森の現状について知り、考える場の例

- ・ 近世には乱伐などによりはげ山が広がっていたことを知る

森の現状について知り、考える場の例

- ・ 平成2年から10年間に森林の転用が約11,000haに及ぶことを知る
- ・ 人工林の間伐が遅れると流域に影響があることを知る

目標 2 : 伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する

生物多様性と地域再生に向けた行動の例

- ・生物多様性保全と持続的な資源の配分について、中部地方における地域・住民が受け継いできた様々な知恵・技術を借りながら解決する

生物多様性と地域づくりについて行動する例

- ・中部地方共通の課題を個性化、深化していくことによって生物多様性保全に向けた力とする

海の再生に向けた行動の例

- ・かつての豊かな伊勢・三河湾の環境を取り戻すために行動する

海の再生に向けた行動の例

- ・伊勢・三河湾の水質を体験する

干潟の再生に向けた行動の例

- ・干潟などの機能を学び、行動する

里の再生に向けた行動の例

- ・持続可能で循環型の里や集落の営みを持続する

里の再生に向けた行動の例

- ・多くの生き物を育む水田などの農地と農村自然環境を地域ぐるみで保全する

森の再生に向けた行動の例

- ・森の健康度について楽しみながら体感する機会を設ける

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・伊勢・三河湾流域における生物の生息環境の推移や生息数の変化を調査する

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・森里海の分断要素による負荷を軽減する

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・森・里・川・海の生きものを観察する機会を設ける

森・里・川・海をつなぐ行動の例

- ・伊勢・三河湾の再生のため、海から森を考え、森から海を考えて行動する

目標 3 : 伊勢・三河湾流域の再生のための仕組みをつくる

情報の共有化を図る仕組み例

- ・生物多様性には私たちの生活環境と全て関連しているという情報を発信する

地域の現状の調査を進める仕組み例

- ・生物の生息状況、水質、赤潮・苦潮の発生、ヘドロの流下、漁獲量、など自然環境に関わるデータを収集するため、国・県・市町村・研究者が協働して調査を進めると共に、その結果を市民が把握できるように公開する仕組みを考える。

地域の自律に向けた仕組み例

- ・地域の自律に向けてそれぞれの場所で工夫する

持続可能な資源利用に向けた仕組み例

- ・地域に応じた持続可能な資源利用のためのルールづくりを進める

伊勢・三河湾流域の再生に向けた抜本的な改革を提言する例

- ・新たな第三機関の設置など、抜本的な改革を提言する

7 . 構想の実現に向けた戦略

伊勢・三河湾流域の地域・市民が、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための構想の実現に向け、「6 . (3) すでにはじまっている取組」に加え、以下の2つの戦略的取組を進める。

戦略 1 : 生物多様性保全と持続可能な利用に向けた枠組の強化

保護地域化の例

- ・海域を含め流域全体の必要箇所における生物多様性の保全と持続可能な利用のための自然公園法等による保護地域化と自然再生（干潟造成も含む。）

流域再生に向けた取組例

- ・生態系の保全再生を図りながら持続可能な利用を進めるための取組

生態系ネットワーク計画に基づく里山復元

代償ミティゲーションに関する調査検討

希少野生動植物の保全

市民活動支援策の充実例

- ・持続可能な資源利用展開に向けた市民活動支援策の充実

戦略2：人（組織）や情報のネットワークの構築に係る取組の展開

多様な主体の組織化の例

- ・国・県・市町村・市民・企業・マスコミ・専門家による流域圏円卓会議（エコミュージアム協議会）等の組織化

（仮称）「伊勢・三河湾生命流域協働体」構築の検討

伊勢・三河湾流域を「生命流域」(Bioregion)ととらえ、流域の生物多様性の保全と持続可能な資源利用を実現させるため（目的）、多様な主体が協働する仕組みとして、以下のような協働体の構築の検討を進める。

協働体の構成

構成員：目的に賛同、意欲的に参加し、協働することを望む関係行政機関、関係団体・法人、専門家

流域内の生物多様性の保全と利用を発展させることを望む行政、各種団体等
流域内の生物多様性の保全に関する研究を進める研究者、学識者等
持続可能な社会への貢献を考える企業、NPO等
環境都市を目指す自治体
普及啓発を担うマスコミ等
森林、農業、漁業関係団体
水源、水質浄化、水利などに関連する団体、協議会 等

オブザーバー：目的に賛同、関心をもって見守り、支援することを望む団体等

図3 - 2 - 21：生物多様性保全と持続可能な社会づくりのため
「伊勢・三河湾生命流域協働体」の構築（案）

多様な主体が交流できる場の例

- ・中部環境パートナーシップオフィスのような多様な主体が交流に参画できる場の確保
- ・各種講座の開催など人材育成と人材交流を進める仕組みづくり

多様な主体が持続的に活動できる仕組み構築の例

- ・生物多様性保全事業に関わるNGO等の持続的な活動を進めることができる仕組みづくり

多様な主体が交流できる仕組み構築の例

- ・ホームページなどによる伊勢・三河湾流域における生物多様性情報の共有化

第4章 多様な主体が参画する場の結成及びC O P 1 0 への情報発信

1. 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）のための事前の検討

（1）中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）開催に向けた検討

第3章で示した伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を圏域全体の取組として拡大するため、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）の開催について事前に検討した。

具体的には、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）開催の試金石となる国の地方支分局による円卓会議を、中部地方環境事務所が事務局となり、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局の参画を得て平成21年10月に開催した。

国の地方支分局による円卓会議に着目したのは、平成22年（2010年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議（C O P 1 0）が愛知県名古屋市において開催されるが、同条約では多様な主体の参画が条約の目的達成のために不可欠であるという認識が広まっていること、また、条約の目的を達成するためには、まず、中部地方に所在する国の地方支分局がC O P 1 0に向けて情報共有・対話を行い、さらに、関係する民間部門、地方自治体などへの普及啓発、取組の促進に範囲を広げることが効率的・効果的なためである。

円卓会議の結果、国の機関が横の繋がりで情報を共有することの重要性が共有され、円卓会議の必要性が示唆された。さらに、可能な範囲で中部地方における民間部門、地方自治体などのセクターとの合同の円卓会議を開催し、条約の目的達成の取組の環を広げることが期待され、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）の有効性が示された。

（2）宣言文案の検討

伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）の圏域全体での取組に拡大していくことを目指した宣言文案を意見交換会委員の意見を踏まえて検討し、以下のとおりにとりまとめ、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）において提示することとした。

宣言（案）

伊勢・三河湾流域において、私たちは多様な生物とその生息環境から多くの恵みを受受して、暮らし、働き、学んでいることから、この流域を「生命流域」と呼ぶことができます。生命流域の生物多様性と生息環境は、わたしたちの命と次世代を育む社会的共通資本の重要な構成要素の一つです。

過去50年間の私たちの急激で行き過ぎた経済社会活動により、快適で便利な生活が出来るようになった反面、森、里、川、海への人為的負荷が増加し、生物多様性と生息環境に危機が迫っています。

この現状を真摯に反省し、生命流域において、クジラが伊勢・三河湾に回遊し、里海ではアサリがわき、アユが川をのぼり、トンボやチョウが里山を舞い、森には様々な鳥がさえずり、そして、将来世代が真に豊かな生活を営めるように、永年の蓄積と経験に支えられた「地域の知恵」も活かしつつ、私たちが生物多様性と生息環境を保全・再生し、賢明な利用を実現していくことが必要です。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催を契機に、伊勢・三河湾流域の生物多様性及び生息環境の保全・再生と賢明な利用をめざし、森の人、里の人、川の人、海の人がそれぞれの立場を超えて、つながり、協働し、活動を広げていくため、以下の宣言を行います。

- 1 伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための「場」に参加し、大きな「輪」をつくっていきます
- 2 伊勢・三河湾流域の再生に向けて、それぞれの場で行動します
- 3 伊勢・三河湾流域の生物多様性保全と再生のために、よりよい仕組みをつくります

2. 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの開催

2-1. 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの概要

（1）開催概要

名 称：「伊勢湾 森と海の未来」

日 時：平成 22 年 3 月 6 日（土） 13：00～16：15

開催場所：愛知県産業労働センター ウィンクあいち 大ホール

主 催：環境省中部地方環境事務所

共 催：中日新聞社

協 賛：カゴメ株式会社、NEXCO 中日本、ユニー株式会社

参加者：中部地方の生物多様性保全に関わる市民、民間団体、企業、自治体など約 400 名

（2）中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの目的

平成 22 年 10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市において開催されることを契機として、主に伊勢・三河湾流域の多様な生き物を社会共通の財産と捉え、それらと共存しながら豊かな営みを続けてきた地域づくりの知恵を見直し、生物多様性保全に向けた新たな取組のきっかけを提案することを目的とする。

（3）中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの概要

開会挨拶（13：00～13：10）

環境省中部地方環境事務所長 市原信男

「平成 21 年度エコミュージアムを活用した持続可能な地域創出のための調査」の調査の経緯及び内容を説明するとともに、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を紹介した。

基調講演「社会的共通資本と生物多様性」（13：10～14：10）

東京大学名誉教授 日本学士院会員 宇沢弘文

宇沢東京大学名誉教授には、エコミュージアム構想策定委員会（意見交換会）の検討過程を伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）案とともに送付しており、これを踏まえ当該構想策定の取組が社会的共通資本の重要な構成要素である生物多様性の保全を推進していく上で重要である旨発信していただき、本調査の成果を広報・普及した。

パネルディスカッション「流域の人と自然がつながるために」（14：25～16：00）

・コーディネーター：片田 知行（中日新聞 岐阜支社長）

・パネラー：清野 聡子（九州大学大学院）

亀井 浩次（NPO 法人 藤前干潟を守る会）

丹羽 健司（矢作川水系森林ボランティア協議会）

海の人（元漁師 犬飼 一夫）

山の人（林業 鈴木 章）

上記 の開会挨拶で紹介した伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を圏域全体の取組として拡大するため、民・産・学・官が一同に会する中部

環境円卓会議（エコミュージアム協議会）として、パネルディスカッション「流域の人と自然がつながるために」を開催した。海エリアの代表者として亀井浩次氏（NPO 法人 藤前干潟を守る会）が、森・里エリアの代表として丹羽健司氏（矢作川水系森林ボランティア協議会）が、各エリアの現状及び取組を報告した。学識経験者として、清野聡子准教授（九州大学大学院）が中部圏における自然資源利用の歴史を踏まえて地域性を明らかにし、生物多様性の保全と持続可能な利用を可能にしてきた地域の知恵の重要性を指摘した。また、漁業・林業といった生業に地域で長年携わってきた海の人、山の人も議論に加わった。

シンポジウム宣言（15：50～16：00）

上記の議論をふまえて、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）として、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）をさらに進めていくための宣言文（案）がコーディネーターの片田知行氏から示され、満場一致で採択された。

2 - 2 . 実施結果詳細

1) 基調講演

宇沢弘文先生による「社会的共通資本と生物多様性」をテーマとした基調講演の詳細は次のとおり。

表 4 - 2 - 1 : 基調講演 要旨

【基調講演要旨】

1972年にストックホルムにおいて第1回国連人間環境会議が開催されました。その背景には、工業化や都市化の進行、公害問題の発生などがありました。開催国のスウェーデンでは湖が死に、魚や森も死ぬという問題が発生しました。その原因は東ヨーロッパやイギリスなどが原因の酸性雨でした。こうした問題は、個別の国ではなく、世界が一緒になって取り組まなければ解決できない問題です。

1980年代になると地球温暖化問題が取り上げられるようになりました。集中豪雨や早魃、海面上昇、ヒマラヤや南極の氷河の融解、ハリケーン、サイクロン、台風のルートや強さの変化など、気温上昇が原因と考えられる現象が多く現れてくるようになったからです。

1992年にはブラジルのリオデジャネイロで第3回国連環境開発会議が開催され、地球温暖化や生物多様性など地球環境全体にかかわる問題について対策が検討されました。

私はそれに先立って、1990年10月にローマで開催された地球温暖化をテーマとした経済学者の会議において、基調論文を発表しました。その中で、世界レベルで安定性が崩れている大気を社会的共通資本と考えて、それを安定的に維持していくために、持続的経済発展が可能な水準で「比例的炭素税」を導入することを提案しました。これは、先進国と途上国では収入格差があることから負担できる金額が異なるので、それぞれの国の所得水準に合わせて炭素排出に対して課税するという考え方です。

しかし、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)に際して、アメリカの経済学者は比例的炭素税だけでなく炭素税そのものに反対しました。その理由は、アメリカには低質な石炭が無尽蔵にあり、南部を中心とする貧しい地域の支えになっているとともに安い電力の供給を可能としており、それにより世界に対する競争力がつくという構造となっていることに加え、遠方からの車通勤が一般的で、CO₂の排出量も多いためです。そして、1990年の排出量に比べて、日本6%、アメリカ8%、EU8%のCO₂を削減するという実現性の乏しい、ペナルティーもない目標が示されるにとどまりました。しかも、その後、アメリカは締結国から脱退し、排出権取引という倫理的、経済的に問題ある考え方を提案しました。

生物多様性という言葉に象徴されるように美しく豊かな自然と人間が調和して暮らしていくというバランスが、戦後、特に京都会議以降、崩されてきていると感じています。

社会的共通資本とは、ある国、社会、地域の人々が人間的なプライドを保って、豊かな経済・

文化活動を持続的に行えるような制度、自然環境、社会的インフラストラクチャーを意味します。これまで、自然環境は経済学の中に含まれる概念ではないという考え方が一般的で、経済学で自然環境問題を扱うことはタブーとされてきました。なぜなら、経済学とは森から木を切ったり、海や川から魚を取ったりといったように、自然からどれだけ経済的価値を得ることができるかを扱う学問だったからです。

私が社会的共通資本の考え方を強く意識するようになったのは、水俣を訪れて悲惨な状況を見て、近代経済学あるいは一般経済学の考え方に反発を感じたからです。

重要な社会的共通資本である自然環境や文化、医療、金融、教育などは、これまで経済学においてあまり考察の対象とはなってきませんでした。

社会的共通資本の考え方のきっかけになったものは、リベラルな哲学者で第一高等学校の校長でもあった安倍能成先生が校舎を接収しに来たGHQの将校に向かって言った「第一高等学校（高等教育）は先祖が残してくれた貴重な遺産である教養（リベラル・アーツ）を学んで、教育に資するとともに、それを次の世代に伝えていく場である」という言葉でした。また、ジョン・デューイの教育は、学校でバックグラウンドの異なる学生同士が一緒に考え、ものを作り出すことで社会的存在に成長していくものである、人間は生まれながらにして個性的な存在で教育はそれを伸ばしていくものであるなどという福沢諭吉の考え方と同様の考え方も重要だと考えています。

地球温暖化や生物多様性といった地球規模の問題を、経済学的視点からではなく、社会的、倫理的視点から考えようとするグループの集まりが1995年にナイロビでありました。このとき、カナダの研究者ハイデンリッヒが、こうした問題は近代文明の考え方、すなわち自然の摂理ではなく人間の勝手な考え方によって発生するので、アメリカ先住民の「自然の摂理に従って暮らすことが重要」という考え方を学ぶという基調講演がありました。

しかし、京都会議では、地球温暖化や生物多様性の問題を解決すべく提案した比例的炭素税の考え方は無視され、実効性のない数値目標だけが設定され、問題は一層深刻となっています。

こうしたことから、自然と調和して生きるという考え方が、政策的、制度的に重要であるという考えが世界的に広がっています。

しかし、オバマ政権の経済政策には、ラリー・サマーズという経済学者が中心的役割を果たしていますが、彼は公害を起こす工場は米国内よりも補償などのコストが安い外国に移転させるようにすべきなどと言うような俗物的な経済学者で、問題があると思われます。日本でも、鳩山政権になり25%のCO₂削減目標が公表されましたが、本当に達成できるのか、そうすることが日本にとって本当に良いことなのかといった問題もあります。

地球温暖化や生物多様性などの世界的な問題については、多くの国から支持される政策を打ち出すことが必要です。比例的炭素税のように途上国にも適用できて、中国やロシアも参加できるものでないと意味がありません。

この講演に先立って、色々と資料を送っていただき、伊勢・三河湾流域では優れた調査研究や取組が行われていることが分かり、私の出番はないなと感じました。こうした調査研究や取組がさらに進展し、政策に影響を及ぼせるようがんばっていただきたいと思います。

この森と川と海を守る素晴らしい取組を、日本全国に広げて、国の基幹となる政策を、資料に基づいて、つくっていただくことを願っています。

【質疑応答要旨】

質問者：1980年代から地球温暖化というお話でしたが、私はあまり実感が無いのですが。

宇沢：1980年代に急に温暖化が進んだということではなく、地球温暖化が原因と考えられる気象などの異変が多く発生し、それが1990年代の様々な国際会議に繋がったということです。

質問者：新聞にデータの捏造問題が載ったことから、多数決で決まったことが正しいのかという疑問を感じたため、質問しました。

宇沢：IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、千人近い科学者が参加しており、その共通の視点が提出されていると思います。

質問者：比例的炭素税はこれから排出される炭素についてのものでしょうか。産業革命以降に

排出してきた炭素を計算して、それも考慮するという方法も考えられるのではないのでしょうか。

宇沢：比例的炭素税の考え方では、CO₂排出が大気に及ぼす影響はその国の経済水準に比例するという基本的考え方に則っています。一方、排出権取引という考え方は、CO₂は世界のどこで出しても同じという考え方に基づいており、正反対の考え方です。

2) パネルディスカッション

パネルディスカッションの詳細は次のとおり。

表4 - 2 - 2: パネルディスカッション 要旨

【パネルディスカッションの趣旨説明】

伊勢湾・三河湾には、大きな10水系があります。その川をさかのぼっていくと、岐阜や長野、三重、福井などの山にたどり着きます。流域は、濃尾平野を中心に里があり、都市が形成されています。このように、森、里、川、都市、海は本来、つながっているのです。その連鎖が、戦後の経済成長の陰で、断ち切られているから、問題がいろいろ起きているというわけです。水の流れだけでなく、流域の多様な生きものとその生息環境から多くの恵みを受けて暮らし、働き、学んでいる私たち、人々もまたそのつながりが薄くなって来ています。

このパネルディスカッションが「流域の人と自然がつながるために」と名付けられているのは、そんなわけです。

【パネラーからの話題提供】

(藤前干潟を守る会 亀井 浩次)

名古屋市港区にある渡り鳥飛来地にゴミ処分場を建設する計画がありました。藤前干潟を守る会ではその保全活動や干潟の生物の調査研究などを行ってきました。様々な調査を実施する中で、名古屋市が行ったアセスメントでは分からなかったことも見つかりました。

ゴミの分別やリサイクルが進んだ結果、埋め立てが必要なゴミが減り、藤前干潟は埋め立てられずに済み、2002年にはラムサール条約にも登録されました。

干潟の生態系は多様で、鳥だけでなく様々な生物が生息しています。しかし、シギやチドリといった渡り鳥の飛来数は減少を続けており、ゴカイなども見られなくなりました。海の変化はハマグリ漁の漁獲量が急減し始めた1975年頃から目立ち始めました。特に夏から秋にかけて低酸素の海水が底に滞留することが原因と考えられます。

渡り鳥の飛来数の減少は、海の生物の減少も原因ですが、渡り鳥の通り道である干潟が少なくなっていることも原因だと考えられますので、そうした干潟を生態系を含めて保全することが重要であることをCOP10でアピールしたいと思います。

(矢作川水系森林ボランティア協議会 丹羽 健司)

地球上では1日に100種類の生物が絶滅し、1秒にサッカー場1面の森林が砂漠化し、4秒に一人が餓死しています。世界中のNPOが集まって地球の将来について話し合いましたが、その結論は「絶望」の一言でした。しかし、ピーター・バーグは「絶望には早い。日本の山里へ行こう。」「自然の中で持続的な暮らしを千年以上も続けている日本の山里の暮らしを見習うべきだ」と述べました。しかし、現状を見てみると、1週間に1つの集落が消滅し、そこで培われた文化や教育や伝統も消滅しています。

世界第2位の森林率を誇る日本ですが、草木が生えない、生物の息吹を感じられない人工林が多くあり、それがどこにどれだけあるかも分かっていませんでした。

そこで市民と研究者の協働により、「森の健康診断」として実態調査を行い、この5年間で矢作川流域全域の人工林を調査しました。その結果、空の見えないような山が多いことが分かりました。山里の集落が減少し、山を手入れする人が減っているからです。

また、持続的な暮らしは農業や林業が基本であり、山里で持続的な暮らしをした経験がある

方に話を聞く「聞き書き」も行っています。

こうした取組を通じて、地域で起こっていることを、発信していきたいと思います。

(九州大学大学院 清野 聡子)

日本の自然資源利用問題を考える場合に、現在だけでなく幕藩体制時の資源利用についても研究する必要があり、中でも中部地方は特に重要な地域です。伊勢湾地域は日本の中心部にあり、他地域との交流が盛んであっただけでなく、海外との交流も盛んでした。

濃尾平野についてみると、「干陸化のルーツ」でもあり、戦国時代から干拓して利用可能な土地を広げることが行われてきました。

生物多様性は、生物を調べ分類するという地道な作業の結果、多様な生物がいることが分かった結果生まれた言葉であり、そうした根気のいる作業を得意とする土地柄に合っていると思います。海苔の規格などナショナルスタンダードが三河で多く生まれたのも、そういった背景からだと思われます。

伊勢湾域に残る干潟が日本の水産業にとっても貴重なもので、是非守っていただきたいと思います。COP10では地域から国内、国際へつなげていくことが問題となります。多様な自然と暮らしてきた知恵を拾い集めて伝えていくことを発信してほしいと思います。

【流域の人と自然がつながる方法に関する意見交換】

(片田コーディネーター)

こうした現状を前提に、人と自然がつながるために、どうしたらいいのかということについて、ご意見をお願いします。

(パネラー：亀井)

ビジターで来る人に自然に対する意識をつくることを心がけていますが、即効性であるものではありません。社会全体が動くためには15%~20%の人が変われば、社会全体がついてくるという話があるので、人より早く気付いた人が先導して、進めていくしかないと思います。COP10までにもっと意識を高めていきたいと思います。

(パネラー：丹羽)

日本の社会は効率を求めすぎてきたと思います。森や海についてももっと五感で感じるべきだと思います。素人が集めたデータでも、公表されたときに、豊田市の場合のように、行政を動かすこともあります。また、自然と折り合う知恵は50年前まで当たり前だったので、それを「聞き書き」によって形にして後世に伝えていきたいと思います。都会で考えるのではなく、現場に来てみんなで考えることが重要です。

(パネラー：清野)

生物多様性の保全とは、人と自然がどのように折り合いをつけて暮らしていくかということと関連が深いと思います。木曽川を見れば分かりますが、この地域の人々は自然と折り合いを付けながら木曽川を極限まで利用してきたという歴史があります。そうした経験を是非COP10でもアピールしてほしいと思います。

(片田コーディネーター)

パネリストの3人の方からは、共通して、山の人も海の人も川の人、それに町の人もが、同じ認識を持ち、話し合い、行動していくととから始める必要があることが強調されたように思います。都市の快適な生活が、実は海や山の生きもの、自然の犠牲の上に成り立っていると考えると、本当に人ごとではありません。

【「海の人」「山の人」からの意見・感想】

(「海の人」藤前干潟を守る会 犬飼 一夫)

最近の干潟は昔に比べて砂が減ってヘドロ化して、生物の種類も数も減りました。昔は、砂地の浅瀬が多くあり良い漁場でした。干潟を埋めて新田をつくっても、川が砂を運んできてくれて、新たな干潟が生まれました。しかし、今はダムができて、砂が運ばれてこないで、干潟はヘドロ化し、新たな干潟も生まれません。

（「山の人」 山の杜学舎 鈴木 章）

海の方は山の方に期待していると感じますが、実際は山で働く人は、海や生物多様性のことはあまり考えていません。山では、一斉に造林された人工林が 50 年生に達して、伐期を迎えています。皆伐はできませんが、間伐して利用しようという動きになっています。

山が再生すれば雇用が生まれ地域も活性化するというが、今の機械化された伐採システムでは雇用は生まれず、他地域の事業者が入って山を食いつぶして去って行き、山は放置されるという状況が起こることを懸念しています。山の人たちは無力ですので、市民活動で間伐のサポートだけでなく、地域再生のサポートもお願いできればと思います。

【パネルディスカッションまとめ】

（片田コーディネーター）

伊勢湾 10 水系の流域は今、瀬戸際に立っているのかもしれませんが、でも、まだ立ち止まれる、まだ自然を、生きものを守りついでいけるのでは、という希望も見えてきました。COP10 では、ただ、会議が行われるだけでは何も生まれません。会議の成果を、私たちはこれから、いや今から、暮らしや仕事の中に生かしていかなばなりません。豊かな自然は、私たちが浪費していいものではありません。子どもたち、孫たち、その先の世代へ、未来永劫引き継いでいかなばなりません。そんな思いを強く持てたのではないのでしょうか。そのために必要なのは、正しい知識と情報の共有、具体的な行動、行政施策を含めた制度整備という 3 点に集約されると思います。

また、下記の団体が生物多様性に関するパネル展示を行った。

各団体は、伊勢・三河湾の沿岸域における自然環境や生物の状況と問題点、自然観察会等の普及啓発活動の実施状況や、矢作川上流部における森の健康診断等の取組み状況等それぞれの活動内容を紹介する展示を行った。また、企業は原料調達や流通過程における生物多様性への配慮取組や事業の副産物で生じる草木のリサイクル等の取組み成果を展示した。行政は生物多様性に関連する施策、計画、事業について、成果や概要を展示し、参加者の多くに情報発信をすることができた。

表 4 - 2 - 3 : パネル展示出展者一覧

【2階】			【3階】		
番号	種類	出展者	番号	種類	出展者
1	NGO	伊勢三河湾流域ネットワーク	1	行政	中部地方環境事務所
2	NGO	矢作川水系森林ボランティア協議会	2	行政	東海農政局
3	NGO	藤前干潟を守る会	3	行政	中部地方整備局
4	NGO	グリーンマップあいち	4	行政	愛知県
5	NGO	山里文化研究所	5	行政	岐阜県
6	NGO	ミクロ・コスモスみえのうみ	6	行政	長野県
7	NGO	白塚の浜を愛する会	7	行政	三重県
8	企業	中日本高速道路(株)	8	行政	名古屋市
9	企業	カゴメ株式会社	9	行政	蒲郡市
10	企業	ユニー株式会社	10	行政	一色町
			11	行政	吉良町
			12	行政	幡豆町
			13	行政	生物多様性条約第 10 回締約国会議支援実行委員会

基調講演



宇沢先生による基調講演

パネルディスカッション



パネラーからの話題提供の後、活発な議論が行われた

シンポジウム宣言



パネル展示



熱心に展示を見ている参加者も多く、展示を介して参加者相互が交流した

2 - 3 . 中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの成果

中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムは、「主に伊勢・三河湾流域の多様な生き物を社会共通の財産と捉え、それらと共存しながら豊かな営みを続けてきた地域づくりの知恵を見直し、生物多様性保全に向けた新たな取組のきっかけを提案すること」を目的に実施された。この目的に対してどのような成果が得られたかについて以下に整理した。

（１）自然環境を社会共通の財産として捉えることの重要性の発信

シンポジウムでは、社会的共通資本の考え方の重要性、生物多様性との関係、社会的共通資本の構成要素である自然環境の重要性について講演いただき、すべての人々が経済的にも文化的にも人間的に魅力ある社会を持続的に維持するためには、自然環境を社会共通の財産と捉え、自然の摂理に従って生きることが重要であることについて発信することができた。

また「自然と調和して生きる」という考え方が、政策的、制度的に重要であり、地球温暖化や生物多様性の喪失などの世界的な問題について、多くの国から支持される政策を打ち出す必要性があることを示した。

（２）生物多様性保全に向けた取組や地域づくりの知恵の発信

パネルディスカッションでは、藤前干潟を守る会亀井氏から藤前干潟での取組を中心に海の現状と課題について、矢作川水系森林ボランティア協議会丹羽氏より矢作川上流域での取組を中心に森の現状と課題についての話題提供がされた。そして、九州大学大学院清野先生が「地域知」の概念について説明し、海や森などの多様な自然とともに暮らしてきた知恵を発掘し伝えることの重要性を示した。

また、実際に農山漁村で生業を営む「海の人」「山の人」の「生の声」によって、農山漁村を取り巻く実状が語られた。

このようにパネルディスカッションでは、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）として、市民活動団体、有識者、漁業者、林業者などが一同に会して意見交換を行うと共に、その内容を広く市民に発信する機会となった。

（３）多様な主体による交流の促進

会場ホワイエで行われたパネル展示では、生物多様性保全に向けた NGO、企業、行政等による取組について発信した。開演の前後と休憩時にはパネル展示を熱心に見る参加者の姿もみられ、ホワイエは多くの人で賑わった。また、展示について NGO が積極的に内容の説明を行い、「シンポジウムをはじめ多くの団体が集まり、情報交換する機会をこれからも設けて欲しい」、「生物多様性保全に取組む団体にとって COP 10 の意義を考えてみたい」等の声が聞かれ、本シンポジウム終了後に参加者同士で自主的な交流の場が設けられる等の展開がみられた。

（４）成果を活かした今後の展開

本調査で作成した持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）及び普及啓発シンポジウムの成果を活用して、次に示す取組みを今後展開していくものとする。

まず、広域連携事業の構築手法について、他地域でも応用できるように、構想を検討過程や宣言文も含めて、中部圏で平成 22 年度を中心に開催される全国規模・世界規模の行事（COP 10 プレコンファレンス、全国豊かな海づくり大会、生物多様性条約第 10 回締約国会議併催屋外展示会等）で発信する。

また、「海の健康診断」、「森の健康診断」、「流域再生調査」活動等、伊勢・三河湾流域における持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を実践するための活動に積極的に協力し、支援する。さらに、各主体が連携・協働するプラットフォームの重要性を考えるシンポジウム（仮称：生物多様性流域対話）の開催等を通じて、中部環境円卓会議（エコミュージアム協議会）がCOP10後の展開を含めて中部圏における広域地方計画を実現するための多様な主体の参画による地域環境や生物多様性の保全活動を推進する。

伊勢・三河湾流域における保護地域等の設定は、持続可能な地域づくり構想（エコミュージアム構想）を推進していくさらなる原動力となるため、それぞれの保護地域制度を所管している機関との連携や働きかけを行っていくことを検討する。

平成 21 年度 広域ブロック自立施策等推進調査
エコミュージアムを活用した持続可能な地域創出のための調査報告書

平成 22 年 3 月

環境省中部地方環境事務所

本報告書（表紙を除く）は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料『A ランク』のみを用いて作成しています。

